

第3章 千提寺・下音羽のキリシタン信仰

井 藤 暁 子

はじめに

我が国にキリシタン信仰がもたらされたのは、天文18(1549)年、イエズス会創始者の一人、フランシスコ・ザビエルが鹿兒島に上陸したときからである。イエズス会は、宗教改革にゆらぐカトリック教会にあって、ローマ法皇への絶対的服従と、中央集権的な組織のもとに、プロテスタントと対立し、世界布教へのりだした会派である。ゴアにインド管区をおき、インド以東の東アジア全域を管轄した。インド管区の下には、日本布教区・シナ布教区があった。ザビエルは、インド管区の担当者であった。

ザビエルは目的を果たせないまま、わずか2年で日本を去り、中国に向かう途中の天文21(1552)年、ポルトガル領マカオ沖の上川島^{サンシエン}で没する。そして、この年に現在の大阪府豊能郡豊能町高山で誕生したといわれるのが、戦国時代のキリシタン大名として有名な高山右近である。右近の父、飛騨守をはじめとした高山家とキリシタン信仰との結びつきは、清貧・純潔・服従という三つの誓約を掲げたイエズス会の思想が、山間部の荘園経営者から出発した高山家の武家思想と合致したことによるのであろうか。

そして、この高山右近と、教科書にも掲載されるほどこれも高名なザビエル画像などが発見された本地域のキリシタン信仰とは、実際にはどのようなつながりを示すのか、これが本調査の最初の問題点であった。

本章で述べたのは、以下の点である。

- (1) 高山右近と本地域との関係
- (2) 江戸時代の禁教政策の本地域での実態。とくに、中世には忍頂寺五ヶ庄であった本地域が、江戸時代も少し過ぎた寛永期から京都所司代板倉重宗の役知になった意味は大きいと思われる。重宗は、第6章で述べる禪宗の一派、黄檗宗の祖となった中国僧隠元が現在の高槻市摂津富田の普門寺に入った時に、幕府としてその来由を問いにやってきた人物でもある。本地域にキリシタン信仰が隠され、遺物が守り抜かれた遠因として、今後は、板倉重宗像の解明も必要なようである。
- (3) 本地域で発見されたキリシタン遺物の実態を再把握しようと試みた。発見された遺物がどのようなもので、どのような時期に本地域に入ってきたものなのか。したがって、何を本地域のキリシタン遺物として認めるのか、という点を明確にした。また、移譲された遺物についても、種類や点数などを明確にした。
以上については、遺物の保持状況から見た本地域での当時のキリシタン宗団を理解するための一助になれば幸いである。
- (4) さらに、最後に、本地域での遺物発見から今日に至るまでの各種経過を記録した。遺物の紹介、保存、研究などの取り組みを簡単に記録したもので、これらの経過をふまえて、今後への遺物を生かすための対策を考える一素材となれば、これも幸いである。

しかし、残念ながら、筆者はキリシタンとは縁遠く、また、調査期間の関係上、研究史およびキリシタン信仰の中身にまで触れることはできなかった。したがって、この点については、大阪府教育委員会事務局文化財保護課主査久米雅雄氏の玉稿（第9章）を頂戴した。

なお、本調査では、中世の名田、および名主の名字が記された室町時代後半以降と思われる文書を調査することができた。千提寺、下音羽のキリシタン遺物所蔵家の家筋もこれにつながっているようである。しかも、高山荘出身者がいることがわかった。したがって、千提寺と下音羽にキリシタン遺物が残された直接的な原因は未だ不明のままであるが、当時としてのキリシタン宗団の実態、また、禁教期の各家の役割などに多少の推測を加えることが出来るようになった（第4章参照）。

本地域への憧憬を込めて、まずは、高山右近との関係から記述したい。

第1節 忍頂寺五ヶ庄と高山右近の関係

1. 高山右近の生涯

高山右近、また、その父飛騨守については数多くの論考があり、あらためて本書で紹介するまでもないが、キリシタン信仰をもたらした直接的な原因者として、本地域との関連事項を重点に、簡単に記したい。

天文21(1552)年 誕生

高山右近は、松永久秀の配下であった高山飛騨守の長男として勝尾寺の荘園の一つである高山荘で誕生した。時は戦国、下剋上の世であった。父飛騨守は、主君久秀が大和国榛原（現、奈良県宇陀郡榛原町）の沢氏を迫って彼の地を治めた時に沢城を預かる城番となった。一族は、飛騨守の母を残して高山を離れた。飛騨守は、日本人修道士ロレンソと宗論をたたかわせ、教えに信服し洗礼を受けた（教名ダリオ（ダリオ））。その影響で、右近も11才の頃に沢城で洗礼を受けた（教名ユスト（ユスト））。沢城には教会（聖堂）が建てられた。祭壇の上には、ダリオが描かせたキリスト復活画像の模写があった。

永禄8(1565)年、飛騨守は、三好長慶と松永の戦いで三好軍に破れ、故郷高山に難を避けた。

永禄12(1569)年 父飛騨守が芥川城番となる

永禄11(1568)年、織田信長は、美濃・近江を攻略し足利義昭を奉じて入京、芥川城を本陣にし、摂津の国は伊丹親興・池田勝正・和田惟政の三守護が治めるところとなった。高山家は、摂津高槻城主となった和田惟政の元に参じた。翌永禄12年、惟政が高槻城主になると、飛騨守は芥川城番となり、しばらくして高槻城家老職として移った。惟政は洗礼を受けてはいないが、飛騨守の影響でキリシタンにも非常に大きな理解を示した。『日本史』を著したイエズス会宣教師ルイス・フロイスは、惟政の仲介で信長に謁見している。

天正元(1573)年 高槻城主になる

永禄11年の猪名寺合戦から尾を引く茨木・伊丹両氏と池田氏の対立は、茨木方を支持する和田氏と、主君池田勝正を追い出した荒木村重・中川瀬兵衛ら池田二十一人衆との対立となった。元亀2(1571)年、両者が激突した白井河原合戦で惟政は戦死した。惟政の息子惟長は高槻に戻り、高山親子らと高槻城の守りを固めた。ところが、惟長と高山親子は対立し、天正元年、村重と通じた右近によって惟長は城を追われ、飛騨守が城主になった。飛騨守の隠居に伴い、その年内に右近は高槻城主になった。天正2(1

(1574)年、高槻にはじめて本格的な教会を建てた。城外にも本格的なキリシタン墓地をつくった。

天正6(1578)年、荒木村重は、石山本願寺一向宗徒、山口の毛利輝元と結び、將軍足利義昭を擁し織田信長の勢力を押さえようとした。計画を知った信長は、村重に人質を送っていた右近のもとにオルガンティーノ神父を遣わし信長への忠節を説得させた。この時、右近は剃髪・丸腰で単身信長のもとに行き、自身の降伏を条件にキリシタン布教の許可を求めた。信長は右近の行為に感動し、村重派の飛騨守も越前柴田家預けで重罪にはならなかった。天正9(1581)年に聖誕間や復活祭の式典が行われた。多くの人々が鞭打ちの苦行を行う光景を目の当たりにした巡察師をして「まるでローマにいるようだ」と云わせた。復活祭には2万名以上が参加し、洗礼式には1500名以上が洗礼を受けたという。この時、領内には20以上の教会があった。

天正10(1582)年、秀吉が毛利の先陣備中高松城を攻撃中、信長は京都本能寺で明智光秀に討たれた。右近は、茨木城主中川清秀とともに山崎合戦で明智軍を敗退させた。信長の死によって、越前預けの飛騨守は高槻に戻ることができた。信長後継をめぐる柴田勝家と秀吉の対立は、翌天正11(1583)年、江北賤ヶ岳の合戦となり、右近も参戦、清秀は戦死した。

天正13(1585)年 播州明石に移封される

柴田滅亡の天正11(1583)年、秀吉は大坂城を築き、翌年家康との講和、さらに翌年紀州・四国を平定し、天下を統一した。天正13(1585)年、秀吉は高山右近を播州明石へ、中川清秀の息子秀政を播州三木に移封し、摂津の大部分を直轄地にした。

天正15(1587)年 前田家預けになる

天正15年、秀吉は博多でバテレン追放令を発布した。秀吉の棄教勧告を拒否した右近は所領を没収され、加賀前田家預けとなった。右近は、金沢城修築にあたり縄張りを行うなど、前田家の信頼が厚かった。かつて利休七哲の一人であった右近は、文化人として優遇された。

慶長19(1614)年 マニラ追放、そして帰天する

慶長19年、幕府によるキリシタン148名の大追放によりフィリピン群島ルソン島のマニラへ。翌元和元(1615)年、異国で生涯を閉じた。

2. 高山右近と本地域との関係

高山右近が高槻城主となった天正元(1573)年から、明石に移封される天正13(1585)年までの10数年間の領地を述べ、本地域と高山右近との関係を確認したい。

(1) 高槻城の領地

高山氏が主君和田惟政の息子惟長から奪い取った本領地である。石高の変動があったが、およそ1万石。

(2) 高山氏の本拠地

現在の大阪府豊能郡豊能町高山である。

高山荘は、外院、美河原とともに、貞観年中(859~876)に清和天皇から勝尾寺領として与えられた三荘のうちの一つである。15世紀の中葉、のち、長祿・寛正の高山荘相論と呼ばれる浄土寺門跡と勝尾寺の間に高山荘をめぐる買納の争いがあった。この時、地名を家名にした高山氏が浄土寺方の代官として登場した。その後、高山氏は勝尾寺に接近し、勝尾寺の高山荘代官に任ぜられた。高山氏の同荘名主百姓たちに対する徹底した支配は、名主たちが「百姓衆」として共同で不当な支配を勝尾寺年行事に



図1 忍頂寺五ヶ庄周辺図



西方寺周辺



(左)覆屋内に納められたキリシタン禁制の高札
(右)高札場(覆屋には石仏があり、高札も掲げている)



写真1 高山の景観

訴え出た文書が勝尾寺文書に残っていることから推察できる。高山氏は、代官から新たな在地領主になろうと企てたが挫折し、代官職を追われることになった(箕面市役所;1964)。

しかし、高山氏はそのまま同荘に居続けた。勝尾寺文書には、「高山荘納帳」といって、永正元(1504)～天文13(1544)年の約40年間にわたる高山荘から勝尾寺への年貢米納帳が残っている。この納入者の中に「高山方」があり、高山氏が高山荘内に居住し、勝尾寺領地頭分の田地を経営していたことがわかる。さらに、その後は納帳の記録が続かない点から、再び力を得ていた高山飛騨守が勝尾寺から高山荘の支配権を奪い取ったのではないかとわれている(箕面市役所;1964)。フロイスは、『日本史』の中で、飛騨守の故郷を「津ノ国の高山」と明記している。高山荘は、高山氏が放棄しなかった領地であった。

高山城は、現在、共同墓地に道を塞がれたが、沢の奥に城跡がある。墓地から少し離れた西方寺は、飛騨守の母が住み、キリシタン聖堂となった寺だとされる。

(3) 忍頂寺五ヶ庄

忍頂寺は、僧三澄が建立とされる真言宗寺院である。貞観2(860)年、清和天皇から忍頂寺の号を賜り、勅願寺となった。その後、平安時代末期には京都御室仁和寺末寺となっていた。

ここに述べる忍頂寺五ヶ庄とは、忍頂寺寺辺村に、銭原村・音羽村・泉原村・佐保村を加えたものである。忍頂寺を中心とする五ヶ庄は、その後、時期や経緯は不明であるが、仁和寺領となってしまった。なお、忍頂寺寺辺村とは、忍頂寺村を中心として、安元・千提寺・大岩・車作・生保・大門寺の計7村を含む名称である。寺辺村は、忍頂寺固有の所領であって、仁和寺領となった段階で、他の4村が付け

加えられたものであろうか（注1）。

仁和寺は宇多天皇が出家した門跡寺院であったので、忍頂寺五ヶ庄も鎌倉時代には領家職が設けられ、皇室がこれを得た。室町時代には、幕府や武家方のものになり、一部はさらに摂津守護細川氏の関係で、14世紀後半の一時、西山地蔵院領にもなっている。応永24(1417)年、在地武士平尾次郎左衛門尉盛久が銭原村半分代官職を摂津国守護代であった長塩氏に続いて請け負ったが、佐保村・音羽村などでも各々、代官請負体制がとられた。応仁2(1468)年、五ヶ庄の領家職半分（幕府御料所分の得のみ）の知行権が芥川宮一に与えられた。しかし、芥川氏が領主化をはかるには至らなかった。

佐保村には有安名があったが（第4章参照）、天文11(1542)年分の有安名算用状でみると、荘園維持費の方が多く、仁和寺への納入分はない（仁和寺文書）。この頃すでに、仁和寺の忍頂寺五ヶ庄の経営は、事実上、崩壊していたようである（福留照尚；1997）。

永禄11(1568)年、摂津が職田信長支配になった時、幕府は忍頂寺と寺領の名主百姓とにあてた幕府奉行連署奉書をそれぞれに下している。翌永禄12年にも、將軍足利義昭と幕府との安堵状が出され、続いて信長も朱印状を下した。

天正6(1578)年、右近は信長に降伏するが、すでに永禄12(1569)年に父頼暉守が芥川城番になっているので、この時の信長からの加増褒美が、この山間部の忍頂寺五ヶ庄ではないかといわれている（以下、チースリク；1976による）。

これを裏付ける史料が中川家譜にある翌天正7(1579)年5月3日付の文書である（大分県竹田市立図書館保管）。

同時、高山右近と堺目出入の節の書附

其方と高山右近方、去年己来、出入済口之事

一、五ヶ庄の儀、去年より相究、筋目、高山方、知行たるべく事

（略）

そして、2ヶ月後の7月23日付、五ヶ庄百姓中あて、「忍頂寺領の諸年貢は、以前のごとく寺に納めよ」と命じた右近の安堵状が出されたのである（寿命院文書）。

（4）能勢ノ郡

天正10(1582)年、山崎合戦で軍功を立てた右近が秀吉から加増された4,000石の知行地のうち、3,000石がこれである（塚本文書）。

能勢郡之内參千石、江州佐久間分之内千石、都合四千石知行不可有相違之状如件

天正十 六月廿七日 （略）

イエズス会年報の1582年口ノ津発フロイス書簡によれば、この地域は、高山氏の本拠地高山荘に隣接していたそうである（チースリク；1976）。

以上に見たように、本「歴史・文化総合調査」の調査対象地のうち佐保より以北は、中世の時代、京都御室仁和寺の荘園、忍頂寺五ヶ庄であった。そして、一時、高山右近の領地となったのである。この時、右近のキリシタン熱は、もっとも盛んな時であった。本地域がキリシタン信仰に彩られたことは、当然のことであった。

3. 右近以降の五ヶ庄領主

右近が明石に移封された以降、高槻、茨木地域は秀吉の直轄地になった。高槻城は、天正13(1585)年9月、秀次の実弟羽柴小吉秀勝が入る。同12月、秀勝は丹波亀山城へ転出、このあと誰が派遣されたかは不明であるが、天正18(1590)年は河尻肥前守、天正20(1592)年～文禄2(1593)年は豊臣代官吉田修理亮勝治、文禄4(1595)年からは秀吉御伽宗の一人新庄駿河守直頼と変った。関ヶ原の戦い以降は徳川の直轄地になり、直臣が代官となった。茨木城は、天正14(1586)年から秀吉の右筆でありキリシタンであった安威摂津守五左衛門尉了佐、文禄2(1593)～慶長6(1601)年は河尻肥前守秀長が代官として入りこの地域一帯を管理した。その後、元和3(1617)年に廃城となるまで、片桐家、間宮家が代官として続いた(高槻市役所;1977、茨木市役所;1969)。

右近以降、五ヶ庄の所属は茨木城の代官のうちにあったといわれる。安威了佐はキリシタン(教名シモン)である。したがって、その配慮によって、右近以降、本地域では変わることなくキリシタン信仰が続いた基になったとされる。

第2節 徳川幕府のキリシタン政策

慶長5(1600)年の関ヶ原の戦いが終わり、世の中が落ち着くと、キリシタンにとってしばらくは平穏な日々があったようである。家康統治の最後の頃、1604(慶長9)年11月23日長崎崎戸ロドリゲス・ジランの書簡が当地の情勢を伝えている(チースリク;1976)。

「教会側では、遠距離で都に來られない津ノ国山間部のキリシタンを今年も数回にわたって訪問した。告解や聖体の秘跡を授けられたので、彼ら自身も神父も大いに喜んでた。彼らは(略)あたかも茨の中のいとも美しいバラの花にたとえられるほどに、清らかな心と純粋な信仰とを守っている。」

ジランの述べたいとも美しいバラの花に喩えられたのは、おそらく下音羽と千提寺のことであろう。本書簡の翌年の姿が、本書巻頭写真2に掲載した慶長10年「摂津国絵図」にある。本地域は太田郡に所属し、茨木城の配下にあった。しかし、慶長、元和、寛永期前半の本地域での動静は明確ではない。

1. 徳川幕府の海外貿易とキリシタン禁教政策

キリシタン信仰・遺物の日本への流入は、海外貿易との関係を抜きに語れない。しかし、厳格な一夫一妻制、自殺の禁、君主よりも絶対的な天主の教えを守る宗教は、秀吉に続き家康も受け入れることはできないものであった。信仰は貿易と相一体化していた。したがって、キリシタン禁教政策は、貿易の統制から始まった。そして、冒頭に述べた京都所司代板倉周防守重宗(1586-1656)の父、伊賀守勝重もこれに関係しているのである。朝尾直弘氏の著作(朝尾;1975)を参考にしつつ、まず、幕府がキリシタン禁教に乗り出した背景をみたい。

天文16(1547)年の遣明船を最後に、日明勘合貿易は途絶した。相前後して明からマカオの割譲を受けたポルトガルとのマカオー長崎間貿易が元亀元(1570)年に開始した。日本銀と中国産生糸の交換が主たるものであった。ヨーロッパ人による東アジア貿易進出は、キリスト教布教とあいともなった。財源を得たキリシタン達によって、我が国に対する布教活動が行われた。当初は、イエズス会とキリシタン商人がこれらを独占したので、他の会派からの反発があり、布教解禁の動きは秀吉晩年の頃からあった。

慶長5(1600)年にクレメンス8世によって日本布教は全修道会に解放された。ポルトガル人による貿易と布教の独占は、この年を期として崩壊していた。

同年、関ヶ原の戦いの半年ほど前、オランダ船リーフデ号が豊後国臼杵に漂着し、同船には後に家康の外交顧問となったウィリアム・アダムス(三浦按針)が乗っていた。南海諸国が日本との平和通交を求めはじめたことにより、慶長6(1601)年、家康によって朱印船制度がはじまった。多くの日本人が東南アジアの各地におもむき、ヨーロッパ人や中国人と貿易を競うようになった。慶長7(1602)年、オランダ東インド会社が設立された。イギリスの東インド会社は慶長5年に設立されていたが、東アジアへの進出は一步、遅れた。

そして、慶長9(1604)年、「定め置く年寄ども糸の値いたさざる以前、諸商人長崎へ入るべからず候」と述べた奉書が幕府から下され、生糸買付に対する糸割符制度(いとわづふ)がはじまった。奉書の連署の一人が、当時京都所司代であった勝重であった。生糸貿易を独占するキリシタンを糸割符年寄に任命し、しだいに幕府の統制が強まった。慶長16(1611)年、幕府はポルトガルのゴア総督に來航許可の朱印状を発給するとともに、これと並行してキリシタン禁令を出した。貿易はよいが、布教は禁じられたのである。

幕府は、元和2(1616)年8月にキリシタン国船の寄港を長崎平戸に限る。元和9(1623)年11月にイギリスは平戸の商館を閉鎖し帰国、寛永元(1624)年3月にフィリピンとの通交断絶、寛永10(1633)年2月に奉書船以外の海外渡航禁止、同年5月に日本人の海外往来、通商の制限、寛永12(1635)年5月に日本人の渡航・帰国を禁じる。同11月に寺社奉行を置く。寛永14(1637)～同15(1638)年に島原の乱、寛永16(1639)年7月にポルトガル船の來航を禁じ幕府の鎖国は完成する。そして、キリシタン禁教政策がより厳しくなっていく。このような世相を背にして、本地域のキリシタンたちはどのような扱いを受けたのであろうか。

2. 本地域の状況 一寺請檀家制度とキリシタン類族改め一

(1) 近世期、五ヶ庄の領主

忍頂寺五ヶ庄については、寛永10(1633)年以降、京都所司代板倉周防守重宗の知行地(役知)となった。ただし、村によってその領知期間は異なっている。上音羽・佐保は明暦元(1655)年まで、忍頂寺は少し遅れたようであるが、重宗領であった。佐保村は、その後天領となり、寛文3(1663)年以降に高槻藩領になった(注2)。下音羽・千提寺を含むその他の村は、これより早く、慶安2(1649)年以降に、現、京都府長岡京市の山城勝竜寺藩主であった永井直清の転封に伴い高槻藩領になっている。高槻藩領は、いずれも、幕末まで続く。上音羽と忍頂寺だけは高槻藩領にはならなかった。

なお、五ヶ庄のうち上音羽・佐保の両村が、重宗が京都所司代を承応3(1654)年12月に辞し翌明暦元(1655)年の11月まで、つまり、次の所司代補佐のため京都に留まった年まで役知として残されていたのは、やはり、キリシタン監視の意味が大であったと推測される。

板倉家は、元和5(1619)年、父勝重の辞任に伴い重宗が跡職を継いでいるなど、京都所司代職が続いた家である。また、寛永15(1638)年には島原の乱で重宗の弟、重昌が戦死している。板倉家は、幕府重臣として徳川家に捧げた家柄だった。そして、いずれもキリシタンに関係したのである。

(2) 重宗と直清

幕府は、この淀川流域の地を重要と考えていた。第6章でも述べているが、重宗は第二代將軍徳川秀忠の近侍三臣の一人といわれた。別の一人が淀藩主永井尚政であり、これは直清の兄であった。永井兄

弟は、淀、長岡と、二人で淀川の兩岸を押さえていたわけである。そして、永井兄弟と重宗は、連携をとりあって幕府統治に貢献していた。例えば参勤交代などで3人が同時に淀川の地を離れないように調整するなどそれが表れているという（松尾 寿；1997）。

重宗と直清の関係について重視するのは、いずれもキリシタン信仰がさかんであった下音羽と千提寺を領知したところにあるが、じつは同じ頃からキリシタン対策に悩まされていた間柄でもある。すなわち、直清の旧領山城長岡勝竜寺藩もキリシタン信仰が本地域に負けず劣らず盛んなところであった。勝竜寺藩は、もと細川家領であり、天正6(1578)年、明智光秀の娘である玉が細川忠興に嫁いだのがこの地であったからである。したがって、重宗・直清は、本地域のキリシタン対策において、最終的には「寺請檀家制度」となる制度の基礎固めを行ったことにある。

重宗、直清ともにキリシタンへの迫害が厳しかったことが『高槻市史』第2巻(1984)などで紹介されている。しかし、重宗は、キリシタンに対してもかなり寛容な態度をとり、流血の迫害を避けたというチースリク氏の指摘がある（チースリク；1976）。それならば、直清も同様ではなからうかと言いたくなるように、それほど巧妙に、かつ、しつこく、キリシタン迫害は繰り返された。もっとも、チースリク氏が述べる寛容な態度の実態としては明らかではなかった。千提寺での檀家調査の結果（第1章第2節3）をもとに、以下、その一端を推測したい。

(3) 重宗の時代—千提寺の寺請けの実態

寛永年間に入ると、幕府はキリシタン禁圧をさらに積極的にすすめた。

- ・寛永4(1627)年、京都でキリシタン改め（京都所司代板倉重宗による）
 - ・寛永8(1631)年、江戸城下の武士に対するキリシタン改め
 - ・寛永10(1633)年、長崎、熊本でキリシタン改め
 - ・寛永12(1635)年、幕府では寺社奉行がおかれた。全国に対してキリシタン弾圧の法令が出された。
- 寛永12年、勝竜寺藩において直清は、幕府老中5名連署の奉書を受け取った。キリシタン禁制にもかかわらず今に根絶していないので、領内における詮索を厳しくせよと云った内容である。これに従い、直清は、重宗が出した法令に基づいて全住民からキリシタンではないことの、後の「人別改め」に近い起請を提出させられた（高槻市役所；1984）。そして、これらが例となって、禁教政策は制度化されていく過程をふむようになっていく。

- ・寛永14(1637)～15年、島原の乱
- ・寛永15(1638)年、幕府はキリシタン摘発に関する指事を出す。

- ①密告者への褒美
- | | |
|----------|-------|
| ばて連の訴人 | 銀子二百枚 |
| イルマンの訴人 | 銀子 百枚 |
| キリシタンの訴人 | 銀子五十枚 |

②寺請け証文の雛形ができる。

幕府が寺院に檀那寺であることを保証させる（檀家制度の原点）。

- ・寛永16(1639)年、幕府の鎖国が完成、禁制に対する幕府老中連署奉書が出される。
 - ・寛永17(1640)年、切支丹奉行（宗門改め役）がおかれる。
 - ・寛永20(1643)年以降、キリシタンの密告が続き、多くの信者が摘発された。
- すなわち、殉教という流血の被害を出させないために、彼ら幕閣は、寺請檀家制度、宗門改め、キリシタン類族(属)帳、踏み絵などを考え出していくのである。今回調査ではまだ史料が不十分であり力が

至らないが、本地域におけるその過程を確認したい。

江戸時代の千提寺では、基本的には①禅宗のうち曹洞宗下音羽村高雲寺、②浄土真宗（西）本願寺派十日市村善永寺、③浄土宗安威村大念寺の三寺の檀家があった。

しかし、何故、以上の三寺か。高雲寺は近い。しかし、善永寺、大念寺は何故に遠くの寺かという疑問がある。他地域と同様、寺請檀家制度自体は寛文11(1671)年からはじまると思われるが、しかし、本地域でのその実態は、第1章において旧状および現状把握主義と述べた。したがって、出身地などと比較して、はたしてそれが生きているかどうかをみたい。

A. 高雲寺檀家

第1章で報告したように、元和初年(1610年代)に創建の高雲寺は、おそらくキリシタンが仏教寺院に仮託する寺として建立された。高雲寺は下音羽の村寺であり、その檀家である下音羽村の人々はすべて、当時はキリシタンであったはずである。

千提寺でも、現在、カイチの代表家である東・中谷・上の3家とその一統が高雲寺檀家となっている。東、中谷家をはじめ、上家も高山荘出身者の可能性が高い(第4章参照)。上家は、現在、キリシタンであったことを表明されていないが、信仰が盛んであった当時はその一員であったことが推測される。すなわち、元来、高雲寺は千提寺を含めての村寺であったはずである。したがって、①の人々は、旧状および現状把握主義の檀家制度に則っていることになる。

B. その他の檀家

では、浄土真宗（西）善永寺の千提寺檀家はどうか。浄土真宗（西）は、庄屋乾家を除き、2姓がある。上ダイ条の百合家は、これも高山荘納帳に記載の家の系譜を引いている(第4章参照)。高山荘に戻れば、浄土真宗（西）でもよい。箕山家の出身地は不明である。しかし、姓から周辺部の出身者であることは確かである。また、浄土宗大念寺檀家中井家は、安元に旧住の地がありそうである。安元は浄土真宗（東）である。もっとも、以上のように、旧地の現在の宗旨と直接比較するのは無理があるとは思われるが。

すなわち、善永寺、大念寺檀家ともに、寺が安威村(十日市村は安威村の属邑)であることに恣意性を感じる次第である。第1章図6を参照されたい。どうやら善永寺・大念寺檀家は、キリシタン信仰がかつて盛んであった五ヶ庄の地を出ることに意味がありそうである。重宗の五ヶ庄領知時代は、安威村は幕府領であった。その後も天明期までは旗本領とともに幕府領も続いている。おそらく、重宗や直清の調整が効く範囲であったのであろう。

おそらく、信仰の盛んであった当時、②、③の家々もキリシタンであった。したがって、高雲寺檀家ではいはずである。ところがそうはならなかった。理由は、おそらく、彼らが改宗者であったことである。

重宗の後任である京都所司代牧野親成の書状(年不詳)が高槻藩主であった永井家に残っている。これによれば、重宗の時代に本地域ではキリシタンであったかどうかの^{しつぱい}悉皆調査が行われ、宗門不定者(改宗者を含む)を重宗が「記置換帳面」が存在していたこと、これを牧野親成が預かっていることが記載されている(注3)。改宗者にかかわらず、もとキリシタンはすべて把握されていたのである。

しかし、改宗者は賞賛されたことが、上記史料と同じような時期に建立された墓石で推測できる。上記永井家文書には、続けて、下音羽村の隠れキリシタンの嫌疑を受け村預けになっていた作兵衛が病死

した際に、高槻藩士と庄屋が検分し、近隣の浄土宗寺院で葬式をすませたことが記されている。ところが、千提寺の浄土宗家の一軒墓に第1章で述べたように明暦3(1657)年の墓石があったのである。この事件と関係することは確かで、同じ時期であったので、キリシタンではなかった(キリシタンとしての替儀がなかった)ものとして、墓石が建立されることになったのではなかろうか。当時は村墓にはこのような墓石がほとんどみられなかった時代であった。すなわち、改宗者が賞賛されたからこそ石塔が建てられた意味もあるのではなかろうか。②・③の檀家の墓石も、周辺部の村墓の墓石に比して記録年が古いのも、これが影響を与えていたのであろう。したがって、彼らは、すでにキリシタンではないものとして他村での監視に任せられたのであろう。お上のキリシタン監視の大義名分も立つのである。これは、非常に単純な推測ではあるが。

なお、下音羽村作兵衛病死の際、近隣の浄土宗寺院で葬式も済ませたとあるのは、この時、寺が檀那寺として固定されていたとは思えない様子である。しかし、当地においては、すでに、重宗の時代に宗旨人別改めに近いものが完成されていたわけである。したがって、どうやら、重宗が調査した当時の宗旨と寺の確認が改められないまま、寛文期の寺請制度を迎え、そして、現代に至っていることが推測できる。いずれにしろ、キリシタンが続いて高雲寺を檀那寺とされたのは、懐柔策であると共に、まとめることで藩内での直接的な監視が強められるとされたのではないか。これも非常に単純な推測ではあるが。

以上が、チースリク氏の指摘した板倉重宗の流血の迫害を避けた寛容な、実は巧みな態度の実態なのではなかろうか。第1章で述べた旧状・現状把握主義は、温情主義にも通じるが、しかし、認めるかわりに自己規制させる。そして、何かがあれば詰め腹を切らさせることになるのであろう。

重宗は、いずれにしろ敏腕・老練の幕府官僚である。のちに禅宗、黄檗宗が、キリシタン絵画の流れを汲む西洋絵画と結びつく連磨画を生みだし、それが回船問屋の守り神となっていく流れを考えていると、やはり、幕府(重宗)もどこかに海外貿易や異文化への風穴を保つ姿勢があったのではないかと考える次第である。

(4) キリシタン人別調査から類族(風)帳の提出へ

牧野親成は、先に述べた作兵衛の史料で、重宗が「記置候帳面」に高槻藩内住民の名前が見えるので入念な処置をとられたいとの注意を直清に与えている(永井家文書 茨木市役所; 1978、高槻市役所; 1984)。キリシタンのみならず、改宗者にまで監視を続け、藩から検使が出ていた様子がわかる。

しかしながら、万治元(1658)年に「永井日向守領分高槻より宗門十人許も出申候」「高槻十八下音羽多数」という記述が、寛政9(1797)年に太田全斎がまとめて発表した幕府宗門改め役の古記録集『契利斯督記』の「吉利支丹出申國所之覺」撰津国の部にみえるという(新村 出; 1923、チースリク; 1976)。重宗から直清への交代期であり、見せしめ的に多くの人々が殉教させられたようである。

以上のようにして、実際に寺請檀家制度が確立されたのは、寛文年間である。

- ・寛文4(1664)年以降、寛文11(1671)年には宗門人別帳が全国一律の文言で作成された。
- ・寛文13(1673)年には、過去にキリシタンであったものの親類・縁者・子孫を追跡する差別策が布達された。
- ・貞享4(1687)年、キリシタン類属戸籍の作成・提出

高槻藩がキリシタン禁制札を集落の高札場に掲げた年代は、現在知られるもので見れば、天和2(1682)年がもっとも古い(写真2 梅原保夫家所蔵)。毎年はじめに宗旨改めをしたが、村人を庄屋宅

か寺に集めて禁教のことを申渡したり、時には大改めと称して15才以上の男子を集めて注意したりしたという。また、宗旨人別改めの際には藩より役人が出張してきたことが次の史料でわかる（奥野慶治；1935）。

「宗旨人別御改諸入用帳」

文政十一(1828)年子三月六日夕より七日中迄
御代官鈴木十右衛門様 御供一人 上下四人
御組方 山下秀藏様
植田藤八様 清右衛門番

キリシタン迫害は、より厳しくなったようである。文政13(1830)年にも高槻領内で6人が殉教したという。永久寺記録に「文政十三庚寅年切支丹異法改御仕置六人別記」の記録があるという指摘が『綜合清溪村史』にみえる。永久寺は、佐保村神合に隣接する粟生村粟生岩阪の栄久寺のことか。ただし、栄久寺の文政13年「当寺且家に邪宗門の者無き旨届」（茨木市教育委員会『池上家文書目録』（1995）村政357）にはこの記述はもちろん見られず、別記もないことを確認した（注4）。どうやら別記は、粟生岩阪の記録が大半残された池上家文書には残っていないようである。

また、千提寺でキリシタン類族(属)帳が提出されていたことは、年代的には少し遅れるが、次の史料の一節でもわかる（注5）。

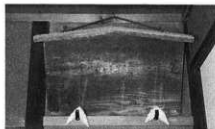
字体、内容から「弘化四(1847)年未十二月十二日 年中諸入用勘定帳 千提寺村」（中谷 茂家所蔵）の綴のうちからはずれたものと推測される別綴の一紙に記される。

〆廿三日

一、老刃八分 類族長上ケ

他の項に「一、老刃八分 高槻行」がみえる。掛かり費用が同じことから、この類族帳も高槻藩に差し出されたようである。

キリシタン類族帳が高槻藩に提出され、藩は、もとキリシタンの動静を知っている。これに基づいて藩はキリシタンの葬式などを監視し、対して、何か事があった時には迫害に至ることになる。したがっ



キリシタン禁制札(左:天和2年)
(茨木市佐保 梅原保夫家所蔵)



（弘化4年「年中諸入用勘定帳」
右から3行目に
「〆廿三日
一、老刃八分 類族長上ケ」
が見える。

（茨木市千提寺中谷 茂家所蔵）



写真2 キリシタン禁制札と類族帳上げの記載

て、同じ寺に結集していることもあり、事がない限り信仰は守られたのである。第4章にもみるように、本地域周辺部は、中世以来、居住者の変動がほとんどない地域である。同族結合が強い地域性であるとともに、本地域の遺物が守られたのは、反対に、この制度によったとも云えるのであろうか。

安政5(1858)年、幕府は外国人のための教会開設を認める。キリシタン再布教時代がはじまった。明治6(1873)年、キリシタン禁制高札が撤去され、信仰が黙許されるようになる。しかし、本地域の人々にとって、それは今だ隠れ時代のものであったのである。

第3節 千提寺・下音羽で発見されたキリシタン信仰に伴う遺物

キリシタン遺物が数多く発見された千提寺(当時、清溪村)、下音羽(同、見山村)の人々は、現在では先祖の教えを受け継いではいない。しかし、地域の歴史を明らかにしようとする人々によって、秘められた信仰は大正時代に陽の目を見ることになった。

本項では、「何をキリシタン遺物というのか」、「何処に、どのような遺物があるのか」、「どのような時期に入ってきたのか」というキリシタン遺物についての基礎調査の成果を述べたい。あわせて、発見から現在に至るまでの経過をたどり、いかに記録と保存対策が重要かということを書いておきたい。発見から80年が経過し、隠れキリシタンとなった信仰をわずかに留めていた人々、遺物の発見者はすでに亡く、所蔵家当主の代替わりもある。記憶の風化が、せっかくの当地の歴史的特色をも失わせてしまいかねない状況に立ち至る前に。

1. 大正時代、遺物発見の経緯

(1) 最初の発見者

茨木市安元教習寺住職(当時忍頂寺小学校教諭)

藤波大超(1894—1993)

藤波氏は、中学生時代の恩師、天坊幸彦氏の勧めによって、以来、高山右近、キリシタン信仰に関心をもつようになったという。

千提寺は、高山右近が城主となった時代から幕末に至るまで一時期を除き高槻藩の属領地であった。したがって、

①キリシタンに関係する伝説が残る。例えば、昔、千提寺ではキリシタン信者が亡くなると、検視の役人が出張してきた。パテレンの法で蘇生すると困ると云って棺の蓋の上から太い釘を打った話があったという(朝日新聞;1932)。

②周辺部集落に比べ墓地为断然多い。しかも、一軒墓が多い。

③下音羽と同じ曹洞宗のほかに、浄土宗・浄土真宗・日蓮宗と、宗旨がまちまちである。

以上の3点から、藤波氏は千提寺が周辺部の集落と変わっているのではないかと考えられ、調査を開始されたのである(藤波大超;1952・1992再録)。

本総合調査でも、藤波氏の問題提起を重視しつつ現地調査を進めた。この点については、第1章を参照されたい。

(2) 遺物発見の契機

藤波大超氏のキリシタン遺物発見の経緯については、『千提寺・下音羽のキリシタン遺跡』(1969)

に詳しい。遺物発見の感動的な記述として全文掲載される場合が多い。本書では、これを第9章に譲る。

大正8(1919)年2月、藤波大超氏は、当初は強力でこの調査を拒否していた兄弟のように親しい千提寺の東 藤次郎氏(藤嗣氏祖父)によって、千提寺宇山(通称・クルス山)の中腹に置かれた若衆(青年団)が力較べに用いた石が、実は、キリシタン墓碑であったことを教えられた。

この墓碑発見を契機として、藤波氏、藤波氏親戚の大谷大学教授橋川 正氏は、地元に対し、さらに粘り強い説得を続けられた。まず、藤次郎氏の母君らがマリアの祈禱文(オラショ)を伝えていることがわかった。そして、墓碑発見から1年半経っていたが、大正9年9月26日、東家での遺物発見につながったのである。

さらに、のちの清溪小学校校長となった奥野慶治氏は、大正11年1月以降、中谷源之助・中谷仙之助・大神金十郎各家で次々と遺物を発見するに至った。

なお、墓碑の発見年について、藤波大超氏は、一貫して、大正8年とされている(朝日新聞;1932・藤波大超;1952)。記念すべき年なので確認しておきたい。対して、大神政治家遺物発見年を発見者の奥野氏は大正11年とされている。これも確認しておきたい。

(3) 発見場所

遺物の置き場所を述べる。墓碑については、5.キリシタン墓碑の項で記述した。

① 東 藤嗣家

明治38年、火災により現在地に移転。もとの家は、上ダイ条の最奥にあった(水利現況図No.4参照)。旧宅のカマドの上の屋根裏には、3個の「あけずの櫃」が吊り下げられていた。旧宅火災時に持ち出されたが、2箱は灰とともに捨てられてしまったという。遺物はもっとあった可能性があるらしい。この話は、発見時に近い段階に藤嗣氏母君が「たったこれだけか」と聞かれた時に祖母君が答えられたものである(1998年聞き取り調査)。なお、この件は、すでに京大研究報告にも記されている(新村 出;1923)。

木製金時絵柄は、蓋だけが箱内にあったが、後年、母君が葎掃除に行き、山から流れる溝内に偶然、椀本体部分を見つけられた(喜田哲徳;1981・松田毅一;1981)。現在、キリシタン遺物史料館に展示された椀本体は、口縁部が欠けている。本体を見つけた時は完形であったが、「これは展示時に藤波先生が割ったもの」と、藤嗣氏は、藤波氏への敬愛を込めて語られている(1997年12月聞き取り調査)。

なお、明治10年頃、キリシタン宣教師が来訪し、キリシタン遺物はないかと尋ね葡萄酒を置いて帰ったが、毒薬だといって川へ捨てたという笑い話が残っている(朝日新聞;1932、奥野慶治;1935)。

② 中谷 茂家

旧宅は、現・まだま精舎の位置にあった(水利現況図No.4参照)。転居は大正10年頃であり、遺物の存在が発覚する少し前であった。遺物は、寝室押入戸棚の上に置いてあった。ロレータ像については後述する。

③ 中谷 孝家

マリア像は、葎の棟木に隠されていたという。清氏が亡くなられた今、これ以上は不明である(1998年8月15日聞き取り調査)。

④ 中谷 栄家

メダイは、隠れキリシタン信者であった栄氏の祖母君が身に付けられていた(朝日新聞・毎日新聞;1973)。

また、押入の中に掛け図があった（朝日新聞；1932）。掛け図は代々、大切にせよと云われてきた。傷みがひどく、しかし、先祖伝来のものであり家の者は手を下しにくいので、わざわざ人を頼んで栄家の埋め墓があるマエノヤマに埋めてもらったという（1998年9月聞き取り調査）。同家では、他に、絵皿を1枚、南蛮皿として保管されている。もっとも、発見当時、栄氏の祖母君は、この皿を客用菓子鉢に使われていた。来訪者に指摘され、遺物の一つとして扱うようになった（同聞き取り調査）。

⑤ 大神敏治家

旧宅納屋の二階の藁を積んであるところに杉板の被せ蓋付き箱を隠し、その中に入れてあった。「こわい人がいてはる」と云われ、跡継ぎにしか教えなかった（藤波大超；1952、1998年2月聞き取り調査）。敏治氏父君は、かつて祖父君から一度そっと見せてもらったが、「云うたら殺されるぞ」と云われて恐ろしく、滅多に口に出せなかったという（朝日新聞；1932）。

⑥ 原田辰次郎家

藁屋根葺き替え時に見つかった。煤けた孟宗竹製の筒を縦に二等分し、栗の丸太の荒削りの栓をした容器が、母屋の棟木と組み合わせになっている栓楚に藁縄4カ所ほどでくりつけられていた。発見時に藁縄は切られたため、手近にあった寒天の紐（赤色）を利用したという（藤波大超；1952）。

なお、遺物が発見された原田家の家は、持ち主が二回替わり、現在の辰次郎家は三番目の家主であるという（朝日新聞；1932）。二番目の家主（原田姓）も遺物の存在は知らなかったようである（神庭信幸他；1998）。同家は戸数10軒余の字名「下の垣内」にあるが、他姓もう1軒の他はすべて井上姓である。

2. 大正当時の信仰生活

高槻城主となった高山右近が布教に力を注いだ天正年間が、我が国におけるキリシタン信仰の全盛期であった。当時、同じく右近の領地の一つとなった忍頂寺五ヶ庄の村々も、おそらくすべてがキリシタンに改宗されたと推定できる。しかし、その後、豊臣秀吉、徳川幕府と続く禁教・迫害により、明治維新の頃に残っていた信者は、千提寺ではわずかに7戸にすぎなくなっていた（奥野慶治；1935）。

- ①東 藤嗣家（オクンジョ） ②中谷 茂家（ナカヤ） ③中谷源二郎家（庵絶・栄家本家）
④中谷 孝家（キタ） ⑤中谷敏夫家（アチャ） ⑥中谷 栄家（インキョ）
⑦中谷 博家（シntax）

下音羽の全戸、および、千提寺の隠れキリシタンとして明らかになった家々は、すべて、下音羽の禅宗一派である曹洞宗の高雲寺の檀家であった。

信者は、教義に乗っ取り、また、守秘のためでもあるが、同信以外の人々とは結婚しなかったようである。したがって、信者は、大白（Dausの転化）筋と密かに呼ばれた（奥野慶治；1935）。

以下、隠れキリシタンが発見された当時の奥野慶治氏の調査を『綜合清溪村史』（1935）によって紹介したい。

（1）千提寺 大正11（1922）年1月24日調査、当時84才中谷 糸刀自の談（奥野慶治；1935・1940）

外面は、檀那寺（下音羽・高雲寺、曹洞宗）をもち、葬式等もその宗旨の式で行った。しかし、実際には、天井裏、部屋（納戸）の隅の長押等に小棚を設けて祭壇とし、深夜人無きをうかがってオラシヨを唱えた。これらは、信者の外に対しては、絶対秘密であった。親が子供にオラシヨを口授し、問答書の写本を伝えたにすぎなかった。

時には、寺尾山（泉原と千提寺の間の山。位置的に千提寺の丁度西にあたる。）の尾根の夕日を拝しながら敬虔な祈りを捧げた。

刀自10才の頃、祖父君が死亡。高槻から検視がたった。皆恐れているいろいろご馳走して返し、式後、例のごとく祈りを捧げた。

刀自の父君は、春ツバメが来る時分になると行をした。行とは、30日間（一説には48日間）、入りの日から開きの日まで二食にし、開きの日になると風呂で身を清め、「お縄にかかる」といって、お縄（ヂシビリナ）を右手に持ってオラシヨを唱えながら左肩を何度も打ち、それがすむと鶏肉・鶏卵・猪肉などで精進落しをした。これは復活祭の前四旬節の断食を厳密に守ったもので、カトリック教の主たる儀礼であった。教会の聖暦を失ったために、ツバメの渡来を時節の目安としていたのである。

降誕祭は明瞭ではない。

毎年、寒があくと仏様（キリストおよびマリア）に餅を供えて同信の家を一軒一軒拜んで廻った。既には特に赤飯を供えた。

七日七日に集會して祈りと馳走をしたことは、日曜（Domingo）を大切にした遺風であろう。

洗礼は大切で、子供が生まれると、まず、マリア様に水（オスチャという容器に入れる）を供え、それを頂いて中指に紙を巻いて筒の形にし、供えた水にひたして額に捺押した。これを御判をいただくという。なかには、長径1寸3分、短径1寸、厚さ1分5厘ほどの布製の楕円形の御判を用いたこともある（注：後述するアグヌス・デイの布袋のことである）。

教名（洗礼名・聖名。靈名に通じる。）なども付けたに違いないが、表向きは使用しなかった。何のための信仰かという質問に対しては、災厄にかからない、牛の病を治すなどの答えがあった。

以下、昭和年代に入ってからの事例も混じる。

昭和初年、東藤次郎氏が7・8才頃、祖母君は家の座敷を閉め切り、開けてはならぬと厳命し、何かしきりに拜んでいた（朝日新聞；1932）。

中谷 糸さんは、子供が手に怪我などすると、口の中で人には何かわからない誦文を唱えて治療していたという（昭和52(1977)年11月20日調査 松田毅一；1981）。

母君は、4月2日には棚にロータのマリア像を祀り、その日一日のご馳走を供えた。この習慣は昭和30年頃まで続けられた（中谷 茂；1988）。

曾祖母君は、法事で高雲寺僧侶が読経中は仏壇の裏部屋に入り込み一心に祈りを唱え、読経の効果をうち消した（東 藤嗣；1992）。

（2）下音羽（喜田哲他；1984）

発見された遺物の中には、木棒を組み合わせて十字架にするものがある。所持に便利であり、明らかに日本製品である。大神家は代々神父の代理をされていたもので、要に際し使われたものである。

^{ちんぷり}丁番頭であった時代であるが、大神敏治氏の曾祖父は、信者が病気になるに危篤に陥ると、深夜でも山中を走り臨終の祈りを唱えに廻られたという。

3. 発見されたキリシタン遺物

千提寺、下音羽で発見されたキリシタン遺物を表1にまとめた。遺物の種類については、キリシタン墓碑と呼ばれる十字架や教（霊）名が刻まれた墓碑、信仰に伴う諸遺物類の二つに大別する。表では、

さらに用途別に分類し、集落別・家別に整理した。現在、両集落を合わせ9カ所に遺物がみられる(表1にはクルス山墓碑発見地は含めていない)。本表作成の意図は、当地域のキリシタン信仰、遺物を歴史的に把握したいと思ったからである。まず、信仰に伴うキリシタン遺物から述べる。

キリシタン墓碑は、明らかに普通の墓碑とは違う特徴をもっているもので、キリシタン遺物としては問題はない。しかし、各家に秘藏されていた信仰の諸遺物となると、何を「キリシタン遺物」として認めるか、という多少の問題点が生じている。

(1) 本地域のキリシタン遺物とはどういうものか

今回表1に掲げたものは、発見時に確認、発表されたものに限った。各家で発見されたこれらは、櫃や竹筒などにまとめて一括秘藏されていたことが基本である。各家の事情があるが、秘藏において、本来的には分散収納されていたとは云えないものである。もちろん、中谷 栄家のように、隠れキリシタンの信仰を引き継がれた祖母君が自分の身にメダイを付けられていたように、生きた伝世の姿を示す例もある。

加えて、これは、一番重要なことであるが、千提寺、下音羽で発見された遺物は、伝来・製作年代が、墓碑を含め、次項に述べるように、慶長・元和を中心に寛永年代に少しかかるかもしれない年代幅で一致していることである。本地域でのキリシタン信仰は「隠れ」となったが、以上の条件で発見された遺物に限れば、隠れキリシタン時代のものではない。すべて、当時の教会本部から配布された教会の司牧活動(注:人間は迷える子羊である...すでに信者になった人々に対する教会活動)に伴う遺物である。すなわち、本表でみれば、教会が数カ所建つような種類の遺物で構成されている一連のものであることがわかる。すなわち、千提寺、下音羽で発見された遺物は、キリシタンが本格的に禁制される以前の品々なのである。

対して、これらが発見された後に、例えば、蔵の整理で古いものが見つかった、あるいは床の間に置かれ代々拜まれていた、これには十字架らしきものがある一般的な知られている隠れキリシタン遺物の特徴をもっている、というものを各家で併せて所蔵の場合がある。しかし、本地域での特徴と捉えた時期と伝来が違うものであり、今回は検討中と考えざるを得なかった。しかしながら、禁制された信仰の仮託遺物として受け継がれたのであれば、それらは隠れキリシタン時代の遺物として、当然、重要な歴史・民俗資料となる。本来、表1で別項を設け含めればよかったものである。しかし、隠れ時代の遺物としての判定は、なかなか難しい。したがって、表2に一覧し、今後は、これら遺物についても、研究の対象にされることを望みたいものである。

なお、キリシタン遺物が入っていた櫃や竹筒も一括遺物として表1に含めたかったが、どうやら、時々のもものを利用した可能性も考えられる。したがって、表の項目にはおこななかった。しかし、キリシタン遺物を考える場合の一括資料として非常に重要なものである。

(2) 発見時に確認された遺物

表1作成において、各所蔵家での発見時の遺物の確認、また、確認した遺物が現在所蔵家に無い場合は、所在地確認調査を併せておこなった。各所蔵家での遺物の種類や数量が、信仰を受け入れた当時の「キリシタン宗団」の実態をあらわす材料になると考えたからである。なお、これに先立ち、本地域のキリシタン遺物を紹介した主要刊行物から遺物のリストを取り出し、表3を作成、参考とした。

① 中谷 茂家所蔵遺物

千提寺の東 藤嗣家は、本地域ではじめて遺物が発見された家でもあり、しかも数多い各種の遺物が

表1 千提寺・下音羽発見のキリシタン遺物

| 用途 | 遺物発見年(墓碑除く) 所有者 発見時当主名 現在当主名 | 千 提 寺 | | | | 下 音 羽 | | | |
|------|--|--|------------------------|------------------------|---------------------------------|-------------------------|-------------------|--------------------------------------|-----|
| | | 大正9 東 藤次郎 藤嗣 | 大正11 中登 仙之助 茂 | 大正11 中登 源之助 幸 | 中登 栄太郎 宗 | 大正11 大神 金十郎 敏治 | 昭和5 原田 辰次郎 | 井上 与平次 政彦 | 高雲寺 |
| 墓碑 | | 慶長8 上野+付 | | | ①慶長6 佐保村> ②慶長 年代 不明 | | 慶長年代 くほ まりや | ①慶長15 せにはら まるた ②慶長18 小泉口 | |
| 教義書 | キリシタン抄物(要義抄) (写本) どちりいなきりしたん (写本) きやとへかるとる (写本) こんでむつずむんち (?) (写本) 審察断罪 | ☆○東大か★ | | | ☆○ | | | | |
| 教義図 | 紙本着色 マリア十五玄義図 銅版画 天使贖罪図 銅版画 耶穌昇天図 断片 | ☆○ ○(1) ○東大か★ | | | | ○(5) | ☆○京大 | | |
| 聖像 | 紙本着色 ザビエル聖人画像 紙本着色 聖人画像 銅版画 銅板油彩 キリスト画像 銅版画 聖船板打出油彩 ローレータ聖母子画像 銅版画 銅板油彩 聖母子画像 銅版画 象牙彫 キリスト聖髯像 銅版画 木造 キリスト聖髯像 象牙彫 聖母像 | ☆○神戸市博 ○ | ☆○東大 | | ○ | | ○ | | |
| 聖具 | 十字架 真鍮製 キリスト聖髯像 十字架 金鍮製 キリスト聖髯像(銅鍍付) (木製組立式十字架 Ⅱ1) 木玉製十字架付 念珠 木玉製十字架付 黒檀・象牙玉念珠 種繭(デシビリナ) | ○ | ○(2)東大か★ | ○ | ○(1) ○(1)※5 | (☆○) | ○※6 | | |
| 具 | 聖杯(木製 金鍍絵柄・蓋) アグヌス・デイの布袋 銅製 印籠形容器 銅製 メダイ容器 | ☆○ | | | ○ | | | | |
| メダグイ | 教皇グレゴリオ14世像メダイ 聖機転結メダイ 聖母無元罪像メダイ 十字架降臨聖像メダイ ザビエル殉難記念メダイ 聖母子及聖所聖像メダイ 耶穌マリア聖像メダイ 聖母子両面像メダイ 教皇クレメンス8世像(聖年記念)メダイ その他メダイ | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○★ | ○東大か★ | | | | | | |
| | | | ○(1)東大か★ | | ○ | | | | |

() : 点数 ☆ : 現在行方不明 ☆ : 日本製であることが確実なもの
 ※1: 隠れ時代のものか不明。ただし、一括発見品。 ※2: 昭和62年寄託品。一括発見品ではないため検附中。
 ※3: 東大所在姉崎博士メモに翻刻文が残る。 ※4: うち1点が十字架が2つ付くため、奥野慶治氏は4点と数えられる。
 ※5: 清氏令弟、大東亜戦争で右近畿島地フィリピンに持参、戦死のため不明 ※6: 本来は黒檀、象牙玉製の2点か。

表2 隠れキリシタン遺物検討資料一覧

| 所蔵家 | 品目 | 点数 |
|------|-------------|--------|
| 東 藤嗣 | 鉄製 牛に乗った天神像 | 1 |
| 中谷 茂 | たばこ盆 | 1 |
| | 刀鐔 | 3 |
| | 短剣 | 1 |
| | 七福神入りのナイフ | 4 |
| | 増田長盛紋酒杯 | 1 |
| | 土製人形 | 4 |
| | 根付け | 2 |
| | 陶器 文書 | 1 2 |
| 中谷 栄 | 西洋皿 | 1 |

非常に有名である。対して中谷 茂家は、現在、中イ条（第1章参照）に同姓が8軒あるうちの「本中谷」を名乗られる。現在に残る中谷姓は、もとをたどれば同家の分家筋が多いようである。茂家の屋号はナカヤ、分家の博家がシntax、敏夫家がアチャ（アッチャ）である。藤嗣家、茂家ともに一統の有力者であったことが推測される。

しかし、現在、茂家に残るキリシタン遺物は、ロレータ聖母子画像の1点だけである。他の遺物は、すべて、東京帝國大学附属図書館（現在、東京大学総合図書館）に移譲されたと云われるからである。東京大学総合図書館には、銅板キリスト画像、『どちりいなきりしたん』、『きやとへかるとる』の3点があり、これらは同家の旧蔵とわかって

表3 キリシタン遺物品目・数量掲載確認表

| 所蔵家 | 品目 | ①1923 | ②1926 | ③1935 | ④1940 | ⑤1952 | ⑥1992 |
|---------------|---------------|------------------------|-------|---------|-------|---------|----------------|
| 東 藤嗣 | キリシタン抄物 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○(東大) | ○(東大) |
| | マリア十五玄義図 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 天仗讃仰図 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 耶蘇昇天図(断片) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ザビエル聖人画像 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○(池永美) | ○(南蛮美) |
| | 聖人画像 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | キリスト磔刑像 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 象牙彫聖母像 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 金時絵柄 | ○(蓋のみ) | ○(蓋) | ○ | ○(蓋) | ○(全形) | ○ |
| | メダイ | ○(8) | ○(8) | ○(点数なし) | ○(8) | ○(7~8) | ○(7) |
| | 印籠形容器 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | メダイ容器 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 中谷 茂 | どちりいなきりしたん きやとへかるとる | | ○ | ○ | | ○(東大) ○(東大) |
| こんてむつすむんち(断片) | | | ○ | ○ | | | |
| キリスト画像 | | | ○ | ○ | | ○(東大) | ○(東大) |
| ロレータ聖母子画像 | | | ○(1) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 十字架 | | | ○(1) | ○(点数なし) | | | |
| 襷織 | | | ○(1) | ○(点数なし) | | | |
| メダイ | | | ○(3) | ○(点数なし) | | | |
| 念珠 | | | ○(4) | ○(点数なし) | | | |
| 中谷 孝 | 聖母子画像 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 襷織 | | ○(2) | ○(点数なし) | | ○(点数なし) | ○(1) |
| | 十字架 | | ○ | ○ | | | ○ |
| | 御判(アグヌス・デイ布袋) | | ○ | | | | |
| 中谷 栄 | メダイ | | ○(2) | | | | |
| 大神敏治 | キリスト磔刑像 | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 天仗讃仰図 | | ○(4) | | ○(5) | ○(5) | ○(5) |
| | 念珠 | | | | ○ | ○(結合) | ○(結合) |
| 原田辰次郎 | マリア十五玄義図 | | | | | ○(京大) | ○(京大) |

①新村 出『吉利支丹遺物の研究』 ②大正15年奥野資料 ③奥野慶治『綜合清溪村史』
④奥野慶治『切支丹と三島部』 ⑤藤波大超『隠れキリシタン』 ⑥藤波大超：1952の草稿再刊

いる。『きやとへかとる』は、ギャドベカトルと原題を表記すべきかもしれないが、写本表題によった。他に、茂家で発見された遺物には、十字架・鞭縄・メダイ・メダイ容器といった小物があった。そして、今回、この小物類については、東大総合図書館のご尽力により、同館、および、同総合研究博物館、文学部宗教研究室・考古学研究室での確認調査を実施していただいたが、発見できなかった(注6)。

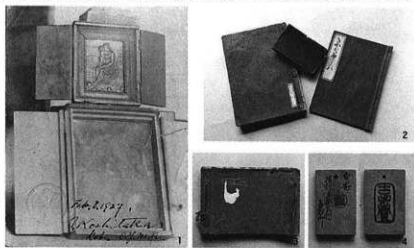
移譲されたのは、大正末年から昭和のはじめにかけてとされている。移譲した側、された側の記録は、今回の追跡調査によっても、ともに現存しなかった。茂家には、銅板キリスト画像・ロレータ聖母子画像・小物類が入ったらしい箱を積み上げて撮影された1枚の写真が残っている。この表面にペン書きで「Feb. 8. 1927 (昭和2年2月8日) T. Koshitaka Kobu C. y. m. a.」がある。また、裏面に鉛筆書きで「東京帝國大學文學部□□掛」の記載がみられる。表面のサインと裏面の文字との関係も不明であるが、これが東大とのつながりを示す唯一のものである。昭和3年に附属図書館は開館されたのであるが、初代館長となられた崎崎正治氏がキリシタン信仰を熱心に研究されていた時期であった。ちなみに、同年、同氏は、これらの功によりフランスのレジオン・ド・ヌール勲章を受けられた。そして、大正8年生れの茂氏が事情を知るには幼い年齢の時であった。ある夜、茂氏父君は同家の遺物をすべて出し、母君の記るロレータ像だけをはずし、風呂敷に包んで持ち出されたという。その後遺物が戻った記憶は一切無いという。遺物はすべて同じ時に移譲されたようである。

兄の戦死により跡継ぎとなった茂氏が失われた遺物の実態を把握しようとしたのは、昭和62年に茨木市立キリシタン遺物史料館が建立されてからのことという。移譲に関わった父君は、昭和31年に亡くなられている。幸い同家には、遺物を展示会に出品したり、あるいは遺物撮影された時の関係資料や記念品などが残されていた。したがって、昭和63年に『潜伏キリシタンの遺宝』と題し自家発見遺物の紹介書を自費出版された。

茂氏は、移譲された年代が大正末年と推測され、同書に記されている。ところが、昭和3年に大阪毎日新聞社が『珍書大観吉利支丹叢書』(表4)を出版、全冊揃いが茂家に残されていることを茂氏の教示で知った。この中の1冊に茂家遺物も同家蔵として収録されたことから、少なくとも、この年まで小物類も同家にあったことがわかった。また、茂家発見遺物の全体像もこの叢書で確認することができるようになった。珍書大観は本地域で発見された遺物の全容が公表されながら、遺物所蔵家の人々にとってもその全貌や、存在すら知られてはいなかったようである。以下、茂家の不明となった小物類の種類と点数を確認しておきたい。

(茂家所蔵の小物遺物の確認)

『珍書大観』第6回配本(昭和3年9月刊)では「中谷仙之助氏蔵」の教義書、聖画像を除く小物類を一括し、遺物11点として1枚の写真に収められている(写真4-1)。内容としては、金属製十字架2点、念珠3



1: 遺物写真 2: 『珍書大観』どちりいなきりしたん・キリシタン抄物・きやとへかとる 3: 京大撮影アルバム 4: 明治3年高槻藩発行鑑札

写真3 中谷 茂家所蔵資料(1)

表4 珍書大観 吉利支丹叢書 (昭和3年4月~4年1月出版)

| No. | 配本回 | 配本日 | 資料名 | 所蔵家 | 備考 |
|-----|--------|---------|---------------|--------------|----------------------|
| 1 | 第1回配本 | 3.4.25 | ぎやどへかとの | 中谷仙之助氏蔵本 | |
| 2 | # | # | 吉利支丹心得書 上册 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 3 | 第2回配本 | 3.5.25 | 立原肇軒自筆調査書 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 4 | # | # | 羅句文平仮名書撰撒唱文 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 5 | # | # | 吉利支丹十誡 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 6 | 第3回配本 | 3.6.25 | 吉利支丹抄物 | 東 藤次郎氏蔵本 | |
| 7 | # | # | 銅版画写真他 | 大神十郎氏蔵 | 銅版画(5)・磔刑像(1)・念珠(1) |
| 8 | 第4回配本 | 3.7.25 | 聖教要理(羅馬字混日本語) | 徳川園順侯爵家蔵本 | 『どちりいなきりしたん』 |
| 9 | # | # | 吉利支丹古曆書断簡 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 10 | 第5回配本 | 3.8.25 | 吉利支丹用語略解断簡 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 11 | # | # | 西洋銅版画帖 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 12 | 第6回配本 | 3.9.25 | 破提字子古刊本 | 京都帝國大学 | |
| 13 | # | # | 聖人画像他 | 中谷仙之助氏蔵 | 聖人画像・押出ロレット聖母像遺物(11) |
| 14 | 第7回配本 | 3.10.25 | 佛書抄録 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 15 | # | # | オラショ雑書断簡 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 16 | # | # | 七科観念図 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 17 | 第8回配本 | 3.11.25 | 吉利支丹心得書 下册 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 18 | # | # | 銅版画写真他 | 東 藤次郎氏蔵 | 銅版画・十五玄義園・遺物・腕 |
| 19 | 第9回配本 | 3.12.25 | 諸聖人御作案書抄及宗門諸抄 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 20 | # | # | 諸聖人記念日表 | 徳川園順侯爵家蔵本 | |
| 21 | 第10回配本 | 4.1.25 | どちりいなきりしたん | 中谷仙之助氏蔵本 | |
| 22 | # | # | 聖母像油絵他 | 中谷源之助・東藤次郎氏蔵 | 聖母像油絵・ザビエル聖人像 |

大阪毎日新聞社発行15,000号記念出版

編輯兼発行者：大阪毎日新聞社

印刷所：便利堂コロタイプ印刷所

(茨木市千提寺中谷 茂家所蔵分で確認)

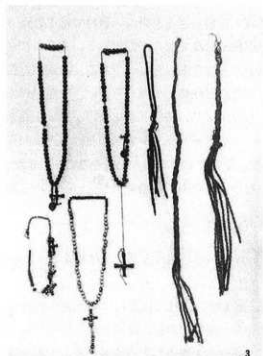
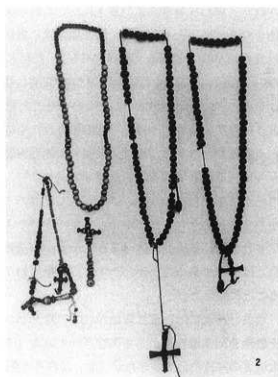
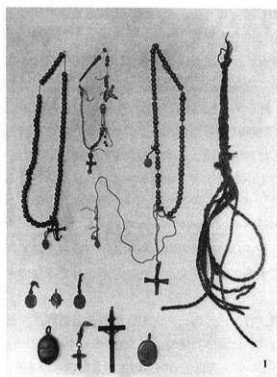
点、鞭縄1点、印籠形容器2点、メダイ3点、合計11点である。

別の資料として、大正15年3月5日付、清溪村役場から奥野慶治氏に翌年開催予定の史蹟名勝天然記念物保存協会大阪支部発足記念展覧会(会場朝日会館)出展準備のための遺物確認調査を依頼した文書とその回答が残っている(免山 篤氏資料。以下、これを「大正15年奥野資料」とする)。回答内容は表3に示した。

しかしながら、珍書大観掲載写真と合致しない点がある。一つに、念珠の点数が違う。これは、念珠の1点に、木玉製の十字架が2点つくものがあるからである。十字架の数から云えば、別の念珠の十字架が付されたことが推測できる。したがって、奥野氏は4点とされた。しかし、一応の姿から今回調査の表1では3点と数えた。これは内容が同じなので問題はない。

二つに、金属製十字架の数が違っている。奥野氏は1点とされる。奥野資料に茂家十字架は、柱の長さが2寸6分と注記されている。別に、後述するが、京都帝國大学撮影の中谷 孝家所蔵十字架(柱の長さ3寸)と、珍書大観掲載の十字架と一緒に写る写真があり(写真4-4)、長さの比較から奥野氏が報告した十字架であることが特定できる。しかし、この十字架とは別に、同じ金属製の小型十字架が『珍書大観』に写っている。なお、これら2点の十字架は、ともに小型ながら大神家キリスト磔刑像と同様に磔刑のキリスト像と、その足下に脚體と2本の肢骨が挿出されているものであることを付け加えておく。三つ目の違いは、これも珍書大観に写っている印籠形容器2点が奥野資料では欠になっていることである。

すなわち、奥野資料では、十字架1点、印籠形容器2点が報告されなかったことになる。中谷 茂家の遺物発見に主として関わったのは奥野慶治氏であると茂氏は云われている(1998年聞き取り調査)。事情はわからない。単なる記載漏れであればよいが、しかし、幸いなことに、次に茂家遺物の内容を示



1：『珍書大観』中谷仙之助氏所藏遺物写真 2～4：京都帝国大学撮影遺物写真（大正13年頃）

写真4 中谷 茂家所藏資料（2）

す別の資料があった。

先に少し触れたが、茂氏は『潜伏キリシタンの遺宝』作成に際し、京都帝國大学が大正13年頃に撮影されたと思われる写真を掲載された。これらの写真は、中谷清（現当主、孝）家、大神敏治家の所蔵遺物を含め、種類別や、あるいは所蔵家別に撮影されたものである。現在、茂家にアルバムとして贈呈されたものが残っている（写真3-3）。ただし、写真の説明が付されていないので、所蔵関係がわからない。今回、京都大学文学部考古学研究室に残る写真カードを参考として縦覧させていただいたが、やはりカードにも記述がほとんどなかったことを付け加えておく。うちの1枚である巻頭写真18の写真は、どうやら茂家遺物の一部を一括撮影されたものらしい。種類別に撮影されたものではなく、先の奥野氏が点数にあげなかった小型十字架・印籠形容器2点とともに珍書大観で茂家遺物とされたメダイ4点が写っているからである。したがって、やはり、この時点でも小型十字架・印籠形容器は茂家遺物であることが確認できる。なお、この写真で下段の一番左に写るメダイは、巻頭写真19-1の念珠3点中、左から3番目の念珠に紐が絡まって長く伸びたようなものに付いているメダイである。

すなわち、結論的に述べると、茂家小遺物の内容は、大正13年京大写真と昭和3年『珍書大観』写真とは同じであることがわかった。発見当初からおそらく中身に変化がなかったことがこれで確認できることになった。

なお、茂家には、蔵に収納されていたタバコ盆、刀の鐔、容器、短剣、土人形、増田長盛^{ました}酒杯、文書その他を関連遺物かとして保管されている（表2）。増田長盛（1545-1615）は、豊臣氏五奉行の一人。大坂夏の陣後に自刃。したがって、これらと隠れ時代のキリシタン遺物との関係の把握も課題となろう。

また、茂家資料の中には、「古手」と記された明治3年高槻藩発行の木札がある（写真3-4）。おそらく質商営業許可の鑑札のようなものであり、春秋の一括収入に頼らざるを得ない農村ではこのような金融商売が必要だったのである。周辺部の集落では、もと庄屋や村役で収入が安定しているリーダー的な家は、このような周辺部相手の質商を営んでおられた家もけっこうあったようである。茂家が近世期を通じて質屋を行い、キリシタン遺物を売買したというような話には決して繋がらない。千提寺のキリシタン遺物は、正当に教会から配布されたものであって、したがって、時代と意味合いが異なる点を再度強調したいのである。ここで鑑札を紹介したのは、村中、またはキリシタン宗団における茂家の立場を確認したかったからである。すなわち、第1章で述べたり、後述するように、千提寺の史料、また、遺物発見後の関連資料の大半が茂家に残されるのも、同家の村中での立場・役割を示しているようである。

② 東 藤綱（久嗣）家所蔵遺物

東家は、現在、藤綱家（オクンジョ）、および、鹿男家（ヒガシ）の一統が上ダイ条に集まって居住されている。

茂家遺物の確認に関連し、東家発見の『キリシタン抄物』、および、これに挟まれていた銅版画断片が現在、行方不明であること、かわりに抄物の複製品がキリシタン遺物史料館に展示されていると云われていたが、実は、同館の複製本はすべて、茂家の項で述べた『珍書大観吉利支丹叢書』として本地域の遺物と一緒に出版された水戸の徳川團順家所蔵品が収録された刊行書（表4）であることが確認できた。残念ながら、一緒に出版されたはずの『キリシタン抄物』の複製品は陳列ケース内に並んではいなかった。また、当初、メダイは8点であったが、早い段階で7点になっていることも付け加えておきたい。

表1で印籠形容器としたケース（巻頭写真17-3）には5点のメダイが入っていた。同じくメダイ容器（同4）には、1点のメダイが入っていた。以上は京大報告書にも記されるが、後者のメダイ容器には外人かとされる遺髪（つまり、黒髪ではないという意か）も入っていたと藤波大超氏は生前に語られている。これに関する発表物はないようなので、ここに記しておきたい。

また、同史料館には、藤嗣家から養子に出られた方が同家から形見分けとして持って出られたタンスの中にあっただものとして、史料館が建設された昭和62年9月以降に寄託された棒柄付鞭縄1点が陳列されている（巻頭写真23-1）。棒柄にはイエズス会のIHS印が朱書きで付され、鞭縄としては非常に立派なものである。ただし、縄部の材質としては、馬の尻尾の毛ではなく麻縄のようである。表1には一応含めたが、発見の状況が異なるので今回は検討材料としたい。

なお、同家には、隠れキリシタン時代の遺物とされる天神像が1点ある（巻頭写真23-2）。しかし、当時に教会から下付されたキリシタン遺物としての意味が異なるものであり、茂家遺物同様、将来、米歴が明らかにされたものである。

③ 中谷 孝家所蔵遺物

同家の屋号はキタである。茂家（ナカヤ）に対する北であろうか。点数は少ないが、遺物は優品である。鞭縄の材質は馬毛のようで、京大写真に写った3点で確認する限り、つくりが他に比して精緻のようである（写真4-3、右から3番目。巻頭写真17-7）。

清氏の弟君が大東亜戦争でフィリピンに出征された時、父君は、マニラが高山右近の終焉の地であり、したがって、星形金具のついた鞭縄をお守りに託されたとのこと。弟君は、昭和20年に戦死されたため鞭縄は不明となったという聞き取り調査の成果が残っている（松田毅一；1981）。大正15年奥野資料によると、孝家の鞭縄は2点になっている（表3）。この話に符合する。

また、写真4-3中の1点は、茂家発見遺物と特定できる。また、他の1点は孝家に残された鞭縄と一致するようである。したがって、残り1点がこのに当たるのではないか。ただし、京大写真には、星形金具は見えないようである。

また、この当初は2点あった話とは別に、もとは長かったので弟君はそれを切って持参したという話も伝わる（1998年8月聞き取り調査）。当事者と鞭縄が失われた今、真相は不明である。

なお、同家に伝わる総高4.1cm、幅2.9cmの楕円形の布製袋は、当初、奥野慶治氏によって「御判」と呼ばれた（巻頭写真8-3）。現在は、教会関係者が呼ばれるアグヌス・デイ、あるいはアニユス・デイの布袋の名称が使われている。アグヌス・デイは、羊と教皇名などを記した蠟像のことで、これが入っていた布袋の意味である。ただし、本品は、現在、今は亡き清氏が用意されたガラスケースに納められ、裏面の観察を遠慮させていただく状況にある。したがって、袋物かどうかなど不明である。表面には織り柄があるが、裏面は単色の布地が使われるようである。

④ 中谷 栄家所蔵遺物

栄家の屋号はインキョで、今は廃絶した源二郎家の分家の意である。源二郎家は、茂家旧宅の、溝を越えた向かい側にあった。

栄家では、当初、2点のメダイがあったことは、大正15年奥野資料で確定できる（表3参照）。しかし、1点は、故老の言によって数十年前に贈呈されてしまった。当時、遺物に対する重要性は認識されていなかったはずなのであるが、メダイという小さなものであり、おおらかにそれは許されてしまったのである。したがって、贈呈された1点は、現在、不明となってしまった。

栄家遺物で強調したいのは、遺物が信者組織のリーダー格としての同家の立場を示しているのではないかと云うことである(4.B.メダイの項参照)。例えば、先に述べた長崎県生月島では、ピラミッド型の信者組織がはっきりしている。各集落には幾つかのツモトと呼ばれる宿(神をまつる、いわゆる聖堂)があり、ここに集う家々がカキウチである。ツモトは、4～5のコンバイヤが寄っている。コンバイヤは、5～6軒の信者で構成されているのである。そして、この組織の頂点にたつツモトの御前様と呼ばれる祭神は、掛け軸やメダイが1点ほど祀られたものである(朝日新聞ナショナルトラスト;1997)。

栄家には軸物があったらしいことはすでに述べた。千提寺の他の3軒の遺物所蔵家に対してその量は少ない。しかし、キリシタンで一般的に見れば、その量は多いのである。短略的に述べれば、信者組織の代表者・世話役というのが、これらメダイをもっている程度のクラスではなかろうかと推定される。同家は、おそらく、各カイチの連絡役・調整役のような役割をはたされたのではない。

同家所蔵の南蛮皿(巻頭写真22-6)は、残念ながらキリシタン時代のものではない。江戸時代後期に輸入された品である。見込み部分は中国趣味の庭園風景、額縁部は菊の花で飾られた直径26.5cm、高台径10.6cm、総高4.2cmの深皿である。裏底に、噴水で囲まれたFOUNTAIN、泉の意のパターン名とEWOOD & SONSの窯名が記される。EとWの間は、少し、空いているかも知れない。絵付けは銅版転写プリントによる。ピンク系単色。イノック・ウッド・エンド・サンズ窯は、イギリス、スタフォードシャーにあり、主としてアメリカにプリントウエアを輸出していた。操業は、WOOD・ENOCH窯が1784～1790年、これを受けてWOOD & SONS・ENOCH窯が1818～1846年まで陶器を焼いていたと記録される。しかし、本品とまったく同じものが1816年に日本に輸入されていたことは確かなので、本品も文化年間(1804～18)末頃に輸入された可能性が強いという(注7)。どのような経緯で千提寺の地にもたらされたのか、非常に興味深いものである。茂家、藤嗣家の新しい時代の遺物同様、今後の検討資料としたい。

⑤ 大神敏治家所蔵遺物

下音羽の大神垣内(大神条とも呼称)は、現在も大神姓ばかりが住まいされている。しかし、敏治家の分家は1軒である。もっとも、カイチでの中心家であることは、墓地をみればわかる(第1章参照)。

当時に教会から下された遺物とは別に、携帯に便利とされる木製組立式十字架(巻頭写真8)は、当初からあったものが、隠れキリシタン時代に付け加えられたものかは不明である。ただし、発見時には一緒にあったと云われる。一応、括弧付きで表1に含める。十字架付き念珠は、黒檀と象牙という材質の違いからもとは2点かと思われているものである(巻頭写真8)。遺物発見当初より、念珠玉の組み合わせは変られている。

⑥ メダイはもう少しあったのではないか

中イ条の藪や林中でメダイが見つかったり、反対に無くした場合もあったのではないか。同所は人家の比較的密集している地域であり、かつて家があった土地が藪や林になっている。メダイが土の中にあっても不思議ではない。何も知らない子供たちがこれを磨き上げ、メンコの代わりにして遊んでいた姿が昔はあったと云う話も今回調査で聞くことができた。また、昭和7年朝日新聞座談会記事中にも、禁制に用いられた真鍮製踏み絵を知らずに子供が佝り遊びに使っていたという話が載っていた。

ただし、メダイについては遊んでいたとされる世代の方々に尋ねさせていただいた。全然記憶にはないが、昭和3年に小山条に建立された教会の集会でもらった玩具で遊んでいたのではないかという話もあった(1998年12月調査)。

なお、1998年6月、東京大学総合図書館で、中谷 茂家旧蔵として所有が明確な遺物3点を縦覧させていただいた。同館教示もあわせ、次の2点が明確になった。

- ① 中谷 茂家で発見されたキリシタン遺物のうち未発見の『こんてむつすむんち』かとされる断片一葉の翻刻文かと推測できる姉崎正治氏作成資料「羽羽村断片」が確認できた（翻刻1）。

本資料は、銅板キリスト画像の収納箱内に参考資料として入っていた。これについては、キリシタン遺物の製作と伝来年代の推定の項で述べる。

- ② 東 藤嗣家遺物のうち行方不明になっている『キリシタン抄物』も、当時の東京帝国大学附属図書館蔵になった可能性も存在することがわかった。

藤波大超氏は、同書が東大図書館蔵になったと記されている（藤波大超：1952）。おそらく、移譲されたのであろう。しかし、現、東大では本書の所蔵を明確にはされていない。ところが、東大で縦覧させていただいた『きやとへかとの』の収納箱には、東大側が付された「羽羽村 切支丹抄物」のラベルがあった。キリシタン抄物は小型で、手帳大位の大きさである。また、『きやとへかとの』がキリシタン抄物と記されることはあり得ない。『きやとへかとの』と抄物は一緒に含まれていたのであろうか。

また、大正13年頃に撮影されたと思われる本地域関連の乾板写真については、京都大学文学部考古学研究室の好意により縦覧させていただいたが、以上のように遺物確認に役立ったとともに、発見時の姿を確認することができたものがあった。例えば、大神家銅版画5枚は、現在、1点ずつ額縁に納められている。版画印刷部分の周縁には黒い枠線が貼られ、どうやらこの枠線のところで裁断されている様子うかがえる。現在、写真はこの姿でしか撮影できないわけである。本書の写真図版には、茂家小物遺物写真とともに、この銅版画写真、また、風化が進んで字面が読みにくくなったキリシタン墓碑の幾つかの写真も掲載させていただいた。

4. キリシタン遺物の製作と伝来年代の推定

以下、チースリク氏の見解に負うところ大であるが、千提寺、下音羽両地区で発見されたキリシタン遺物の中で、製作時期や伝来されたおおよその年代が推定できるものをあげる。

A. 教義書（巻頭写真21）

（1）『どちりいなきりしたん』の写本（中谷 茂家旧蔵）

天正18(1590)年、天正少年使節は巡察師ヴァリニャーノの要請によってヨーロッパから印刷機を持ち帰った。この印刷機は現・長崎県南高来郡加津佐町など長崎のコレジヨ（学林）に置かれ、国字の木活字がつくられた。千提寺の写本は、1591年に初版が印刷されたものの墨書による写しとされる。1600年に再版されたが、千提寺本は、初版にしか見られない「此十五ヶ条の題目は版木に開きたる一紙にあり」などの註書がそのまま筆写されることから、この点が確実とされている。

初版の印刷から原本が摂津や千提寺に届くまでの期間、また、写本に至った期間は、当時、どのくらい必要であったのだろうか。偽作ともいわれた一つの資料がある。

高槻市安満の浄誓寺で発見されたキリシタン・カレンダーヨ（人見ポーロの暦） 文禄3(1594)年4月10日
赴弥左衛門会所、自西地、先年御梓行之御書到来

到来した書物が加津佐初版の『どちりいなきりしたん』ではないかと早くから指摘されている（桜井

安二『高槻発見切支丹文書』1933)。したがって、1592年から1600年の間に出来た写本ではないかと推定されている(チースリク;1976)。

(2)『きやとへかとり』の写本 (中谷 茂家旧蔵)

(頭書) 御出生以来千五百九十九年

きやとへかとり さい人をせんに
みちひくの儀也

慶長四年閏三月中旬鐘杵也

慶長4年は西暦1599年にあたる。「御出生以来〇〇年」という西暦年号の表現は、他のキリシタン遺物にも特徴的に見られる。鐘杵は、先の杵行と同じく、もとは杵の木を使った版木に文字を刻む意である。1600年代はじめ頃に千提寺に到達したのであろう。

(3)『こんてむつすむんち』(?)の写本 (中谷 茂家旧蔵)

慶長15(1610)年、和本木活字『こんてむつすむんち』が印刷されたが、この写本断片一葉が中谷 茂家の遺物発見リスト中に示されている(朝日新聞;1932、奥野慶治;1935・表3参照)。しかし、現物は、亜鉛板打出ロレータ聖母子画像を除く中谷 茂家の遺物がすべて移譲されたのではないかと云われる東京大学総合図書館にもみあたらない。

なお、先に述べたように、1998年6月、茂家旧蔵遺物を同図書館で縦覧の際、『どちりいなきりしたん』の取納箱内に一枚の英文タイプ紙が入っているのが確認できた。裏白面に「音羽村断片」と題した和文の文書抄が黒いインキで書き取られていた(13行分)(翻刻1)。大正末年から昭和初年頃に研究者が推敲中の手持ち原稿用紙に断簡を記録されたものと推測できる。東京大学総合図書館のご協力により、姉崎正治氏の筆跡であることが確認された(注8)。したがって、この紙片は、茂家断簡を記録されたものであり、ただし、村名の異なるのが気になった。しかし、『きやとへかとり』取納箱のラベルにも「音羽村 切支丹抄物」とあり、単純に、千提寺が音羽村と理解されたことが推測できる。

なお、『こんてむつすむんち』は大部なものである。今回確認された断簡がどの部分に当たるのか、また、別書籍の写しであるのかの検討は、今後の研究に譲りたい。たとえば、この東大紙片には鉛筆で「ぎゃ？」と加えられていた。『きやとへかとり』ではないかの意味である。姉崎氏の筆跡かどうか。

しかし、もし、本当に『こんてむつすむんち』の写本が伝来していたのであれば、その意味は大きい。これが伝来したのであれば、慶長15年以降に千提寺ないしは下音羽に到達したことになる。本項の(1)~(3)を通じて、教義書の本地域への段階的、すなわち、継続的な到達が予測できるからである。

音羽村断片
きや?
ちんちんらのきつふせやして
と有りはてはなとこをせしめて
すは 所よりおみこは 掃きは 貴弘
ては 所のくらしや有り
これまてはてはすの 所力てはけき
あらんていおふみふかふんせ所正
のたまはく 所せやの 所みふきなく
たれまてはまていし 所なりて此
てうのてんじうながふ 所かな
乙人の 所りてんじうながふ 所かな
まてうの 所りてんじうながふ 所かな
はすていおが有り 此れははてはつはやんてまていし 所かな
在は世のつらうたふ物なり

翻刻1 茨木市千提寺中谷茂家発見
「こんてむつすむんち(?)」
(姉崎正治氏翻刻 東京大学総合図書館提供)

B. メダイ

(1) 教皇グレゴリオ14世像のメダイ (東 藤嗣家所蔵) (巻頭写真17-2)

グレゴリオ14世は、1590年12月～1591年10月に至る在位わずかに1年未満の教皇である。本メダイに刻まれた1591年は、日本暦で天正19年にあたる。また、「フィリピン諸島への恩恵」の意味のラテン語も刻まれている。この年は、秀吉が比律賓(呂宋)に入貢を命じた年で、翌文禄元年にフランシスコ派の師父などがはじめて渡来し、名護屋滞陣中の秀吉に謁見し、翌年以後、京都の伏見あたりで布教を開始した。本メダイの来歴に関して参考になる事件ではないかと新村 出氏は記述されている(新村 出; 1926)。

また、このメダイは、サンチェス神父を全権大使として本国スペインやローマ教皇に対しフィリピンへの援助を訴えたことに対して製作許可されたメダイである。一般に配布されたものではなく、司牧活動として、伝道を鼓舞するために現地のリーダー格の人々に与えられた意味あるメダイであり、おそらく1595年から1600年頃の間到我国にもたらされたのではないかという説もある(チースリク; 1976)。

(2) 教皇クレメンス8世像のメダイ (中谷 栄家所蔵) (巻頭写真17-5)

表面に「教皇クレメンス8世、在位7年」の意のラテン語があり、下方に1600(慶長5)年の年号が刻まれる。クレメンス8世は、1599年5月19日の大勅書によって、1600年を聖年とし、ローマ巡礼者への恩典を発表した。これはその聖年記念メダイである。日本のように遠い国では、聖年に関する教皇勅書が到着し、同地方の司教が発表する期間に執行されることになっていた。中谷家のメダイは、司祭が本件を伝えるに1600年より数年遅れて到着したことを示す資料である(チースリク; 1976)。

なお、墓碑の項で述べたが、クレメンス8世は、慶長5(1600)年にイエズス会以外の会派の日本伝道を認めた教皇とされている(朝尾直弘; 1975)。

(3) ザビエル列福記念のメダイ (東 藤嗣家所蔵)

片面に聖人像があり、福者を示すB. (Beatusの略)を冠されたフランシスコ・ザビエルの名前、また、1619(元和5)年の意のラテン語が刻まれる。正しく、ザビエルの列福記念メダイである。ザビエルの列福式は1619年10月21日であり、列聖式は1622年3月12日にグレゴリオ15世によって盛大に行われたが、教皇の死で大勅書の発布が遅れ、翌年の1623年8月6日に執行された。

ザビエルの列福式のニュースは、1621(元和7)年に日本に着いた。すでに弾圧の時代であったので盛大な祝典ができなかったと管区長パチェコはローマに書き送ったという。

すなわち、元和2(1616)年の江戸幕府による禁教令をはるかに越える時代に、本地域では司牧活動が行われていた絶対的な証拠となっている(チースリク; 1976)。

C. 教義図・聖像

(1) ロレート聖母子画像 (中谷 茂家所蔵) (巻頭写真5)

ロレートは、中部イタリアのアンコーナにある聖母マリアの巡礼地として有名。オルガンティーノ神父がロレートで院長を勤めたという。したがって、「同神父が持参したものか」という指摘がある(喜田哲也; 1981 p.72)。したがって、本像の名称については、ロレートとも冠されるが、本稿では像に記された文字「ROREETA」にちなみ、ロレータと呼ぶ。

オルガンティーノ神父(1530～1609)は、イタリアに生まれ、1556年、イエズス会に入会。ロレータ学院の院長となる。元亀元(1570)年、我が国に来るが、五畿内で大活躍した。

- ① 天正3(1575)年に京都の南蛮寺を建てる。天正4(1576)年に安土のセミナリオ(神学校)を建て、校長となる。
- ② 天正6(1578)年、荒木村重の石山本願寺らと結んだ蜂起に対し、織田信長は高山右近のもとにオルガンティーノ神父を遣わし信長への忠節を説得させた。
- ③ 天正11(1583)年、茨木城主中川清兵衛清秀の二子、秀政、秀成が高山右近や伯父古田織部重然のすすめで受洗した時の神父である。ちなみに中川氏は十字の家紋を使う。
- ④ 天正15(1587)年、秀吉のパテレン追放令にともない小豆島に潜伏。のち、九州へ行く。
- ⑤ 天正20(1592)年、京都に戻る。秀吉の滞在許可を得る。翌年、豊臣秀次にも出会った。
- ⑥ 慶長5(1600)年、細川ガラシャ夫人(明智光秀娘)殉教に際し、二人の娘(2才と11才)を小侍従マリアに託し、当時まだ大坂にとどまっていたオルガンティーノ神父のもとに避難させたといわれる。

同神父は、慶長10(1605)年に長崎へ。慶長14(1609)年、同地で没した。

本地域にロレータ聖母子画像をもたらした教会関係者は不明である。天正少年使節、慶長使節支倉常長もロレータに立ち寄っているという。しかし、喜田氏の指摘を受け、オルガンティーノ神父の主要な業績を知りうる限りで記しておく。画像として本像が一番早い段階でこの地にもたらされた可能性があるのではないかと思われるからである。

(2) 銅板キリスト画像 (中谷 茂家旧蔵) (巻頭写真4)



写真5 銅板キリスト画像裏面の署名

キリスト画像の画面右下に、ローマ字と数字が記される。「I S 97」であるが、I Sと97の間には、記された文字の大きさを4文字分位の空白がある。Sは、5とは読めないのではないか。97は、これ自体で粉本の製作年代、あるいは粉本によって本品が製作された時期に見合う1597年を示しているのではなかろうか。銅板裏面には「Sacam. Iacobus」が記される。Iacobusも、頭文字がJとの報文がみられるが、Iが正しい。

本図の粉本は知られている。M. de Vos原画、J. ヴィリクス刻銅版画である(国立歴史民俗博物館; 1997)。図の表現から、舶載品ではなく、日本のセミナリオでイタリア人画家ジョバンニ・ニコラオから画技を学んだ画家の作かとされる。Iacobusのサインは、中国人を父として1579年に日本で生まれ、セミナリオで教育を受け、マカオ、中国間を往来したヤコブ・ニワのものかとする説がある(仙台市博物館; 1989・坂本 満; 1997)。

(3) マリア十五玄義図 (東 藤嗣家所蔵) (原田辰次郎家旧蔵) (巻頭写真6)

原田家本のマリアは白い椿の花を手にしている。本来であれば、バラの花が描かれたはずである。椿の花は、徳川秀忠が好んだ花として知られている。烏丸光広の『百椿図』、また、『百椿集成』『椿花図譜』などが編まれ、園芸植物として椿が発達、愛好された時期という(朝尾直弘; 1975)。これも、本図が描かれた時期を示す一つの推定材料になろう。

(4) と同じく、ザビエルがイエズス会の創始者ロヨラとともに描かれる。ザビエルの名には、S. (Sanctusの略)が冠され、明らかに福者ではなく、聖者に至った段階を示している。ザビエル列福の知らせについてはすでに述べたが、列聖の知らせは元和9(1623)年に長崎に着いた。三代将軍家光が就任し、まもなく江戸の大殉教が起こった年で、翌年にも各所で迫害が続いた。しかし、宣教師たちは、弾圧下の信者たちにはできるだけこの嬉しいニュースを伝えようとしたという。寛永2(1625)年に、播磨

の隠れ場を根拠に中国地方を担当したポロ神父は、聖人の絵を携え、ザビエルがかつて泊まった山口の家を訪れたことが同年のイエズス会年報に報告されている（チースリク：1976）。

（4）ザビエル聖人画像（東 藤嗣家旧蔵）（巻頭写真4）

（3）と同様、S. がザビエルの名前に冠される。この図柄は、1619年から20年にザビエルの列聖運動のためにオランダの銅版画家が製作した版画の影響を受けている。長崎では20数名の日本画家を集め、西洋画の教育が行われたという。したがって、これ以降に日本で狩野派の絵師によって描かれたものとの指摘がある。

ポロ神父と同様に、京都から本地域に宣教師が訪れ、あるいは、本地域の人々が京都まで出かけたのであろうか。しかし、マリア十五玄義図2枚と木肖像画は、寛永年代の1624・25年になっても、本地域の人々と教会との連絡が途絶えていなかったことを証明している（チースリク；1976）。

本地域から発見された遺物には、教義書は別として、絵画は教会本部が宣教のために我が国で製作したものが多いことがわかる。そして、以上の遺物の外に、千提寺東家や下音羽大神家の木造あるいは象牙彫キリスト磔刑像、銅版天使讃仰図は舶来品とされている。これらが製作された時期、我が国に入った時期、また、千提寺に至った時期も問題になるであろう。

以上、種類別に分けたキリシタン遺物が本地域に渡来した推定年代を表5にまとめる。

A～Cの項目において、（1）1600年頃まで、（2）1600年代前後、（3）1610～20年代頃、といった段階的な年号が共通していることが見えるようである。（1）は右近の明石移封以後、秀吉直轄領の時代、（2）は関ヶ原の戦い前夜、（3）は徳川幕府の鎖国前夜の時期であり、（2）・（3）が次に述べるキリシタン墓碑建立期に重なっている。信仰がこの地にもたらされた年代は安土桃山時代の天正年間であり、近世前期寛永年間まで約50年間になる。また、実際に遺物がこの地にもたらされた主要年代は、天正末年～寛永年間（1590～1620年代）の約30～40年間ということになる。いずれにしても、長期にわたる段階的な遺物の到来とともに、継続的な教会の司牧活動が忍ばれるのである。そして、キリシタン禁制が厳しくなりだした寛

表5 千提寺・下音羽のキリシタン遺物渡来年代の推定

| 種 類 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 |
|--------|-----------------------------|--------------|------------------|
| A. 教義書 | (1) 1592～1600 | (2) 1599～数年後 | (3) 1610～数年後 |
| B. メダイ | (1) 1591～数年後 1595～1600年頃 | (2) 1600～数年後 | (3) 1621～数年後 |
| C. 画 像 | (1) 1570年代以降 | (2) 1597年以降 | (3) (4) 1623～数年後 |

永年代初頭（1624・5年）にまで至る教会本部、宣教師との接触は、信仰が本地域において顕在化する下地を十分につくりだしているといえるだろう。

（付記）

チースリク氏が紹介された中に遺物の渡来時期を示すようなものがあるので記述しておきたい。慶長13(1608)年2月25日長崎発ロドリゲス・ジランの書簡である。

「一人の神父が山間部のキリシタンを訪問した。この神父の到来によって、今まで多くの罪やつまづきとなっていたある信者間の古い対立が調停された。これによって、以前敵対していた人々は今や極めて親しくつき合いすべての信者に感化を与えている。」というものである。

第4章でも述べるが、この時、キリシタン宗団を構成していたそれぞれの統一には遺物があるところと無いところ、あるいは少ないところがあったが、すべての人々が一応満足できるような量の遺物が分

かち与えられたのではなかろうか。ただし、第2段階の時期にあたるのかどうか。

5. キリシタン墓碑

両集落で発見された墓碑は、年紀が不明のものもあるが、すべて慶長年代に所属するものである。

| | | | | |
|----------------|----------------|--|----------------|-----------|
| 1601 | 慶長6 4月1日 | 千提寺クス山光背形墓碑 | 「佐保カラム」 | (中谷 栄家所蔵) |
| 1603 | 慶長8 正月十日 | 千提寺クス山光背形墓碑 | 「上野マリヤ」 | (東 藤嗣家所蔵) |
| 慶長年代 不明 | | 千提寺クス山円頭形墓碑 | 「(不詳)」 | (中谷 栄家所蔵) |
| 1610 | 慶長15 10月11日 | 発見当時の解説では慶長17年とされた(藤波大超1952)。 下音羽高雲寺蒲鉾形墓碑 | 「せにはら まると」 | |
| 1613 | 慶長18 5月24日 | 下音羽高雲寺蒲鉾形墓碑 | 「小泉(不詳)」 | |
| 慶長年代 8月21日か | | 下音羽蒲鉾形墓碑 | 「くはまりや」 | (井上政彦家所蔵) |
| | | 発見当時の解説では年号不詳(藤波大超1952) | 「慶長」は読めるようである。 | |

キリシタン墓碑は、布教が及んだ日本各地に残った。ただし、近代以降の研究者によってキリシタンが特別な形や碑文の墓碑をもつことが確認されたのは、明治35年長崎県下で花十字記号入箱型墓碑が2基発見されて以来である。本格的な調査は大正年代も少し下ってからであった。

千提寺や下音羽のキリシタン墓碑銘が示す慶長年代の我が国の一般的な墓碑は、組み合わせ式五輪塔、また、一石五輪塔や、主として板碑形・光背形の石仏が普通であったと思われる。ところが、キリシタン墓碑は、多少、あるいは全く普通の墓碑とは違ったものとして製作されている。

当時、墓碑にはほとんど法名を刻まなかった。キリシタンは個人の教名を刻む。しかも、仮名文字で表現されるということ、さらに、十字架記号が付されたりすることは、当時の仏教徒には考えられないことであった。

藤波大超氏がすでに大半を指摘されているが(藤波大超;1952)、千提寺、下音羽両地区に残されたキリシタン墓碑からわかることをまとめる。

- (1) 时期的には、関ヶ原の戦いが終わった慶長6～8年の西暦1,600年を中心とする時期と、徳川幕府のキリシタン禁令が出され鎖国政策が打ち出される少し前の慶長15～18年の1,610年代を中心とする2時期のものがある。年月による風化で碑文は読みにくくなっている。千提寺の墓碑が古く、下音羽のものが新しい年代を示す傾向にある。
- (2) 千提寺と下音羽の墓碑の形態は、まったく異なっている。千提寺は仏教色を残した光背形あるいは円頭形立石碑、下音羽は外来系の蒲鉾形(石棺形・樽形・馬蹄形)伏碑である。円頭形立石碑は、江戸時代後期に多い櫛形墓碑に先立つものに見える。墓碑群中で古い千提寺の慶長6年「佐保カラム」碑は、教名の下に仏教色そのものの蓮華の浮き彫りがある。
- (3) 十字架記号の書き方には次の2種がある。

二支十字架……千提寺の佐保碑、上野碑の計2基

花十字架……千提寺の紀銘不明碑、下音羽発見3基の計4基

藤波大超氏は、千提寺の紀銘不明碑を二支十字とされている。しかし、実際には花十字に見える。

(4) 墓碑主銘が読める4基の教名は、カラゝ・マリヤ・まるた・まりやであり、女性名ばかりである。

また、千提寺の教名は片仮名で、下音羽は平仮名で記されるのも、両集落の違いの一つである。

参考までに記すと、隠れキリシタンで名高い長崎県生月島での教名に関しては、親の教名を子が受け継ぐ、さらに、集落の男は大半がドメゴス、女はドメガスというように、単一的に教名が付けられた例が報告されている(㈱日本ナショナルトラスト;1997)。

(5) 主銘にあるものは、

①佐保、せにはら(銭原)……あきらかに地名を冠したとわかるもの。しかし、名主層(有力農民層)の名字でもあり得る。

②上野、くほ、小泉……地域内の名主層(有力農民層)の名字に通じるもの。

以上から、推測できることを述べる。

① 下音羽、千提寺発見キリシタン墓碑の主銘について

今回調査では、中世の名田・名主の書き上げ文書(寺林家文書)を調査することができた。したがって、本地域では、1500年代の戦国時代の段階では、現代と同じ家族概念で構成された家があり、そして、これらの家々は、まったく現代に通じる名字をすでにもっていたことがわかった(第4章表2参照)。ただし、文書に残ったのは、忍頂寺五ヶ庄に属する銭原村・音羽村・寺辺村(忍頂寺・安元・千提寺・大岩・車作・生保・大門寺)・泉原村・佐保村のうち、音羽村・寺辺村・泉原村の3村分であった。しかし、本地域の事情を多少は知ることができるようになった。

今一度、発見地別に墓碑の主銘をみたい。

墓碑の年代は、慶長年代を示す。この時代になると、とくに、各家は現在につながる明確な名字としての名前をもっていた。墓碑主銘の名字は、千提寺発見のものは、千提寺の居住者の名字ではない。現在、直接に佐保姓は名乗られてはいないが、佐保には佐保姓があった。上野も、庄ノ本居住家の名字で、同家はかつては佐保姓を名乗られたこともあったようである(注9)。

下音羽発見のものは、銭原は明らかに銭原村居住家であり、これも現在、同姓は本地域にないが、おそらく名主層であったことが十分に考えられる。小泉は、泉原の東垣内にある浄土真宗(東)大谷派の長福寺の住職家の名字である。真宗の住職家は代々世襲制であり、寺は村のものであった。住職家はしたがって、非常に土着性が強い。同家は、しばらく他所に住まわれたこともあったが、元来の住職家である。長福寺は、本尊免許寛永元(1624)年であるが、当時の常として、村の惣道場の形で存在していたものが免許を得ると云うことになるので、小泉家が慶長期に存在したことは十分に考えられる。

窪(久保)姓は、寺林家文書にも見えるように、泉原、しかも、長福寺と同じく東垣内の名字である。なお、くほまりや碑がある下音羽には「くほの井戸」と呼ばれる泉があり、今も用水として使用されている(写真6)。井戸脇には中クボの屋号をもつ井上家があり、下音羽井上家一統の総本家と伝えられている。くほ姓は、この井上家の名字であったという推測もある(注10)。ただし、第4章に述べるが、当時、同家は井関の名字をもっていた。またはすでに井上の苗字を名乗られていた可能性も高い。隣の井戸が、といっている時代ではすでになかったのである。

すなわち、下音羽にあるキリシタン墓碑は、実は、銭原、泉原村の墓石であるということになる。また、教名が単一的に付けられた例を先の(4)に示した。したがって、これらの碑が村ないし各墓地の代表墓碑であった可能性はないか。だからこそ、数少ないものを集めたのではないか。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| (a)千提寺クルス山……佐保カラム | (佐保村の地名を冠した有力名主層の名字) |
| 上野マリヤ | (佐保村の有力名主層の名字) |
| (b)下音羽高雲寺他……せにはら(銭原) まるた | (銭原村の地名を冠した有力名主層の名字) |
| 小泉(以下、不明) | (泉原村の真宗寺院の住職の名字) |
| くほ(窪・久保) まりや | (泉原村の有力名主層の名字) |



写真6 くほの井戸(茨木市下音羽)

る(橋川 正; 1921)。中谷 栄家発見の佐保カラム碑、および主銘不明碑は、ウサギの岡の重石になっていた。これも明らかに墓石ではなかった。

高雲寺のせにはらまるた碑は方丈の間の手水鉢の台石に、小泉某碑も車裏の香脱石に利用されていた。井上家のくほまりや碑の発見状況は不明であるが、屋敷地内にあったようである。すなわち、いずれも墓碑とはわからない状況に置かれていた、ということではないだろうか。

これは、江戸時代の禁教が厳しくなった時期に墓碑が集められ、守り隠されたものかと単純に推測してはいけないだろうか。そして、他の村の墓碑が隠されているということは、墓碑だけでなく、実は遺物も同様に他村のものが千提寺や下音羽に隠された可能性も考えられないであろうか。例えば、東藤家では、3個のあけずの櫃があったが、火災があった時に、うち2個は灰とともに捨てられてしまったという。1箱から発見された遺物は、現在、藤家発見のものとして非常に有名である。しかし、3個の遺物は、以上のように、他村の遺物も混じって隠されていた類ではという推測も成り立つのではなかろうか。「燈台もと暗し」の考えでもあろうか。しかし、今後の検討課題ではなかろうか。

② 下音羽と千提寺発見キリシタン墓碑のちがひ

墓碑には集落による違いや、また、年代による違いが見えるようである。これは、布教にきた宣教師がイエズス会やフランシスコ会など所属会派の違いがあるのか、また、受け入れ時期の違いがあるのかなど、問題点として残る。

十字架記号をみれば、二支十字は千提寺の古い時期の2基に使用されている。平成10(1998)年6月に報道された高山右近が城主であった時代の高槻城三の丸跡(高槻市大手町)から見つかったキリシタン墓地にも、この十字架記号を付した木棺が検出された(高槻市立埋蔵文化財センターの調査)。墓地は高山右近の時代であり、したがって、二支十字がイエズス会のものであることと符合している。

ところが、すでにふれたが、慶長5(1600)年を境として宣教師を送る方の側に変化が生じてくる。この年、全会派に日本伝道が解放されたのである。なお、参考として記すと、1869～70年にかけて出版されたフランス人バジェス著『日本切支丹宗門史』第16章・1614年の項によれば、徳川幕府による慶長19(1614)年のキリシタン大迫害をまぬがれ地下に潜伏した宣教師は、イエズス会、ドミニコ会、フランシスコ会、アウグスチン会派などがあったという。

③ クルス山伝承

周辺部でキリシタン墓地を探すと、高山右近の里である高山にも一カ所のかつてキリシタンであったとされる墓地が知られている(巻頭写真22)。これは「北中(あるいは高山)マリアの墓」と呼ばれている墓地で、2組の夫婦のものとしてされる4基がある。高山における最後のキリシタンの墓とされるが、江戸時代中期の元文・延享・寛延(1730～51)という迫害が厳しくなった時期のものである。墓銘には十字架記号や教名はみられず、形態も他の墓碑とあまり変化がないのは、時代的背景を示している。

また、かつてはキリシタン墓地であったかも知れないクルス地名を周辺部で探すと、以下の4カ所があった。

安元……キリスガ丘(朝日新聞;1932に掲載。字名竹の鼻。建物を建てるなど何か変更があったら必ず教えて欲しいと、藤波大超氏は生前、所有者に頼まれていたそうである。1998年、藤波尚子氏教示による。)

車作……クリス山(字名は弥ヶ谷。深山水路の開削者とされる畑中権内などの墓地がある。)

千提寺……クルス山(字名はクルシ山。通称寺山。キリシタン墓碑発見地)

佐保……クルス山(字名クルス。馬場の「モトバカ」と云われていた。平成9・10年度にかけて、(財)大阪府文化財調査研究センターが埋蔵文化財調査を実施。350基以上の墓坑が見つかった。墓の性格については、現在、検討中。)

以上のクルス地名は、いずれも墓地のようである。千提寺、下音羽の墓碑からみれば、銭原・泉原にもキリシタンがいた可能性が高くなった。やはり、五ヶ庄は右近の領地になった関係上、一時期、どの村もキリシタン信仰に彩られたのではなかろうか。

キリシタン墓碑の発見は多いように見えるが、織田信長が南蛮寺を建てさせた京の都でその発見例を見ると、京都大学総合博物館に集められた10余基の外に、近年になってわずかが加えられただけという(注11)。度重なる禁教に墓碑が残されていること自体、奇蹟なのである。千提寺、下音羽にキリシタン墓碑が6基も残っていることは、非常に貴重な意義を示す。

6. 本地域になぜキリシタン遺物が遺されたのか一伝来の謎とともに

本地域で発見されたキリシタン遺物は、信仰が「隠れ」になる以前の遺物である。渡来品が含まれ、山間部の村々に遺されるような遺物ではないように見える。しかし、これらが当時、千提寺や下音羽に



図2 周辺部地域クルス地名位置図

教会（聖堂）があり、キリシタン宗団を構成していた人々の遺物であれば、疑問は多少解決される糸口があるのではないと思われる。

千提寺、下音羽に残されたキリシタン遺物に関する研究者の考えを抜粋しておきたい。

藤波大超説

何故千提寺及下音羽の二部落にのみ吉利支丹宗が伝播したるかにつき付言せねばなるまい。（略）その伝播当初は此の二部落或一部分には确实なるそれ等の者が信頼すべき、寺院が何れにもなく今一つはこの二部落が割拠的に他の部落と大衝突を起こしたるか、無下に高山右近の強制に屈服したるかであらうと思う幸に他日これに関する史実を発見したる時は訂正することにせう。（藤波大超；1925）

東 藤嗣説

千提寺と下音羽では先祖が違うのではないかと考えている。「マリア十五玄義図」における原田本と東本の違いである。同じ系統なら同じ絵になるはずである。藤波先生は、当地と高山右近は無関係とされているが、高槻藩には関係があったのではないか。（略）高槻のキリスト教信者の侍が、この山里に身を隠したということも考えられる。当家のあけずの櫃から出てきた遺物から考えても、一介の信者とは考えられない。その遺物の質と量から考えて、布教のために必要なものであったのではないか。また、細川ガラシャ夫人の縁によって、京都府・兵庫県の日本海側にもキリシタンが隠れ住んでいたと思う。遺物の違いを考えると、この方面から移り住んだ人もあるのではないか。（東 藤嗣；1992）

チースリク説

高山右近の移封後、山間部の知行地は直轄領になり、最初は安威了佐の管理におかれ、1600（慶長5）年には異教徒の支配下にあったが、キリシタンたちはよく団結して堅く信仰を守り続けていた。（略）教会側ではこの一団の信者を特に重視し、少なくとも毎年一度、そこへ伝道巡回を行った。なお、この伝道ないし司牧活動を更に裏付けるものは、大正・昭和年間に千提寺およびその近辺で発見されたキリシタン遺物である。（チースリク；1976）

津ノ国山間部地域への教会の司牧活動による成果が遺物を遺したという説である。

松田毅一説 本地域にもたらされた2枚のマリア十五玄義図とザビエル画像について

私はふと、1624、5年（寛永1、2年）に、これらの絵を携えて、上方のキリシタン宗団を歴訪していたパテレンカイルマンが、この地に至って、もうこれ以上持ち運ぶことは不可能となり、ここに留め置いたのではなかろうかと想像した。（松田毅一；1981）

第4節 今後に向けて

今後への研究・保存・その他議論に向けて、遺物発見以降の経過を簡単に記録しておきたい。過去を正しく検証することが、未来の展望を確実にするとは云われるところである。ただし、研究史については、久米雅雄氏の第9章を参照されたい。

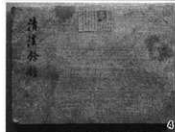
1. 学界や報道機関の関心（戦前の動静）

遺物発見が報道された以降の学界の動きなどを記しておきたい。

大正9年9月26日 東 藤次郎家遺物発見

大正9年10月1日 東 藤次郎家遺物発見報道（大阪毎日新聞社）

- 大正10年1月 大谷大学橋川 正氏が報告
「北摂より発見したる切支丹遺物」(『史林』第6巻第1号)
- 大正10年4月24日 京都帝國大学浜田耕作(青陵)、新村 出両氏の東家調査(新村 出;1923)。
- 大正12年 京都帝國大学文学部考古学研究报告第7冊『吉利支丹遺物の研究』の刊行
キリシタン遺物発見の契機となった東 藤嗣家所蔵遺物の研究報告書が出来上がった。
- 大正12年晩秋 浜田青陵氏の「温故始知新」額が地元に残る(中谷 茂家資料)。
- 大正13年10月4日 京大による東家以外の遺物撮影は、この日までに終了していた。
この京大撮影写真は、ローマ法王庁で開催された布教博覧会に出品されたが、その出品直前のこの日に写真展示会が行われた。会場に貼り出されていた開催主旨が地元に残る(中谷 茂家資料)。
- 大正13年? 新村 出氏、東京帝國大学初代附属図書館長崎崎正治(嘲風)氏の調査
(藤波大超;1952)
「鶯もオラショの名残 山のかけ 千提寺クルス寺にて 正治」の額が地元に残る(東 藤嗣家資料)。
- 大正14年5月17日 京大での展示会へ遺物出品
当時、皇太子であった昭和天皇の見学があった。千提寺遺物所蔵者も招待を受け参列した。5月14日付文学部部長坂口 昂氏の招待状が地元に残っている(中谷 茂家資料)。
- 大正15年3月5日 史蹟名勝天然記念物保存協会大阪支部発足記念展覧会出品準備のための調査
(清溪村役場が奥野慶治氏に依頼)(免山 篤氏資料)
- 大正15年4月22日 ローマ法皇庁より教皇使節が千提寺を訪問し、教皇使節大司教マリオ・ジアルジニ氏とともに、大阪司教ヨハネ・バプチスタ・カスターリエ氏、アロイジオ・永田氏の3名がピロース神父の案内でやってきた。当時の見学者名簿「清溪餘韻」



1: 浜田青陵氏揮毫額 2: ローマ法王庁出展写真展示会開催主旨 4: 清溪餘韻(芳名録)
5: 教皇使節のサイン (1~3: 中谷 茂家所蔵 4・5: 東 藤嗣家所蔵)

写真7 中谷 茂・東 藤嗣家所蔵資料



写真8 天主教会堂跡（小山条）

大正15年9月20日

が氏名を伝えている（東 藤嗣資料）。まさに、三百数十年後の邂逅であった。

藤嗣氏は、「使節には、さまつ松茸ご飯を供したので、髭に飯粒がついた。帰られたら畳に飯粒がたくさん落ちていた」という思い出話をよくされた。

京都帝国大学文学部考古学研

究報告第7冊『吉利支丹遺物の研究』の復刻刊行

昭和2年11月27日

史蹟名勝天然記念物保存協会大阪支部発会記念の大展覧会が同日より5日間、朝日会館で開催され、本地域の遺物も展示された。

昭和3年

大阪の川口カトリック教会は、クルス山東側山裾に千提寺天主教会堂を建立した。しかし、主任司祭のピロース神父の熱心な活動にも関わらず、仏教化された村内での布教は難しかったようである。

昭和3年4月～翌1月

大阪毎日新聞社が昭和3年4月に発刊15,000号を迎えたことを記念して、『珍書大観吉利支丹叢書』を順次刊行した（表4）。これは、徳川圀順家の所藏品とともに当時が発見されていた東 藤嗣・中谷 茂・中谷 孝・大神敏治の各家の遺物を京都の便利堂が撮影した写真集である。遺物のうち、『きやとへかとり』・『どちりいなきりしたん』・『吉利支丹抄物』は、実物の複製品の形態で出版された。うち、『きやとへかとり』は保存が悪かったので、部分的な複製に留まっている。現在、茨木市立キリシタン遺物史料館に展示されている複製本は、この時の出版物が所蔵者に贈呈されたものの一部である。

昭和4年3月

大阪府は千提寺クルス山に「切支丹信者墓碑発見地」と記した石柱を立てた。

昭和5年4月29日

原田辰次郎家マリア十五玄義図発見報道（大阪毎日新聞・朝日新聞）

昭和7年8月

キリシタン遺物についての地元研究者・所蔵家などの座談会記事が大阪朝日新聞に3回連載される。記念の酒杯が地元に残る（中谷 茂家資料）。

出席者 天坊幸彦（浪速高校教授）・藤波大超（忍頂寺小学校訓導）

天野高信（茨木中学校教諭）・小谷英雄（茨木高女教諭）

見山村長・見山村村議・遺物所蔵者（東藤次郎・中谷栄次郎・

中谷仙之助・大神金十郎）

計10名

昭和8年10月31日

昭和8年に重要美術品の指定条令ができた（文部省）。これに伴い以下の3点が指定を受けた。

マリア十五玄義図（千提寺東 藤嗣家所蔵）

象牙彫キリスト磔刑像（下音羽大神敏治家所蔵）

ザビエル画像（昭和10年から池長 孟家、現・神戸市立博物館所蔵）

昭和10年8月1日

奥野慶治氏が『綜合清溪村史』を刊行される。村史の一部であるが、キリシタ

ン遺物発見に関する地元研究者によるはじめての総合的報告であった。

本地域で最初にキリシタン遺物が発見された東家についての報告書が時節を隔てない段階で京大から刊行されたことは、非常に幸運なことだったと云える。まず考古学研究者が取り組み遺物を資料化し、とくに主担となられた新村氏は宗教学研究でもあり、学際的な成果を取り入れることができた。表1で使用した遺物名称は、京大報告書を下地にしたものである。その後、続く発見については、当時、同じく京大の手によって遺物写真が撮影されたことから成果本後続の準備が進んでいたことは確かであろう。しかし、続けられることはなかった。遺物を現地保存するか、しかるべきところで保管してもらうか、また、報告書も地元が出すか、学術機関が出すかなどの議論があったのではないか。

大正12年関東大震災以降、日本経済は慢性的な不況が続いていた。昭和2年に金融恐慌、同4年に世界大恐慌、その波及は翌年に日本を直撃した。そして7年は満州国建国宣言が出された年だった。10年の村史に続き15年にも奥野慶治氏が遺物を紹介されているが、不況と軍国化の世の中で本地域でのキリシタン遺物は再び眠りについたかのようになった。

2. キリシタン遺跡としての現状（戦後から現在まで）

本地域のキリシタン遺物に対する研究や紹介が地元で再開されたのは、戦後の混乱期を抜け出しそうになった昭和27年、藤波大超氏の『摂津三島のキリシタン』からであった。

(1) 展示会への出席

外部が本地域のキリシタン遺物の展示に関心をもちだしたのは、昭和35年「日本の歴史博」が最初である。大神敏治家所蔵キリスト磔刑像、天使讃仰図が出展された。安保条約で日本中がもめていた時代であった。その後、10年位ごとに遺物の出展がみられる。

- ①昭和35年3月～5月：大阪読売新聞社主催：阪急宝塚動物園・植物園（現・宝塚ファミリーランド）：
日本の歴史博
- ②昭和46年4月～6月：大阪市立博物館：第49回特別展「キリシタンの歩み展」
- ③昭和57年4月：大阪・阪神百貨店：天正ローマ使節400年 南蛮美術展
- ④昭和58年9月～10月：読売新聞・日本テレビ放送網主催：キリシタンロード400年展
東京展・新宿小田急グランドギャラリー 長崎展・玉屋
山口展・ちまき屋 神戸展・神戸そごう（各地での巡回展）
- ⑤昭和58年10月～11月：池田市立歴史民俗資料館：第6回特別展「南蛮文化の粋をたずねて 併展—北撰のキリシタン」
- ⑥昭和59年10月～11月：茨木市立文化財資料館：第1回教育月間テーマ展「キリシタン遺跡展」
- ⑦平成10年4月～5月：吹田市立博物館：平成10年度特別展「高山右近とその時代—北撰のキリシタン文化—」

(2) 遺物の指定替え

昭和25年、文化財保護法が施行され重要美術品指定自体は無効となったが、同保護法付則116条によって以前に認定されたものについては旧重要美術品として効力は継続されている。なお、下記1点については、新しく指定を受け直された。

象牙彫キリスト磔刑像 大阪府文化財保護条例による指定 工芸品第16号 昭和47年3月31日

(3) 遺物の再発見

- ① 昭和初年に当時の東京帝国大学に移譲された中谷 茂家旧蔵キリスト画像が、東京大学附属図書館に残っていたことは、昭和46年に開催された大阪市立博物館特別展のための貸出依頼によってわかった(注12)。
- ② 昭和40年代に、奥田康雄氏を代表とする高槻高山右近研究会は、キリシタン遺物の再発掘調査を進められた。昭和48(1973)年3月にキリシタン史学者、当時聖心女子大講師であったチースリク氏の協力を得て、中谷 栄家のメダイが1600年という聖年を祝したものであることの意義を示した(朝日・読売新聞;昭和48年3月17日付)。また、翌昭和49(1974)年に「北摂キリシタン遺物発見最初の家」碑を東 藤嗣家協に立てたり、キリシタン遺物・遺跡の重要性を訴える活動をされた。しかし、奥田氏は、翌昭和50年に亡くなられた。

(4) 新しい研究

本地域のキリシタン信仰についての研究は、今回は例示できなかったが、本章末に掲げた文献のほかにも多数のものがある。とくに、昭和17年から刊行されている『キリシタン文化研究』(吉川弘文館他)には、多くの優れた見解が示されている。チースリク氏の「高山右近領の山間部におけるキリシタン—布教・司牧上の考察—」は、本地域のキリシタン信仰が歴史的な枠組みでもって語られるようになったはじめての論考であると思われる。今回の報告書作成の上で多大な参考とさせていただいた。

なお、千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館では、キリシタンや南蛮美術品を対象にした組織的な研究が進行中であることを記しておく(生産と利用に関する歴史資料の多角的分析:南蛮関係資料班)。平成10年3月には、下音羽原田家が京都大学に寄贈されたマリア十五義図を対象に研究成果が公刊された。金を使用した唐紙が使用されることから、掛け軸として表装が加えられた年代は寛文期(1661—1673)頃で、これは再加工にあたる、また、軸装裏打ちの中に墨書「五月廿七日/十六石内/五石斗半」が見つかったといった成果が示された。以下、東京大学総合図書館所蔵銅板キリスト画像の研究が続いている。歴史学の観点から遺物の材質調査などが加えられたもので、今後に生み出される成果を期待したい。

(5) 本地域の現状

それでは、今、現地と遺物はどうなっているのでしょうか。現状を簡単に述べておく。

茨木市千提寺、下音羽のキリシタン遺物は、山中の集落の中に遺物をもつ家が散在するという景観の中に遺跡として全体的に保存するという姿勢が貫かれている。歴史のある現地を訪ねて散策し、地域全体が「キリシタン遺跡」といった雰囲気の中に浸ることができる。バス停千提寺口などに茨木市教育委員会による「キリシタン遺跡」の案内板が設置されている。

昭和62(1987)年9月に、東 藤嗣家遺物が収納展示された茨木市立キリシタン遺物史料館が藤嗣家隣接地に閉館された。2年間ほどの就任期間となってしまったが、藤波大超氏が初代館長を勤められた。その後は藤嗣氏が館長を続けられている。

なお、遺物史料館に並べられた複製本が大阪毎日新聞社出版物『珍書大観』であることがわかったのは、今回調査の副産物となった。『珍書大観』は、10回配本22冊出版されたうち、大阪府立図書館では6〜7冊程度しか残っていなかった。毎日新聞社にも問い合わせたが、半数程度しか揃っていなかった。

記録に留められなかった情報は、すべて忘れ去られてしまうのである。藤波大超氏が残された資料、中谷 茂家の関係資料に加えて、東 藤嗣家に残る大正末年から昭和初年代の見学者名簿「清溪餘韻」や、記念額・写真類、中谷 栄家の見学者名簿「山中余韻」や手紙・新聞切り抜き資料など、今後、関

係資料の把握も非常に重要なこととして関係機関は取り組んでいただきたいものである。

また、今回調査により、東京大学総合図書館所蔵の『きやとへかどる』は虫喰いなどの損壊があり頁を開くことが不可能な状態であること、キリスト画像も絵の具の表面保存が悪い点が国立歴史民俗博物館調査で指摘されたことを知った。保存対策が望まれる。

しかし、これら保存の問題は、地元についても同じ状況にある。今後には備え、まず、一般に対するわかりやすい紹介書と「総合的な研究報告書」の作成を望みたいものである。そして、将来に対する保存と活用の展望を示されたいものである。

しかし、現実には、このキリシタン遺跡の景観も壊れつつある。千提寺の場合、バス停から集落に至る道筋は、建設会社の資材置き場となっている。さらに、名神高速道路延伸のため、現在の耕作地地域が影響を受けるという。千提寺のみならず、本地域の人々の生活基盤が変化する時が目の前に迫っているのである。



写真9 千提寺キリシタン遺跡案内

平成11(1999)年は、ザビエルが我が国にキリシタン信仰をもたらして450年、また、千提寺クルス山では初めてのキリシタン墓碑発見、すなわち、本地域でのキリシタン遺物発見から80年の記念年にあたる。したがって、今後は関連の記念日が続いていくことになる。本地域のキリシタン遺跡・遺物についても紹介される機会が増えることになりそうである。千提寺、下音羽のキリシタン遺跡は、単にキリスト教という一宗教の歴史としてだけでなく、我が国の歴史・文化を物語る貴重な遺跡なのである。個々の所蔵家の歴史的な環境を生かしながらも、個人の人力だけに頼ることがないような全体的な保存と、今後には生かす体制が求められる時期にさしかかっていることを強調したいものである。

注

- (1) 免山 篤氏の教示による。
- (2) 茨木市役所；1969参照。これについては、茨木市佐保の梅原家所蔵文書のうち、免定の署名でも確認されたことを、本調査特別調査員八木 滋氏の教示で知った。
- (3) 『高槻市史』第4巻(1) 史料編II 「永井家文書303 牧野親成書状」1974
- (4) 茨木市教育委員会奥井哲秀、茨木市立文化財資料館石川道子阿氏の教示による。
- (5) 中谷 茂家所蔵。免山 篤氏の教示による。
- (6) 東京大学総合図書館では参考調査掛・書庫掛など多くの方々のお世話になった。また、姉崎正治初代附属図書館長関係資料での確認については、日本女子大学文学部史学科助教磯前順一氏にもご協力をお願いしていただいた。
- (7) 神戸市立博物館岡 泰正氏の教示による。また、堺市立埋蔵文化財センター森村健一氏にも教示をお願いした。
- (8) 東京大学人文社会系研究科(院生)鈴木龍郎氏の教示による。
- (9) 免山 篤氏の教示による。
- (10) 免山 篤氏の教示による。
- (11) 京都大学文学部助手森下章司氏の教示による。
- (12) 奈良県立商科大学名誉教授上田 穰氏の教示による。

本文作成においては、キリシタン遺物所蔵家をはじめとして、多くの方々のご教示・ご協力を得ることができた。とくに、遺物発見後の関連資料が中谷 茂家をはじめ関係各所に残されていたこと、また、東京大学総合図書館や京都大学考古学研究室で資料の確認をさせていただけたことなどは、今回調査に多くの指標を与えていただく結果になった。また、免山 篤氏に多くの資料の提供とご教示を頂戴した。末尾であるが記して感謝の意を表す次第である。

茨木市教育委員会・茨木市立キリシタン遺物史料館・大阪市立博物館・京都大学総合博物館
京都大学文学部考古学研究室・神戸市立博物館・吹田市立博物館
(財)水府明徳会彰考館徳川博物館・東京大学総合図書館・東京大学総合研究博物館
東京大学文学部宗教研究室・同 文学部考古学研究室・日本女子大学・毎日新聞大阪本社
石川道子・磯前順一・上田 穰・梅原保夫・大神敏治・岡 泰正・奥井哲秀・勝盛典子・久米雅雄
杉田いづみ・鈴木健郎・徳川真木・中谷一枝・中谷 栄・中谷 茂・中谷 孝・東 藤嗣
藤波尚子(教習寺)・免山 篤・望月直子・森下章司・森村健一 (50音順 敬称略)

平成10(1998)年12月19日、東 藤嗣氏が逝去された。本調査の成果に対するご意見をお伺いしたいと思っていた矢先だった。また、チースリク神父は9月22日に逝去されていたことを後から知った。心からご冥福をお祈りします。

参考文献

今回の報告作成に際し参考にさせていただいた文献を述べる。

- A. 千提寺・下音羽地区のキリシタン信仰・遺物について紹介された基本的な文献
橋川 正;「北摂より発見したる切支丹遺物」(史學研究会『史林』第六卷) 1921
新村 出;「摂津高槻在東氏所蔵の吉利支丹遺物」 1923
〔『吉利支丹遺物の研究』京都帝國大学文学部考古学研究報告第7冊〕
新村 出;「三島山村の吉利支丹史蹟」(『摂津三島のキリシタン』序文) 1952
奥野慶治;『綜合清溪村史』 清溪尋常高等小学校 1935
奥野慶治;「切支丹と三島郡」(『上方』三島號) 1940
藤波大超;「千提寺下音羽に於ける吉利支丹宗の全盛私考」 1925
(大阪府三島郡教育会『大正拾参年度教育会誌』第1号)
藤波大超;『摂津三島のキリシタン』 1952
藤波大超;「千提寺・下音羽のキリシタン遺跡」茨木市文化財資料集第9集 1969
藤波大超;「千提寺・下音羽のキリシタン遺跡」(注:藤波大超1952の再録) 1992
茨木市役所;『茨木市史』 1969
Hubert Cieslik S.J.;「高山右近領の山間部におけるキリシタン 一布教・司牧上の一考察一」
(キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第十六輯 吉川弘文館) 1976
Josef Wick S.J.;「ばあてれルイス・フロイスの『日本史』(1549-1594)」 1976
(キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第十六輯 吉川弘文館)
喜田哲他編著;『キリシタン遺跡と巡礼の旅 マップ・ガイドブック』愛心館 1981
松田毅一;『キリシタン時代を歩く』中央公論社 1981
中谷 茂;『潜伏キリシタンの遺宝』 1988
東 藤嗣;「はじめに」(『千提寺・下音羽のキリシタン遺跡』序文) 1992
吹田市立博物館;『平成10年度特別展 高山右近とその時代-北摂のキリシタン文化-』1998
神庭信幸・小島道裕・横島文夫・坂本 満;「京都大学所蔵『マリア十五女義図』の調査」
『国立歴史民俗博物館研究報告』第76集 1998

B. 高山右近や当時の歴史的背景について紹介された文献

- 箕面市役所；『箕面市史』第1巻 1964
朝尾直弘；『日本の歴史』第17巻 鎖国 朝小学館 1975
高槻市役所；『高槻市史』第1巻 1977
フロイス；松田毅一・川崎桃太訳『日本史』3 五畿内篇Ⅰ 1978 (1981普及版による)
フロイス；松田毅一・川崎桃太訳『日本史』4 五畿内篇Ⅱ 1978 (")
フロイス；松田毅一・川崎桃太訳『日本史』5 五畿内篇Ⅲ 1978 (")
大阪府豊能郡豊能町；『豊能町史』本文編 1987
福留照尚；「忍頂寺と寺辺村五ヶ庄」((財)大阪府文化財調査研究センター『安威川総合開発事業に伴う文化財等総合調査中間報告書』) 1997

C. その他、本文中で参考にした文献

- 井上正雄；『大阪府全志』巻之三 清文堂出版株式会社 1922
片岡弥吉；「長崎県下キリシタン墓碑総覧」 1942
(キリシタン文化研究所編『キリシタン研究』第一輯 朝東京堂)
伊藤大輔；「細川ガラシャ」(角川書店編『日本史探訪11』キリシタンと鉄砲伝来) 1984
高槻市役所；『高槻市史』第2巻 1984
純心女子短期大学長崎地方文化史研究所編；『長崎のコレジヨ』 1985
圭室文雄；「幕藩体制と仏教-キリシタン弾圧と檀家制度の展開-」
(『論集日本仏教史』〈7〉江戸時代) 雄山閣 1986
仙台市博物館；『ローマの支倉常長と南蛮文化』 1989
茨木市教育委員会；『わがまち茨木』神社・仏閣編 1989
三杉隆敏；『マイセンへの道』東書選書 1992
エディシオン・アルシーヴ；『いばらきからみやこへ……歴史物語街道』阪急電鉄株式会社 1994
(財)日本ナショナルトラスト；『自然と文化』54 [特集]隠れキリシタンと鯨 1997
国立歴史民俗博物館；『国立歴史民俗博物館研究報告』第75集 南蛮美術総目録 1997
坂本 満；「南蛮美術と洋風画」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第76集) 1997
松尾 寿；「安威川流域支配の領主」((財)大阪府文化財調査研究センター『安威川総合開発事業に伴う文化財等総合調査中間報告書』) 1997

第4章 中世の忍頂寺五ヶ庄の名主層

井 藤 暁 子

はじめに

第3章で述べた千提寺や下音羽のキリシタン遺物所蔵家は、では、いったい、どんな人々であったのだろうか。

キリシタン信仰が本地域にもたらされたのは、安土・桃山時代の天正年間から近世前期の寛永年間はじめまでの約50年間（1570～1620年代）という時期幅が限定できることを第3章で述べた。加えて、これらの人々が超一流のキリシタン遺物を所持するために、高山右近の家来だった、他所から落ち延びて来たなどの説がある。しかし、今回、同じく忍頂寺五ヶ庄に所属した車作の寺林家文書を調査することによって、遺物を受け取った側である東家、中谷家、大神家は、いずれも中世の時代から名主層（有力農民層）であり、しかも、高山荘出身者が含まれることがわかった。

また、以上の分析の過程を通じて、下音羽、千提寺は、当時、キリシタン宗団を構成していた村落の可能性が強いことが推測できるようになった。さらに、同じ名主層でも、地元が転入者かの違いが、下音羽と千提寺の様相の違いを生じる要因ではなかったかと推測できるようになった。

そして、第3章第3節5. キリシタン墓碑の項で述べた周辺部地域のキリシタンについても少し触れることができるようになったのは既述のとおりである。

以下、現状で明確になったこと、また、推測できることを述べたい。

第1節 寺林家文書の概要

1. 文書入手の経緯

安威川流域の車作は、千提寺、大岩の東に位置する山中の集落である。主要地方道茨木亀岡線からはその全貌は見えないが、戸数約90戸、周辺部としては比較的大きな集落である。中世の時代は、忍頂寺五ヶ庄の中の寺辺村の一つであった。そして、平成3年度から実施された（財）大阪府文化財調査研究センターによる「安威川総合開発事業に伴う文化財等総合調査」の対象地域の一つであった。

同調査は平成9年3月に中間報告書を刊行した。同調査中の1996年10月、車作にて地元から提示された資料が同家所蔵の軸物1点の複写物であった。一見して、中世の名田と名主の名前が並べられた文書が混じっていることがわかった。しかしながら、同調査では報告の対象にはされなかった。

今回調査のまとめに際し、勝尾寺文書中の「高山荘納帳」（1500年代前半）にキリシタン遺物所蔵家と共通するような名字の存在をチースリク氏が指摘されていることを知った（チースリク；1976）。そして、車作で提示された文書を確認すると、この文書の名主名も現代の家々の名字に共通していることがわかった。現在は車作から転出されている寺林家に、あらためて文書の撮影と報告書への掲載をお願いし、快くご承諾をいただいた次第である。

2. 名・名田、名字についての概要

本文書は、中世の名田と名主を村別に書き上げたものである。先に、名・名田、また、現代に通じる中世の名字についての概要を加えておきたい。

(1) 名・名田

名とは、古代の条里制が崩れた平安時代末から鎌倉時代以降に、数町の田畠を年貢徴集単位として編成されたものである。名には二字からなる名主の名前が名称として付けられていた。室町時代にはすでに地名化し、あるいは年貢徴集単位の区画である名田の名称にすぎなくなっていた。

一つの村には、幾つかの名田があり、各名田からの年貢徴集に対する実務を担当する下司職がおかれる場合がある。寺林家文書にも、「下司」の語が複数見える。これは下司の給田であつたらしい。下司は、普通はその地域の土豪層が任ぜられた。下司代がおかれた場合もあった。

一つの名田には本年貢の徴集と上納の責任者である名主がいた。後述のように室町時代、とくに後半以降には、百姓のイエ体制が確立され、したがって、名主家の下に分家や小作人などが一つの経営体をつくっていた。名主は、力を得れば複数の名田の名主を兼ねた。さらに、一つの名田は、一カ所にまとまっているとは必ずしも限らず、また、それぞれに名主が存在した場合もあった。

本地域の隣接地箕面市栗生村では鎌倉時代に名田があったが、南北朝・室町時代になっても消滅せず、少なくとも15世紀中頃まで旧名が続いた。また、同じ南北朝・室町時代の箕面市下院荘では新名の存在がよくわかるという。新名には、鎌倉時代中期以降に一般化する江戸時代の百姓の名前を思わせる源七名・定太郎名などの名称が見られる。また、旧名には面積の大小があるが、新名の面積は非常に小さく、ほぼ均等に分けられる傾向があるという。したがって、新名の小面積を保有する農民は、本来旧名の名主の下にいる小作人であった。作人が力を得て土地の私有権を強め新名主にかさあげされたもので、これは農民が社会的・経済的に自立していく姿を示すとされる(箕面市役所；1964参照)。

近世領主は検地を実施し、耕作地1枚単位で年貢を徴集するようになった。名田での年貢徴集制度は過去のものとなった。

(2) 名字

本文書の名主の名称は、職名を除き、すべて、現代に通じる家族制の象徴である家の名称(名字)で記載されている。したがって、この記載が文書の時期を決めることになる。

女性を含む個人を構成単位とする族集団＝氏が、イエを構成単位とする族集団＝同族へと転換するのは室町時代とされる。百姓のイエ体制が確立され、人名の付け方は、姓(氏名)から名字・屋号(家名)へと変化した。名主や名主職をもたない百姓たちまでが名字を名乗った。15世紀以降、とくに16世紀になると史料上に名字が多数出現するようになった。ただし、近世になると公式には名字の使用は禁止された(坂田 聡；1989)。

「文書入手の経緯」で述べたように、箕面市高山では「高山荘納帳」によって1500年代前半の各家の名字がわかっている。同納帳は、永正元(1504)～天文13(1544)年の約40年間にわたる高山荘から勝尾寺への年貢米納帳である。納入者名を同姓・同屋号のものでまとめてグループに分けることができる。これら同族的グループが高山荘における社会生活の単位であったことが推測されている(箕面市役所；1964参照)。そして、記載された名主の名称が、寺林家文書と同じように現代に通じる家の名字で表されていることは、住宅地図(注1)で確認しても明らかである。なお、同納帳は、実は、本文書にも関係していることがわかった。したがって、表5で紹介しているので参照されたい。

以上、本文書は名主名が現代に通じる名字で記載されることから、高山荘納帳と同じく1500年代前半から太閤検地以前に作成されたものを原本とするを推測したい。今少し細かい作成年代の絞り込みは後述する。

3. 文書の態様

(1) 軸装状況

本文書の記載からみれば、寺林家は中世の名主百姓の一人であった。同家に文書は他にもあったらしいが、現在に残るのは残念ながら本軸物一つである。しかし、中世文書が残された意義は大きい。

目的とする文書は、巻紙一紙物を左右に裁ち切り、上下に並べ合わせたものである。軸は縦長で、この文書を二段にしたものを最下に置き、その左に1通、上に2通、あわせて3通の近世中期中葉（寛延3（1750年）の年号をもつ文書を貼りあわせている（写真1）。

軸本体は、横72.8cm、縦161.0cm。本文書の一枚を糊代を加えずに測れば、縦は16～17cm、文書を半分に切られた横幅は47.7cmである。近世文書は、同じく縦22.2～23.3cm、横幅は、1通が2枚貼りあわせてあり、66.4cmとなっている。

本文書と近世文書とは、以上のように紙の大きさが違い、また、紙質も違っている。書体も違う。おそらく、本文書は、中世、あるいは、一緒に貼り合わせられた文書の示す近世中期中葉以前に写されたものをそのままに貼り込んだものと思われる。

(2) 記載事項

本文書は、上に名田の名称、その下に下可など職事名や、名主職をもつ家の名字を書き加えたものである（翻刻1）。名字と姓は本来別物である。しかし、現在、家の名字と姓は同じ意味に使用されているので、ここでは、名字あるいは姓とも表現する。名田名称の字の大きさに比べて、名主名称は小さく表現される。この名田一名主の名称の組み合わせが1列に2組ずつ記されている。

文書には、「寺辺村名主中」「音羽名主中」「泉原村」の3項がある。これらは、第1章で述べた京都御室仁和寺領忍頂寺五ヶ庄に含まれるものである。したがって、本文書は、寺辺村・音羽村・泉原村・佐保村・銭原村の五ヶ庄中、3村についての記載とわかる。

しかし、先に述べたように、本文書は、本来、巻紙であったものが切断されたものである。軸に貼り込むために上下に並べた2枚を同じ長さに揃えたため、音羽村の1列目の文字部分が縦断されている。したがって、その列の記載が2名分、一部不明となっている。また、最後は泉原村で終わるが、今度は反対に文字が無い部分で切断されたので、泉原村の途中で断ち切られたのか、あるいは、これで泉原村の記述が最後になるのかの確認ができなくなってしまっている。2枚の左紙端の上に近世文書が貼られて軸装されたので、紙端の確認もできない状態である。

もっとも、文字途中で切断されたことと云うことは、一定長さの巻紙を単純に半分に切ったことを示している。軸装の関係で泉原村の長さでまず切断し、次に単純に二等分したということであろうか。ただし、忍頂寺五ヶ庄としての時代的な背景があり、この文書原本が作成された時期には仁和寺の力がどこまで及んでいたのかの把握がある。おそらく文書原本、したがって写しは、はじめから泉原村までしか記載されていなかった可能性があるかもしれない。あるいは、佐保村、銭原分は別文書になっていたのか。

また、軸装者にとって必要だったのは、車作の所属する寺辺村の部分だけであったのだろう。泉原村

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| □成 名 | 專 當 | 貞 元 | 安 里 | 重 丈 | 宮 恒 | 有 國 | 末 次 | 真 徳 | 恒 元 | 成 元 | 良 貞 | 水 善 | 口 貞 | 寺 邊 |
| 成 名 | 中 西 | 清 水 | 寺 林 | 北 壱 | 北 壱 | 北 壱 | 北 壱 | 北 壱 | 北 壱 | 北 壱 | 北 壱 | 北 壱 | 北 壱 | 北 壱 |
| 成 名 | 中 井 | 清 水 | 成 代 | 千 包 | 國 近 | 宗 包 | 浦 方 | 京 与 | 太 木 | 葉 郎 | 恒 丸 | 國 元 | | |
| 下 司 | | | | | | | | | | | | | | |
| 專 當 | | | | | | | | | | | | | | |



| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|
| 重 宗 | 新 宗 | 守 宗 | 國 宗 | 千 龍 | 宗 宗 | 宗 長 | 重 秋 | 武 成 | 五 成 | 末 成 | 徳 延 | | |
| 宗 屋 | 貞 安 | 安 安 | 名 名 | 代 名 | 信 名 | 末 名 | 永 名 | 成 名 | 成 名 | 丸 名 | 名 | | |
| 井 井 | 隆 西 | 清 水 | 東 大 | 塩 木 | 志 東 | 東 小 | 井 下 | | | | | | |
| 手 上 | 衛 門 | 水 泉 | 上 田 | 上 田 | 路 め | 太 坂 | 衛 門 | | | | | | |
| 尉 | 尉 | 尉 | 尉 | 尉 | 尉 | 尉 | 尉 | | | | | | |
| 京 真 | 安 成 | 為 貞 | 國 名 | 恒 元 | 久 包 | 守 方 | 石 丸 | 徳 九 | 高 富 | 口 政 | | | |
| 与 里 | 元 成 | 名 名 | 名 名 | 名 名 | 名 名 | 名 名 | 名 名 | 名 名 | 名 名 | 名 名 | | | |
| 小 井 | 峯 林 | 北 守 | 守 谷 | 今 永 | 西 谷 | 清 板 | 本 太 | 早 坂 | 同 栗 | 一 井 | | | |
| 手 掃 | 部 | 部 | 部 | 新 や | 新 や | 衛 門 | 衛 門 | 關 太 | 關 太 | 神 | | | |

翻刻 1 寺林家所蔵文書

まで残ったのは、幸運であったとこの際云うべきことなのであろうか。

(3) 時期と性格

寺林家所蔵の軸装の中にみつかった本文書は、近世中期の文書と一緒に貼りあわせてあった。したがって、この文書は、内容は中世のものであるが、中世の何時頃に作成されたものか、また、本書であるのか、写しであるのか。写しであれば、何時頃写されたものか。以上の点を、中世文書研究に明るい大阪市立大学文学部助教授仁木 宏氏にご教示をお願いし、最終的な時期の判断を仰いだ。以下、同氏の示唆を紹介する。

本文書は、内容的には名字の記載と考え合わせ1500年代前半頃から太閤検地以前の状況を反映したものである。しかし、中世の文字にしては趣がない。元書があり、字体などを真似ながら書き写したからであろう。名主欄の傾斜して無理に詰め込んだような字にそれが表れているという。

写しの作成時期は1600年を前後した頃であり、古くて1580年頃、新しく考えて1630年頃位までのもの



写真1 寺林家文書

中世の寺辺村・音羽・泉原村名田・名主書き上げ文書は、近世文書と一緒に軸装されていた。

ではなからうか。すなわち、結果的には、本文書は近世のはじめ頃に写しとして作成された可能性が高いということであった。

また、本文書の解き方についても、ご教示いただいた。印象的であったのは、次の教示である。「時代が変わり年貢徴集の単位ではなくなったが、経営の単位としては近世の段階でも名の名称が残っていたのではないか。」

以上の教示により、本文書は近世初頭の状況を反映する文書の写しでもあった可能性も存在することがわかった。ただし、これを証明する根拠を得ることはできない。今回、これについては問題点提起だけに止めておきたい。

第2節 忍頂寺五ヶ庄名田の研究状況

中世の時代、忍頂寺五ヶ庄は仁和寺領であった(図1)。そして、永禄11(1568)年に織田信長の支配となり、天正6(1578)年に高山右近領になった。右近は、独自に検地を行ったという(高槻市役所; 1977・茨木市役所; 1969)。しかし、本地域での右近の検地の実態としては不明である。その後、文禄3(1594)年、豊臣秀吉の太閤検地に至るまで、本地域で名田は、どのように存在し、どのような歴史的経過をたどったのであろうか。

忍頂寺五ヶ庄の概略については第3章で述べた。仁和寺の荘園経営自体は、天文11(1542)年分の文書で崩壊寸前になっていたことがわかっている。本文書に記載されたのは、後述のように「1533年以降であり、信長が摂津国を掌握した永禄11(1568)年以前である」と考えているので、この段階で仁和寺が五ヶ庄を荘園として把握できたのは、本書に残る三村の範囲位に狭められていたのではなからうか。先に泉原村までの名主がすべて書き上げられたと考えた根拠の一つがこれである。

なお、忍頂寺五ヶ庄の名田について明確になっているのは、次の事項である。

鎌倉時代中期の仁治2(1241)年、寺辺村の本田は12名田からなる16町余で、神田・寺庵分9段余を除いた所当米は45石余、これから修正会の御禮供料などが供出されている(「忍頂寺寺辺村所当米散用状」仁和寺文書)。12名の数は、「賃米一石四斗四升三合四夕名別一斗二升」の記述から1つの名分を1斗2升とし、割算で12名を求めただけのものである。また、具体的な名田の名称も不明である。この時、名田は、1名で平均すれば1町3段余の面積をもっていた。これより約300年後の寺林家文書では、28名分に増えている



図1 忍頂寺五ヶ庄範囲図

(各表では寺辺村真徳3名分各一に個別番号を与えている点に注意)。耕地面積の増加がどれほどであったかは不明であるが、やはり時代的なものとして、小規模面積の名主が増えているのであろうか。本文書、名田成立時からの年代経過を示す数値がこれである。

同じく忍頂寺五ヶ庄のうちの佐保村については、永正8(1511)年、「佐保村有安名代官職請文案」など、有安名関連文書が知られている(仁和寺文書)。有安名は、佐保村の年貢米が3~9石弱に対し、1名で33~50石もある大規模な名であった。しかし、その他の名の実態は不明のままである(茨木市役所;1969、福留照尚;1997)。

忍頂寺五ヶ庄の名田研究は、以上のほかには明らかではない。具体的な史料の提示がなく、体系的な研究は未着手というのが実状のようである。以下、まず、本文書の分析からすすみたい。

第3節 寺林家文書の分析

本文書の翻刻については、茨木市立文化財資料館石川道子氏の教示を得た。内容分析に際し、5表を作成した。表1は、文書の記載順に翻刻を並べ、各名田・名主の組み合わせに個別番号を与えたものである。表2は名主名称の現代姓との対照を行い、かつ、名田や名主名称の付け方を考えたものであり、表3は表2の項目別に、さらに全体的にまとめ直して記載数を確認したものである。表4は、表2の名主名称の付与に対する小字名との関係をさらに分析したものである。表5は、先述の高山荘納帳による年貢納入表である。以上を必要に応じて参照されたい。

1. 全体的な概要

(1) 一村に含まれる大字名について

名字の特定について確認するうちに、次の2村では、現在理解されているように幾つかの大字が中世の段階ですでに含まれていることがわかった。

寺辺村…忍頂寺・安元・大岩・車作・生保・大門寺の6村が含まれることが確認できた。

音羽村…上音羽・下音羽・長谷・清阪が含まれる。

千提寺については、寺辺村の範囲に含まれると云われている。しかし、現在の居住家の名字からいえば、寺辺村・音羽村の両村にわたって記述されることになる。千提寺については、本文書原本作成当時、村落がどの程度形成されていたのが今後の問題点となろう。

(2) 記載の項目数の整理

名田数・名主数などは、表2の作成を通じて全体的な内容分析の上での結果を記した(表3)。

(3) 名田・名主の名称以外の表記があるもの

支配関係の名称…下司

中世以降、荘園の現地で事務を司った荘官のこと。名主欄に下司と記載された名田は、これに給付された名田か。また、下司方亀破の記載があり(表1・12)、亀破は、この他、寺辺村の□貞(1)・恒元名(11)・末友名(21)の3カ所の名主である。名主の中でも傑出した存在だったようである。下司方とあるので、下司関係者であることは確かである。下司代でもあったのか。

下司給田と思われる名のうち薬王名は、字名薬王寺が大門寺にある。字名の範囲は現在でのものであるが、一応の場所が特定できるのではないか(図2)。

専当

専当は、寺社で雑事に従事する僧や神職、また、荘園の実務を担当する荘司の意である。ここでの専当は寺院関係者であり、寺辺村専当名(30)はこの専当に給された名田の意味であろう。職に対する直接的な名称が名に付されている。また、音羽村成□名(32)は、名主の欄に下司専当とある。同じ専当

領であっても表現が異なり、したがって、成立時期が異なるようである。寺辺村専当名は寺辺村の最後に付されることもあり、名田として新しい可能性が高い。

国元(2)・国近(19)

名の名称ではあるが、「名」の字が付されていない。名の不明分ではなくて、支配関係、例えば摂津国守護細川氏に近い何らかの意味があったのではないかと推察される。名主名は、坂 藤兵衛、乾太夫である。本文書の名主欄には姓のみが記されるのが普通である。坂 藤兵衛は姓と名前が併記される。名主の中でも土豪として力をたくわえつつある者ではなかったか。乾氏の太夫名称とともに考えた次第である。

新屋

寺辺村恒里名(4)、音羽村久末名(50)、泉原村新屋分(60)がある。新屋は、中世の分家名称である。

惣扱

音羽村宗清名の一カ所のみ(40)。惣には、二つの意味がとれる。一つには惣村、とくに、惣結合によって古老を中心に自治的な運営がなされた中世の村落のことである。二つは単に村全体、あるいは全部の村の意である。当時はおそらく惣村化されていた。ここでは音羽村での意かと思われる。惣村の共同の入用(村の井手料、村祠の費用など)を負担するものか。

(4) 名主欄の記述がないもの

寺辺村…並木名(10)・末次名(16)・安元名(26)・清水名(27)・中井名(29)・専当名(30)
音羽村…□□名(31)・五郎丸名(37)・行包名(48)

泉原村…なし

名田の下に名主などの記入がないのは惣扱か。

表1 寺辺村・音羽村・泉原村 中世名田・名主一覧表

| No. | 名の名称 | 名主名他 | No. | 名の名称 | 名主名他 |
|----------------------------------|------|-------|-----|------|-------|
| 寺辺村名主中 (忍頂寺・安元・千提寺・大岩・車作・生保・大門寺) | | | | | |
| 1 | □貞 | 亀破 | 16 | 末次名 | / |
| 2 | 国元 | 坂 藤兵衛 | 17 | 宗包名 | 南太夫 |
| 3 | 永善名 | 下司 | 18 | 有国名 | 趣屋 |
| 4 | 恒里名 | 大北田新屋 | 19 | 国近 | 乾太夫 |
| 5 | 良与名 | 鳥居谷 | 20 | 富恒名 | 北浦 |
| 6 | 葉王名 | 下司 | 21 | 末友名 | 亀破 |
| 7 | 成貞名 | 太上 | 22 | 助丈名 | 寺林 |
| 8 | 太郎丸名 | 中屋 | 23 | 成包名 | 趣屋 |
| 9 | 末元名 | 太上 | 24 | 重里名 | 清水池坊 |
| 10 | 並木名 | / | 25 | 千代名 | 法住院 |
| 11 | 恒元名 | 亀破 | 26 | 安元名 | / |
| 12 | 京与名 | 下司方亀破 | 27 | 清水名 | / |
| 13 | 真徳名 | 寺林 | 28 | 貞満名 | 中西 |
| 14 | 真徳名 | 北浦 | 29 | 中井名 | / |
| 15 | 真徳名 | 小方 | 30 | 専当名 | / |
| 音羽名主中 (上音羽・下音羽・長谷・清阪) | | | | | |
| 31 | □□名 | / | 43 | 重永名 | 志めノ |
| 32 | 成□名 | 下司専当 | 44 | □力名 | 太郎衛門尉 |
| 33 | 徳代名 | 下司 | 45 | 長命名 | 大路向 |
| 34 | □一名 | 太神 | 46 | 守国名 | 清坂 |
| 35 | 未延名 | 井関 | 47 | 宗末名 | 木ノ下 |
| 36 | 高富名 | 同井関 | 48 | 行包名 | / |
| 37 | 五郎丸名 | / | 49 | 宗信名 | 塩田 |
| 38 | 徳政名 | 早栗 | 50 | 久末名 | 永谷 新や |
| 39 | 武成名 | 小坂衛門尉 | 51 | 龍寿名 | 大上 |
| 40 | 宗清名 | 惣扱 | 52 | 恒元名 | 今西 |
| 41 | 秋成名 | 東太夫 | 53 | 千代名 | 東 |
| 42 | 石丸名 | 本坂 | | | |
| 泉原村 | | | | | |
| 54 | 国安名 | 清水 | 59 | 安元名 | 林 |
| 55 | 国貞名 | 守谷 | 60 | 新屋分 | 井ノ上 |
| 56 | 守安名 | 西門 | 61 | 真里名 | 峯ノ掃部 |
| 57 | 為成名 | 北浦 | 62 | 重宗名 | 井手 |
| 58 | 宗貞名 | 薩 衛門尉 | 63 | 京与名 | 小井手 |

※ 中世の忍頂寺五ヶ庄のうち、忍頂寺寺辺村

・音羽村・泉原村(後欠か)のみ遺存。

※ 泉原村・佐保村部分は欠。

○ 他村に同じ名称の名田があるもの。

ただし、惣扱ということでは音羽村宗清名に明確な記載がある。したがって、惣扱ではないようである。

以上のうち、安元名・清水名については、地名と通じる名称である。中井名も、安元の小字地名に「中井垣内」があり、千提寺中井家の旧跡ではないかと考えるので、これも地名と通じる。並木名も加え、いずれも名主名称が名田名称と同じなので記載がないのではあるまいか。本文書では、現代に通じる名字を各家がすでもっている。この4名分以外の名主名については、すべて名田の名称とは共通せず、家の名字として新たに付与されているものである。したがって、名田名称と名主名称(名字)が共通するという名称の付け方から、以上の4名は新しく成立した名ではないかと推測するものである。文字通り土豪という状況である。しかし、歴史的な出現状況としてよいのかどうか。ただし、これら4名は大字安元の範囲にある。安元はすべて新名ということになるのは、今後への留意点である。

専当名についてはすでに述べた。その他の音羽村五郎丸名・行包名についても名字と同じ可能性はないかと再度住宅地図(注2)を探したが、該当する現代姓は不明であった。転出されたのかもしれない。これらについては、仁木氏教示に「記述の無い箇所は不明箇所」とあったが、不明分と考えた方がよいのかもしれない。

すなわち、名主記載がないものについては、寺辺村ではおそらく新名を、音羽村では不明となったものを挙げるという、記載原理の違いが見えるのではなからうか。すなわち、集落の形成過程の違いがみえるようである。

(5) 同名称の名田・名主 (表1・2参照)

4名田に他村の名田と同じ名称が見られる。いずれも、寺辺村と他村との組み合わせになるのは意味がありそうである。これらは散在名田か。ただし、名主名は各名田ともに異なっている。

以上を表1の番号でみれば、寺辺村(11・12・25・26)、音羽村(52・53)、泉原村(59・63)となる。寺辺村、音羽村では名田は異なるが、続き番号が並ぶ。泉原村の分も並び番号ではないが、現況の字名にあてはめた場合の字下ノ垣内に2名が並ぶことになる(表2)。しかも、これらは各村において最後ないし最後に近い番号となっている。したがって、同じ名田が複数に亘る散在名田は、この地域の場合、年代的には成立が遅いと思われる。

以下の名主名称についての重複は、名主の中でもさらに有力な農民層の存在を示すか。

寺辺村…亀破(寺辺村；□貞・恒元名・京与名・末友名)

太上(寺辺村；成貞名・末元名)

寺林(寺辺村車作；真徳名・助丈名)

北浦(寺辺村車作；真徳名・宮恒名、泉原村為成名) 麴屋(寺辺村車作；有国名・成包名)

音羽村…井関(末延名・高富名)

東大夫・東(秋成名・千代名) 東大夫と東は一統かどうか。

泉原村…北浦(為成名)が真徳名・宮恒名に一致(上掲)。村内では共通項はない。

(6) 本文書の名田の並べ順について

各村では名田の成立順、および、名田の並び位置というか、配置順などによる基本的な記載順が本来あるのではないかと仁木氏教示があった。以下、田と記すが、名といった方がよいかもしれない。寺辺村…下司関係の名田(1~3)、釣田から忍頂寺に行く途中の田(4)、忍頂寺と大門寺の田(5・6)、大岩周辺部の田(7~12)、車作の田(13~24)、安元・大岩周辺の田(25~30)という順ではないか。

音羽村…下司関係の田(31~33)、下音羽の田(34~36)、不明(37)、以下、長谷・上音羽、途中に惣

扱や下音羽の田(38~44)、のちに転出している田(45~47)、不明(48)、上音羽の小字名と重なる新名田(49~51)、長谷の地名と似た名称の新名田(52)、下音羽の新名田か(53)、の順か。

泉原村…字清水(54)、字西垣内(55~57)、字東垣内(58)、字下ノ垣内(59)、字東垣内の新名田(60)、字川原(61)、字西垣内(62)、字下ノ垣内(63)の各居住名主の名田順。泉原に関しては、名田の配置順になっているのかどうか。

以上をまとめると、

- ①領家関係の下司や専当関係は、比較的早く記載する傾向にあるのでは。
- ②名主を現住集落別に並べ替えてみた(表2)。一集落内では、成立が古い順を一応の基準として並べるのかどうか。
- ③大字名や小字名と同じ名称の新名を最後に並べる傾向にあるのでは。などといった傾向や、今後の検討課題が浮かび上がった。

2. 名田・名主の名称について

(1) 名田名称の付け方

名田は、すでに述べたように成立時に名主の名前が付けられた。これに追加された新名については地名を付与する機会が多いことは先に述べた。名田の名称について一つ付加する。

千代名(千提寺に通じるか)

千代名は、寺辺村・音羽村ともに村中では最後に近く、あるいは最後に記されるように新名である。そして、新名は、名主の名字が名田名になったというのが基本である。しかし、千代は反対に地名としての千提に通じる可能性があるのではないかと。寺辺村に千提寺があり千代名となる。この寺辺村千代名と同じ名称が何らかの関係で音羽村の名田名称に通じたのではないかと。

千代名の名主は、寺辺村の項の法住院(25)とともに音羽村の東(53)があがっている。千提寺には現在、東家一統が居住されている。音羽村の地には、現在、東姓はない。したがって、音羽村千代名東家が現在の千提寺東家に通じていると思われる。千提寺東家一統の屋号にヒガシがあるのも、中屋同様、集落内の位置関係を示すだけではないものがある。すなわち、本文書原本作成時には、千代名は新名であって、東家はまだ音羽村に居住されていたのであろうか。

さらに、千代名東家(53)と秋成名東大夫(41)との関係は直接的には不明である。しかし、同じ村内での「東」姓の共通は、本家・分家関係を思わせる。秋成名は、原田家に通じるのではないかと後述する。

法住院については、現在、寺辺村や他所においても同名の寺院は存在しない。千提寺にあったかどうか不明である。ただし、千提寺字クルス山の平坦地は、旧称が寺山、寺畑である。寺畑は千提寺における高雲寺檀家の共有地という。したがって、これが法住院に関係していたかどうか。さらに、顕如上人に関係した国見山惣道場との関係も検討の必要があり、これと法住院が結びつくのかどうか問題点である。

(2) 名主名称の付け方 (表2参照)

次に、名主の名称の付け方をみる。以下のものが考えられる。

- ①地名と共通するもの。大字名とともに現代の小字名に共通するものがある。小字名と共通するもの

については、字名が古いのか、名字が古いのかの議論が生じよう。

②名字として新たに考え、付けられたもの。

③分家名称があるもの。

④屋号が名字になったもの。

本文書作成の段階では、大半は、地名ではなく、名字として明確なものがすでに付与されていたことがわかった。

(3) 名主の名字の他に、名前や官職名が付されたもの

本文書では、名主の名称は名字だけで名乗られるのが普通である。しかし、姓名ともに名乗られたり、官職名をもつ場合は、一般名主とは異なり地侍的な力をもっていたものかどうかが

寺辺村…坂 藤兵衛 (國元とある)・南太夫 (太夫:五位の通称)・乾太夫

音羽村…小坂衛門尉 (衛門尉:衛門府の判官、公文書の審査を司る役目)・東太夫・太郎衛門尉

泉原村…窪衛門尉・峯ノ掃部 (掃部:酒掃・舗設のことを司る役目)

(4) 名主名称の特定

該当地域の住宅地図(注3)と比較することによって、本文書の名主名と同姓の家々が本文書の村名の内を基本として、現在も居住されていることがわかった。したがって、これを拾えば中世の名主の居住地が復原できることがわかった。

まず、名主名一現在の姓名比定については、表2を参照されたい。名主の大半は、そのままではめることができたが、少し、補足を述べる。

寺辺村

新屋:新谷家。新屋はアタラシヤ=中世の分家名称である。シヤがシンタニに音読で通じる。

太上:成真名(7)、末元名(9)の2名がある。寺辺村の範囲では大岩に大上家、生保に太上家がある。いずれか不明。名主名称が同じなので、ともに一統か。生保の太上家は現在も太上姓を名乗られる点、少なくともどちらかの名主の可能性は高い。なお、佐保村馬場には大上姓が多い。したがって、これらの関係も今後検討の必要があろう。

中屋:中谷家。中屋は屋号に通じる名字ではなかろうか。来歴については後述する。

麴屋:古谷家。現在、コヤと読む。中世のコージヤに通じる音であてはめた。なお、中世期には、麴屋、紺屋(藍染め屋)など、生業を屋号や名字にする例が多いと云われる。中屋とともに屋号が名字に転じた例であろう。

乾太夫:寺辺村の範囲で見れば、現在、車作と千提寺に乾姓がある。別に、文書記載の範囲でみれば、泉原村南条にも乾姓がある。しかし、泉原村名主層には登場しないので、泉原への居住は遅れることが推測される。来歴については後述するが、本文書原本作成時は車作の居住家と推測する。

清水池坊:車作の清水に高山右近に焼かれた伝承をもつ清水寺があり、これは、南ノ坊以下、6坊があったと云われる。池坊は池ノ坊で、現在の池野家につながる。清水寺六坊については第5章で述べる。

安元:現在、住宅地図を探しても安元姓はない。しかし、近世文書(安政6(1859年))に記載される(注4)。その後転出か。

音羽村

井関:下音羽川沿いの左岸沿いに字名「井関前」がある。この井関前の北が字名「下ノ垣内」である。

現在も井上姓が大半を占める。すなわち、字名井関前の前側に対しての正しく井上姓である。

表2 寺辺村・音羽村・泉原村 中世名田・名主名称付と一覧表（現住集落別）

| 村名 | 現住集落名 | № | 名田名称 | 分類 | 名主名 | 現 産 | 名田名称 の付与 | 名主名(名字)の付与 | | | | | | |
|--------|--------|-----|------|-------|-------|-------|-------------|------------|-----|----|----|----|---|----|
| | | | | | | | | 大字名 | 小字名 | 苗字 | 新屋 | 屋号 | | |
| 寺辺村 | 忍頂寺 | 5 | 良与名 | 寺関係 | 鳥居谷 | / | | ○ | | | | | | |
| | 車作(清水) | 24 | 重里名 | 寺関係 | 清水池坊 | 池野 | 大字名●3 | | ○ | | | | | 坊号 |
| | / | 25 | 千代名 | 寺関係 | 法住院 | / | | | | | | | | |
| | / | 30 | 尊当名 | 寺関係 | / | / | | | | | | | | |
| | / | 3 | 永善名 | 下司 | 下司 | / | | | | | | | | |
| | 大門寺 | 6 | 薬王名 | 下司 | 下司 | / | | | | | | | | |
| | 大岩(的田) | 12 | 京与名 | 下司方 | 下司方亀坂 | 亀有 | 小字名●2 | | | ○ | | | | |
| | 大岩(的田) | 1 | 口真 | | 亀坂 | 亀有 | ●1 | | | ○ | | | | |
| | 大岩(的田) | 11 | 恒元名 | | 亀坂 | 亀有 | | | | ○ | | | | |
| | 大岩(的田) | 21 | 末友名 | | 亀坂 | 亀有 | | | | ○ | | | | |
| | 大岩(的田) | 2 | 国元 | | 坂 藤兵衛 | 坂 | | | | | ○ | | | |
| | 大岩(大北) | 4 | 恒里名 | | 大北田新屋 | 新谷 | | | | | | ○ | | |
| | 大岩(兼柳) | 28 | 貞満名 | | 中西 | 中西 | | | | | | ○ | | |
| | 生保か大岩 | 7 | 成貞名 | | 太上 | 太上天大上 | | | | | | ○ | | |
| | 生保か大岩 | 9 | 末元名 | | 太上 | 太上天大上 | | | | | | ○ | | |
| | 安元 | 10 | 熊木名 | | / | 名引 | | | | | | ○? | | |
| | 安元 ★ | 26 | 安元名 | | / | 安元 | 大字名●4 | ○? | | | | | | |
| | 安元 | 27 | 清水名 | | / | 清水 | 小字名 | | 雨○ | | | | | |
| | 現在、千提寺 | 8 | 太郎丸名 | | 中屋 | 中谷 | | | | 雨○ | | | | ○ |
| | 現在、千提寺 | 29 | 中井名 | | / | 中井 | 小字名 | | | 雨○ | | | | |
| | 車作 ★ | 13 | 真徳名 | | 寺林 | 寺林 | | | | | | ○ | | |
| | 車作 ★ | 22 | 助太名 | | 寺林 | 寺林 | | | | | | ○ | | |
| | 車作 | 14 | 真徳名 | | 北浦 | 北浦 | | | | | | ○ | | |
| 車作 | 20 | 宮恒名 | | 北浦 | 北浦 | | | | | | ○ | | | |
| 車作 ★ | 15 | 真徳名 | | 小方 | 小方 | | | | | | ○ | | | |
| 車作(清水) | 17 | 宗包名 | | 南太夫 | 南野 | | | | | | ○? | | | |
| 車作 | 18 | 有国名 | | 麴屋 | 古谷 | | | | | | | | ○ | |
| 車作 | 19 | 国近 | | 乾太夫 | 乾 | | | | | | ○ | | | |
| 車作 | 23 | 成包名 | | 麴屋 | 古谷 | | | | | | | | ○ | |
| / | 16 | 末次名 | | / | / | | | | | | | | | |
| 音羽村 | / | 32 | 成口名 | 下司 | 下司尊当 | / | | | | | | | | |
| | / | 33 | 徳代名 | 下司 | 下司 | / | | | | | | | | |
| | / | 31 | 口口名 | | / | / | | | | | | | | |
| | / | 37 | 五郎丸名 | | / | / | | | | | | | | |
| | / | 48 | 行包名 | | / | / | | | | | | | | |
| | / | 40 | 宗清名 | 惣関係 | 惣旗 | / | | | | | | | | |
| | 下音羽 | 34 | 口一名 | | 太神 | 大神 | | | | 雨○ | | | | |
| | 下音羽 | 35 | 末延名 | | 井関 | 井上 | | | | | | ○ | | |
| | 下音羽 | 36 | 高富名 | | 同井関 | 井上 | | | | | | ○ | | |
| | 下音羽 | 41 | 秋成名 | | 東太夫 | 原田小 | | | | | | ○ | | |
| | 長谷 | 38 | 徳政名 | | 早瀬 | 早瀬 | | | | | | ○ | | |
| | 長谷 | 52 | 恒元名 | | 今西 | 今西 | ●1 | | | | | △ | | |
| | 上音羽 | 39 | 武成名 | | 小坂御門尉 | 小坂 | | | | | | ○ | | |
| | 上音羽 | 42 | 石丸名 | | 本坂 | 本坂 | | | | | | ○ | | |
| | 上音羽 | 43 | 重永名 | | 志めノ | 主馬野 | | | | | | ○ | | |
| | 上音羽 | 44 | 口力名 | | 太郎御門尉 | 田茂 | | | | | | ○ | | ○ |
| | 上音羽 | 49 | 宗信名 | | 塩田 | 塩田 | | | | | | ○ | | |
| 上音羽 | 50 | 久末名 | | 米谷 新や | 新谷 | | | | | | | ○ | | |
| 上音羽 | 51 | 龜寿名 | | 大上 | 大輔 | | | | | | ○ | | | |
| 清阪 ★ | 46 | 守国名 | | 清阪 | / | | | | 雨○ | | | | | |
| 現在、車作 | 45 | 長命名 | | 大踏向 | 大道か | | | | | | | | ○ | |
| 現在、泉原 | 47 | 宗末名 | | 木ノ下 | 木下 | | | | | | | | ○ | |
| 現在、千提寺 | 53 | 千代名 | | 東 | 東 | 大字名●3 | | | | | | | ○ | |
| 泉原村 | 字清水 ★ | 54 | 国安名 | | 清水 | 清水 | | | | | ○ | | | |
| | 字西垣内 | 55 | 国貞名 | | 守谷 | 新谷か | | | | | | | | |
| | 字西垣内 | 56 | 守安名 | | 西門 | 西門 | | | | | | | | |
| | 字西垣内 | 57 | 為成名 | | 北浦 | 北浦 | | | | | | | | |
| | 字西垣内 | 62 | 重宗名 | | 井手 | 井手 | | | | | | | | |
| | 字東垣内 | 58 | 宗宗名 | | 窪 御門尉 | 久保 | | | | | | | | |
| | 字東垣内 | 60 | 新屋分 | | 井ノ上 | 井上 | | | | | | | | |
| | 字下ノ垣内 | 59 | 安元名 | | 林 | 林 | ●4 | | | | | | | |
| | 字下ノ垣内 | 63 | 京与名 | | 小井手 | 小出 | ●2 | | | | | | | |
| 字川原 | 61 | 真里名 | | 家ノ厨部 | 家 | | | | | | | | | |

★：現在、転出 ●：同じ名條の名田があるもの ※：字名に垣内がつくもの
 泉原村の小字名は「明治廿年一月大坂府下摂津国島下郡泉原村地理二開スル現地目老村全図」（法務局所管）による。

表3 寺辺村・音羽村・泉原村 現住集落別項目別記載数一覧表

| 村名 | 現住集落名 (泉原:字名) | 項目数 | 下司関係 | 寺関係 | 惣関係 | 名主名他 | | 現代姓不明 | 備考 |
|-----|------------------|-----|------|-----|-----|------|------|-----------|---------------------------------------|
| | | | | | | 記入数 | 無記入数 | | |
| 寺辺村 | 不明 | 4 | 1 | 2 | | 2 | 2 | 4 | すべて新名 中井名:新名 真徳名は3名主 薬王名:新名? |
| | 忍頂寺 | 1 | 0 | 1 | | 1 | | 1 | |
| | 安元 | 3 | 0 | 0 | | 0 | 3 | 1(安元:転出か) | |
| | 千提寺 | 2 | 0 | 0 | | 1 | 1 | 0 | |
| | 大岩 | 7 | 1 | 0 | | 7 | 0 | 0 | |
| | 車作 | 9 | 0 | 1 | | 9 | 0 | 0 | |
| | 生保 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | |
| | 大門寺 | 1 | 1 | 0 | | 1 | 0 | 1 | |
| | 28名 生保か大岩 | 2 | 0 | 0 | | 2 | 0 | 0 | |
| | 千提寺か車作 | 1 | 0 | 0 | | 1 | 0 | 0 | |
| 音羽村 | 不明 | 6 | 2 | 0 | 1 | 3 | 3 | 6 | 下司・下司専当 長谷の新屋あり |
| | 上音羽 | 7 | 0 | 0 | | 7 | 0 | 0 | |
| | 下音羽 | 4 | 0 | 0 | | 4 | 0 | 0 | |
| | 長谷 | 2 | 0 | 0 | | 2 | 0 | 0 | |
| | 清阪 | 1 | 0 | 0 | | 1 | 0 | 1(清阪:転出か) | |
| | 車作 | 1 | 0 | 0 | | 1 | 0 | 0 | |
| | 23名 泉原 | 1 | 0 | 0 | | 1 | 0 | 0 | |
| 千提寺 | 1 | 0 | 0 | | 1 | 0 | 0 | | |
| 泉原村 | 東垣内 | 2 | 0 | 0 | | 2 | 0 | 0 | 昭和期に転出 |
| | 西垣内 | 4 | 0 | 0 | | 4 | 0 | 0 | |
| | 10名 下ノ垣内 | 2 | 0 | 0 | | 2 | 0 | 0 | |
| | 清水 | 1 | 0 | 0 | | 1 | 0 | 0 | |
| | 川原 | 1 | 0 | 0 | | 1 | 0 | 0 | |

表4 名主名と小字名との関係

| 村名 | 大字名 | 垣内字名 | | 名主名と同じその他の字名 (参考字名を含む) |
|-----|----------|--|---|---|
| | | 名主居住地 | 名主は居住しない | |
| 寺辺村 | 忍頂寺 | ／ | 上西垣内・中田垣内 中之垣内・段垣内 芝垣内・中尾垣内 新垣内・中ノ垣内 池上垣内 | ★十代 中ノ谷・中之谷(太郎丸名) 神有(恒元名ほか)・中ノ谷・中之谷(太郎丸名) 塩田(宗信名) 乾・イヌイ(園近) |
| | 安元 | 清水垣内(清水名) 中井垣内(中井名) | ／ | |
| | 千提寺 | ／ | ／ | |
| | 大岩 | ／ | ／ | |
| | 車作 | ／ | 中垣内 | |
| | 生保 | ／ | ／ | |
| | 大門寺 | ／ | ／ | |
| 音羽村 | 上音羽 | 大権垣内(龍寿名) 大神垣内(行一名) | 上ノ垣内 | 本阪(石丸名)・塩田前(宗信名) |
| | 下音羽 | 下ノ垣内(宗家延名・高富名) 東ノ垣内・上ノ垣内(宗秋成名) 西下ノ垣内(宗恒元名) | 下ノ垣内 | |
| | 長谷 清阪 | ／ | ／ | |
| 泉原村 | | 西垣内(※4名)・下垣内(※2名) 東垣内(※2名) | 中ノ垣内・上殿垣内 | 久保田(宗貞名) ★十代(明治6年字引絵図参照) |
| 銭原村 | | ／ | ／ | 千代(十代?) 塩田(宗信名) |
| 佐保村 | | ／ | ／ | |

／:なし

※:垣内の位置は一致するが、名主名は違うもの

★:参考

東太夫：現在、下音羽の下ノ垣内の北側、および下音羽川の右岸部に分かれて原田家一統が住まいされる。原田姓が多いのは字名東ノ垣内、その西隣の上ノ垣内である。これら原田姓の下音羽における集中具合、原田姓の一軒からキリシタン遺物が発見されていることからみれば、中世の段階の名主層であったことが推測される。東ノ垣内は、下音羽の東にあり、村中での位置を示している名称のようにみえる。しかし、反対に、東太夫であるから東ノ垣内の名称があるのではということも推測できる。また、この東太夫は高山荘納帳の東大夫に共通するのではないということも推測できそうである。これについては後述する。

太郎衛門尉：田茂家。太郎衛門をターモと呼び、モを茂で表記する例は、近世文書で時々見受けられる表現方法である。

大路向：大迎（現在、車作）か、向田（現在、安元）か。大迎の可能性が高い。現在、いずれも音羽村の範囲には居住されない。

塩田：音羽村では名主の名称、居住地として存在するが、字名として大岩、佐保にもある。

泉原村

清水：字名清水の耕作地の最上段に当たり、泉原一带を見渡せる景勝地、物見としても絶好の地に昭和初年代まで清水家が居住されていた。泉原川から取水した用水が屋敷地の裏を流れ、また、湧水もあり、飲料水、生活用水などには困らない。

守谷：現在、守谷姓は不明となっている。しかし、名主の名前が連なる泉原川沿いの下ノ垣内、西垣内には、南から西谷、大谷、新谷、谷川という谷姓がつながっている。これらのうちのどれか、あるいは、これらが一統といえるのかどうか。なお、新谷は中世の分家名称に通じるようである。また、阿家では新しいものらしいが個人社を祀られるのも中世的な系譜を引くようである。

なお、音羽村の現在の井上姓、原田姓は、本文書の他の名主名が現代姓とそのまま、あるいは、何らかの形で変化してはいるが整合性が必ずある状況で共通するのに対して、字名と共通する名字（東太夫は名字が字名になっているかもしれない）が本文書には記されていることになる。ただし、井岡から井上、東から原田への名字変更は不明である。音羽村では、その他、大神、塩田、本阪も字名に共通する。今西も字名によく似ている。これら字名、名字の付与に関する整理は今後の課題である。

以上を考えると、寺辺村と音羽村とでは家の名字を付与する原理が少し違うようで、地域的なものか、時間的な違いか、音羽村は在地性が強いのかなど、今後の検討が必要であろう。

また、名主名と小字名の関係については、表4を参照されたい。古代の条里制における方一町の坪を単位とする方形の集落を起源とする「垣内」名称をもつ小字を各村で探し、これと名主名称が共通するのかなども確認した。垣内地名は以上のように出自としては古い。これが名字として付けられると、これも比較的古いものであることが推測される。ただし、先に名田としては新しい成立であると考えた清水名、中井名もまた、垣内地名をもっている。本地域における垣内地名の性格の整理も必要のようである。さらに、表4には、名主名に通じる関連字名も記載した。地名と名字の関係を考える場合の参考としたい。

3. 名主の居住地復原図の作成

次に、表2で比定した名主の名字と同じ名称をもつ家々を地形図に黒く塗りつぶし、その散在する範

囲を表示した(図2~4)。家によっては家産を守るために分家を出さない場合もあった。また、反対の考えもある。該当する家は、1軒の場合もあるし、複数の場合もある。複数の同姓が集中するのが一般的ではある。ただし、村によって違いがあった。

(1) 寺辺村

寺辺村に含まれる各村は、同姓の集中度がある場合と、1軒だけの場合がある。千提寺、安元、大岩村は、比較的、同姓が集中するようである。

車作村は集村形態をもち、名田の数も多い。ただし、車作は音羽川・段川・安威川に沿ったわずかな面積以外は耕地化できなかったという。近世期の庄屋畑中権内(1753-1816)は、音羽川より通じる深山水路(権内水路)を秘かに開削、享和2(1802)年に竣工した(古谷叔弼;1979)。近世後期のはじめに、やっと村内の耕作地の水田化と生活用水の確保、寒天製造用水なども得られるようになったとされる。おそらく、中世の段階では山村であり、各名田の耕作面積自体はほとんどなかったであろう。領家の収納物は炭などが主体であったのだろう。

(2) 音羽村

複数の同姓が集中し、しかも、現在に居住される家々のほとんどが、中世の名主名称をもつ家に取り込まれてしまった。今回、明示出来なかった家々も、表2に名主名が不明のものがあるので、おそらく、それらに充当してしまうことが予測される。集村ではないので、一名主の居住地は、周辺に耕作地があり、神社や寺があり、一つの世界をもっているようである。中世の時代からほとんど変化がなかったような様相を示しているようである。

(3) 泉原村

本村は、本文書が途中で断ち切られたために、すべての名主が記されたものかは確認できない状態にある。ただし、これですべてが掲載された可能性は高い。理由の一つに、記載が、泉原川の川筋周辺と東垣内の範囲を越えないからである。他村の記載から考えると、中垣内があれば、おそらくこの中に一つは含まれるものがあると思えるからである。また、時代的背景があることもすでに述べた。当時、領家が掌握できたのは、この範囲だけではなかったかと推測した次第である。

図4でみると、泉原川周辺の字川原・清水・下ノ垣内(下垣内)・西垣内にかけて、また、勝尾寺と忍頂寺間に通じる街道沿いの東垣内に名主が散在、あるいは隣接して居住されたかに見える。本文書が記された時期は、おそらく東垣内の北側が新しく開発されている頃のものである。東垣内で一番高所に新屋分があり、これは、現在の状況で観察すれば、小谷奥を塞ぐ形で家が建っている。谷壁は、真砂土の弱結のもので固く崩れにくい土質と云われる。谷奥は、山に入りやすく湧水も得やすい。家裏に水源があり、飲料水確保と谷前の耕作地をも潤すことができるという条件の地にうまく屋敷地が設定されている。おそらく中世の段階でもこの選地状況はさほど変わらなかったものと思われる。したがって、中世の時期に開発された屋敷地としての典型例を示すようなのであげておく。

泉原村は、以上の集落部に対して、耕作地は集落の周辺部の谷筋に広がっている。居住地とは離れた遠隔地の場合が多くなるようである。

現在、泉原は、東垣内・中垣内・西垣内・下条・南条と大きく5区域に分けられている。神社と寺は二カ所あり、しかも、氏子圏と檀家圏の区割は異なっている(第1章参照)。一見、集落としての形成過程がよく理解できない状況にある。しかし、以上のように、居住地は泉原川沿いと東垣内が古い。そして、東垣内の北側に当時の新開があったということになる。そして、泉原川沿いの集落と東垣内の中

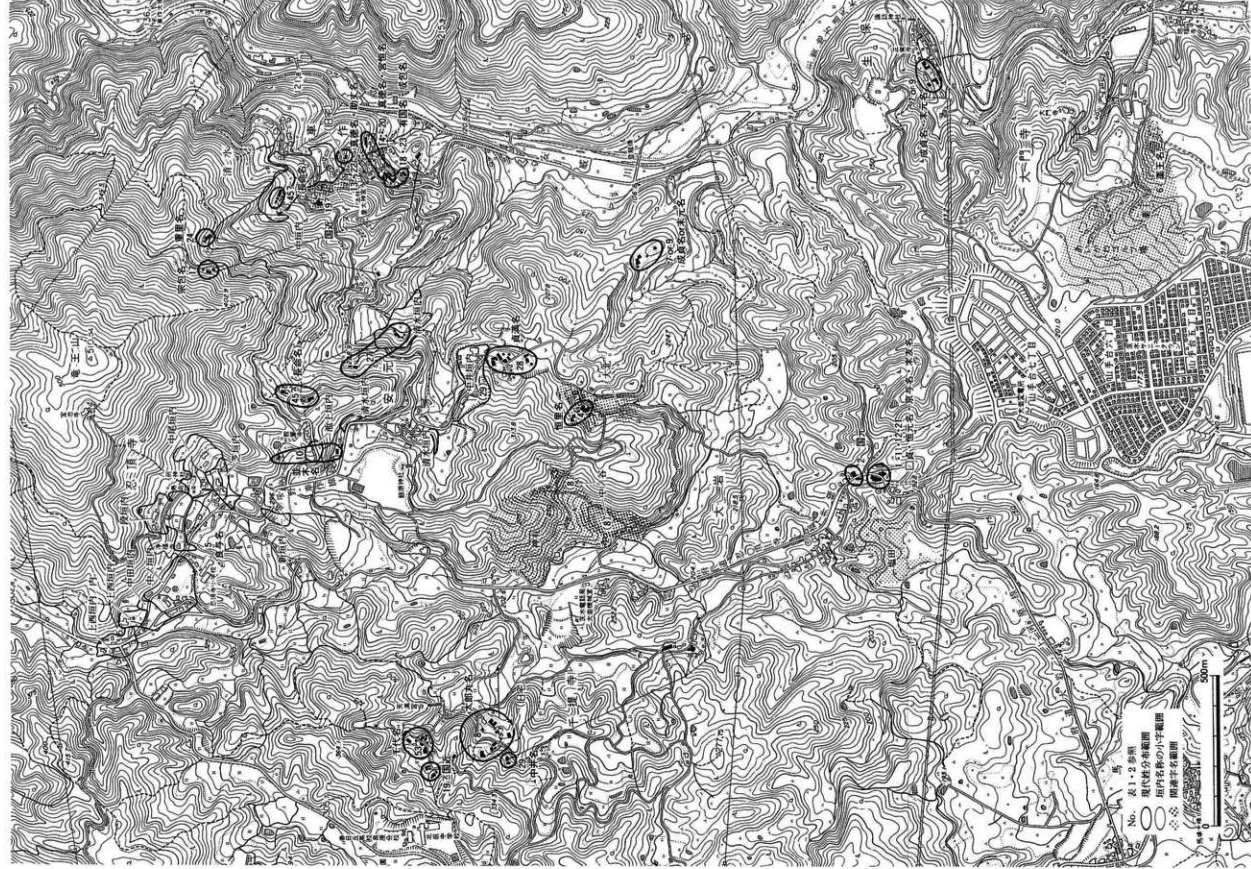


图 2 中世田名主居住地域原図 (寺辺村)

心部にあたる位置に泉原氏の居館とされる泉原城があるかにみえる。

泉原城の主とされる泉原氏に関しては、暦応3(1340)年史料が古く、廃城は永禄年代(1558~1570)頃と考えられている(免山 篤;1987)。その後は、信長、高山家領となる。なお、本文書原本の作成時であれば、京与名、および寺辺村で新名ではと推測した安元名という散在名田で成り立つ下ノ垣内は新しいと思われる。したがって、中心が西垣内にあったようである。また、文書には中ノ垣内の居住者がみえないので、本文書作成後に居住地として開発されるのであろうか。

また、慶長10(1605)年摂津国絵図をみる(巻頭写真2参照)。これには、西に西村、東に東村、そして、西村の北に道が延び、上村となっている。摂津国絵図の集落は、必ずしも現状とは合わない部分が多いと思っていた。しかし、第1章で述べたが、西垣内の北西山中にある中世に祭祀の起源があったと考えられる地藏堂は、上山の地藏と呼ばれている。西垣内の山の上にある地藏との意味であろうが、西垣内を上条とし、下ノ垣内を下条と分ける区分を反映しているのかもしれない。すなわち、中(ノ)垣内の開発時期が今後の課題になろう。

時代は下るが、江戸時代前期寛永14(1637)年「摂州太田郡五ヶ庄内泉原村地改帳」(注5)によれば、本文書に引き続き現代に通じる名字が付される。中垣内を含め現代の居住家は大半がこの時代にはすでに居住されていたことがわかる。現代の村の姿が寛永期にはほとんど出来上がっていたことが推測できる。したがって、本文書原本が作成されたと考える1500年代中葉(天文2(1533)年から永禄11(1568)年位までの間か)と、戦国時代の動乱期を経た江戸時代前期との様相の違いは大きいものと思われる。しかし、このような場合でも、泉原では中世期の名主層が引き続き居住されている点に本地域の特色をみるものである。

以上は、今後への問題提起として推測を加えておくものである。

以上のように、各村の性格が反映されているようである。何分にも短期間の調査であり、地元事情もつかみきっていない。今回行った名主の名称、居住地の復原については、今後に検討箇所が多々生じてくることは予測される。また、第8章によるような遺跡地との対応関係も今後に必要なと考えられる。

なお、本図に表現したものは、中世の名主と同じ姓をもつ現代の家の居住地であって、名田そのものを示すわけではない。また、名主家について言えば、当初、1家族で出発した場合も、分家ができ、例えば本家は没落し等々、必ずしも中世の名主を純粋に引き継いでいるとは考えられないものである。また、村内、あるいは村外へ移転もされる。中身には変動が付きものである。

いずれにしろ、現在は、本文書が記載された時代より約450年という年月が経過しているのである。その間に本家、分家、一統の盛衰がみられるのはあたりまえのことで、記録のない歴史は忘れ去られる。そして、それにもかかわらず、現代に残る家々は、何らかの形でこれら一統を引き継ぐものであることは確かなのである。

図2~4は、本地域の人々が、中世以来連綿と林業・農業を主体に生活してこられた姿を示している。中世の時代から本地域の家々は、名主層、いわゆる有力農民層として百姓の力が強かったという歴史資料が高山荘関係史料などに残っている。例えば『箕面市史』や『茨木市史』に詳しいが、16世紀のはじめ頃、人身的支配・恣意的夫役・軍役人夫の新規徴発・農民屋敷田畑の押領(茨木市役所;1969)など領主的支配が「高山氏の代官職は大迷惑」の有力農民層からの大反撃を受け、格下げされたことは知られている。この時、高山荘の農民は、自らを「御百姓衆」と名乗ったのである。この伝統が生きている

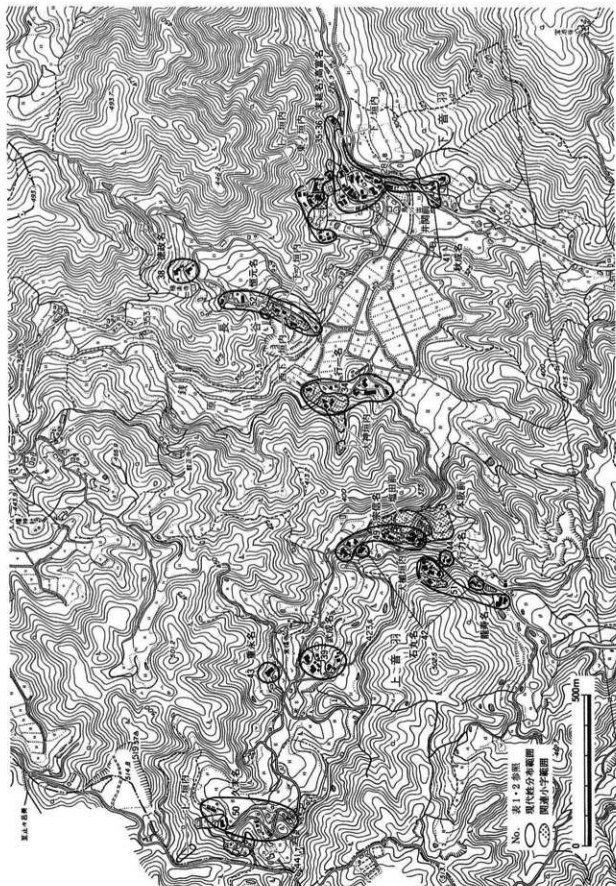


图3 中世名田名主居住地復原圖（普羽村）



図4 中世名田名主居住地復原図(泉原村)

姿が本図2～4ということになる。

第4節 千提寺と下音羽の集落構成

以上の本文書の内容と現代の状況との対比で検討すれば、千提寺では、はたしてその当時に現代のような状況で名主が居住していたのかどうかという問題に行き着いてしまった。千提寺は本文書原本作成当時、寺辺村の一つであったはずである。しかし、先にも触れたように、本文書における現代の千提寺居住家のルーツは、寺辺村、音羽村の居住家に分かれてしまうのである。したがって、当時、千提寺は新開地であって、寺があったかなかったか、居住者がいたかいなかったか、程度の時期だったのではなかろうか。以下は、あくまでも、可能性を探ったものである。今後を検討されることを期待して、推測を述べたい。

1. 千提寺の居住者

図2では、現代の居住者と比較し、以下の4名主を中世の寺辺村千提寺の居住者と表現している。

太郎丸名(8)・園近(19)・中井名(29)・千代名(25・53)

以上のうち、寺辺村に属するもの(8・19・25・29)はよいとして、音羽名主中に名前が上がっている千代名(53)は、おそらくこれが現在の千提寺居住家につながっていると思われるので、村名が違っていることは、本文書原本作成後に移住された検討の余地があるということになる。

また、以上の名の名主は、現代姓で云えば、中谷・乾・中井・東の各家にあたる。その他に、現在、千提寺には百合、上、箕山^{かみ}の3姓があり、これらの家々も古くから千提寺に居住されていたようである。したがって、何故、本文書に名・名字が記載されなかったのか。これも疑問になってくる。

以上のことを検討すると、結果的には、本文書原本が作成された時点で千提寺の地に居住していた可能性がありそうなのは太郎丸名だけであって、あとの家々は、その後に千提寺へ移住された可能性が高いと推測されることになった。

2. 千提寺居住者の出身地の検討

以上の各名主の居住地について、旧跡がないかを探してみた。

(1) 太郎丸名(寺辺村)：高山、および大岩(字名中ノ谷・中之谷)

現在の中谷家一統は千提寺の字名中ノ谷、中之谷に居住されている。したがって、土着の名主ともいえよう。しかし、中谷家＝太郎丸名も、千提寺への転入者であると考えている。その理由は、高山荘納帳にある。高山荘納帳には本文書と同じく現代の居住者の姓に通じる名字が記されている。

以下、高山荘年貢の納入状況を示す表5を参照されたい。本表は『箕面市史』第1巻(1964)によるもので、同じ名字のものを一族ととらえ、納入のあった年を黒丸で示している。したがって、納帳には名田名称は記されていないが、同一名字の一族は、一つの経営体であり、名主層に匹敵するものであると推測できる。

納帳の中屋の項には、中屋大夫・中屋左近太郎・中屋衛門が記される。納帳が残る永正元(1504)年当初の貢納はないが、永正10(1513)年以降、帳面が残る最後の年の天文13(1544)年に至るまで中屋大夫が年貢を納め、途中、大永2(1522)年のみが欠となっている。また、欠納のこの年だけ、中屋左近太郎が

表5 高山莊年貢納入表

| No. | 名字 | 高正 | | | 大正 | | | 昭和 | | | 天文 | | | 現在居住 |
|-----|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|---|---|----|---|---|--------------------------|
| | | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 1 | 奥平尾 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 2 | 井本 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 3 | 船底 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ×(熊本办) |
| 4 | 大方 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 5 | 門 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 6 | 南 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 7 | 松尾 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 8 | 上 大夫入道 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ×(上野办) |
| | 上 入道 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 上 才法勝 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 上 判部 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 上 方 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 上 五郎三郎 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 9 | 中 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ×(北中办) 田安殿(1809年以后居住) |
| 10 | 東 大夫 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 11 | 下 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ×(下野办) |
| 12 | 高本 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ |
| 13 | 中屋 大夫 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ |
| | 中屋 左衛門 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 14 | 中屋 勘門 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○(小畑) |
| 15 | 大上 惣 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ |
| | 大上 五郎太郎 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 大上 大夫 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 16 | 大上 北 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ×(北中办) |
| 17 | 辻 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ×(前辻+奥辻+中辻办) |
| 18 | 西畑 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 19 | 北畑 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ |
| 20 | 小吹 太郎次郎 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| | 小吹 大夫五郎 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 小吹 中大夫 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 小吹 右衛 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 小吹 掃部 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 小吹 大夫 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 21 | カチヤ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○(梶尾+看倉办) |
| | 小吹 五郎三郎 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 22 | 个口 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 23 | 西 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ×(大西+西野+上西办) |
| 24 | ユリノ 大夫 ユリ 次郎五郎 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ |
| 25 | 林 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 26 | 馬場 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ |
| 27 | 武事 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 28 | 木下 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | × |
| 29 | 高山方 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ×(藤野办) |

年貢を納めている。したがって、中屋大夫＝左近太郎の可能性もあるし、左近太郎が大夫家を継いだ可能性もある。また、分家を立てた可能性もある。しかし、分家を立てたとしても貢納は続かない。したがって、左近太郎家は、大永2年後は村を出てしまったのではないかと推測される。さらに、中屋衛門も天文2(1533)年の一度しか記されない。これも転出したのではないかと推測される。なお、現在、高山には中谷姓が数軒ある。中世の中屋大夫家(母家)の一統が残ったのであろうか。

以上の動きから見れば、大永2年に分家した左近太郎が寺辺村の範囲に転出し、自分の名前を名田の名称として「太郎丸名」と名乗ったことは十分に考えられる。また、少し遅れることになるが、衛門も同様の動きを示したことが考えられる。本地域での転出は、新開地を求め、さらに山奥に入るのではなく、街道沿いの南の平野方向、高山であれば五ヶ庄の地に出てくるのが普通である。

本文書に戻る。中屋＝中谷は太郎丸名の名主である。第1章で述べたように、現地調査の成果として、中谷姓の1軒(茂家)が屋号ナカヤを名乗られることがわかった。また、民俗・社会環境調査で報告された千提寺の中谷 栄氏が採集された「千提寺民俗地図」によれば、クルス山周辺部に「左近山」がある。サコの谷と呼ばれる近くであり、サコは「狭い」の意がある。左近はサコかもしれない。しかし、左近山はこじつけとしても、中谷 茂家のルーツが高山荘納帳の中屋左近太郎家といってもおかしくない状況にあるのではなかろうか。

なお、太郎丸名の移転先は初めから千提寺であったかどうかの検討も必要であろう。大岩には千提寺と同名称の字名中ノ谷、中之谷がある。地番は、家・田畑・山地番にわたっている。しかし、現在、中谷姓は見あたらない。中ノ谷というのは、字名としてどこにもある名称である。したがって、これは、高山荘を出て以降の中屋家の旧跡であるとは決められないかもしれない。

しかし、千提寺には中世の生活痕跡がある。もとはナカヤの山と呼ばれた滝尻山に「墓の丸」と云われているが、一石五輪塔や阿弥陀石仏が墓碑である中世の墓地が眠っている。区画は複数ありそうで、惣墓の可能性もある。おそらく、キリシタンになる以前からの墓地であろう。ただし、これが中谷家一統だけの墓地につながるかどうか不明である。また、中谷一統が居住する中イ条は、千提寺集落部分の中心的な位置にある。したがって、これも、第1章で報告した3カイチで言えば、一番最初に千提寺に移住してきたのは太郎丸名ではないかと推測される材料になっている。

(2) 国近(寺辺村)：車作(字名乾・イヌイ)

高山荘納帳には乾姓は出てこない。寺辺村の範囲内では、現在、千提寺、車作に乾姓がある。

第8章では、この時代、乾家は千提寺の土居山(ドン山のこ)に居館をもっていと推測されている。ただし、今後の検討課題である。今回調査によれば、丘の名称は、ドノ山、ドン山、すなわち、「堂山」にしか聞こえない。千提寺の伝承でも、乾家は近世期にやってきた庄屋家と云われている。したがって、本章では、以下の3点から、中世、少なくとも本文書原本作成当時の乾家は車作の居住者であったと考えたい。

- ① 車作では乾、イヌイの字名があり、現在も乾家一統が居住されている。車作の集落で考えると、乾(北西)の方角に字地があり字名起源がわかるものである。法林寺と皇大神宮があり、集落としては重要部分であったと考えられる。
- ② 先に述べたが、本文書の寺辺村記載順は比較的わかりやすい。表1でみると、No.16(末次名)・No.21(末友名)を除くと、No.13～24は、車作居住者が並べられている。音羽村では、同じ集落の居住者順の中に違う地の居住者が入り込む場合があるが、車作の場合は集まっているようである。したがっ

て、本文書の№19である乾太夫は、車作居住者の可能性が高い。

- ③ 近世期に千提寺にあった乾家は、泉原や佐保の周辺部が浄土真宗(東)大谷派であったのに対し、(西)本願寺派であった。車作の法林寺も(西)本願寺派である。宗旨では車作に共通性がある。

以上から、第1章では、乾家は近世に庄屋として遅れて千提寺に転入してきた可能性を考え記述した。

(3) 中井名(寺辺村)：安元(字名中井垣内)

明治20年代の古い土地台帳では、田畑・宅地の地番はないが、安元の山地番に中井垣内がある。この地には現在、中井姓はない。地形的には谷間部であって、昔は居住地であった土地であろう。

中井名が新名であったことはすでに述べた。安元の中井垣内から移転し、本文書作成時にはすでに千提寺で新名をたてていたのか。あるいは、安元で新名をたてたがその後に移転したのか。以上の二説が考えられるが、ここでは、後者をとりたい。

すでに述べたように、安元は他に並木名・安元名・清水名の新名が立っている。それでは、その新名の出身地はというと、地元かどうか推測の方法がないのが残念である。

(4) 千代名(音羽村)：音羽村

千代名が新名であること、本文書作成後に転入された可能性が強いことについては先に述べた。また、出自に関しては、下音羽の秋成名東太夫家からの分家が有力候補である。これについては後述する。

(5) その他の家々

現在、上記4姓の他は、本文書では中世名主層として名称があがってはこない。

しかし、上、ユリ(百合)、ともに高山荘納帳に記載される名字である。表5を参照されたい。上家一統については、永正元(1504)年、同10(1513)年の納入名は、上大夫入道・入道・才法師になっている。元は在俗の僧であったようである。なお、高山荘納帳で入道名をもったのは上家だけである。ただし、入道家はあとが続かない。永正16(1519)年以降は、上 刑部以下、還俗名になっている。そして、天文2(1533)年に貢納後、天文8、13年分が途絶えていることは中屋衛門、あとで述べる東大夫家と同じである。高山には現在、上姓は続いていない。上野姓はある。本地域の範囲には千提寺の他に粟生岩阪に上家がある。ともに、高山荘を出た上家と関係があるのではないか。

同様、百合家は永永8(1528)年から天文13(1544)年まで継続して貢納がある。次郎五郎家は、享禄2(1529)年以降に高山を出たようである。ただし、一度、他所にでてから千提寺に居住されたところらしい。

箕山についてはわからない。本地域の発音の特徴としてミノがミネに通じるので、本来は泉原村の項で記された峯ノ掃部家につながる一統であった可能性も考えられるのであろうか。

以上の3姓については、現在の屋敷地割や耕作地の保有形態、同姓の集まり具合から見て、やはり、中世における名主層であったことが十分に考えられる状況にある。したがって、本文書原本が記された後の3村外、たとえば高山村や銭原村からの転入者であるので、名主名称が記されることはなかったのではないか。基本的には、中屋・中井・東各家と同じ条件にあり、本文書原本作成後に寺辺村・音羽村・泉原村外から千提寺へやってきた転入者であったのではなかろうか。

すなわち、千提寺居住家は、高山荘出身者を中心として形成された当時としては新しい村であったようである。

3. 下音羽村の名主たち

千提寺と比較して、下音羽の状況はどうであったか。

同じく表5を参照されたい。高山荘納帳の中には東大夫がある。東大夫についても、従来、千提寺の東家と絡めて考えられることがあった（チースリク：1976）。また、本文書でいえば、東大夫は音羽村秋成名（41）の名主である。したがって、高山荘の東大夫と音羽村の東大夫は、重なる可能性があるのではなからうか。

東大夫の高山荘納帳に残る貢納歴は、永正元年から天文2（1533）年までである。始めの頃の途切れはあるが続けて納められている。しかし、天文8（1539）年、天文13（1544）年の貢納はない。最後の貢納年である天文2年を境として、1539年までに高山荘の範囲を出てしまったのではないか。中屋新門、上殿新五郎家と動静は同じである。それでは転出先は、ということになると、この音羽村秋成名東大夫家が的確ではないかと思われるのである。そして、音羽村の範囲には現在、東姓はない。したがって、東大夫がいたので東ノ垣内になったと考え、垣内居住者原田家にあてたことはすでに述べた。すなわち、原田家も、もとは高山荘出身者であった可能性が非常に高いのではないか。

なお、千代名東家（53）は、新名であった。そして、同じく音羽村であり、名主名称が同じであるので東大夫家の分家と考えたわけである。いずれもキリシタン遺物所蔵家であるが、両家にマリヤ十五原義園があるのは偶然かもしれないが、多少は、下音羽原田家と千提寺東家の本・分家関係を示している可能性もあるのだろうか。本文書には、千代名東家が寺辺村ではなくて音羽村の新名であると記された。したがって、千代名は音羽村での秋成名の新名とらえざるを得なくなったわけである。

また、□(行か)一名太神家（34）については、音羽村の下司を除いた筆頭にあげられている名主家である。高山荘納帳には大上家がある。本文書では成貞名（7）・末元名（9）に太上姓がある。したがって、高山荘大上家に通じるのであれば本文書では太上に記載されるのではなからうか。それが無いということは、太神家は大上家とは関係がないのである。すなわち、太神=太神家はもとの地元の有力農民層ではないか。下音羽村で、現在も大神垣内・オガミジョとして、また、同族墓地をもち集落内で独立性を保っているのは、中世名主層伝来の特徴ではないかと思われるからである。

井上家については、本文書では、行一名太神家に続いて末延名（35）・高富名（36）の2名分の記載がある。太神家同様、地元の有力農民層であった。

以上から、同じ下音羽でも、名主家の中身については、高山荘出身者と、地元名主層との性格の違いがあると思われる。

すなわち、どちらかと云えば、下音羽は地元の名主家を中心に高山荘出身か関係者である名主家が加わり、千提寺は高山荘出身の名主家を中心とした村落であったと考えられるのではないか。千提寺は、はじめに寺があったかなかったかであり、そして中屋家が開発家として入り、さらに何かを契機として他姓が転入した村落であったのではなからうか。そして、下音羽と千提寺とのつながりは、キリシタン信仰にあり、秋成名と千代名の本・分家関係にもあったことが類推される。

慶長10年絵図で高山が冠頂寺五ヶ庄のうちに入ってくること、これは五ヶ庄が高山右近領になったことから当然ではある。しかし、明治以降も清溪村（高山・泉原・千提寺・佐保）としてあったことの根源は、近世期に高槻藩であったとともに、もと高山荘との深いつながりにもあるのではないかと推測す

る次第である。

4. 千提寺への移動時期

慶長10(1605)年撰津国絵図をみる(巻頭写真2参照)。千提寺村は二つの村が描かれている。『綜合清溪村史』によれば、千提寺の赤才、一町田は幕末以降に集落が形成されたことが述べられている。つまり、古くからの集落は、宇賀大善神や現在キリシタン遺物史料館がある一帯であった。したがって、国絵図の2集落は概略的で、いずれにしろ慶長10年以前に移住を完了していたことだけが推測できる。

今一度、高山荘納帳(表5)に戻りたい。納帳が天文13(1544)年で終わるのは、以降に高山右近の父である飛騨守が勝尾寺から高山荘の支配権を奪い取ったからであると推測されている(箕面市役所; 1964)。そして、飛騨守が村を出たのは1550年代以降である。納帳の各グループを通じてみれば、途中の大永2(1522)年に一つの画期があり、中屋家がこれに呼応していることは先に述べた。上家もそうである。その後は画期はみえないが、天文期の動静は多少、不安定である。貢納が天文2(1533)年や天文8(1539)年で終わる家が多い。また、表5で見れば、全29グループのうち13グループが、現在、高山には居住されない。これは、高山氏が高山を出て近世大名となったとき、一族共々高槻城下へ、あるいは高山飛騨守・右近親子と行動をともにした家もあるのではと推測されている(注6)。この高山荘納帳は、けっこう、周辺部の動静を反映している可能性がある。

すなわち、偶然か、天文2年で貢納が終わるうち、上・東・中屋衛門家は、現代の千提寺居住家に一致するのである。ただし、中屋衛門家は左近太郎家と合流したかは不明である。第1章で述べたように、上、東家は中屋家とともに小山条・上ダイ条・中イ条の各カイチの代表家である。残念ながら史料がないので、この時、高山荘を出た理由はわからない。しかし、理由はきっと一致していたのであろう。

高山荘を出た各家は同時に中屋左近太郎家がすでに居住すると思われる千提寺に移ったのであろうか。しかし、上・東両家についてはそれはないことは、先に述べた。現在の東家の前身であると考えられる千代名東(53)、その本家と考える秋成名東太夫(41)ともに、本文書原本作成時には音羽村の住人であった。上家は、寺辺・音羽・泉原の3村外に移った。3家は、各所に散在したのである。

以上から考えれば、本文書原本は、1533年以降の状況を反映するということになるのではないかと。

以上のような彼らが後にキリシタン宗団を構成したことをみると、時期的には高山右近が高槻城主になった天元正(1573)年頃には千提寺に結集していたとみられる。すなわち、何かを契機として、上ダイ条に東・百合家、中イ条に中谷・中井家、小山条に上・箕山家が居住するのである。千提寺は、正しく高山荘出身の名主層(有力農民層)を中心とした村落であったと考えられる。

そして、目的は何だったのであろうか。残念ながら史料は残っていない。当時、千提寺の地は寺があったか、なかったかの新聞に近い地であった。しかし、そこに新規開発地を求めて移住しただけでは済まない何かの契機があったはずである。

5. 1500年代の歴史的背景

以下、高山荘納帳と千提寺にみる動態を推測するために、1500年前後以降の当地での歴史的な動きを『茨木市史』(1969)によって紹介したい。

まず、真宗の動きとして記す。茨木地方に本願寺教団の教線が拡げられたのは、蓮如が越前吉崎御坊

を退去、畿内に戻り河内出口の有力門徒の援助で富田坊舎教行寺を建ててからという。同寺を中核として、有力農民層（名主層）を中心に成立していた惣組織を傘下に治めた。

茨木地方で真宗寺院の数が増加するのは文明7(1475)年以降のことで、多くは土豪や名主・有力農民層であった俗形の坊主衆が守る道場であった。ただし、その後の道場の維持・経営には惣中があたった。農民層の把握、いわば年貢化された志納金によって本願寺は大名化・武家化をはかっていった。

次に、摂津国守護細川家の内部抗争に本地域も巻き込まれたことである。細川政元の跡継ぎ問題から高国・晴元の二派に分裂、最終的には晴元側が勝ったが、永正から享禄年間(1504~1532)にかけて20余年の抗争が続き、摂津国一円がこれの影響を受けた。

晴元は、家臣三好元長と不和となり、天文元(1532)年正月、一向一揆の力を借りこれを討った。ところが同年8月、晴元家臣と本願寺門徒が対立し、晴元を頭とする摂津国人衆と一向一揆との戦いが続いた。戦力は、支配下の在り地農民を動員した。また、戦乱で田畠をあらさるる農民が武器をもって立ち上がった一向一揆勢も利用された。一向一揆の拠点であった摂津富田(現、高槻市)に近い茨木は、絶えず戦乱の渦中にあった。天文元(1532)年から4年まで茨木地方は戦場になり、「水田等焼候」と荒蕪したという(『私心記』)。

以降、晴元と三好長慶の争い(天文17(1548)年)、三好三人衆と將軍義輝の争い、三好・松永の争いなどの戦乱が摂津に絶えなかった。こうした中で、1500年代中葉には、農民のつきあげによる在地支配の行き詰まりから、安威氏や高山氏のような領主化を謀る一統は、さらなる権力を求めて地元から離れていった。

本願寺の大名化はやまず、入浴した信長との対立となった。元亀元(1570)年から天正5(1577)年まで続く石山合戦で茨木の門徒も動員されたという。国見ないし千提寺惣道場に顯如上人から下された方便法身尊画像がこの時の五ヶ庄住人が加担した札とされる。結果として千提寺ないしは周辺部に方便法身尊画像が下付されたということは、かなり以前から周辺部の住人、とくに千提寺の住人は、一向宗徒としてのつながりを強く持った集団であったのではなからうか。

6. キリシタン教会からみた本地域の動静

以上のような歴史的にみても一向宗徒の動きに対し、キリシタン宗団としての本地域の動きを示す資料をみる。下宮羽、千提寺集落の動態を理解するために、チースリク氏が紹介された秀吉のバテレン追放令(天正15(1587)年)以降の本地域、高槻山間部についての神父の書簡類を示す(チースリク; 1976)。この時、すでに忍頂寺五ヶ庄には高山右近はいなかった。なお、車作清水寺、および、ロケ関係については、次章で紹介した。

① 1600(慶長5)年10月25日、長崎発、ヴァレンティン・カルヴァリヨの書簡

この大阪の町からの我らの会員は、(略)特にむかしユスト右近殿の領地であった高槻の山間部へ行った。それは異教徒の領主の支配下にあるにもかかわらず、彼らは先年の大きな試練の最中でも、信仰をよく守り通してきた。キリシタンでなければ彼らは如何なる人をも自分の仲間に入れられない。彼らのほとんどは純朴な人で農業を営んでいるが、以前彼らの司教のごとき者であった或る坊主たちによって我らの聖なる教えに帰依するように説得された。そしてユスト右近殿の時代に改宗して以来、彼らは我らのことを極めてよく理解しているばかりでなく、その模範と権威によってあの地方のすべてのキリシタンたちを保持している。そして我が会員たちは常に彼らを訪問し、大いなる利益と慰めをもたらして

いる。

② 1604(慶長9)年11月23日、長崎発、ロドリゲス・ジランの書簡

教会側では、遠距離で都に來られない津ノ国山間部のキリシタンを今年も数回にわたって訪問した。告解や聖体の秘跡を授けられたので、彼ら自身も神父も大いに喜んでいて。彼らは(略)あたかも茨の中のいと美しいバラの花にたとえられるほどに、清らかな心と純粋な信仰とを守っている。

③ 1608(慶長13)年2月25日、長崎発、ロドリゲス・ジランの書簡

一人の神父が山間部のキリシタンを訪問した。この神父の到来によって、今まで多くの罪やつまずきとなっていたある信者間の古い対立が調停された。これによって、以前敵対していた人々は今や極めて親しくつき合いますべての信者に感化を与えている。

④ 1616(元和2)年3月3日、ジェロニモ・ロドリゲス神父の書簡

本書簡は、津ノ国山間部の信者についてのイエズス会最後の関係記事である。津ノ国山間部の信者に対して司牧活動(すでに信者となった人々に対する教会の活動)が行われていたことが記されている。教会側ではこの一団の信者たちをとくに重視し、毎年のように伝道巡回を行った様子がわかるとされる。

チースリク氏は、1600年・ヴァレンティン・カルヴァリヨの書簡が記す高槻の山間部の集落が、右近の時代に改宗された千提寺のことではないかと推測されている。1600(慶長5)年は、天下分け目の関ヶ原の戦いの年である。千提寺、下音羽は、右近の時代にかつての仏僧によってキリシタンに改宗した人々の村であったと教会にとらえられていたことになる。そして、反対に、千提寺や下音羽の住人は、この時の神父の訪問によって、再びキリシタン信仰を全うする力を与えられたのであろう。これは、千提寺と下音羽のキリシタン墓碑が、慶長6年から残っていることから推測される。以上の①～④によって、当地域では江戸時代はじめて継続的に神父の伝道巡回が行われ、信仰が守られていた様子がわかることになった。

なお、1604年、1608年のロドリゲス・ジランの書簡は、第3章でも紹介したものである。

まとめにかえて

A. 一向宗からキリシタンへ

寺林家文書、また、高山荘納帳を読み解くことによって考えられた下音羽、千提寺のキリシタン受容について、一つの推測を加えてみたい。何分にも史料がこれ以上ない。今後への検討材料として提示するものである。

(1) 大永2(1522)年に勝尾寺への年貢支払いを終え高山荘をでた中屋左近太郎家、また、天文2(1533)年の支払いを終え天文8(1539)年までに高山荘を出た家のうち、上、東の2軒、そして、細かくみれば、中屋衛門家が、下音羽、千提寺のキリシタン宗団の一翼を担うことになった。

(2) 下音羽、千提寺を含む五ヶ庄の地がキリシタン信仰と関係するのは、高山右近が高槻城主になった天正元(1573)年以降のことである。また、右近が五ヶ庄領主になったのは、これより遅れ、天正6(1578)年とされる。また、右近は本地域では信長に対してキリシタン布教を遠慮したとされる。信長の亡くなった本能寺の変(1582年)以降に、本地域では直接的な布教がされたようである。しかし、1533年から1573年の間でさえ、約40年間の空白がある。この間、彼らはどうしていたのであろうか。

それぞれに旧跡が考えられる。

中屋左近太郎家は寺辺村、おそらく千提寺の地に出た。その10余年後、上家は、寺辺村・音羽村・泉原村の外に出た。東大夫家は下音羽に転出した。中屋衛門家は、大岩に出たか、左近太郎家のあとを追ったのか。そして、東大夫家では、その後に分家ができた。千代名東家である。

(3) 以上のように高山荘を出て周辺部で生活していた各家が、再び千提寺に集ったわけである。おそらく、千提寺には、当時、真宗寺院（道場）が開かれていたかどうか位の時であったのであろう。彼らは、まず、この道場を中心に結集したのである。

安威川や佐保川筋では、1400年代後葉～1500年代にかけて創建された真宗寺院が多く、周辺部も先に述べた一向一揆の影響を受けた地域である。したがって、この関係で彼らは村を出たのではないかと、1532年から数年間、戦乱による荒廃が進み、村を出るきっかけはあった。

そして、再び、石山合戦の時に真宗僧（おそらく在俗の名主層の中の一人）の呼びかけによって、寺（道場）とともに新規開発地を求めて結集し、普段は農民でありながら、合戦にも出ていった集団となったのではないかと。彼らは、住むところが違って、もともと一向宗という宗教上の結束があったからこそ、関係は続いていたのではないだろうか。

そして、時期的には、石山合戦も終結期にあっていた。彼らを率いていた僧の改宗によって、彼らもまたキリシタンに改宗するのは比較的簡単だったのではないかと。同郷の高山右近家の絶頂期、キリシタン信仰の絶頂期であった。もと一向宗であった人々は、おそらく旧来から仏僧を中心として組織化されていたと思われる。キリシタン宗団として組織的に結集する人々でもあり得たのではなかろうか。

(4) したがって、本来の結集の目的であった一向宗としての寺院、また、顕如上人が下されたという石山合戦加担の礼である方便法身尊画像も意味のないものになってしまったのではなかろうか。

さらに、近世期庄屋の乾家屋敷跡といわれるドン山、ドノ山は、堂山、聖堂であった可能性はないか。泉跡があるといわれるが、かつての寺が、聖堂にかわったのではないだろうか。

もっとも、彼らの指導者であった仏僧については不明となってしまっている。

(5) 対して、下音羽の地も、在地有力名主層である大神家と井上家、今回、高山荘出身者である東大夫家にあてた原田家が熱心なキリシタンとなっていたのではないかと。高雲寺創建は元和年間（1620年頃）とされるが、下音羽は、東家の関係をもみても、千提寺の親村のようなものである。高雲寺は、千提寺各カイチの人々の本来の寺でもあったのではなかろうか。第1章でも述べたが、高雲寺はキリシタンが仏教寺院に仮託した寺であった。このため、千提寺の地には、江戸時代後期の文化13(1816)年になるまで仏教寺院が再興されなかったのではなかろうか。

(6) なお、付記すると、第1章で述べたように、佐保村の一つである馬場は、神社、寺を独自にもち、他の5集落とは袂を分かつ傾向にあることを述べた。また、中世末期における開発名家が大上家ではないかと推測した。また、大上家は、高山荘納帳にみる大上家と共通しているのではないかと推測した。後に千提寺に結集した上・東・中屋家と同様、大上家も高山荘からの転出者の可能性が高いのではなかろうか。同じく高山荘納帳にみえ、現在、高山には居住されない井本(元)家も馬場の住人の中にある。そして、かれらの元墓が、キリシタンに関係した「クルス山」名称と呼ばれることは、千提寺や下音羽在家々とは居住地は変わるが、同じ五ヶ庄内であり、高山荘出身者として彼らと運命をともにしていたことが推測できるのではなかろうか。

すなわち、佐保クルス(栗栖)山墓地も、室町時代後半以降は、はじめは一向宗徒であり、そしてキ

リシタンになり、禁教期にはまた浄土真宗に帰った一統の墓地であった可能性が非常に高いのではなかろうか。禁教期でもあり、キリシタンの墓標は石仏に仮託されたことがあったのではなかろうか（マリヤ信仰に通じるか）。

教門寺は大正3年火災によって来歴が失われている。しかも、板倉重宗や高槻藩の関係から言えば、近世期の佐保村は五ヶ庄のうちでもとくにキリシタン詮議が厳しかったようである。したがって、痕跡はおそらく見いだせる可能性はほとんどないとは思われる。

なお、第3章では銭原や泉原でもキリシタンが存在したのではないかと推測した。泉原の名主家には高山荘納帳と共通する西浦・北浦・林・（木下：本文書作成後の転入か）姓がある。やはり、高山荘と関係が強かった地域であったのではなかろうか。

B. キリシタン宗団としての集落構成

以上のように、各集落の家々の出自が推測できたことから、第3章、および本章の最終的なまとめとして、千提寺、下音羽のキリシタン宗団としての集落構成について素案を示しておきたい。

① 千提寺

(1) カイチは、三つに分かれている。

①上ダイ条 ②中イ条 ③小山条

カイチは、伊勢講、弓講によるカイチ分け、ということで説明される。幕末以降に分かれた集落も本家のカイチに入ることから、周辺地域で云われる垣内ではないという認識を千提寺の人々ももたれている。

(2) カイチの代表家は、現在知りうる限り、次の各家である。これは、遺物と屋号が示している。

①上ダイ条 (東 藤嗣家) オクンジヨ

東 鹿男家の屋号はヒガシである。したがって、一統関係から言えば、母家は鹿男家であったかもしれない。しかし、宗教的なまとまりのカイチの代表家としては、藤嗣家である。

②中イ条 (中谷 茂家) ナカヤ

③小山条 (上 捨三家) コヤマジヨ

(3) 各カイチに属する家は、すべて、もとはキリシタンであったと思われる。元和年間、下音羽で仮託の仏教寺院である高雲寺が建てられた時、彼らも檀家になった。東家のつながりとともに、キリシタンは同宗でなければ婚姻できない教えもあり、両村のつながりは強かったからであろう。

しかし、早い段階の改宗者は、重宗、直清により改宗の証として五ヶ庄以外の他村の仏教宗徒とされた。なお、高雲寺檀家でありながら、現在、キリシタンを表明されていない家は、おそらく、檀家制度が確立された寛文期以降の比較的新しい改宗者ではなかろうか。

(4) キリシタン遺物は、カイチの代表家もっていた。現在、上家もたれていないのは、改宗された時点で隠された（埋られた）か、千提寺のいずれかに譲られたからではないか。

(5) キリシタン信仰が盛んであった頃、千提寺には聖堂（教会）があり、大半の遺物は聖堂のものであったのだろうか。簾細や念珠など個人で所持するもの以外、例えば聖像などは聖堂のものではなかったか。しかし、当時の遺物の保有形態は明確であるわけではない。

秀吉のパレレン追放令が出された天正15(1587)年以降、各カイチに遺物が分かち与えられたなど、隠

れ時代になると遺物が分散したのではなからうか。そして、各家から発見された遺物の種類や数から、各家のキリシタン宗団での役割が推測できるようである。東家は、第3章でも述べたが、他村の遺物を預かった可能性があるように、教会としての中心的な世話役、つまり、神父のような役割をされていたのではなからうか。

また、現在、中イ条では3軒の家が遺物をもたれている。禁教期の中イ条での役割分担がわかるのではないだろうか。

中谷 茂家は中イ条の代表家であるが、東家とは別の意味で千提寺のキリシタン宗団の中でもやはり要の家であった。「どちりいなきりしたん」、「きやとへかとる」、さらに、「こんてむつすむんち」ではないかとされる教義書類が集中する。中谷 孝家の遺物の中には、ご判と呼ばれ、現代のキリシタン関係者がアグヌス・デイの布袋と呼ばれる袋物がある。これが洗礼に使用されたいことが最後のキリシタンの一人である同家の糸さんによって語られている。したがって、中イ条における神父役を同家は果たされていたのではないかと推測される。そして、中谷 栄家は中イ条の調整役であるとともに、もとは、3カイチの連絡、調整役だったのではなからうか。他の所蔵家に比して遺物が少ないが、伝道鼓舞のためにリーダー格の人々に与えられたとされるクレメンス8世像のメダイをもたれているからである。

したがって、遺物所蔵家は、千提寺としての全体的な役割と、とくに禁教期にあってから中イ条ではカイチでの役割が決められていたものではないだろうか。すなわち、千提寺の隠れ時代のキリシタン宗団としての姿が、中イ条というカイチに残影をとどめているのではなからうか。

② 下音羽

下音羽については、おそらく高雲寺が近世半ばになると反対に藩のお目付役ようになってしまったのであろうか。遺物は、中世からの名主層として個別的に独立性を保ち得た大神家を中心として形を残すことになったのではなからうか。

なお、大神家は、神父の代わりをされていたとある。下音羽でもおそらく信仰が隠れてはなかった当時は千提寺と同じように聖堂があり、全体的にキリシタン宗団としてのまとまりがみられたのではなからうか。しかし、今回調査では下音羽は未調査であり、千提寺のようにカイチのような残影が現在も残っているかどうか不明である。

本文書によって、キリシタン遺物所蔵家は、基本的には地域の有力農民層（名主層）であったことが分かるようになった。また、高山荘納帳との対比によって、高山右近の里である高山荘出身者が多いことも推測できるようになった。そして、両集落の集団構成の違いも推測できるようになった。さらに、下音羽、千提寺のキリシタンが禁教時代に至っても信仰を守り続けることができた根幹は、神父の書簡に見たように、教会本部による長期にわたる司牧活動があったからこそと云えるようになった。

また、信仰が隠し通されたのは、戦国の動乱期に多少の人家の入れ替わりはあったが、中世の時代の名主家の一統が現在までほとんど五ヶ庄の地域をはずれることなく居住を続けてこられた地域であること、かつ、基本的には真宗地帯でもあり、地域としての連携が強く、秘密を守ることができた地域であったことが理由に挙げられる。

一枚の中世文書によって、推測に推測を重ねてしまった。これが叩き台になって本地域の研究が進むことに期待をしたい。また、本文書は、今後、キリシタン信仰のみならず、本地域の中世への扉を開く

貴重な鍵になることにも期待したい。

注

- (1) 『ゼンリン住宅地図』大阪府豊能郡 ㈱ゼンリン 1996
- (2) 『ゼンリン住宅地図'97』大阪府茨木市 ㈱ゼンリン 1997
- (3) 注(2)と同じ
- (4) 安政六(1859)年「御室御所御直末寺摂津國嶋下郡五箇庄神峯山大門寺如意輪観音講中」(大門寺所藏文書)安元村に安元豊次郎がみえる。免山 篤氏の教示による。
- (5) 樟森女子短期大学教授松尾 寿氏作成の翻刻記録による。奥野慶治氏所藏文書とされるが、現在、同家には見あたらない。
- (6) 飯島正明『高山右近とその郷土』豊能町教育委員会 1981

本文作成において以下の方々のお世話になった。記して感謝の意を表したい。

石川道子・宇山 稔・奥井哲秀・信田真美世・寺林行雄・寺林浩二・仁木 宏・西野 芳・免山 篤
(50音順 敬称略)

参考文献

- 奥野慶治：『綜合清溪村史』清溪尋常高等小学校 1935
箕面市役所：『箕面市史』第1巻 1964
茨木市役所：『茨木市史』 1969
佐々木銀彌：『日本の歴史』第13巻 室町幕府 ㈱小学館 1975
Hubert Cieslik S.J.：「高山右近領の山間部におけるキリシタン ―布教・司牧上の一考察―」
(キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第十六輯 吉川弘文館) 1976
古谷叔弥：『車作と畑中権内』 1979
免山 篤：「15 泉原城」『わがまち茨木』城郭編 1987
坂田 聡：「中世後期百姓の名字・イエ・イエ結合―主に丹波国山国庄を例に―」
(前近代女性史研究会編『家族と女性の歴史 古代・中世』吉川弘文館) 1989
坂田 聡：「百姓の家と村の成立」
(『歴史を読みなおす』13 朝日百科日本の歴史別冊 通巻11号) 1994
福留照尚：「忍頂寺と寺辺村五ヶ庄」 1997
(財)大阪府文化財調査研究センター『安威川総合開発事業に伴う文化財等総合調査中間報告書』)

第5章 車作の清水寺縁起

井 藤 暁 子

はじめに

第3章で述べたように、天正13(1585)年、高山右近は明石に移封され、さらに加賀に追放された後、本地域は秀吉の直轄地になった。茨木城には天正14(1586)年から文禄2(1593)年まで安威摂津守了佐が、続いて慶長6(1601)年まで河尻肥前守秀長が代官として入った。了佐は、キリシタンであった。本地域にキリシタン信仰が続いた理由の一つにあげられている。しかしながら、以下に述べるロケの功績も大きかったと考えられる。

ロケのことは、フロイスによって紹介された。寺林家文書が残っていた車作にある清水寺の、かつては僧であったとされている。また、フロイスによれば、清水寺は、当時、すでに還俗の寺となっていた。

ロケについては、全くといってよいほど研究されていない。フロイス以外の史料もない。ただし、清水寺には縁起があるのではという免山 篤氏の教示を得た。したがって、地元で確認した結果、車作の山中にある南野勝治家に清水寺縁起が残っていることがわかった。

以下、ロケとともに、フロイスの記述に反して高山右近が焼いたと記載される清水寺の縁起について紹介したい。

第1節 フロイスが記すロケ

ルイス・フロイスは、永禄6(1563)年来日、晩年に3年ほど中国にあるポルトガル領マカオに移った以外は、西日本各地で布教活動に従事した。慶長2(1597)年に長崎で病没した。

天正11(1583)年に上長からザビエル以来の我が国への布教史執筆を命じられ、フロイスは、十数年間、精魂傾けて著述した。歴史として記述された年代は、1549年から1593年までに及ぶ。外国人から見た日本と、キリシタン宣教の立場から解釈された記述に注意を要するが、これによって、キリシタンのみならず、信長、秀吉が活躍した戦国時代が活写され、したがって、我が国中世史の基本文献とされている。その成果である『日本史』に、車作清水寺と、その長であったロケが記されている。なお、『日本史』は、松田毅一・川崎桃太郎中央公論社版『フロイス日本史』のうち、五畿内関係の69章を訳出されたものに頼った。

竜王山の南東側斜面に所在する車作の山手に、字名清水、かつての車作村属邑清水村があり、ここに清水寺があった(現在、清水庵寺と呼ばれている)。この地の清水寺は、大和郡山口市所在の西方寺蔵一切経によって平安時代の存在が確認できる寺である。庵寺になったのは高山右近に焼かれたため、この時にお経を埋めたという伝承をもつ経塚が車作の集落近く



写真1 清水庵寺経塚説明板

に残っている。しかしながら、前章に述べた寺林家文書が作成された16世紀中葉頃の段階では、どうやら還俗した集落として在ったようである。

フロイス『日本史』(第61・65章)には、天正15(1587)年、秀吉のバテレン追放令が五畿内に届く直前の話として、清水寺(原綴Quiomizu)と、ロケ(原綴Roque)が記される。

第61章 天正15(1587)年、秀吉のバテレン追放令が五畿内に届く直前の話である。

ちょうどその頃、かつては右近の領地であったが、今は関白の直轄地になっている高槻領の大部分の管理人であるシモン(シメオン)(秀吉の右筆、安威五左衛門了佐)の願いで、オルガンティエーノ師はスペイン人ダミアン・マリノ師を高槻の「山間部」に派遣することにした。右近が去ってのち、そのほとんど全領地が異教徒の主君や管理人に支配されるようになったので、司祭らはその地域のクリスチアの世話ができなかったからである。

とりわけ、かつては一向宗であったが、クリスチアに改宗した人たちが動揺していたのであるが、ダミアン師の到着によって彼らは強い信仰を取り戻し、再びクリスチアの数は増加し、司祭も定住することになった。ロケ(注:原綴Roque)と呼ばれる年老いた、かつて清水(注:原綴Quiomizu)と称する一寺院の長を務めていた僧侶が非常に熱心なクリスチアとなっていた。その寺院は今では教会に用いられている。ロケは、この地のクリスチア宗団の父として、また、牧者として奉仕した。ロケは、そのクリスチア宗団を実に立派に守護したので、同地方に司祭がいなくても、彼がいる土地の信徒たちは堅固に信仰を保っていた。彼は、教会の傍らに司祭を住まわすために、40年来住み慣れた自分の土地を明け渡し、自分はずっと遠いところに移っていった。そして、万事につけて主への聖なる奉仕をするために真先に馳せ参じた。(以下、略)

第65章 最初、右近殿の許にいた安威了佐は、今は関白殿の秘書であり、右近の所領であった高槻領の一部を司っている。彼が奉行役をつとめたために、その地の人々は信仰を保つことができた。

司祭たちは、ロケを起用し、高槻領の教会とクリスチア宗団の世話をいつも彼に委ねていた。彼は立派にその役を果たした。

また、竜王山の南西側斜面にある頂頂寺は、五ヶ庄の本所である。しかし、高山右近の手によって破壊され、クリスチアに改宗されたという伝承が残る。

1584(天正12)年1月2日、長崎発、フロイスの書簡

さる83年に一人の神父がヴィセンテ修士と共にユストの支配下にある山間部のクリスチアを訪問し、約1カ月滞在したが、領民はデウスのことについて徹底的に教えられ、修道士の説教によって、充分に悟り、教えをいっそう喜ぶに至った。この訪問の際、更に230余人が新たに洗礼を受けた。ユストの領内にある坊主たちは、信長の生存中は我らの教えを聴いたり、クリスチアになることを望まなかったが、ユストは人を遣わして、彼らに自由に説教を聴き、もし悟らない者は他の生活の途を求め命じたので、みな決心して、約100人がクリスチアとなった。その領内にある神仏の殿堂は、不用になったものは焼き、適当なものは聖堂とした。その中に、津ノ国の頂頂寺という基だ有名な寺院があったが、今は当地方にある最も立派な聖堂の一つである。当地方にあった偶像を破壊したことはかなり多く、その多数は坊主たちが長らく隠していた物であったが、これまで尊崇されていたものがいまや台所の薪となり、また、同じような他の用途に供せられた(チースリク;1976)。

フロイスは、本書簡で忍頂寺が聖堂になったと書いている。しかし、『日本史』では忍頂寺についての記述は見られず、竜王山の反対側にあった清水寺が聖堂になったと記されているのである。

清水寺、忍頂寺ともに、高山右近との関係については、慎重な態度が必要なようである。

第2節 清水六坊とセーシ堂

清水寺は、清水六坊といわれる六つの坊で構成されていたという。また、本由緒書によれば、天台山とあり、天台宗とされる。しかし、宗旨については、忍頂寺の下寺とも考えられているので、清水寺も高野山真言宗かと思われる。これについては検討が必要である。本尊は如意輪観音であり、七堂伽藍があった。かつての堂宇の一部は、今、平坦地として残っている。平安後期、鎌倉、室町の各時代の瓦が免山 篤氏によって採集されている（第8章参照）。

坊は、西ノ坊・南ノ坊・東ノ坊・北ノ坊・中ノ坊・池ノ坊の六坊である。現在、南野家（南ノ坊）、池野家（池ノ坊）の2軒が同地に住まいされている。寺林家文書でも、車作清水に関係する名として2名が記されている。南野家が宗包名（17・南太夫）の名主の系譜をもち、池野家が重里名（24・清水池坊）の系譜をもたれている。寺林家中世文書が記された時代である1500年代中葉には、すでに還俗化されていたようである。したがって、伝承にあるごとく、廃寺の原因が高山右近にあると考えるのは、時代が違うようである。

坊跡が現在でもわかるのは、南野家の前の道をさらに奥に入り、一番上がセーシ堂跡、その下に中ノ坊跡、東ノ坊跡の3カ所である。セーシ堂は、勢至菩薩を祀った堂の意味であろう。したがって、六坊にこれを加えて七堂伽藍となる。セーシ堂は、7畝3歩、山上の堂としてかなり広い場所である。この土地だけ、明治20年代土地台帳には「南野幾三郎以下5人」の共有地になっていたという（車作580番地）。すなわち、六坊の共有地であった。そして、現在は、山上の地としては驚くほど広い水田になっている。湧水が水源である（写真2）。

第3節 清水寺縁起

清水寺縁起は、第4章で紹介した中世の名田・名主の書き上げ文書を所蔵される寺林家の先祖が、南野家の先祖の求めに応じて作成された由緒書である。明和4（1767）年正月という作成年が記録によってわかる。ほぼ同文のものが3通、残っている（翻刻参照）。

意識すると、

- (1) 新徳村には三名主があった。清水寺は天台宗であり、本尊如意輪観音・七堂伽藍・六坊があった。
- (2) 清水寺は、天智天皇が建立した。奈良の都に戻られる時に、天皇に車を差し上げたので、これによって、新徳の村名を車作に呼び替えた。
- (3) 寺は数百年来繁昌したが、高山右近がキリシタン信仰への改宗を奨めたときに同意しなかったで、仏閣が焼き払われ、最初、6人のうち2人は還俗、4人は断罪を蒙った。うち、2人は助命した。この2つの家は今に続き、南野家はその1軒である。
- (4) 由緒書の筆写年と筆写者名。

以上の内容が盛り込まれた由緒書である。1通は「由緒書」と頭書され、(4)の年号と文書の写し

(翻刻1)

由緒書 寺林助明
 新徳 有三名 寺林
 北裏 三名也

天台山清水寺
 本尊如意輪觀音
 七堂伽藍之地也

西之坊
 南之坊
 東之坊
 北之坊
 池中之坊

天智天皇御建立
 卅八代者成明天皇奉申、皇極天皇二度
 即位被為成、審明天皇奉尊号、在位七年
 辛酉二崩御、御年四十六歳、舒明天皇御子踐
 祚、是ヲ奉天智天皇号、奈良都二而御即位之、
 被為新徳伽藍造営之思召在之、則大織御在之、
 官職是公、勅定在之、伽藍御建立成就ハ、則、
 四拾六才崩御、鎌足公ハ天智天皇八年薨去、安
 威村二而寺は雖成就、鎌足依薨去、新徳へ京不遷
 却而、天智天皇奈良へ又々御遷都在之、其寺院御
 依之、改新徳村名ヲ車作と申、然所之、僧中へ、強ク宗門
 續切、丹宗門建立二付、右六坊之、高山右近、焼拂、
 殿繁昌在之、數百年來也、然所之、僧中へ、強ク宗門
 相改、段、被印聞候所、得心無之故、右佛閣、焼拂、
 最所六人之内、武人は還俗、四人は蒙、断罪、二人は助一命、兩
 家於今續在之、南之坊末孫平兵衛是也、則、寺林
 助朝未孫某、寫遺文者也、
 天智天皇壬戌元年、乙巳二始り、其迄年号者無之候書
 明和四年亥正月
 南之坊平兵衛由緒書
 寺林伊兵衛



セーシ堂跡の水田

写真2 南野家所蔵文書

(翻刻 2)

新徳 覺
有三名北裏 寺林助朝
小方

天台山水寺
本尊如意輪觀音
七堂伽藍揚場也

西之坊坊
南之坊坊
東之坊坊
北之坊坊
中池之坊坊
六坊

天智天皇御建立
齊明天皇御建立
舒明天皇御建立
御即位被為成
此所新徳伽藍
定在之伽藍
十年辛未御遷都
安威二寺は雖成
奈良へ申御遷都
然所作申御遷都
相改候段被仰聞
在式之南之坊末
内之南之坊末
從天智天皇壬戌
年号は孝徳天皇
乙巳二始り、其
迄年号は無之書
天子之

(後 欠)

(翻刻 3)

由緒書 寺林助朝(花押)
新徳 有三名北裏 寺林
小方 二名也

天台山水寺建立
御本尊如意輪觀音

西之坊坊
南之坊坊
東之坊坊
北之坊坊
中池之坊坊
六坊

天智天皇御建立
齊明天皇御建立
舒明天皇御建立
御即位被為成
此所新徳伽藍
定在之伽藍
十年辛未御遷都
安威二寺は雖成
奈良へ申御遷都
然所作申御遷都
相改候段被仰聞
在式之南之坊末
内之南之坊末
從天智天皇壬戌
年号は孝徳天皇
乙巳二始り、其
迄年号は無之書
天子之

(後 欠)

(箱書)
箱表・六坊
箱内底・六坊 三名 天子之□シ

手、宛先で括られた完成文である（翻刻1・写真2-1）。ただし、他に比べて紙質も悪く、下書きであることが推測される。他の2通は、内容が同じでも、表現がそれぞれ微妙に異なる。どちらも途中で終わってしまっている。由緒書として必要な部分だけ、しかも、花押が付された一通が額に貼られ、南野家の座敷に掛けられていた（翻刻3・写真2-3）。したがって、おそらく、この3通は同時期のものであり、下書きとともに南野家に手渡されたことが伺えるのである。

なお、この由緒書は、以下の2点に問題がある。

①車作村の名称の由来

天智天皇（在位661-671）に車を贈ったので、新徳村から車作村に村の名前を変えたところである。これは、第4章で記述したが、新徳（実際は「真徳」か）は、鎌倉時代以降の中世期の名田の名称である。車作には、寺林・北浦・小方の3家が所属する真徳名があった。車作には他にも名田があったことは第4章で述べた通りである。

近世になると中世の名田の制度はなくなった。車作村は少なくとも中世から現在まですでに車作村の名前であった。名の一つであった真徳名の名称が消えただけである。

なお、本由緒書作成時には、新徳の名の名称など、第4章で述べた中世の名田、名主を書き上げた文書を寺林家が所持されているので、これが参考になったことがうかがえるようである。

②高山右近の焼き討ち

清水寺六坊は、右近が高槻城主になった時代にはすでに還俗化されていたことはすでに述べた。したがって、本縁起は江戸時代中期後半に作成されたものであるので、いわゆる右近悪者伝承として、右近が寺を焼き払ったという類のものである。清水寺の本説については、経緯跡にも同内容の説明板が掲げられている（写真1）。別に、南野勝治氏の言によれば、清水寺は雷が落ちて焼かれてしまったという伝承が南野家には残っているという。これが正しいかどうかは不明であるが、今後は、個々の寺社が本当に右近によって焼かれたのかどうかの検討が必要になってくるであろう。

以上、本由緒書は明和4（1767）年に作成されたという年号が明確である。したがって、作成当時の時代の背景として、中世にあった清水寺の縁起として内容的にそぐわないものであったのは当然である。しかし、右近伝承が記され、近世当時の地元での考えを知ることが出来る非常に貴重な史料となっている。しかも、下書き、清書途中の推敲作、全文ではないが一応の完成品が揃い、作成された背景が垣間見えるようでもある。貴重な参考資料として紹介させていただいた次第である。

おわりに

本稿で述べたいことが以上でわかってしまったと思われるが、セーシ堂は聖堂に通じないかと云うことである。また、ロケも六坊に通じないか。おそらく、清水寺ロケに関してのフロイスの記述は正しかったと思われる。

しかし、単純にこれでロケが分かるわけではない。現状では確たる史料がない。また、フロイスの記述においても事実は必ずしも明快ではない。右近の当時、多くの寺院が聖堂にあらためられたようである。しかし、その実態を知りたいものである。また、ロケと千提寺との関係も今後の課題である。

車作は十字架に通じるクリス山伝承があったり、深山（権内）水路を独力で築いたと云われる畑中権内が、実はキリシタンであったという説があるなど、千提寺、下音羽とともに、キリシタン信仰に関する話が多いようである。今回調査の直接的な対象地ではなかったのであるが、これらの点が今後明らかにされることに期待したいものである。

本文は、結果的には近世中期中葉に記された清水寺縁起の紹介に止める。ロケは、名田・名主が記載された寺林家文書に記された名主層の一人と思われる。いずれ明らかにされる時が来るであろう。

本文作成において以下の方々のお世話になった。記して感謝の意を表したい。

石川道子・奥井哲秀・西野 芳・南野勝治・免山 篤（50音順 敬称略）

第6章 近世黄檗宗寺院「徳大寺」

井 藤 暁 子

はじめに

粟生間谷地区の川合（旧粟生村川合、現・箕面市粟生間谷東3丁目）にかつて所在した近世寺院徳大寺の跡地を含む徳大寺遺跡は、国際文化公園都市建設に伴い、当調査研究センターによる埋蔵文化財調査が実施された（平成8年度事業）。梵鐘鋳造遺構など中世期の遺構がみつかった。丘陵上にあった跡地は、住宅・都市整備公団によって周辺部地域の調整池の堤の一部として姿を変えている。

本総合調査の目的は、近世寺院徳大寺の歴史を明らかにすることである。跡地に残っていた寺院としての名残は、一カ所の土壇、寺墓と思われる墓地、苑池と思われる池だけであった。しかし、土壇、墓地には石塔が残っていた。土壇の1基には「黄檗第五代當寺開山云々」、また、墓地の1基には「臨済正傳云々」の銘があった。したがって、当初、二ヶ寺の墓地が寄せられているのか、などの推測があった。

いずれにしろ、跡地に残されていたのは、このように石塔ばかりである。しかし、粟生村には、庄屋伝来の村方文書が数多く残されていることで有名である。しかも、平成7(1995)年3月に茨木市教育委員会から『池上家文書目録』近世・近代(上)・(下)の2冊が刊行されたところであった。さらに、徳大寺親寺萬福寺や本地域周辺部の関係寺院などの手厚い教示を得ることができた。

結果、徳大寺は、近世前期後半に新しく開宗された禪宗の一派である黄檗宗の僧了翁禪師によって元禄11(1698)年に再興された寺院であったことがわかった。了翁は、禪宗のみならず仏教の普及に並みはずれた徳行を積み、中国人知識が席捲した黄檗宗本山萬福寺のうちに天真庵を再興した日本人僧である。

なお、本文は、『黄檗文華』第117号(1998)に掲載された「黄檗宗了翁禪師再興の近世寺院「徳大寺」の歴史調査」に加筆修正を加えたものである。

第1節 徳大寺跡と周辺部の地域概要

徳大寺が所在した粟生村は、現在、大半が箕面市になっている。うち、川合と、江戸時代の粟生村の大庄屋「池上家」があった粟生岩阪の2地区のみ、昭和31年、箕面の市政施行時に茨木市に編入された。しかし、翌年、生活環境のつながりによって、川合だけが再度、箕面市に戻るようになった。徳大寺関連地域(字名・高岡、寺田)は、茨木市に突出した市界線を描く形になっている。東側に接する茨木市宿久庄畑の集落は、徳大寺から川合の集落に行くよりも近い位である。

徳大寺は、勝尾寺川との合流点に近い川合裏川左岸部の小支丘上にある(写真1)。丘は、北側が背後の丘陵に続く山林で、東、西、南の三面が開けている(標高88.5m)。明治23(1890)年の法務局切り図(地籍図)では、寺院裏山だけが字名高岡で、他はすべて寺田である。昭和53(1978)年に(株)帝国地図が発行した『大阪府箕面市土地宝典』の地番地積地目入図、および法務局新土地台帳については、背後の山林に、寺院があった丘を含めて字名高岡になっている(図1)。丘上は平坦地で、元は畑、今は植

林地になっていた。丘の南には水田地帯が続き、これらは徳大寺持ちの田であったことを推察させる。寺院としての環境からいえば、支丘上は集落から離れた孤高の地としての立地の良さがあるところと考えられる。もっとも、この環境が、後の尼僧二人殺害事件の引き金になってしまったと推測できるのであるが。

第2節 徳大寺の調査資料・史料

徳大寺調査は、まず、墓石の配置を記録し、宝篋印塔や墓石に刻まれた銘文を読むことから始まった。しかし、何よりも重要なのは、徳大寺に関係する資料や史料を採ることである。

村方史料については、先に述べた池上家の所蔵文書として揃っていた。阿家文書は、約11,000点がある。うち、目録に徳大寺の名前がみえる文書は14点あった(表1)。その他に寺社改帳の類(表2)、また、例示はしなかったが、徳大寺支配人小田治郎兵衛や寺田を潤す井堰や水路についてなど徳大寺関連文書があり、一括保管されている茨木市立郷土資料館でこれらを縦覧することができた。そして、明治4(1871)年に当座の閉寺願いが宇治郡黄檗山塔頭天真院から高槻県庁に提出されたことがわかった(池上家文書：近代547。以下、『池上家文書目録』による分類別番号で示す)。

したがって、本寺と思われる萬福寺天真院へ徳大寺資料の有無を問い合わせた。これによって、思いがけなくも多数の資料を得ることができた。

萬福寺提供資料は、『黄檗宗鑑録』(黄檗宗大本山萬福寺;1984)と『名僧・了翁禪師伝』(川瀬信雄;1990)の2冊、また、『近世黄檗宗末寺帳集成』(竹貫元勝編;1990)、『黄檗文化人名辞典』(大槻幹郎他編;1988)、以上2冊の徳大寺に関係する抄が主たるものであった。その後、関係した僧本人や弟子が記録した伝記の類も頂戴した。よって、本文の典拠は、大半、これらにある。

黄檗宗は、日本三禪宗の一つ、臨済正傳を名乗っている。『黄檗宗鑑録』は、宗祖隠元禪師以下の黄檗宗僧について、臨済禪師からの嗣法世代順に嗣法年月日、師名を列記した僧名鑑である。法脈系統がよくわかる。徳大寺に残る墓石の主を尋ねるのに活用した。そして、『名僧・了翁禪師伝』は幾度となく読んだ。了翁の人となりを知ることで、了翁にとっての徳大寺再興の意義や、我国における黄檗宗の歴史をより深く理解できるのではと考えたからである。

墓石だけが残っていた徳大寺跡であったが、村方史料があり、しかも、目録が出版されていたこと、また、黄檗宗は近世前期に新しく成立した宗派であるだけに、本山資料、史料が体系的に揃えられていて、あわせて基礎的研究が進んでいたことは、本調査にとって非常に幸運なことであった。

第3節 調査の成果

1. 再興以前

徳大寺はいつ頃に成立した寺であったのか。現在、西宮市立郷土資料館所蔵となっている慶長10(1605)年「摂津国絵図」を見る(巻頭写真2)。現在の徳大寺の所在位置に「徳大寺村」の名称が記載される。これによって、近世前期末に黄檗宗として再興された寺院と同名の寺院が近世初頭に存在したことは確かとなった。また、徳大寺村とあることから、忍頂寺村や、あるいは、大門寺村のように寺を中心とした集落が形成されていたとも推測される。



図1 徳大寺周辺図



写真1 箕面市粟生間谷川合徳大寺跡遠景
(伐栽された丘上)

また、徳大寺は、もとは勝尾寺行願上人開創の真言宗寺院であり、勝尾寺内の塔頭である教学院住持の兼務寺であったと、再興120年後の文政元(1818)年『寺院舊記帳』の一項に記されている(池上家文書村政337)。

黄葉山萬福寺末寺禅宗 / 徳大寺

- 一、當寺之儀者、元者、真言宗_ニ、勝尾寺行願上人之開山_ニ、
 教学院抱持寺_ニ御座候処、元禄八亥年、黄葉第五代之方丈、
 大圓廣慧國師高泉和尚、教学院_ニ讓請被申(成)候而、
 高泉和尚之弟子了翁和尚之開基_ニ候得共、
 中興開山高泉和尚_ニ御座候、尤、夫_ニ、禅宗黄葉派_ニ相成申候

勝尾寺の僧としては、『三代実録』の元慶4(880)年の条にある清和天皇に関わる第6代座主行巡上人が有名である。本文書の行願上人は、これと呼び名の発音が同じなので、あるいは同じ僧を指しているのかもしれない。もっとも、伝承の世界に当たる可能性が否定できない時代の話であるかもしれない。

したがって、以上の絵図、文書によって、おそらく中世にさかのぼる時代にも徳大寺と呼ばれた寺院が存在した可能性が強いことになった。ただし、勝尾寺に問い合わせたが、教学院はすでになく、関係資料を求めることはできなかった。近世初頭以前の実態については、これ以上は不明のままである。

2. 再興の経緯

徳大寺は、元禄11(1698)年に了翁による再興が完成した寺である。鎖国令の影響で寛永12(1635)年以降、寺社奉行が置かれるようになった(Ⅲ. 歴史環境調査(Ⅱ)第3章参照)。以降、新寺の建設も制限

表1 「池上家文書目録」に見える徳大寺関係史料

| No. | 文書No. | 内 容 | 日 付 |
|-----|--------|---|-------------------|
| 1 | 村政449 | 大殿様御逝去のため登城致すべき所病氣に付き断り書 粟生村徳大寺→高槻寺社奉行 | 亥. 2. 14 |
| 2 | 生活1052 | 大殿様御逝去登城の儀病氣断り差出した旨 政五郎→徳大寺 | 2. 15 |
| 3 | 村政461 | 徳大寺本堂修復願に付き書状 小田治郎兵衛→池上政五郎 | 2. 4 |
| 4 | 村政462 | 徳大寺修復入用銀の儀村方・本山出銀割取極め一札 黄檗山天真院・請人久兵衛→粟生村百姓 | |
| 5 | 村政1693 | 宿久庄畑村源六儀徳大寺祠堂銀利滞りに付き 永井出羽守役所へ出訴致たく添翰願い 粟生村庄屋政五郎・徳大寺支配人治郎兵衛→奉行 | 文化13(1816). 正 |
| 6 | 村政1694 | 宿久庄畑源六儀佐田役所へ訴えたきにつき地頭添翰願い 粟生村徳大寺支配人治郎兵衛・庄屋政五郎→寺社方奉行 | 文化13(1816). 3 |
| 7 | 生活617 | 徳大寺物置修復願聞済の旨 藤川善右衛門→粟生村庄屋・年寄 | 3. 26 |
| 8 | 生活673 | 殿様参府御挨拶のため登城の儀でき兼ねる旨断り 徳大寺内儀助→池上政五郎 | 5. 16 |
| 9 | 生活1819 | 入札に付き岩坂村市郎兵衛入札は如何致すべきや問合せ 徳大寺→池上五兵衛 | 12. 2 |
| 10 | 生活1834 | 徳大寺よりの書面の儀に付き取計らい依頼 西田繁蔵→池上政五郎 | 4. 24 |
| 11 | 村政354 | 粟生村徳大寺住職死去に付き届け 年寄友工門・庄屋徳兵衛・池上政五郎→寺社奉行 | 文政11(1828). 4. 26 |
| 12 | 村政412 | 徳大寺尼僧海善並善聰難盗死致候=付為御検使被成御越口書写 粟生村川合株 | 慶応3(1867). 卯. 5 |
| 13 | 村政462 | 徳大寺修復入用銀の儀村方・本山出銀割取極め一札 (※ 閉寺のため財産処分の配分取り決め) 黄檗山天真院・請人久兵衛→粟生村百姓 | (明治4?) |
| 14 | 近代547 | 粟生村徳大寺当座閉寺願い 宇治郡黄檗山塔頭天真院→高槻県庁 | 明治4(1871). 11 |

表2 「池上家文書目録」に見える寺社改帳の類

| | | | |
|----|-------|---|---------------|
| 15 | 村政252 | 寺院境内建物御改帳 粟生村分 | 明和6(1769). 8 |
| 16 | 村政269 | 寺内人数御改帳 粟生村 庄屋岡治平・年寄半右衛門→藤井祐馬・新家小右衛門 | 安永9(1780). 5 |
| 17 | 村政337 | 寺院舊記帳(粟生村寺院由緒書) 村役人→奉行 | 文政元(1818). 12 |
| 18 | 村政359 | 寺社境内建物書上帳 粟生村→奉行 | 天保9(1838). 3 |
| 19 | 村政414 | 神社寺院書上ケ帳 粟生村→大坂裁判所 | 慶応4(1868). 閏4 |
| 20 | 村政564 | 粟生村神社書上(明和六年書上帳写) | |
| 21 | 村政565 | (粟生村寺社明細書) | |
| 22 | 村政566 | (粟生村神社書上) | |
| 23 | 村政567 | 寺社書揚(九ヶ寺屋敷地反別書上) | |

され、したがって、廃寺再興の形での寺院建立が多かったようである。徳大寺の目と鼻の先にある宿久庄畑の法思寺も、成立当初は畑唯次郎義行祈願の真言宗の寺院であったが、やはり、元禄11(1698)年頃に再興され、その後、浄土宗になったという(注1)。

徳大寺再興の経緯については二書に記載がある。

①『寺院舊記帳』

本史料については前項参照。元禄8(1695)年に萬福寺第5世高泉禪師が教学院より徳大寺を譲り受けた。したがって、中興開山は高泉となっているが、実際には高泉の弟子である了翁が開いた。以降、黄檗宗の寺になったと云う由緒が記される。

高泉は、寛文元(1661)年に隠元が招来した中国僧である。先の池上家文書に述べられたように、大円広慧国師、さらに、仏智常照国師号を靈元上皇より贈られた。書画に秀で、黄檗中興と称えられる。

なお、勝尾寺については、了翁が再興を期する以前から黄檗宗とはつながりの深い寺である。萬福寺開山隠元以下、第2世木菴なども訪れていることが史料に見られる(注2)。黄檗第5世である高泉との接点もこれに続くものではなかろうか。

②『仏国大僧師語録』

大僧禪師は、了翁の法兄にあたり、高泉が摂津麻田藩の摩耶山仏日寺の住持であった時に出家した。元禄8年8月、高泉に吉祥山徳大寺の額と門聯の書を乞う。つまり、再興を期したわけで、これが①に記述の年号とあう。高泉はこの年10月に示寂する。以降、大僧は、江戸の叔父宗仙院の喜捨を得て徳大寺の復興にかかるが3年を過ぎても成就できなかった。よって、法弟子翁に再興を託した。

大僧も黄檗宗の日本人僧として有名である。山城国天王山仏国寺第6代住持となった後、あわせて三住した。「萬福寺は唐国伝法の知識を招請すべき」(萬福寺は中国招来仏教の法統を守るため、中国からの渡来僧を座主に据えるべき)ことを幕府に直訴した僧である(大槻幹郎他;1988)。

以上の書を合わせると、実際に徳大寺を再興したのは了翁であることが分かるわけである。

(了翁の業績)

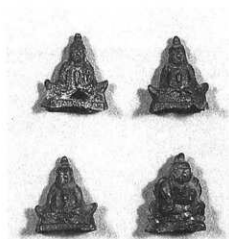
了翁は、寛永7(1630)年、現在の秋田県湯沢市に生れた。修行時の傷がもとで得た靈薬「ぼんのうきんたいいん万能錦袋門」を江戸上野で販売した(後述)。この様子は、江戸名所図会にも紹介されている(写真2)。この莫大な利益金で、第3代将軍徳川家光が開基となった江戸上野の天台宗東叡山寛永寺かんげうこういんを設立したり、台・密・禪の全国21名刹に経藏と大藏経を贈った。この功績によって、了翁の55才の寿像石像が寛永寺境内に立てられ(写真2)、天台宗の勤学院権大僧都法印の号も得ることになった。また、師の高泉の書になる顕彰碑も元禄5(1692)年に、同じく寛永寺境内に立てられた(写真2)。これは、現在、日本図書館協会が了翁を「我国公共図書館の開創者」と称する所以である。そして、昭和50年以来、了翁の命日5月22日には、寛永寺境内了翁堂前で了翁の遺徳をしのぶ了翁会が現在にいたるまで開催されているという(川瀬信雄;1990)。

了翁は、また、本山萬福寺に運営資金を奉じた。高泉は、元禄5年に黄檗第5世を継いだが、創建以来30年を経過した萬福寺の修復や付属施設の建造など本山の名目を一新したのも、了翁の資金からであった。宝永4(1707)年、了翁は78才で示寂。天真院で葬儀が行われた。

了翁にとって元禄8~11(1695~98)年の徳大寺再興の頃は、前年の元禄7(1694)年、65才で自坊として萬福寺塔頭天真院を再興、同8年正月に師の高泉から印可を受け、僧侶として円熟期にさしかかっていた時期である。同10年にはさらに退休の場として同じく萬福寺境内に自得院を建設した。したがって、



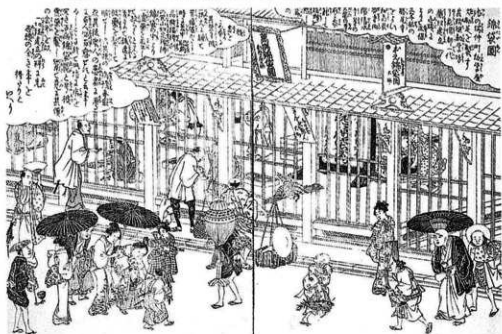
寛永寺 了翁堂内坐像石像



(参考) 圓應寺跡出土銅製神像(東京都新宿区立新宿歴史博物館所蔵)
 慈大寺再興時に了翁が僧侶に施した観音小像と同じ意のもの

東京都上野
 寛永寺境内

(左) 了翁堂
 (右) 了翁顕彰碑
 (元禄5年建立)



江戸上野万能錦旗円販売園 (『江戸名所図会』東京都江戸東京博物館所蔵)

写真2 了翁関係資料

徳大寺再興後も了翁の本拠地としては、宇治にあったようである。

3. 歴代住持・留守居（看坊）・弟子

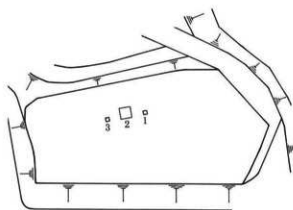
徳大寺跡に残る南東側の土壇をA区、北側墓地をB区と呼び分ける（図1）。

A区は、悦堂撰文の宝篋印塔を中心に、高泉、了翁の無縫塔の計3基が並ぶ。B区には中世（～近世初頭）の阿弥陀形石仏と五輪塔残欠を除くと、無縫塔や櫛形墓碑など、近世の墓石が並ぶ（図2）。銘文は表3に記した。中世のものは、再興以前の徳大寺のものか不明である。石仏や五輪塔は、簡単に場所を移し変え、他所に寄せられることが多いからである。最後の留守居である海善、善澄の2人銘の墓石だけは、B区裾部の法面に離されたかのように立てられていた（写真3）。

徳大寺の歴代順が墓石に刻まれていたのは、開山、第2・5・6・7・10の6代分であった。不明分については、池上家文書、萬福寺提供資料で僧名を探した。これによって留守居や弟子の名前がわかった場合もある。以上をまとめて歴代順に掲げる。

表3 箕面市旧粟生村徳大寺墓地 墓石銘文一覧表

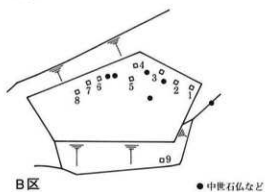
| 墓石No. | 正面銘文 | その他銘文 | 蔵骨器 |
|-------|--|---|-----|
| A 1 | 黄檗第五代當寺開山賜崇高泉敦老和尚之塔 | 【背面】元禄八年乙亥十月十六日示寂 | |
| A 2 | 宝篋塔 造立願主厭嘗欣求 | 【右面】稽首宝塔琢玉金晃 内秘妙説外除災殃 舍利之聚如来之場 或捧一花或獻一香 若人瞻禮勝因何獲 【背面】皆享保十七年歲次壬子 四月初八日 吉祥山嗣法沙門悦堂 謹撰 | |
| A 3 | 第二代了翁覺大和尚之口 (塔カ) | | |
| B 1 | 臨濟正傳三十六世天霖津公和尚之塔 | 【右面】正徳二壬辰年七月九日示寂 | |
| B 2 | 富山第七代璽仲洞和尚塔 | 【右面】享和二 ^ニ 年六月三日 | ☆ |
| B 3 | 富山前住悦堂室大和尚之塔 | 【左面】宝曆二壬申年九月初三日□□立之 | ☆ |
| B 4 | 享保六 ^ニ 年 圓寂普門行正禪人之塔 九月十三日 | | |
| B 5 | 然堂契上坐之塔 | 【右面】文久元辛酉年八月十七日寂 | |
| B 6 | 宝曆十三 ^ニ 年 當寺第五代密仙賢和尚□□ 七月廿三日 (之塔カ) | | ☆ |
| B 7 | 當寺第六代中興瑞耀昭大和尚塔 | 【背面】文化六己巳年三月五日示寂 | ☆ |
| B 8 | 當寺第十代忍仙徳大和尚塔 | 【右面】安政四 ^丁 年 閏五月九日未刻示寂 | |
| B 9 | 誓譽願如海善法尼 誓譽善澄法女 | 【右面】茨木／岸田屋莊左エ門立之 【左面】慶応三 ^丁 年五月廿日 | |



A区



A区土壇



B区

● 中世石仏など



B区土壇

図2 徳大寺土壇・墓石他配置図



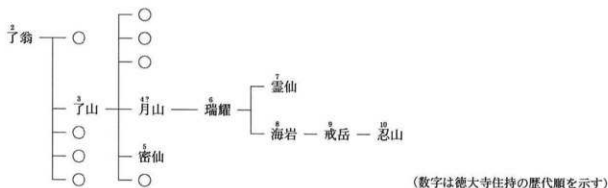
慶応3年5月に殺害された海善・普澄の墓は、B区土壇の法面に離れて立っていた。



写真3 徳大寺墓地

| | (僧名) | (世代) | (師名) | (示寂年) | (備考) |
|--------|------|------|-------|-------|-------------------|
| 勸請開山 | 高泉 | 34世 | 慧門 | 1695 | |
| 第2代住持 | 了翁 | 35世 | 高泉 | 1707 | |
| 第2代住持 | 了山 | 36世 | 了翁 | 1741 | (徳大寺住持期間：1704～19) |
| 留守居 | 天霖 | 36世 | | 1712 | |
| 第4代住持 | 月山? | | 了山 | 不明 | |
| | 悦堂? | 37世 | 萬崖 | 1752 | |
| 檀越? | 行正 | | | 1721 | |
| 第5代住持 | 密仙 | 37世 | 了山 | 1763 | |
| 第6代住持 | 瑞耀 | 38世 | 月山 | 1809 | |
| 留守居 | ●親峯 | | | | (村政252 1769) |
| 弟子 | ●慈撲 | | | | (村政169 1780) |
| 第7代住持 | 靈仙 | 39世 | 瑞耀 | 1802 | (入寺の敬を伸べる 1786) |
| 第8代住持 | 海岩 | 39世 | 瑞耀 | 1828 | |
| 留守居 | ●確成 | | | | (村政1694 1816) |
| 留守居 | ●宗信 | | | | (村政354 1828) |
| 第9代住持 | 海岳 | 40世 | 海岩 | 不明 | (入寺の敬を伸べる 1839) |
| 第10代住持 | 忍仙 | 41世 | 戒(海)岳 | 1857 | |
| 留守居 | 黙堂 | 39世 | 玄仁 | 1861 | |
| 留守番 | 海善 | | | 1867 | |
| 弟子 | 善澄 | | | 1867 | (注 ●池上家文書による) |

次に、『黄檗文化人名辞典』に掲載された黄檗宗僧侶の法系譜によって、徳大寺の住持の歴代順をあてはめる。墓石に刻まれた歴代順が法系譜にも、やはり、合致していたことがわかった。



以下、開山である高泉、第2代の実際の開山である了翁に続ける。

(第3代住持) 第3代住持了山禪師は、宝永元(1704)年に了翁から徳大寺住持を譲られた。しかし、徳大寺に墓石はない。享保4(1719)年に徳大寺で仏国寺第11代住持の請をうけ、翌年に晋山したためであらう(注3)。大僧の項で述べた仏国寺は、高泉の開山で、了翁が第4代住持を務めている。

了山が徳大寺在任中の頃であるが、正徳2(1712)年に示寂し「臨濟正傳三十六世天霖津公和尚之塔」と刻まれた墓主は、『黄檗宗鑑録』には掲載がなかった。しかし、後に、仏国寺の『仏国宗鑑録』記載の36世天霖津であることがわかった(注4)。この墓石は、調査前に「臨濟宗の墓が混じっているのではないかとされたものである。しかし、臨濟正傳が黄檗宗を指すことは、すでに述べたとおりである。天霖は、了翁や了山の留守居であったようである。

(第4代住持) 第4代は了山の弟子月山が嗣法したと思われるが、記録は失せている。かわって、第5代住持との欠を埋める年代に示寂した悦堂が、高泉、了翁の碑をまとめ宝篋印塔を寄進させてA区土壇を整備した僧であると思われる。宝篋印塔に「吉祥山嗣法沙門」、墓石に「當山前住悦堂室」とある。吉祥山は徳大寺の山号である。『黄檗宗鑑録』によれば、37世悦堂喜が本僧に当たるかも知れないが、了山の法脈ではない。悦堂は、徳大寺住持を預かった留守居僧と思われる。何らかの理由で月山は徳大寺に留まらなかったのであろうか。

また、第4代住持の祠堂期に没した行正の墓石は自然石である。普門、また、禪人と号されることから、摂津富田の普門寺や、徳大寺に関係する檀越か留守居に近い未出家人と思われる。

(第5～7代住持) 第5代は、月山法弟の密仙に返された。密仙は嗣法僧がなく、宝暦13(1763)年に月山の弟子瑞耀へ第6代住持の法脈を戻している。瑞耀は文化6(1809)年に没したが、天明6(1786)年に弟子靈仙に第7代を譲っている。これは、靈仙が本山萬福寺へ徳大寺住持就任の報告(入寺の敬を伸べる)に参上したことからわかった(注5)。なお、瑞耀の示寂年が靈仙に遅れ、第8代も瑞耀の嗣法僧であることから、瑞耀は靈仙に住持職を譲った時点で他寺に転任か退休し、しかし影響力をもっていたことが推測できる。瑞耀の墓石に中興銘があること、墓石の形態がB区では瑞耀だけが高泉や了翁と同じ無縫塔であることが、これを示しているようである。

(第8・9代住持) 靈仙没後に法弟海岩(先号・海屋)が第8代住持を嗣いだ。海岩(池上家文書では「海然」と)村方にもめ事があったらしいことは池上家文書にうかがわれる(村政354他)。徳大寺支配人小田治郎兵衛が活躍した頃であった。第9代海岳(『黄檗宗鑑録』では戒岳)が萬福寺に徳大寺住持就任の報告を行ったのは、海岩没後約10年が経っていたこと(注6)、第8代・第9代住持の墓石が当寺にないことは、この間の村方との事情を反映するのかもしれない。詳しい内容については、池上家文書の将来の分析調査に譲る。

(第10代住持) 第10代は、「忍仙徳」と墓石に刻まれる。しかし、『黄檗宗鑑録』によれば忍山徳である。いずれが正解か。第9代海岳の嗣法僧である。

墓石と『黄檗宗鑑録』の法号が異なるのは先に述べた悦堂の他にもある。第7代住持靈仙も、墓石には「靈伸」と刻まれていた。しかし、『延享末寺帳』の貼り紙、また、次に述べる蔵骨器にも「靈仙」と記されている。この場合は、石工が誤って法号を刻んだことを明らかに示すのではないか。法号を知っている場合の今後の注意点であることは確かである。

また、幕末に近い文久元(1861)年に示寂した黙堂(契)は歴代順位が墓石には刻まれない。『黄檗宗鑑録』39世に黙契があり、嗣法年月日からみても不都合はない。木庵系統の僧である。歴代が示されない限り、留守居を務めた僧であったといえよう。海善、善澄も留守番(留守居とは表現されていない)であった。

以上から、徳大寺は、基本的には了山系統の嗣法僧が代々、住持を務めていたことがわかる。また、

徳大寺跡に残された近世の墓石は、すべて、再興後の黄檗宗徳大寺関係者のものであったこともこれで確認できた。

4. 第7代住持靈仙の蔵骨器

先に表3中に☆印で示したように、墓石の下、および後方に蔵骨器が納められたものがあることが墓地改葬に伴い判明した。蔵骨器は、陶質壺や瓦質火舎など容器が転用されていた。うちの一つに墨書があり、靈仙（享和2（1802）年没）の蔵骨器であることがわかった。これは、蓋付きの状態では計測すると、高さ約26cmの素焼きの湊焼火消し壺で、現在の大府界市の湊地区で製作されたものである。湊焼火消し壺が蔵骨器に転用されるのは、江戸時代には多かったようである。例えば、大阪市中央区の国立大阪病院構内遺跡（浄土真宗円周寺跡・18～19世紀中頃）では、出土蔵骨器28点中16点がそうであった（注7）。

靈仙の蔵骨器墨書（写真4）

（蓋上面） 靈仙 沙門 塔下

（壺肩部） 南無阿弥陀佛達磨

（壺体部下半） 南無十方諸佛菩薩 / 南無妙法蓮華經
生善滅惡 / 後生樂所

血書

沙門靈仙所書寫 / 觀世音普門品 /

若干卷

并 / 信解品

海屋所寫 / 般若理趣分 / 普門品

願以此功德 / 普及於一切

/ 我等与衆生 / 皆共成佛道

南無阿弥陀佛「達磨」というのは、いかにも禅宗らしい表現である。これについては、第3章で述べたキリシタン信仰と、実は、どこかでつながっている例としてあとに触れる。

靈仙、海屋（海岩）が血書した写経は、残念ながら同時に埋納されてはなかった。血書とは「皮を剥いで紙と為し、血を刺して墨と為し、骨を折りに筆と為し」云々、黄檗宗が供養、功德をより篤くするために広めた写経の方法である（注8）。実際には耳たぶなどから得た血液を朱墨に混ぜて用いたようである。

なお、この蔵骨器の銘文によって、実は、墓石が入れ替わっていたことがわかった。上には悦堂の墓石があった。靈仙の墓石が乗っていた下にも蔵骨器があった。埋蔵文化財発掘調査の前段階の遺跡分布調査時には石塔は立っていた。しかし、平成7年1月の阪神大震災で倒れ、発掘調査着手の直前にまた立てられたとい



（台石の下に蔵骨器がみえていた）

写真4 靈仙の蔵骨器

う。もっとも、分布調査時の写真で確認したが、震災後に墓石を立て並べられた順番に変化はなかった。廃寺となって約130年、この間に何らかの形で墓石が動いたことは十分に予測される。なお、蔵骨器の検出は、悦堂から第7代までのものであった。これは、まるで、蔵骨器の使用が定まった一定幅の年代の中に取まるかのように見えるために、おそらく、霊仙と悦堂が入れ替わったくらいの並び順番の変動であったのではと推測するものである。しかし、霊仙の蔵骨器は蓋に墨書があったので確かなものとなった。

5. 徳大寺の寺観

徳大寺の敷地については、『寺院舊記帳』、その他に次の記述がある。この記述の数値は、江戸時代を通じて変動は見られない。

一、堀内 東西 百六間 御年貢地二面御座候
 南北 七拾間

1間1.8mとすれば、東西約190m、南北約126mとなる。現在に残る支丘平坦地の面積より広い。おそらく、字名高岡のうち山林を除いた範囲そのものを指しているのではなかろうか。

再興に際し元禄11(1698)年に了翁が建立したのは、方丈、寮舎であった。また、鐘樓を建立し、径3尺5寸の大鐘を鑄造して納めた。翌元禄12年には自己の古希記念として京都の名工による丈六の圓通大士(観音)銅像を安置し、長さ半寸の小像333,303尊を広く僧俗に施した(注9)。

小像云々については、他例によって実態が推測できる。了翁の法兄で下総国(現千葉県)椿沼干拓事業で名高い黄檗宗僧鉄牛禪師は、元禄2(1689)年、洛西葉室山浄住寺方丈落成に伴い仏像・神像・聖徳太子他諸像の計35尊を3,500体鑄造し、道俗男女・弟子に分施した(注10)。これは、東京都新宿区の黄檗宗寺院である圓應寺の埋蔵文化財調査で79号幼児墓から出土した半寸の銅製神像(天神像など)と同じものと思われる(注11。写真2)。規模が異なるが、了翁の例は決して珍しいというわけではないのである。

宝永3(1706)年、了翁は、徳大寺他に資糧として中金400版を喜捨する。翌宝永4年に示寂したが、遺命により徳大寺他に金500余版が喜捨された(注12)。了翁は、寺の後世の祠堂銀の配慮まで心得たのである。

『延享末寺帳』(1745)の徳大寺の項には「黄檗山塔頭自得院所管」、『天保末寺帳』(1843)には「天真下」となっている。しかし、『明和末寺帳』(1772)の徳大寺の項には、

摂津州島下郡粟生村吉祥山徳大寺開山了翁禪師
檀那将證文送入本山給票為證

と記載されることから、徳大寺は了翁の開基・開山で、萬福寺の直末寺として正式に登録された寺であったことがわかる。本寺の末寺であることは、寺観も整い財源的にも確立された寺しか認められなかった。

敷地内の建物の種類・規模は、明和6(1769)、天保9(1818)、慶応4(1868)の各年に寺院境内建物の御改帳や書上帳の形で記録されている(池上家文書村政252・359・414)。観音堂、祖師堂、庫裏、釣鐘堂が基本的な建物であり、一部が廊下でつながっていたようである。

表4 徳大寺の建物

| 名称 | 明和6 (1769) | 天保9 (1818) | 慶応4 (1868) |
|---------|------------|------------|---------------|
| 観音堂 | ○ | ○ | ○ |
| 祖師堂 | ○ | ○ | ○ |
| 庫裏 | ○ | ○ (電場付) | ○ (本堂兼、物置電場付) |
| 廊下 | ○ | ○ | ○ |
| 物置 | ○ | ○ | / |
| 釣鐘堂 | ○ | ○ | ○ |
| 庵 | ○ | / | / |
| 薬師門 | ○ | / | / |
| 権現・地蔵小社 | ○ | / | / |
| 愛宕社 | / | ○ | ○ |
| 土蔵 | / | / | ○ |

6. 海善、善澄の悲劇

徳大寺では「最後に尼僧が殺された」ということが周辺部で知られている。留守番となった尼僧海善(36才)とその弟子善澄(14才)が慶応3(1867)年5月に物盗によって殺害された際の検死書が池上家文書に残っている(池上家文書村政412)。

徳大寺の経営が悪化していく様相は、再興後100年余の文化13(1816)年に祠堂銀の取立てのための派状願が徳大寺から奉行に対して提出されていることから推測される(池上家文書村政1693・1694)。この場合の祠堂銀とは、寺が所有した財産を貸し付け、利銀を年間経費として運用したものである。

さらに幕末になるほど世の中の情勢は悪くなり、寺院の経済も立ち行かなくなった。徳大寺が両3年無住であったため、摂津富田の黄檗宗寺院である慶瑞寺の宜孝の世話で二人が留守番に入ったのが慶応3年4月であったという。わずか1ヶ月余で殺害されてしまったのである。

二人の法号は「誓誓」の語からはじまり、他の黄檗宗僧のものとは異なっている。当初から、浄土宗のようだと思われた。そして、墓石の建立主として刻まれた「茨木岸田屋荘左エ門」の追跡により、ともに岸田屋の娘として茨木村の浄土宗梅林寺の過去帳に記載されていたことがわかった(注13)。岸田屋夫婦は明治のはじめに相次いで亡くなり、その後の記録は続かない。

7. 閉寺

世の中は変わり、村寺ではない上に無住となった徳大寺は、さびれた観を呈していたようである。明治4(1871)年に地元との話し合いにより天真院から当座の閉寺願が高槻県に提出されたことは、はじめに述べた。この時に観音銅像など寺の財産関係はすべて処分されたらしいことがうかがえる(池上家文書村政462)。なお、徳大寺は、閉寺届のあと、浄土宗の寺としてしばらくはあったと云われる。川合の村寺は、粟生村山の口の浄土宗法泉寺である。したがって、明治20年に法泉寺が庵寺届を出し直したという。

閉寺後の建物の存続については不明である。明治23(1890)年に作成された地籍図(法務局所管)には耕作地となって、その姿はみえない。その後は愛宕社^{あいごうしゃ}だけが残ったという。

第4節 了翁にとっての徳大寺再興の意義

徳大寺は、了翁古希の記念として観音を安置したように、天真院に続き、弟子に譲るべき自坊を確保したことになる。実際、天真院は一番弟子の仁峰、徳大寺は二番弟子の了山が継いだ。他に、京都に西照寺を再興したが、現存しないので不明である（川瀬信雄；1990）。しかし、了翁はなぜ、この地に自坊を建てたのであろうか。

徳大寺周辺は、現在、公共交通機関としてはバスだけに頼るところである。交通の便はあまりよくないといってよい。しかし、交通機関が発達していなかった当時としては、道や川を通じての便が非常によい地であったといえる。勝尾寺川は川合裏川を加え茨木川（佐保川）に、茨木川は安威川に合流する。淀川にも遠くはない。川合裏川沿いの道を少し北にたどり栗生村岩阪を越えると、大岩村や佐保村から亀山（亀岡）街道に通じる。南に下れば西国街道があり、郡山本陣（樺の本陣）にも近い。現在の秋田県出身で、江戸上野での在住が永く、全国を旅した了翁が活動拠点の一つとして考えるのにも有利な地であった。しかし、交通の便以上に増しての思いが了翁にあったのではなかろうか。

以下、本山萬福寺のほかに、了翁自身にとって縁深い周辺部をたどってみたい（図3参照）。近世前期後半から中期にかけての本地域の宗教、ひいては文化的な状況の一端がわかるようでもある。

1. 隠元の滞留地・摂津富田

中国、明の隠元禪師は、承応3（1654）年に福建省黄檗山萬福寺を出て^{あまのい}廈門から出航、長崎に到着した。長崎興福寺住持逸然の招請によるものである。明暦元（1655）年から寛文元（1661）年の約6年間、宇治の萬福寺に移るまでの期間を現・高槻市の摂津富田村の臨濟宗妙心寺派寺院普門寺で過ごした。同寺の住持が龍溪である。

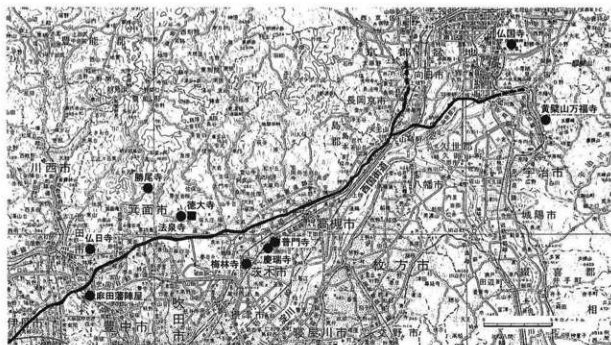


図3 了翁・徳大寺関連寺院分布図

富田村は、京と大阪を結ぶ大動脈淀川を中心域にあり、周辺部物資の集散地であった。幕府は軍事、経済を押さえる意味でこの周辺部地域を非常に重要視し、富田村は基本的には天領（直轄領）であった地である。

修行中の了翁は、当時、隠元渡来のお話を聞き、長崎にまで出向いた。また、隠元東上においては、龍溪に隠元の語録を示し学徳を称えたのが了翁であるとも云われている（川瀬信雄；1990）。

さらに、これは、今回調査を通じて非常に興味深いと思ったものであるが、隠元の入来に関し、前京都所司代板倉重宗（1586-1656）が果たした役割は大きい。普門寺に到着した隠元に対し、幕府として来由を問いにやってきたのが重宗であった。重宗は、永井尚政（初代高槻藩主永井直清の兄）・井上正就とともに徳川第二代将軍秀忠の近侍三臣といわれた。この時期は、老を以て所司代退職後、後任の補佐の命を受け、京都に留まっていた頃であった。結局、紫衣事件で旧知であった普門寺住持龍溪らの隠元日本在留工作に関わり、大檀越として普門寺に隠元を招請することになった（注14）。重宗は、第3章キリシタン信仰の項においても記述した。キリスト教と黄檗宗という、日本へ新しく渡来した宗教のいずれにも関係した人物となった。たとえば、黄檗宗の達磨像に西洋画の技法が取り入れられていること、回船問屋は達磨像を守護神にすることなどに最近の美術史研究者などは注目されているが（注15）、その最初の原点に居たような人物である。

隠元の萬福寺開山に伴い、龍溪は確執のあった普門寺を出て、同じく摂津富田の景瑞庵を萬福寺末寺として再興、祥雲山慶瑞寺とした。幕末、海善・善澄を世話した宜孝が所属した寺である。

2. 黄檗宗の帰依者・麻田藩

麻田藩の陣屋は、西国街道を西にとった豊中市蛸ヶ池にあった。藩主青木重兼（1606～1682）は、黄檗宗の帰依者として有名である。御室仁和寺、摂津川辺郡多田院などの造営奉行を務めた後、寛文4（1664）年に萬福寺大雄宝殿の造営奉行を務める。御室仁和寺は、第3章で述べた忍頂寺の親寺であり、中世には忍頂寺五ヶ庄の領家でもあった寺である。また、重兼は、江戸白金台に紫雲山瑞聖寺を開基、同寺は黄檗宗の江戸触頭となった。

なお、麻田藩の知行地は、小面積のものが各所にあったようである。茨木市を含め、今回本総合調査の対象地は、慶安2（1649）年以降、ほとんどが高槻藩領となっている。しかし、調査地外の南、例えば箕面市など、本地域の周辺部には分家を含めた麻田藩関係がけっこうあったようである。

明清の文化を伝えた黄檗宗は、柳沢吉保をはじめとした第5代将軍綱吉の幕閣・大名・公家などの支持を得て各地に浸透していった。封建学術の基であった朱子学に対抗した荻生徂徠など江戸時代中期の思想家も黄檗宗を支持した。そのもとはじめが摂津富田や麻田藩など本地域の周辺部に関係していたわけである。

なお、麻田藩と了翁との関係は、藩の摩耶山仏日寺（池田市）に隠元が開山に請われたこともあるが、第3代住持了翁の師である高泉が務めたことにある。

3. 仏国寺

宇治黄檗山萬福寺に近い、現在の京都府伏見区深草にある。徳大寺からは少し遠いが、淀川経由の便になる。了翁の師である高泉の開山。この縁で、了翁は、元禄9（1696）年に経蔵を建て浴室を修繕した。浴室には了翁の寿像が置かれたという（川瀬信雄；1990）。

4. 了翁若年の修行地・勝尾寺

開成皇子の開基伝承をもつ勝尾寺は、文献の上では『三代実録』の元慶4(880)年12月4日条の清和太上天皇諸山巡歴の項にみられる勝尾山が初見とされる。高野山真言宗。近世初頭の元和2(1616)年に火災のため一山の堂宇を焼失したが、延宝3(1675)年頃には23カ坊を敷えたという。西国33カ所観音霊場のうち第23番霊場であり、塔頭の二階堂は、法然上人が止住した浄土宗霊場でもあるなど、他宗を含めた霊場として広く僧籍や民衆の支持を得ていた。先に述べたように、黄檗宗では隠元をはじめとして、勝尾寺と関係をもつ僧が多い。そして、同寺は、了翁若年時の修行地の一つでもあった。

了翁は、寛文3(1663)年、34才の時に、勝尾寺の他、第8番観音霊場長谷寺(現奈良県桜井市・真言宗)、第16番霊場清水寺(現京都市東山区・北法相宗)に参籠、いずれも反大乗的な苦行である指灯行を行っている。指灯行とは、左手小指を砕いて油布で包み、これに仏前の火を灯し、その手を堂の格子に結ぶ。そして、右手で線香をもって般若心経を21回読誦するものである。翌寛文4年、了翁は、この苦行による激痛に苦しむが、長崎興福寺開山如定禅師が夢枕に立ち薬方を教えられたので軽癒する。さらに再度如定禅師に薬方の改良を教えられ、霊薬「万能錦袋円」を得ることができたのである。了翁の夢は、観音による修行によって得られたのである。

了翁にとってこの時期は、師の高泉の縁で、師が開山になった仏国寺か仏日寺への晋山を願ひ、待っていた時期なのであろう。そして、了翁は、大懼の志を嗣ぐとともに、勝尾寺の観音の地であり、黄檗宗とも縁の深い地域性をもったこの南面する地を得て、再興の機運を起こしたのではないか。観音をまつた徳大寺を、自己の信仰の行き着く良きところとして心のやすらぎを得られる別業地として考えたのではないだろうか。

了翁は、その後、元禄14(1701)年に第4代として仏国寺に晋山した。開山後はじめての日本人僧であった。晋山式は、450人余の諸寺を代表する僧が集まり、了翁一代の盛儀であったという(川瀬信雄;1990)。了翁の、仏国寺という公的な寺に対する、徳大寺は萬福寺の直末寺という正しい格ではあったが、いわば私的な秘やかな想いを込めた寺であったのであろう。

おわりに

了翁の想いを込めた寺院も、幕末に至る時代的衰退と近代への荒波に勝てなかった。しかも、徳大寺は、開基・開山が了翁にあり、成立(再興)時の事情が村寺としてあったのではなかったので、その後は、村に対する性格は不透明なまま存在し続けた。しかも、本寺最後の留守居は、幕末の時代的背景を基にして悲惨な事件の犠牲者となってしまった。近代以降の村人が徳大寺を忘れ去ることも当然のことであった。徳大寺は、近世期の寺院として、一つの姿を示すのではない。

平成8(1996)年12月16日に抜魂式が執行され、徳大寺墓地は川合地区自治会によって地区墓地に手厚く改葬された。今は「旧徳大寺関係者之墓」碑のもとに眠る徳大寺の人々に、本稿とともに鎮魂の意を捧げるものである。

注

- (1) 『明治十三年一月調 村誌 大字宿久庄』 1880
- (2) 隠元『善照國師年譜』（『新纂校訂隠元全集』） P.5235
「隠元和尚雲壽二集」（『新纂校訂隠元全集』） P.2685 P.2773-4
木菴『勝尾寺開伽器島』（『黄檗木菴和尚續錄』）
- (3) 『了山禪師仏国寺語録』
- (4) 大槻幹郎氏の教示による。
- (5) 萬福寺文華殿所蔵『山城州宇治黄檗山萬福禪寺派下寺院本末牒』（1745）を『延享末寺帳』とする。
これに貼り紙で記載があった。以下、末寺帳は、明和、天保の作成年で示す。
- (6) 『延享末寺帳』 貼り紙
- (7) 南 秀雄「国立大阪病院で発掘された江戸時代の墓地」
（財）大阪市文化財協会『草火』49号）1994
- (8) 『梵網経』、『菩薩本行経』他
- (9) 仁峰；1701
- (10) 大槻幹郎編『鉄牛道機禪師年譜』 1990 P.61
- (11) 東京都江戸東京博物館；『掘り出された都市』 1996
- (12) 仁峰；1707
- (13) 茨木市梅林寺住職横内潤隆氏の教示を得た。
『自天保四癸巳、至明治十丁丑、中間四十五年、撰州茨木梅林精舎靈名簿』に記載があった。
- (14) 大槻幹郎他；1988
- (15) 河原英俊「隠元禪師の東遊と大陸情勢」（『黄檗文華』第116号）1996

参考文献

- 黄檗宗大本山萬福寺；『黄檗宗鑑録』 1984
川瀬信雄；『名僧・了翁禪師伝』 女性仏教社 1990
竹貫元勝編；『近世黄檗宗末寺帳集成』 1990
大槻幹郎・加藤正俊・林 雪光編著；『黄檗文化人名辞典』 思文閣出版 1988

了翁に関する当時の記録

- 了翁；『取納一代宝典併儒老倭漢群書武州諸国二十一車本末録起』 1686
「武州東叡山勸学講院了翁僧都道行碑記」 1692 （石碑：東京上野寛永寺境内）
「了翁大僧都行業碑銘并序」「天真開基了翁禪師碑陰」 1696 （石碑：萬福寺境内）
了翁；『天真了翁禪師語録』
仁峰；『黄檗天真院了翁禪師紀年録』 1701
仁峰；『黄檗天真院了翁禪師紀年録追補』 1707 （同 追補）
仁峰；『佛國了翁禪師語録』

本稿は、多くの方々の御教示・ご協力を得て作成できたものである。記して感謝の意を表したい。

茨木市教育委員会・茨木市立文化財資料館・黄檗山萬福寺

東京都江戸東京博物館・東京都新宿区教育委員会

東京都新宿区立新宿歴史博物館・西宮市教育委員会

飯島正明・家永宜勝（天真院）・石川道子・上野千鶴子・大槻幹郎・梶原宏之（中富記念くすり博物館）・合田茂伸・椎名勤治（東京都台東区立下町風俗資料館）・島田竜雄・田中智誠（文華殿）・寺坂道雄（慶瑞寺）・三木治子・山下靈瑞（法泉寺）・山本禎禪（法恩寺）・横内潤隆（梅林寺）

（敬称略）

第7章 寒天製造の道具・石切場の道具

村 上 年 生

第1節 北摂における寒天製造

1. 寒天とは

寒天は、水草などの紅藻類に属する海草の煮凝り（いわゆるトコロテン）を凍結脱水又は圧縮脱水し、不純物をのぞき乾燥したもので、およそ350年の歴史を持ち、日本で始めて発明された食品であった。

凍結・乾燥して作られる食品には他に、氷餅と凍り豆腐があり、これらも本州の冷山間地で考案されたものである。

2. トコロテンと寒天

トコロテンの歴史は、平安時代に中国大陸から伝えられ、当時の宮廷や宮廷に仕える高貴な人々のぜいたくな食品であったといわれる。また、それより古く奈良時代天平5（733）年の出雲国風土記の中に、テングサからトコロテンを抽出し、これを食べたことがあるとされる例もある。

明暦年間（1655～1658）または万治年間（1658～1661）ともいわれるが、薩摩藩主島津侯が参勤交代の途中、山城国紀伊郡伏見駅御駕籠町の美濃屋太郎右衛門の本陣に宿泊した。その時、島津侯に饗応したトコロテン料理の残りを使用人が戸外へ放っておいたが一夜で凍り、見つけたときには陽光に溶けて穴があき、乾物になりかかっていた。主人の太郎右衛門はこれを見て、トコロテンの干物ができるのではないかと思いついた。そして、トコロテンを凍らせたのち、日光にあて溶かして水分を抜き去り、乾燥させる、凍結脱水法に成功した。太郎右衛門はこれを「トコロテンの干物」もしくは「瓊脂の干物」と銘打って売出したのが起こりといわれる。

隠元禪師（1562～1672）の来日は承応3（1654）年で、寛文元（1661）年8月には京都宇治に萬福寺を建立された。隠元禪師が伏見の名産として産声を上げたばかりのカンテンを試食され、「佛家の食用として清浄これに優るものなし」と賞賛し、「トコロテンの干物」等と言わず「寒天」と名付けられたと伝えられている。「寒い冬の野天で凍結・乾燥されたトコロテン」〔松橋96〕の意味合いがあったであろう。

3. 摂津に新産地

寒天の新産地は、大阪に近くて水利の便のよい、摂津国島上郡原村字城山にまず出現した。天明元（1781）年、同村の宮田半兵衛は農閑期の副業にと美濃屋から寒天の製法を学び、改良も加え試作に成功した。さらに、島下郡音羽村に経て東能勢村に伝播した。東能勢村には文化3（1806）年に、宇津呂寒天工場において始ったとされる。丹波国牧村では黒田又兵衛が天保11（1840）年に寒天業を始めたという。このように摂津に始まった寒天製造は、後に兵庫や京都の山間寒冷地で製造されるようになった。

寒天業の中心地は、大阪・京都・兵庫の二府一県、とりわけ北摂とその周辺地域であった。寒天は、明治維新後は、政府の貿易重要品としての認定され明治4（1871）年には大きく伸長した。翌明治5（1872）年には大阪府による株仲間廃止で、業者数も一段と増加した。その後、大阪・京都・兵庫の寒天業の

繁栄は昭和にまで続いた。

4. 寒天製造の自然環境

寒天製造が行われた土地は全国的に限られている。原料は海から採取される海草でありながら、製造方法が自然を極度に利用したものであった。寒天製造には、生寒天の冷凍という手段と、凍結した状態で乾燥するという、二段構えの自然環境が必要となる。

摂津における寒天製造期間の例として東能勢村誌によると、「製造期間は毎年10月末より翌年2月に至り」という。豊能町史では、「江戸末から明治中期の当地方の寒天製造業で興味深い点は、生産物の主力が角寒天で、細寒天はその数量が少ないことである。一般に大阪府下の産地では細寒天生産が圧倒的に多かったにもかかわらず、当地方で角寒天が多かった理由は、ここが山間部で茨木・高槻方面に比べて気温が低く、角寒天の製造に適していたからであろう〔東能勢村92〕」としている。

5. 原藻

寒天は海草からつくられる、「普通のトコロテンとは違い、たくさんの原料を選び、その長所、短所を見てとり、適宜に配合する。江戸時代は科学的知識に乏しかったが、経験と勘で、能登産と紀伊産を混ぜる、といった自然の恵恵が生まれていた〔宮下74〕」

その例として、正徳2(1712)年発刊の『和漢三才図会』をあげるが、「テングサの産地として、伊予(愛媛県)の宇和島、相模(神奈川県)の鎌倉、豊後(大分県)の佐賀関、伊豆(静岡県)の海浜、紀伊(和歌山県)の熊野浦をあげている」。また『日本製品図説』明治元(1868)年には、「志摩、紀州の熊野、伊予、伊豆、安房産がよく使われた」とある。東能勢村誌においても、「原藻は伊豆、紀伊、朝鮮等に産するものを主とし」している。原藻は産地の異なるものを配合することが伝統となっている。

6. 寒天製造法

寒天の製造方法についていくつかの例をあげる、

(1) 現代の製法の例

寒天の製造過程(岐阜県山岡町寒天振興会・岐阜県寒天水産工業組合)

原料—水浸—揉捻—水浸洗浄—煮熟—ろ過—清澄—凝固—切断—突出—凍結乾燥—製品

(2) 摂津の近世における寒天製造法

「寒天は、晒場・天場・棚場の三つの場を経ることによって作られる。晒場では、原藻の洗浄・不純物除去と日光に晒すことによる脱色とがなされる。天場では、原藻を煮釜で煮たのち煮汁を圧縮濾過し凝固させて心太を作り、それを馬鎌で適当な大きさに切断する。棚場では、畑地の畝に棚を設けて簀を敷き、その上に心太を並べて冬の寒気により凍結させる。夜間凍結した心太は昼になって融解し、水・不純物が除去されて寒天となる(福山昭『大阪教育大学紀要』一九第1部門 未説)。

(3) 信州の寒天製造法〔向山85〕

「寒天の原藻は水に浸してよくつき、泥・塩分・貝殻等を除く。これを釜に入れ、6時間ほどよく煮、10時間くらい蒸してから、絞り槽に入れてトコロテンを絞り出す。これを諸蓋へ注ぎ、凝固したものを天切包丁で切ると、角寒天となる。この生寒天を、糸立籠を敷いた改良台の上に並べて庭場へ出し、地上30cmほどの高さにした丸棒へ斜めに立て掛けて凍らせる。1夜で凍るよりも2夜で凍るほうがよいとされる。生寒天の表面が凍ると、「氷押え」といって、手や板で氷の表面を破り、寒さが内部にしみ込むようにする。こうしてよく凍ったものを、快晴と日照を利用して徐々に解かし、1週間くらいかけて凍み乾きにしていく。乾いたものは平らに並べてよく干し上げ、荷造場に運ぶ。」

(4) 江戸期以来の伝統的製法

「寒天原藻の種類は多く、その混合量は秘法とされていた。適宜に混ぜてから原藻を白に入れ、300ばかりつく。終るとざるに移し、ごみ、砂の類を洗い去る。これをよく篋の上で数日さらし、のち裏返してまた晒し、合計20日ばかりたつと真白になる。これを納屋にしまっけて置き、厳寒の早朝を迎えると、1釜につき水10石余（約1805リットル）を入れ、にえ立ったところへ原草約20貫（75kg）を入れる。その後は薪を加えず、かまどを密封して余熱で9時間ほど煮る。この後、1石5斗（271l）の差し水をして、しばらく煮ると原料は完全に溶けて糊状となる。つぎにこれを布袋に入れ、万力で絞り、こす。この汁を大舟にとり、後36個の小舟に分けて、冷えこごらせるとトコロテンが仕上がる。角寒天にするには、1片の長さ9寸5分、縦横1寸ばかりに切る。細寒天はテン付きで篋の上に突き出し、手でならず。これを篋の上にならべて、角は2夜、細は1夜凍らせてから10日ないし1週間乾燥すると仕上がる〔宮下74〕。」

(5) 牧村の黒田家が関西水産共進会（大阪）に「角寒天」を出品したときの技術改良点

「従前、釜中の煮たる藻草絞り方は、沓番絞りを午前一時より凡そ三時間に絞り、式番絞りを午前七時より凡そ沓時間半間に絞りを、出品人、是れを改良し、沓番絞りを午後七時より始め、式番絞りを翌午前式時より始むることに改良せしに、寒天の凍凝至て宜しく、且は従前より式割半の工夫を減省（ママ）す、今一般此法に習い行われり〔東能勢村92〕。」

7. 下音羽の寒天づくり（聞き取り調査）

(1) 操業

- ・昭和40年に先代が亡くなり、昭和41年に操業停止をした。
- ・寒天小屋は1軒が残っている。小屋の内部には、大釜3基、二番絞り釜1基がある。よその製造家では2釜が普通と言われる。しかし、下音羽の製造家でも3釜は少しの間だけだったそうである。

(2) 職人

- ・職人は丹後からの出稼ぎ労働者であった。職制は、頭領、釜脇（わき）、替越（かいこし）、雑用の3人で1チームであった。

(3) 工程 寒天製造の工程の概略

1. あらい（テングサのよごれおとし）
2. さらし 唐臼（水力）・洗漉機（モーター）
3. 釜たき 1釜40貫（150kg）2割寒天（他水分）朝4時からはじめ、釜たき12時から4時まで、4時間で湯を沸かす テングサ投入 テングサのかす取りしつ
4. 凝固 1釜からフネ42フネ分 フネに8分目
5. 乾燥干し あいている田でした。

(4) 寒天小屋（写真1・2・4）

- ・寒天小屋 9間×4間の小屋
- ・貯水槽（写真6） 寒天製造には大量の水を必要とする。寒天小屋の横にある貯水槽。

(5) 寒天製作道具

- ・かまど 寒天小屋の外にある、カマドの焚き口（写真5）
- ・釜（写真3）大釜（鉄釜）・大5尺（約1.5m）、かす釜（二番絞り釜）・4尺5寸（約1.36m）
- ・大フネ（絞るための大きな槽）

- ・カイコシ（くむ道具チリトリ形）
- ・ドーマン（大フネの最後をすくう）
- ・フネ（写真7・8） 小分けする槽・3斗（約18リットル）
- ・ウマンガ 出来上がった生寒天を切る道具で、フネの中にはいっているもの。
- ・ス（干す道具）
- ・ヒシャク（写真7の上） 釜からフネに移すために使用

本稿では、紙数に余裕がないために掲載できなかったが、これらの寒天製作用道具の略測をしている。

8. おわりに

寒天製造は農家の農閑期の副業であったが、寒天製造は専門家としての知識と経験が多い仕事であった。それには酒造りの杜氏と同じように丹波又は但馬の出身者が多く、地元からの労働者は晒、釜焚、ウラスキとよばれる精選等の単純な仕事にあたったとされる。それは信州においても同様で新潟からの出稼労働者が寒天づくりに従事した。仕事はたいへんな重労働であったようで、寒天づくりの労働歌に、「天屋百日」とあり天屋といわれる狭い小屋に100日間拘束されていたようである。また、「朝の5時から晩9時まで、わたしゃ天屋のカゴの鳥」のように、労働時間も長時間であったようである。

寒天は明治期の寒天づくりの中でもふれたように、重要な輸出品であった。

それとともに、海洋民族の生んだ食習慣にもおおいに関係している。日本には、海藻ゼリーを食べる食習慣が各地にあった。北陸信越東北地方の「えご（エゴノリ）」、瀬戸内海沿岸地域の「イギリス豆腐」、博多の「おきゅうと・おきょうど」、房総九十九里沿岸地域の「寄せ草（ツノマタ）」等は、いずれも海藻類海藻を煮て固めたゼリーで、それぞれ今日まで根強く受けつがれている。同じく海洋民族であるイギリス北部海岸地方ではアイリッシュモス（ツノマタの一種）を煮溶かし抽出したゼリー分をブディングの材料にしていた〔宮下74〕とされている。

また、原藻の煮汁を圧縮濾過する際にしぼり粕ができるが、これは肥料として利用された。これは現在も同じように肥料として利用されており、エコロジカルな商品であった。

寒天はゼリーが冷やさないと固まらないのに、寒天は常温でも固まるという優れた特性をもっている。その特性は各方面で利用され貢献している。たとえば、医学における培養のベースになっている。また、食品としても現在見直しがされ再評価されつつある。

現在の寒天製造は長野県と岐阜県にとってかわり、摂津の寒天製造は、「大阪でも能勢あたりに昭和40年代までは15、6軒あったが、今は3釜くらいか」（大阪寒天貿易泉義次専務）〔野澤97〕の言葉にあるように衰退し、かつての栄光はあとかたもない。

引用文献・参考文献

- 〔豊能町87〕豊能町史編纂委員会1987『豊能町史』本文編 豊能町
- 〔東能勢村92〕豊能町教育委員会1992『東能勢村誌復刻版』東能勢村役場大正8年刊行 1992復刻
- 〔野澤97〕野澤好子1997『寒天紀行 暑中に涼あり』『ラバン』
- 〔松橋96〕松橋鉄治郎1996『寒天 京都生まれの世界的発明品、その産業と科学、その名前の由来』『黄葉文華』第116号 黄葉山萬福寺文庫殿
- 〔宮下74〕宮下章1974『ものとの人間の文化史11 海藻』法政大学出版局
- 〔向山85〕向山雅重1985『信州の寒天』『日本民俗文化大系 第13巻 技術と民俗（上巻）＝海と山の生活技術誌＝』小学館



写真1 寒天小屋



写真2 寒天小屋 裏から



写真3 釜



写真4 寒天小屋 内部



写真5 焚き口



写真6 貯水槽



写真7 寒天製作道具 (フネ・ヒシャク)



写真8 寒天製作道具 (フネ・ウマンガ)

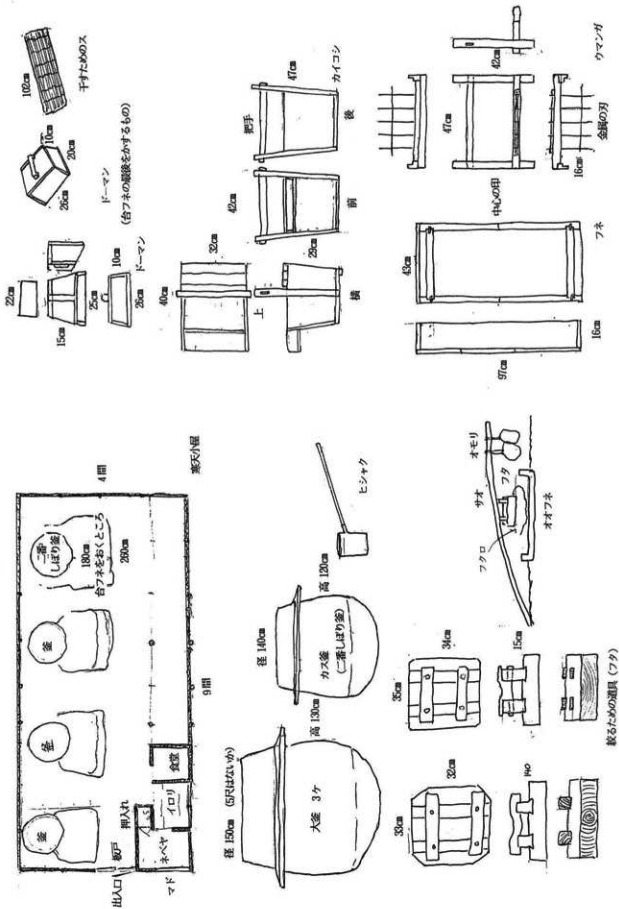


図1 寒天製造の道具 (茨木市下音羽)

第2節 石切の道具

1. はじめに

当該地域の属する位置は、北部に北摂山地がひかえている。北摂山地は地質区分でいう丹波層群といわれる古生層の地層からなっている。丹波層群はいわゆる御影石（俗称）といわれている良質の花崗岩を産出する。本地域においても、石堂ヶ岡山で近年まで石切といわれる石材産出が行われてきた。そして石切に従事されてきた地元の方から、実際の石切の話と道具を調査させていただいた。本稿では石切の道具を中心に報告をする。

2. 石切について

石切とは、「石材を山から切り出すことをいい、また石材を細工する意味も含んでいる」が、その石材を切り出す場所は石切場といわれる。当地域の石切場は井本伸廣氏の教示によると、「大規模な丁場が3カ所があり、小規模な丁場が国見墓地に隣接した旧石切り場に2カ所がある」ようである。石切場については井本氏の地学環境調査の稿を参照していただきたい。

石材を切り出す技術は、中世においては土中の玉石や転石を対象にしていたとされる。石切専用の道具であるヤトゲンノウによって石材を岩盤から切り出す技術は近世以降のものといわれている。

「石切場の形態には坑道掘りと露天掘りの2種類があり、それぞれ細分されるが、石材の性質に影響されるところが大きい〔岩崎88〕」が、本地域の形態は露天掘りであろう。坑道掘りは大谷石のような大規模な石切場で行われていた。露天掘りの例として、大阪の泉南郡阪南町（現在、阪南市）の山間部で和泉砂岩の採掘がされていたミノバ石切場の採掘例が参考になる。「採掘坑は長さ・幅がそれぞれ10数m、深さ5～7m程度が平均的で、大きなものは長さ・幅が30m、深さも10mを越すものがあります。これらの採掘坑は、一時期に掘られたものではなく断続的な掘削が繰返され、この大きさになったもので採掘は多分農閑期などを利用して掘られたと思われます〔大阪府埋文協88a〕」。

石切場と加工場

たとえば、ミノバ石切場では、「石製品の加工は石切場では製品に仕上げず、素材を粗加工し麓の集落で完成品に仕上げられ、主に泉州で流通していた〔大阪府埋文協88a〕。」らしく、当地においては、間知石などは石切り場で製品にまで加工されていたが、路面電車の軌道敷石のようなものは、「中置」とよばれる中間加工所で再加工されていたようである。

石切場の操業

木口文男氏は瀬戸内の石切場において石工をしていたが、昭和30年頃に來阪し石堂ヶ岡の平石丁場で石工として従事していた。昭和40年頃にこの丁場の仕事が無くなり、能勢の切畑にある石切場に移った。石堂ヶ岡山における石切場の操業は、十数年という短期間だったようである。泉原の石井家の先祖は石屋で、「石井長五郎は勝尾寺の石碑などを刻んでいたが、天明元(1781)年8月林定院の院号を許されたほどの篤心な人であった〔奥野35〕」という記述があることから、北摂山地における石切の歴史は、古くから行われていたといえる。

3. 石工集団

石工は良質な花崗岩系の庵治石（細粒黒雲母花崗岩）を産出する香川県庵治町や牟礼町などの有名な産出地では、「採掘する石工を丁場師・山石屋・石割・穴掘、細工する石工を仕立といひ、両者を総称

して、石屋と呼ぶ〔段上86〕ように職制が明確に分業されている。また、昭和30年代まで操業されていたミノバ石切場でも、「山から岩のような石を切り出す人を工夫（コウフ）といい、切り出された石を適当な大きさに切る役の人を石工（イシク）、石を運んだり、雑用をする役を土方（ドカタ）と呼ばれる人々によって行われる〔元興寺88〕と報告されている。

当地の石切場は3ヶ所あり、40～50人が働いていたが、丁場の持主と石工職人という関係のみであったようである。仕事の分担には、石工と山から石を運搬する役の二種類しかない。これは、本石切場の操業が短いことや、石材会社という制度が関係するかも知れない。

運搬は、山から積込み場までは馬木（キンマ）が利用され、そこからトラックで搬出されていた。

4. 加工道具の歴史

当地の石工道具を見る前に、簡単に石材加工道具の歴史を整理しておく。

石材加工道具については、あまり古いものはわかっていないが、中世の工具について「富麻曼茶羅縁起絵巻」（鎌倉市光明寺藏）に石工の作業風景が画かれている。「四人の石工が彫刻の最中で、足場の上に坐る一人の持つのは、やや幅があって平たく、先が刃になっているもので、一種の「片刃」のごとく。左下の一人の持ち上げているのは、本が四角で先の尖った「ぐんでら」に似たもの。右下の二人はそれぞれ「鑿」と「鋸」である〔川勝57〕、このことから中世には加工工具がほぼ出そろっていたことがわかる。

また、『和漢三才図会』によると、「二十四石工具、金奄、錐、大椎、今云源翁之属乎、源翁、大和枕、など」をあげているが、道具の種類が増えていることはわかるが、それぞれの道具の使用方法は不明である。『石垣秘伝』という書によると「文化文政の頃、榎本益章播州姫路に於て聞くところを記せしものなり」という、その内工具としてあげるものは、「源翁、石矢、石鑿、鑿錐（のみつち）、石たき、はつり等なり〔日本石材振興会56〕とある、これらの道具は石垣という製品をつくる目的から荒い細工に使用された道具が記載されたと推定でき、おおいに参考になる。

また城郭と石材という項では「石材の採取には源翁、石矢、石鑿等を用いて破砕したことが多いのはいうまでもない〔日本石材振興会56〕とあり、基本的にはゲンノウ・ヤ・ノミの3種類の道具で十分機能を満たすことができたことがわかる。

5. 各地の石工道具

石工道具には、硬質系と軟質系の道具とに大きく二分される。

「花崗岩系の石材を切り出すときには発破か矢しか用いないが、凝灰岩系の場合は、ツルハシで溝を掘って、岩盤から切り離す〔段上86〕、硬質系の石切場として庵治半乳の石切場があり、軟質系の石切場として大谷石の石切場をあげておく。

(1) 会津地方の稲荷原石は、俗にアマ石と呼ばれる凝灰岩で、使用する道具は、軟質系の工具である。

「石工用具には、寸法取りや、割る・彫る・削るための道具として、鉄矢・大ハンマー・ツキノミ（荒彫り・仕上げ彫り）・オロシノミ（削り用）などがある。刃物類の手入れには、小さい吹子と鍛冶用具一式を所有し、自分で使いやすいように手入れする〔佐々木86〕。

(2) 和泉地方の和泉石・青石は和泉砂岩で、使用する道具は、花崗岩系ほどではないが硬質系の工具である。

「石切場からは石臼を中心に手水鉢・茶臼などの石製品やヤ・サキノミ・ツチなどの工具や石工が使用したキセルなどが出土しています〔大阪府理文協88a〕。

「採石および加工の道具は、鉄製のヤが26点、クサビが2点、サキノミが2点、ツチが1点、ツルハシが1点出土した [岩崎88]」。

「明暦2 (1656)年銘の花崗岩製墓標の存在から、おそらく瀬戸内東部の花崗岩系の技術となんらかの関係があるのではないかと想像 [岩崎88]」されている。

(3) 讃岐の庵治石は細粒黒雲母花崗岩で、使用する道具は、花崗岩系の硬質系の工具である。

「刃鋸 (押切り用)・金鋸 (セツウ)・矢 (鉄製のクサビ)・ヒラノミ (刃先断面菱形をし、角度の鋭い稜と鈍い稜とがあり、鋭い稜のほうを石の面にあてる。硬い花崗岩を削るための工夫である。)・ブンデラ (ヒラノミに柄のついたような形で凹凸のならし)・刃ピシャンとタタキ (表面を平滑にする)」などがある。

「なお、花崗岩系の石工道具の特徴は、タタキなどの仕上げに用いる刃鋸類が柄と刃先がT字形になっていることや、ヒラノミの刃先が他の系統のもの比べて鈍角で太くて重いことなどがあげられる [段上86]」。

(4) 国東の田染石は凝灰岩系の石材で、使用する道具は、軟質系の工具である。

「石細工の工程と道具 [金田86]」から抽出 小鶴バシ (削る)・中弁 (削る)・均シ (ならし)・字切りノミ (字彫り)

(5) 全国共通だと思われる伝統的な石臼づくり用の石工道具がある。

「タタキ (目立て用)・小ノミ・大ノミ・字彫りノミ・穿孔ノミ (孔あけ用)・ゲンノウ・コヤスケ (大割り用)・グンデラ (ならし用)・ピシャン (ならし用)・刃ピシャン (角つくり用) [三輪86]」など。

7. 北摂の石工道具

木口家の石工道具について井本伸廣氏は、「石頭 (セツウ)・鑿 (タガネ)・玄能 (ゲンノウ)」などをあげられている。

木口家の石工道具については、昨年の平成10年10月に石工道具の調査と写真撮影に行かせていただき、貴重な道具類を実見させていただいた。

道具の種類には、「ゲンノウ、セツウ、ヤスケ、コヤスケ、タガネ、タタキ、ノミ、丸ノミ、ソコウチ、クサビ・ヤ」などの工具類がある。これらの道具については、使用目的をおおよそ聞くことができたので、「表1. 石工の道具」を作成した。

表の意図は、採掘道具と加工具と細工道具に分類したことである。加工具に※印をつけたものがあるのは、これらの目的は採掘や細工に使用されるもので、本来は採掘道具と細工道具との二種である。木口家が各種の道具を所有しておられるのは、「採掘する石工を丁場師・山石屋・石割・穴掘、細工する石工を仕立といひ、両者を総称して、石屋と呼ぶ [段上86]」、元来の石屋であったからであろう。

これらの、石工道具の他に、山に道具を持っていくための「道具箱」もある。

また、石屋として自分の使う道具は自作され、また手入れされることから、鍛冶道具なども現存していた。鍛冶の道具は、金ハサミ類、鍛冶炉 (耐火レンガで方形0.5×0.6mの炉を自作)、フイゴ (手廻しフイゴ、市販品「奉公O3型」40年前日本橋の道具屋で購入)、台 (石製の円筒型直径0.3mのものにゲンノウを転用した鍛冶台とヤを転用した切断用の台を埋め込む)、などがある。

炉の燃料はコークスを使用されていた。

ゲンノウの柄に使われている用材は、ネズミノキ、グミノキがある。

表1 石工の道具

| 目的 | 名称 | | | | | |
|------------|-----------------|--------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 木口家 (現地調査98) | 石臼 (三輪86) | 庵治・牟礼の石工 (段上86) | 国東の石工 (金田86) | ミノバ (大塚文雄88) | 大谷石 (H.P.98) |
| 探掘 道具 | 矢・クサビ | ヤ・クサビ | | 矢(クサビ) | マメヤ・オオヤ | 矢(くさび) |
| | 矢孔をあける | ノミ | | | | タガネ |
| | 孔の底を平らにする | ソコウチ | | | | |
| | 金槌(両頭) | ゲンノウ | ゲンノウ | セツウ(金槌) | ツチ | |
| | 金槌(片頭) | セツウ | | | | 矢じめ |
| | 寛く削る | | | 押切り・ノミ飛矢 | | |
| 加工 道具 | 溝掘り | | | | ツルハシ | 両つる・刃づる |
| | ※金槌(両頭) | ゲンノウ | ゲンノウ | セツウ(金槌) | ツチ | |
| | ※金槌(片頭) | セツウ | | | | 矢じめ |
| | ※削る(寛く) | ヤスケ・小ヤスケ | コヤスケ | ブンナラ | 小鶴バシ | |
| | ※削る(並み) | ノミ・丸ノミ | ノミ(大・小) | ノミ・平ノミ | 中弁 | サキノミ |
| | ※削る(細かく) | タガネ | タタキ | 刃ビシャン | ノミ | ノミ |
| 細工 道具 | 切断 | | | | | マサカリ |
| | 削る(寛く) | ヤスケ・小ヤスケ | コヤスケ | ブンナラ | 小鶴バシ | |
| | 削る(並み) | ノミ・丸ノミ | ノミ(大・小) | ノミ・平ノミ | 中弁 | サキノミ |
| | 削る(細かく) | タガネ | タタキ | 刃ビシャン | ノミ | ノミ |
| | ならす(線状) | ヤスケ・小ヤスケ | ゲンナラ | タタキ(刃槌) | 均し | |
| | ならす(平らに) | タタキ | ビシャン | タタキ | | 両刃 |
| 角つくり 道具 | 角つくり | | 刃ビシャン | | | |
| | 孔をあける | | 穿孔ノミ | | | |
| | 字を彫る | | 字彫りノミ | 字切りノミ | | |

8. おわりに

近年、当センターが調査をした箕面市小畑遺跡や現在も調査を実施している佐保栗山遺跡などから多数の石仏や石造物が出土していることから、北摂の石造文化は重要なものであることを実感していたが、今回の調査の中で、それらのバックボーンとなる石切場と石工の文化を調査することができた。

ミノバ石切場においては、「近世以降の石材利用は、陸海路が開ける外部条件に加え、文化・生活変化に伴う需要の増大という内部条件が大きく働いています。特殊技術を必要とする近世城郭の石垣や神社の鳥居・手水鉢等大型製品が契機となって、石工職人の数も増加し、製品のみならず職人も全国に拡散していきました〔大阪府埋文協90〕」ように、当地の石切は、木口氏は瀬戸内から技術をもってこられたが、逆に北摂の石切の技術も近世以降、全国に伝播されてきたものと推定できる。

石工は住吉灯籠などに見るように、どうしても「大坂」の石工が中心になってしまう。住吉灯籠には北摂の石工名を刻んだものはないが、勝尾寺や能勢の妙見灯籠などとともに、茨木市や箕面市域には石造文化財が多く存在している。

今回の調査で、本地域の石切と石工の解明の一步になれば幸いである。

補足として、運搬のことについて記しておきたい。

切り出された石材は石切場から搬出しなければならないが、「その時に「キンマ」といわれる道具で運ばれる。丸太をはしご状に横に並べ、その上に石を置く。石の下に丸太を左右からころがしながら、2人で引いていく〔元興寺88〕。また、「木馬(キウマ)〔井本98〕とも呼ばれていた。本稿を書く前に、インターネットで情報を収集していた時に、『Strike Home Page』に「高槻市の歴史探者」というページがあり、「原・西条に残る木馬道」という写真を見つけた。この写真の出典は「ふるさとの風

土 高槻」と記載されていたが、このような木馬道を使って搬出されたのかと参考になった。

引用文献・参考文献

- [印南86a] 印南敏秀1986「住吉大社の石灯笼」
『日本民俗文化大系』第十四巻技術と民俗（下巻）＝都市・町・村の生活技術誌＝小学館
- [印南86b] 印南敏秀1986b「金刀比羅宮の石灯笼」
『日本民俗文化大系』第十四巻技術と民俗（下巻）＝都市・町・村の生活技術誌＝小学館
- [岩崎88] 岩崎二郎1988「まとめ」『ミノバ石切場跡－発掘調査報告書－』（財）大阪府埋蔵文化財協会
[大阪府埋蔵文化財協88a]（財）大阪府埋蔵文化財協会1988「ミノバ石切場」
『第3回泉州の遺跡－昭和62年度発掘調査成果展－』
[大阪府埋蔵文化財協88b]（財）大阪府埋蔵文化財協会1988b『ミノバ石切場跡－発掘調査報告書－』
[大阪府埋蔵文化財協90]（財）大阪府埋蔵文化財協会1990「江戸時代」
『第5回泉州の遺跡－5年間の発掘調査成果－』
- [奥野35] 奥野慶治1935『綜合清溪村史』清溪尋常小学校
『綜合清溪村史（復刻版）』1988茨木市立清溪小学校創立115周年記念事業実行委員会
- [金田86] 金田信子1986「国東の石工の系譜」
『日本民俗文化大系』第十四巻技術と民俗（下巻）＝都市・町・村の生活技術誌＝小学館
- [川勝57] 川勝政太郎1957『日本石材工藝史』綜藝社
- [元興寺88] 元興寺文化財研究所1988「阪南丘陵における民俗文化財の調査」
『ミノバ石切場跡－発掘調査報告書－』（財）大阪府埋蔵文化財協会1988
- [現地98] 木口家現地調査 現地調査1998.10.20
- [佐々木86] 佐々木長生1986「会津の石工」
『日本民俗文化大系』第十四巻技術と民俗（下巻）＝都市・町・村の生活技術誌＝小学館
- [ストライク98] 「高槻市の歴史探索」『Strike Home Page』インターネットホームページ
出典「ふるさとの風土 高槻」 <http://www02.so-net.or.jp/~strike/takatuki/shizu.html>
- [田中88] 田中晋作1988「製品の加工工程と使用道具」
『ミノバ石切場跡－発掘調査報告書－』（財）大阪府埋蔵文化財協会1988
- [段上86] 段上達雄1986「庵治・牟礼の石工」
『日本民俗文化大系』第十四巻 技術と民俗（下巻）＝都市・町・村の生活技術誌＝小学館
- [日本石材56] 日本石材振興会1956『日本石材史』
- [三輪86] 三輪茂雄1986「石臼と木磨臼」
『日本民俗文化大系』第十四巻技術と民俗（下巻）＝都市・町・村の生活技術誌＝小学館

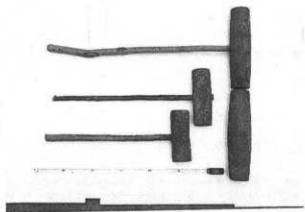


写真1 石切道具 (ゲンノウ類)



写真2 石切道具 (セツウ・ヤスケ・コヤスケなど)

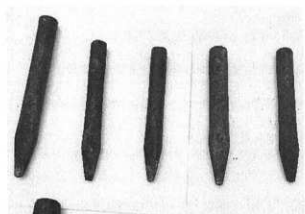


写真3 石切道具 (ノミ類)

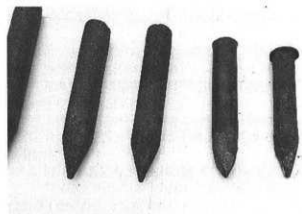


写真4 石切道具 (ノミ類)

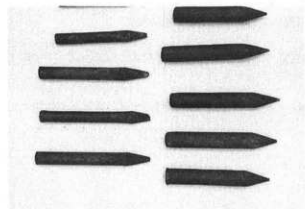


写真5 石切道具 (ノミ類)

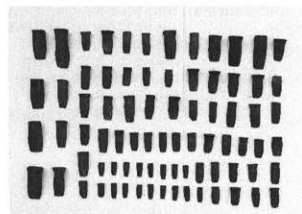


写真6 石切道具 (クサビ・ヤ類)

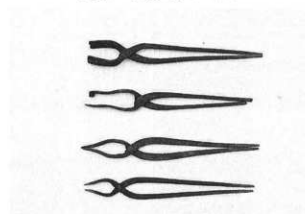


写真7 鍛冶道具 (ハサミ類)



写真8 道具箱

第8章 考古資料よりみた清溪周辺

免山 篤

はじめに

清溪で考古資料が注意されたのは、地区の最高峰、石堂ヶ岡の頂上近くで泉原の木口文雄氏によって一個の土器と石器の発見があったのに始まる。その後泉原の今井に於いて阿氏のご子息が瓦器碗等を採集、大阪府立春日丘高校に持参されたのがきっかけとなり、昭和40年頃より始まった市史編纂と中世墳墓への関心の高まりも手伝って市内山地の中世墓の探索が始まり、一部試掘も行われ中世墓地の様子も多少明らかになり市史にも取り上げることが出来た。その後茨木市立北辰中学校敷地内でトトロ石器が採集され一気に縄文時代に遡る歴史の存在することがわかって来たのであった。

昭和63年より始まった圃場整備事業により多くの遺跡の存在は確認出来たものの、工事が短期間に行われ、気の付いた時には造成が終わっていると云った状態で、わずかに残る切取面の観察と散乱する遺物を地区別に採集するのが精一杯であった。以下、時代別にその概要を報告する。

第1節 旧石器文化

泉原、佐保両地区共にみられ、確実なものとして泉原2ヶ所、佐保1ヶ所が存在する。形態よりみて旧石器ではないかと思うものを含む地点はあるが、散布地であるので取り上げなかった。何れも河川の側の舌状台地に立地し、河川の合流する処が多い点など次の縄文時代と同じ立地をとる。遺物の包含状態は何れも過去の水田造成で破壊されており良好な保存状態はみることが出来なかったが、石片に付着した土などから、旧佐保川によって造られた砂礫層の上部に様に堆積した黄色砂質粘土層か、その直上に包含されていたらしい。この点は両地区共通している様である。ほかに当地には黒ぼこと呼ばれる火山灰様の土層がみられるが、これは石堂ヶ岡の頂上にも厚く堆積しており、元々様に堆積したものが急速に流失し、谷部に再堆積した様にもみられる。一片であるが、この層より石刃を採集している。しかしこれは再堆積層である可能性が高い。

石器であるが、何れも縄文遺跡と複合する関係で旧石器を抽出することは困難である（泉原大中遺跡・堂ノ前遺跡、佐保田中代遺跡）。確実性の高いものを挙げると、長さ5cm前後の国府型ナイフ、片面加工の各種撻器類、大小の楔型石器、石刃がみられ、石器加工用の叩石、台石等も豊富である。しかし、ナイフを除き縄文早期のものとの区別は出来ない。一点であるがチャート製のナイフの基部に研磨を加えたものがみられる。使用法を考える参考となるであろう。

使用される石材は、やはりサヌカイトが主流でチャートがそれに続く。地元産の硬質の砂岩や、ホルンフェンス等も用いられた様であるが、完成した石器としては残っていない。一片ではあるが東北産の頁岩かと思われる石刃がある。

表1 清溪地区の遺跡

| No. | 名称 | 所在地 | 時代 |
|-----|---------------------|--------|----------|
| 1 | 大中遺物散布地第1地点 | 泉原大中 | 旧石器～中世 |
| 2 | 大中遺物散布地第2地点 | 泉原大中 | 旧石器～中世 |
| 3 | 堂ノ前遺跡(第1～3地点) | 泉原堂ノ前 | 旧石器～中世寺院 |
| 4 | 久保田ワランド遺物散布地 | 泉原久保田 | 中世寺院 他 |
| 5 | 泉原今井遺跡 | 泉原今井 | 中世 |
| 6 | 庄ノ本遺跡 | 佐保庄ノ本 | 縄文～中世 |
| 7 | 田中代遺跡 | 佐保田中代 | 旧石器～落跡 |
| 8 | 伏原遺物散布地 | 佐保伏原 | 中世集 |
| 9 | 神田平遺物散布地 | 佐保神田平 | 縄文～中世 |
| 10 | 神合前遺物散布地 | 佐保神合 | 中世 |
| 11 | 地藏山 | 泉原向山 | 中世墓地 |
| 12 | キョーレン | 泉原宮谷 | 中世墓地 |
| 13 | 滝尻(墓の丸) | 千提寺滝尻 | 中世墓地 |
| 14 | 屋上遺跡 | 佐保伏原 | 中世居館 |
| 15 | 泉原城跡 | 泉原中山 | 中世居館、砦 |
| 16 | 佐保城跡(城山) # (原石丸) | 佐保馬場谷 | 中世城砦 |
| 17 | クルス城跡 | 佐保クルス | 中世城砦 |
| 18 | 土居山城 | 千提寺中ノ谷 | 中世居館 |
| 19 | 高山城 | 豊能郡豊能町 | 中世城砦 |
| 20 | 石堂ヶ岡遺跡 | 泉原平石 | 弥生～中世 |
| 21 | クルス山遺跡 | 佐保クルス | 中世墓地 |
| 22 | 鉢伏山 | 岩版鉢伏 | 古代祭祀跡か |
| 23 | 佐保石槽(広田) | 佐保広田 | |
| 24 | # (馬場谷) | 佐保馬場谷 | |
| 25 | 忍頂寺 | 忍頂寺 | |

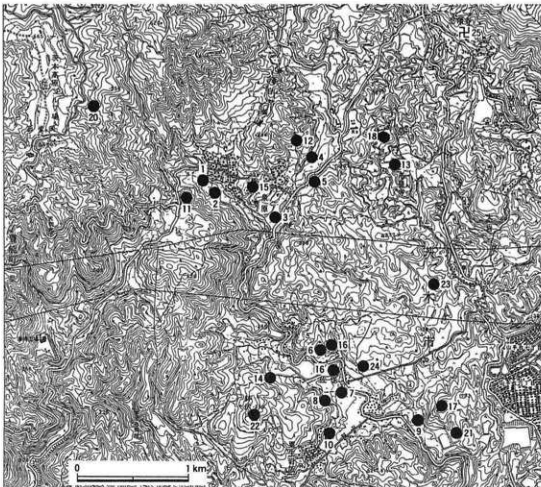


図1 茨木市清溪地区遺跡分布図

第2節 縄文文化

この時代の遺跡は、6ヶ所の散布地がみられる。何れも旧石器と重複するものが多い様であり遺物は混出する。土器は陰文の菱形から楕円文、山型文があり、山型文の使用が最も多い。これに口縁部にくの字型を密に並べた文様を併用したものが目立つのと、一見楕円形の様にみえて亀甲型の中に何か文様を入れたものがみられる。これは器厚、胎土共に異質である。

前期、中期はよくわからないが、一部それらしい土器はみられる。後期になると佐保の田中代遺跡に磨消縄文を主とした精粗の土器群がみられ、後期末には泉原堂ノ前遺跡で宮滝式とみられるものの出土がある。これを最後に以降のものは見当たらない。なお、早期押型文の時期に生駒西麓産の土器が含まれている。

石器としては、初期のものとして柳葉型の尖頭器、トロトロ石器が若干出ている。石鏃は何れの地点でもみられ単出も多い。何れも無柄で形態には変化がある。不定形の撚器、使用痕のある剝片も多い。田中代遺跡では石器製作が盛んであった様で、打割に使用したとみられる上下に打痕を残す棒状の礫、叩石が多く、石核、剝片の遺存率の高さがこれを語っている。

第3節 弥生文化

冒頭に記した石堂ヶ岡での木口氏採集の土器は、弥生とするか土師とするか、小型菱形土器で微妙な土器である。採集地は山頂に近い東面する緩斜面であり、かなりの湧水がみられる。山頂よりは今日でも瀬戸内の海岸線を確認することが出来る。この眺望が石堂ヶ岡を高地性集落として有名にしたが、遺跡自体の様子は全く不明と云わざるを得ない。この湧水の下流、西谷川の流域より、わずか2片であるが同時期と思われる小形平底土器片が出ている。

第4節 その後の清溪

この地域に開発の手が入るとみられる10世紀頃までの間は何等かの形で人の往来があったと考えてよく、現に泉原今井の13世紀の瓦器を主体とする遺跡より6世紀頃かとみられる須恵大甕の破片が採集されている。高校生の採集資料であるだけに信頼性の強いものとするべきで、普通では考えられない様な伝世も考えなくてはならないと云う問題を提示している。

以下、圃場整備事業で気付いた古代末以降の遺跡について記しておく。

1. 大中遺物散布地第1地点 (泉原)

大字泉原大中543、544番地一帯で縄文遺跡と重複し、南流する西谷川の右岸の舌状谷地に営まれた生活の跡で、現在の西谷の集落とは川をはさんで相対する位置にある。黒色土器A (A. D. 900年頃) に始まり、橋本久和氏の瓦器編年によるⅢノ2 (1350年頃) 位まで続いて終息する遺跡である(注1)。丹波篠原の緑釉を含む国産土陶器が中心であるが、中国産の白磁、青磁も質量共に多く、白磁の小壺の蓋、水注などもみられる。金属器には釘、鎌等があり、鎌は小型で鑿刃型をなし、篋代部にねじりを入れて

いる。馬歯もあり、かなり特色ある遺跡である。

2. 大中遺物散布地第2地点 (泉原)

上記遺跡の南方、向井山の谷水田の入口に残された遺跡で、現在でも切取面の水田床上下に包含層が残されている。始まりは第1地点と同じ頃で中世末まで残っていたらしい。瓦器は各時期のものがみられ、中国磁器も多くみられる。この遺跡を特色付けるのは、鉄滓を多く出し、ふいごの羽目を伴うことである。鍛冶か鉤物師の遺跡とみられる。量的にはわずかであるが瓦がみられるのも、火を扱う業者として何か関係があるのであろう。また、遺跡の横を湧水が流れている。水路中に多くの木製品や食料かす等がよく残っており、当時の食生活を知る資料となる。桃、梅、榎、栗、胡桃がみられるが、桃、梅が多かった。何れも小型の種類である。木製品には、曲物の底板を再利用した有孔円板、さじ、横櫛等がみられた。

3. 堂ノ前遺跡 (泉原)

小字堂ノ前と呼ばれる全域が遺跡に含まれ、これも縄文時代の遺跡と重複している。東谷、西谷の両谷川の合流地点に展開する遺跡である。中世の包含地は、合流点の先端に近い地点、地名の起りとなった寺院跡を中心とした地点、上泉原橋付近の両岸の各地点に散布の中心がある。寺院址は、泉原盆地の中心に鳥状に残る泉原城址の一角とも云える諏訪神社の東麓に位置する。農道の改修で古瓦が出土し、採土に先立って茨木市によって調査が行われたが、明治に行われた水田の改修によって遺構は完全に破壊されていることが判明した。瓦は南北朝頃に始まり中世末まで残る。散布する土器は黒色土器Aよりみられるので、その創建は更に遡ることも考えられる。清溪唯一の瓦葺建物とみられる。

ここで、付近の中世瓦を伴う寺院について書き添えておく。近くでは忍頂寺と車作の清水寺に古代末以降の瓦の使用がみられる。古代末かと推定されるものは、軒瓦は不明であるが、丸瓦の玉縁の造りにその頃の作風がみられるが断定は控えたい。胎土に特徴があり、砂粒の混入が異常に高い。整形では丸瓦は中太りに造られ内面の布目の上を指で数ヶ所横なでをする。平瓦は非常に厚手で、凸形に板を並べた型で造られた一枚造りとみられ、一見、桶巻造りの様な痕を表面に残す。裏面は原体不明の浅い縦方向の叩きがみられる。使用布目は丸瓦に比べて荒目であり、葺面に出る部分は布目をすり消している。焼成度はあまり高くなく、ガサガサした感がある。この瓦は忍頂寺、清水の両寺に使用され、これは両寺の関係を知る手掛かりともなろう。両寺とも、その後も瓦の使用が続くが、資料不足もあり後日を期したい。

さて堂ノ前遺跡の瓦であるが、瓦当文様、瓦の造りともに前二者とは若干異なる様にみられる。室町後半期のものに大型のものが、かなりの規模の建物であったかとも思われるが、瓦の遺存量に問題が残る。寺址の西方高所にこの寺院に関連するとみられる墓地の存在したことを示す石造品群が採土によって出土している。五輪塔、一石五輪塔、各形式の石仏等がみられる。

4. 久保田ワランド遺物散布地 (泉原)

字久保田、旧字「わらんど」と呼ばれる処を中心に広がる遺跡で、やはり縄文時代遺跡と重複する。里伝に勝尾寺の下寺があったと云う土地の前面の水田下に包含層があった様である。黒色土器Aに始まるBが多い。瓦器のⅢノ1頃まで続き、初期は桶葉型が混じるが、後は和泉型で占められる。遺跡の

特色は中国磁器の豊富さで、他ではあまり例をみない吉州窯^{たいひ}の珐瑯皮天目かと思われるものの存在は注目してよい。

5. 泉原今井遺跡 (泉原)

泉原より忍頂寺に向かう府道の脇に位置し、前記わらんどとは東谷川を挟んで相対する地点で、西に伸びる尾根の緩斜面である。両遺跡は、忍頂寺より泉原に至る旧道によって結ばれている。戦時中炭窯が造られたり壁土の採土地となり、遺物の存在が注意される様になった。現在でも府道の切取面に包含層の露出がみられる。時期は、瓦器Ⅱノ3～Ⅲノ2に至る間(A.D.1250—1350)に亘るもので、すべて和泉型である。土器器では小皿、鍋があり、須恵器と少量の同安窯と思われる中国磁器がみられる。この遺跡は、焼石と共に打割のみられる銑鉄塊があり、鍛冶工房とみてよい様である。初めに記した6世紀かとみられる須恵大甕が出土したのもこの遺跡である。

6. 庄ノ本遺跡 (佐保)

佐保庄ノ本の水田で南に台地状に突出した地形の東斜面の小範囲に石器等が散布する。包含の様子は、水田造成によって完全に失われている。中世遺物は耕土にも散布するが、主として屋敷地や水田の石垣裏より出土する。土器は「て」の字形の土師皿より近世のものまで混出する。

7. 田中代遺跡 (佐保)

佐保盆地の中央部に位置する。盆地の南を東西に走る断層によって出来た低地に佐保川による堆積が起り湖水化していた時期が存したらしい。しかし、現在の佐保川の流路が出来ると、堆積層も両側に低い段丘形の地形を残して川底は次第に低下して行った。大袈裟に言えば、その右岸の後背低地を流れる滝尻川との間の小台地に出来たのが、旧石器より縄文後期に亘る田中代遺跡である。現地に立つと、この滝尻川を佐保川に切落し、縄文遺跡がある台地を削って水田化した様子がよくみて取れ、中央に直線道路を走らせるなど、かなり計画的な開発であったことがわかるのである。

この開発に伴うとみられる地点が二ヶ所存在した。田中代234番地付近では、土陶器片が4㎡位にまとまって散乱していた。何れも細片となっていたが、割れ口は古いものが多かった。個体数は多く、篋窯緑釉陶皿、小玉縁の青白磁碗、青磁碗、灰釉壺、須恵器杯、甕、また、回転台作り黒色土器B碗、これは平底で、外面へら削りし、全面を丁寧研磨する。別に、厚手廻転台仕上、へら切りの上に貼付高台の土師碗がある。内面仕上げは丁寧なぬぐいとへら磨きの二種がある。他に羽釜があるが、短い口縁と同様のつばが付く胴長型式のものである。細片であるが一括資料として扱うことが出来そうである。

今一ヶ所は少し西方の斜面水田下に残っていた土坑状のもので、多量の木炭粒と土器細片が混入した粘質土が充満していた。土器はほとんどが土師器で、黒色土器Aが多く、Bも少し混じていた。丸底胴長の羽釜を伴う。須恵器では杯、瓶、甕がみられる。

以上の両地点の遺物は、何れも10世紀を前後する頃のものと考えられ、その頃に大規模な用水路工事を伴う開発が始まったことが考えられる。

8. 伏原遺物散布地 (佐保)

佐保字伏原に存在する集落跡である。文禄検地に戸数5、道場1の記載がある。しかし、その後文書

から姿を消す。竹林となった谷間に造成された屋敷や畑地が良好な状態で残っている。2基の素掘りの井戸もみられ、俗に寺屋敷と呼ばれる付近には五輪塔の部材も残っている。伝える処では近くの集落の用石の採集地となっていたとのことであるが、石垣、礎石の類を全くみないのもこの集落の特質である。

9. 神田平遺物散布地第1・2地点 (佐保)

字神田平にあり、佐保川と塩田川との合流点の台地上に立地する縄文、中世の散布地である。佐保より福井に通ずる旧道に沿って、ほぼ均等面積の畑地が並ぶ。水利の点からすれば水田可耕地であるに係わらず、文禄検地当時より畑地として登録されている。細片のため瓦器である位しかわからないが、余り古いものは含まない様であり、中国磁器、国産施釉陶器も多い。この遺跡は均等割された畑地に面白さがある。

現在の集落もよく観察すると、屋敷割に一定の指導者の設計図によって地形に応じて割付がされたとみられる配置が読み取れる集村式村落が多い。断片的な資料であるが、現在の村落内は黒色土器Aに始まり、中国磁器もかなり認めることが出来る現状である。

第1地点は第2地点の少し北方高台の畑地にある小範囲の散布地で、内容は第2地点と同様である。

10. 神合前遺物散布地 (佐保)

佐保神合、そわの両字に亘っている。神合は現在の集落に関わるものと思われるが、そわは、あるいは、別に一時期生活があったと思われる。鉄滓を伴う遺跡である。

第5節 中世の墓地

11. 地藏山 (泉原)

泉原字向山にあり、尾根の背部に造られた中世墓地で、以前に春日丘高校によって調査されている。五輪塔や小石仏を供養対象物として造立したものであるが、多くは原位置を離れて一ヶ所に集めて祀られている。原位置を保つものは、尾根の最高部より少し下った処に削平地を造り順次造立していった様子が見られる。夫婦単位とみられる石仏の存在が読みとれるものもある。

内部は1基を除き未調査であるが、調査された墓は、表面に煤の附着した大型の羽釜を蔵骨器に使用しており、また、鉄釘も伴っている。現地で大葬が行なわれたかについては未確認である。石仏、石塔よりかなりの時間幅が考えられる。

12. キョーレン (泉原)

泉原字宮谷の山林内の浅い谷間にあり、畑状の段地形がみられるところである。五輪塔等が遺存し、谷口の池の留土より常滑の甕片、中世須恵器の破片が採取されている。中世墓であろう。

13. 滝尻(墓の丸) (千提寺)

千提寺字滝尻の丘陵上に営まれた中世墓である。尾根を少し下った地点に削平地があることが、他と共通する。石仏や石塔は、原位置を保つものはわずかで、多くは倒壊するか、山麓に落下している。そして、これらが周辺で祀られることになる。千提寺での中世墓は、ここの一ヶ所だけとは考えられない

が、比較的まとまった墓域である。

14. 屋上遺跡 (佐保)

佐保伏原にあり、屋上の共同墓地に接して存在したが、採土によって消滅した。当時の記憶では、平坦な尾根の中央に浅い円形の焼土坑があり、瓦器片を伴っていた。その土坑を囲む様に、石仏が外を向いて並んでいた。石仏の下には浅く火葬骨が納められ、更にその下に火葬坑を持つものと、そうでないものがみられた。付近には、中央に一石五輪塔を建てた方形や円形石敷墓があり、瓦質羽釜を伴うものもみられた。副葬品とみられる漆器碗、金銅製品、土師質の香炉等があり、かなり永く使用された墓地であつたらしい。1基の井戸を伴ったのもこの墓地の特色である。

第6節 清溪地域に残る中世の城砦

中世村落、その中核的な存在であつたであろう名主層、その在り方は時代の流れにより変容して行つたであろうし、名と云うもの自体も現状では必ずしも明確に把握されていない様にも見える。そこで彼等の存在を遺跡の上から眺めてみたいと思う。

地域内には城と呼ばれたり、伝承は無いが、防御設備を備えた地形が何ヶ所か認められる。これ等の遺構のすべてが在地の住民に直接関連するものとは云えず、忍頂寺城の如く元弘の政変以降戦国の騒乱の中で記録を残しながら実態不明なものがある反面、以下に述べる遺跡のほとんどが遺構をとどめるのみで、来歴不明なものが多い。

ところで、城という表現であるが、ここでは、一応、自然地形に手を加えて防御施設が造られたものを以て城砦と呼ぶことにする。

15. 泉原城跡 (泉原) (図2-1)

大字泉原字中山、上殿垣内の両小字に亘る。清溪地域で確実にその築城者を国人泉原氏と比定出来る唯一の城である。泉原盆地の中央に東西の谷川によって造られた独立丘陵風の地形を利用して築かれていた。中心部の形状より茶臼山の通称で呼ばれていた。

ただし、明治以降小学校の敷地として使用された関係で其の後の校域の拡張に伴って殆ど旧態を失ってしまった。東西250m、南北100m位が城域と思われ、現在の校舎敷地付近に二段に整形された中心部があり、それより東南と西南に遺構が伸びて一種の梯郭式の構造をとっている。現在運動場になっている付近(当時10a以上の面積を有していた)が居館の位置に当たると考えられる。北側は、比高が10mと最も低く切岸風の地形になっていたが、現在の水田下には泥土の堆積があると伝えられ、水堀の存在も考えられるが、未確認である。用水に関しては、筆者の小学生時代には井戸を使用していたから、当時も同様であつたと考えたい。城への入口は地形上より複数の存在が考えられるが、当時の通路の確実な復原は困難である。

この郭群の東方に谷を隔てて、径50m、比高20m位の丸山と呼ぶ小山があり、上部に30×30m位の平場が造られ南面に腰郭状の工がなされており、西北側より小径が平場に通じていた。城としての伝えはないが、寛永検地帳に「ちやうのこし(城ノ腰)」の地名がみられ、現在も付近に在住の久保氏の家号が城ノ越であるから、一連の城郭であつたとみるべきであろう。この山も採土で消滅したが、その際



1：原京跡 2：佐保城跡・松谷跡 3：土居山（千代寺） 4・5：忍頂寺の瓦

図2 清溪地区の城跡・忍頂寺の瓦

多くの墳墓関係の石造品を出し、五輪塔の中には四門の梵字を丁寧に刻んだ室町初期に上りそうなものも含まれていた。

16. 佐保城跡、松谷跡跡 (佐保) (図2-2)

大字佐保字馬場谷2621番地に属する。馬場谷という地名は、明治初期に行われた小字の整理の際に付けられた字名である。元は城山と呼ばれていた。付近には城ノ腰の地名も残っていたらしい。佐保の盆地が北でくびれる処、北より伸びる急峻な山頂を利用した連郭式の城で、佐保川を挟んで向かい合うサナベ67番地（旧称原石丸）の砦と対応して可動したと思われる。

さて、佐保城の規模は、東西150m、南北80m、比高30mである。西北の山裾の里道に登り口があり、少し登ると木戸口かと思われる平場に出る。それより等高線に沿って帯状の郭が続き、その先が折れ曲がった急坂となって頂上の郭に取り付くのである。別に、現在使用されている山道の中程より分かれて自然石を乱雑に積み上げた石垣に沿って郭に至る道があり、これが本来の通路であった様である。入口は少し低くなった平場となり、大石が並んで一種の虎口構造をとっている。石は人工の加わった様子がなく、花崗岩の節理の露出をうまく利用している様である。

南北60m、東西20m程の長楕円形の平面をもつ郭は、北と東側に土壘が廻る。北側の尾根続きの部分、幅広い箱堀に面した部分は特に規模も大きく、矢倉台状の土壇も残っている。この部分が比高8mと一番低い地形に対応しての配慮であろう。東側土壘の中程に西に張り出しが二本造られているが用途は不明である。南の尾根にも東西に堀切が造られ、東側は谷に向かって堅堀となって流れている。

対岸の小砦は80×150m位の規模で、三段に小郭が重なり、土壘が廻る。頂上の主郭部は、宝暦年間の採石によって破壊され、以後も採石が続いたため円形の平面であつたらしいこと、それが高さ約3m位と判るに止まる。近年、郭床面より東播系と呼ばれる壘片が出土した。

この一連の城郭については、築城者に関係する伝承は残っていない。しかし、佐保の元村と伝える庄ノ本に位置することは、築城者が在地有力名主に関係するものかと考えたくなる。文禄3(1594)年検地の頃はすでに耕地化していた様で、

城山 中畠七セ 六升 庄ノ三郎兵衛
と記載されている。

17. クルス城跡 (佐保)

大字佐保字クルスにあり城屋敷と呼ばれている。佐保盆地の南を限る断崖層が佐保川によって切断された左岸の先端に立地する。山の稜線にそって郭の並ぶ連郭式の城で、中に二ヶ所の矢倉台状の郭を対立させて時代相をよく示す構造となっている。山頂よりの眺望はすばらしく、位置的にも忍頂寺と福井を結ぶ鳥居越丹波街道とは尾根道によって結ばれ、佐保川筋の旧道は城の足元を通っている。何れも守護代の置かれたと伝える福井城の処で合流し、軍事的にも最良の場所である。

城域は東西200m、南北200m位に納まるかと思われる。主な郭は四ヶ所位で外に小郭が付随する。大手口は南とみてよく、遺構はすべて南を意識して造られている。尾根続きは土橋と堅堀によって防壁されている。搦手が現在佐保川を渡って山頂に通じる道であったかと思われるが確証はない。土橋の北側の谷が俗に井戸ヶ谷と呼ばれる。八角石積の井戸の存在が伝えられるが、土橋部分の土砂崩で埋没してしまつたと聞いている。恐らくこの城に伴うものであろう。

位置、規模よりみて、在地とは関係ない守護層によって築かれた城であろう。

18. 土居山 (千提寺) (図2-3)

大字千提寺字中ノ谷にあり、旧小字は土居山と称した。近代初頭まで中世名主の系譜を引くとみられる乾氏の生活があつた場所である。千提寺地区のほぼ中央、西より突出した急峻な尾根を利用して築かれ、頂上よりは千提寺の家々のすべてを見渡すことが出来る。敷地は東西100m、南北70m位、比高40mである。三方急斜面で囲まれ、西方のみ尾根続きとなる。

上面の平場は東西65m、南北15m位で、北と東に土壘が廻る。北側の土壘は高さ5m、幅4m位の堂々たるもので、特に幅の広い東部は南側に小土居を造って郭状をなしている。東南の隅は一段高くなって矢倉台状に造られている。住居のあつた平場の東部は小土居(土塀?)によって南北に区切られ、中央に円形土坑が造られている。西方の区画中央には泉水かとみられる石組みを残している。泉水は、当時の一般百姓の屋敷に見られないもので往時の生活が偲ばれる。入口は南側の谷筋より小径が通じる。途中に石積の平場があるが近代のものであろう。入口の様子は崩壊のため不明であるが、虎口に当たる処に土坡による小平場が造られていた様で、土坡基底には自然石を一重に並べて基礎としている。用水は南側の谷に湧き水があるが、近世では上方より竹管水道を使用していたと伝えられている。尾根続きは現在民家の敷地となり旧状を知ることが出来ないが、元来堀切の様設備は無かつたと伝えられている。

19. 高山城 (豊能郡豊能町)

地区外であるが、旧清溪地区と云うことで歴史的にも関係深い土地であるので書き添えておく。現在豊能郡豊能町大字高山、通称城山(じょうやま)にある。立地は、余野川筋より高山に至る道筋を見渡せる比高50m位の山の先端部に当たる。尾根続きを堀切によって切断、その面に土壘を置き、本来平坦であった山頂の周辺を少し削平して45×15m位の平場を造り中央はそのまま残すと云う最も簡略した手法で郭を造成している。中央に狼煙跡とみられる土坑が残っている。尾根続きの道は、通称殿垣内と呼ばれる集落に通じている。伝える如く高山右近を出した高山氏に関する遺構とみられ、規模よりみて見張り台的なものであるが、呼称からは当時の村人は城として認めていたのであろう。同地区には他に城郭と認められる構築物は今のところ存在しない様である。

結びにかえて

主として清溪地区の遺跡を列記して来たが、これが対象地区内の関連文献とどの様に対応するであろうか。

忍頂寺は、貞観2(860)年に寺号を勅許され勸願寺となり公費による運営がなされたわけであるが、時代の変遷と共に寺周辺の庄園化が認められ、寺辺村が成立したと考えられる。その後忍頂寺は仁和寺の末寺となり、隣接する銭原、音羽、泉原、佐保の4ヶ村も庄内に組み込まれて仁和寺領忍頂寺五ヶ村なる庄園が成立する(注2)。しかしその編入の時や経過は明らかでなく、文献上からは勝尾寺文書寛喜2(1230)年の「勝尾寺四至注文」に「東限泉原、御室御領」とあり、これが当時泉原村の仁和寺領としての初見である(注3)。忍頂寺にはこれより先、元暦元(1184)年出火災上の記録が残る様であり関係文書の亡失があったのであろう(注4)。平安後期かと思われる焼け瓦の存在はこの事実を裏付けするものであろうか。

地区内で見出せる当時の生活資料は、石造品を除けばそのほとんどが土陶器の破片である。それを現在の中世土器編年に照合すると(注5)、現在のところ、生活の開始は各地区共10世紀頃の時点を示している。清溪地区が仁和寺の庄園に編入されたのが仮に11世紀頃とすれば開発の時期と差を生じ、当時すでに村落として成立していたものであり、周辺部の発掘調査結果からみれば開発開始が更に溯ることも考えられる。

開発に関して、泉原においては、大中とワランドの二ヶ所の遺跡に注意したい。両者共現在の集落とは位置を異にする。東西両谷の開発に係わる水源近くに位置し水路は遺跡の側を流れていて用水支配、つまり開発に深く関わったと考えられる遺跡である。採集資料も黒色土器Aに始まり良質の舶載磁器を多く持つこと、共に近くに鍛冶または鋳造などの工房と思われる遺跡を伴うことなどは、両遺跡の性格を開発指導者の屋敷地と位置付けてよいと考えられる。細かいことになるが、両遺跡にみられる黒色土器B類には若干の差異がある様で、共有の国産施釉陶にもそれがみられる様に感じる。わずかの資料からの憶測は危険であるが、両者は流通系統を異にしたもので出自を異にしていたものではないだろうか。わらんど遺跡は忍頂寺と近距離にあり忍頂寺との関係が考えられるのに対し、大中の方は、これは位置よりみて粟生の藤原氏との関係が考えられる。同氏は勝尾寺文書にも多く現れ、在地領主的な存在であったらしく考えられる。大中の地は、粟生の奥村より西山川を遡り、ひよの峠を越えた処であり、其処には水量豊かな谷間が広がる。後に国人領主として発展する泉原氏が藤原性を称し後に粟生の菩提寺の別

当職を入手し、これを勝尾寺に寄進し勝尾寺との関係を深めているなどの点からの推測である。やがて泉原氏は盆地の中央に位置する中山、殿垣内に居館を移し城郭を構えることになるのであるが、その頃にはわらわりの遺跡は消滅している様であり、両者の関係についても文献の上から何か手掛かりが欲しいものである。

佐保は、文献では南北朝頃より支配関係の文書が比較的残る(注6)。しかし開発の様子などは文書からは不明であり考古資料によるほかない様である。それによると、泉原と同じく10世紀頃に計画的な開発が始まっていたことが考えられ、かなりの指導者の存在が推測されるわけであるが、中世後期の文献資料(注7)によると、佐保には佐保村と、領主名のある安名の二つの年貢収納体系が併存していた様子を伝えている。また現在の集落が中世集落を引き継ぐものであるか否かについては、資料的に不足はあるが黒色土器Aより始まる村も存在するし、瓦器は何れの集落に於いても目に止まるから、或る程度の集落基盤は鎌倉時代には成立していたのであろう。しかし、石垣を積み上げた現在の集落景観が何時頃まで遡り得るか、これは水田も含めての話であるが意外と新しいのではないと思われる節もあることを提言しておく。理由として条件的に早い開きと思われる地域でも石垣の裏込に瓦器片と共に備前すり鉢等が含まれる例があることによる。

最後に村内に残る城砦であるが、クルス山を別として何れも国人層が有力な名主に係わる砦と思われる。近年「村城」なる考えが出されている様であるが、これらは村内にある程度の団結が存在し、且つ村を越えての連合体制がなく、単に地侍層の自己顯示目的だけでは存在し得ないと思う。もっとも、中世の中小地侍が「土居」とか「かき上げ」とか呼ばれる屋敷に居住していた記録はあるが(注8)、彼等は単なる百姓名の保持者ではなく、党とまでは行かないまでも一つの目的を持って連合行動するグループの一員として存在したと考えられる。

ここで千提寺の土居山を取り上げてみよう。館主乾氏が近世を通じて土居山を保ち得たのは、文明頃の本願寺の蓮如の布教活動によって一向門徒が村内を指導する様になり、やがて石山合戦が始まると乾氏の様な地侍を中心に一揆を結んで参戦したのであろう。終戦後五ヶ庄の門徒に褒賞として顕如より下賜されたと伝える方便法身像は、千提寺に安置され国見山惣道場と称され、その裏書には「知行 五ヶ庄」等の文字が散見されたと伝えられている(注9)。本像は乾氏の管理下において千提寺道場として近代初期に至り、道場廃止の後は安元の教誓寺に移管されて現在に至っている。この様な歴史が転びキリシタンを含む千提寺と云う特異な地区内にあって根本名主としての残影を保ち得た理由の一つかも知れない。

注

(1) 瓦器の編年観は、すべて、橋本久和「中世土器研究序論」1992による。

(2) 福留照尚「忍頂寺と寺辺村五ヶ庄」

『安威川総合開発事業に伴う文化財等総合調査中間報告書』

(財)大阪府文化財調査研究センター 1997

(3) 箕面市役所『箕面市史』史料編Ⅱ 所収 1972

(4) 『仁和寺史料』寺誌編Ⅰ 所収 1964

(5) 注(1)に同じ

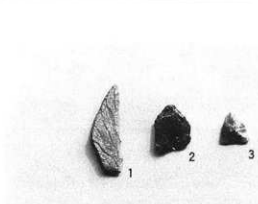
(6) 高槻市役所『高槻市史』第3巻 史料編Ⅰ 所収 1973

(7) 多田院文書ほか

(8) 注(6)に同じ

(9) 奥野慶治『綜合清溪村史』清溪尋常高等小学校 1935

大中遺物散布地第1地点



1. ナイフ (サヌカイト) 2・3. 未成品? (チャート)



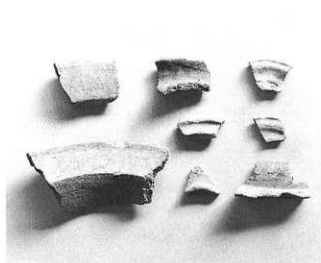
縄文土器片 (* 楕円押型文)



叩き石 (砂岩) A面
A・B面中央と側面に使用痕あり



* B面 土師質平底土器片 (古式土師器?)



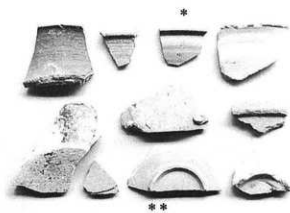
土師系土器片



瓦質羽釜片



瓦器碗片



須恵系陶片

* 篠窯鉢

** 篠窯緑釉皿



鉄製品 1. 釘 2・3. 鐵(2. 篋の代にねじり) 洪武通宝
5. 刀子片 6. 石割用のヤ



洪武通宝



土錘

(左・須恵質 右・黒色土器)



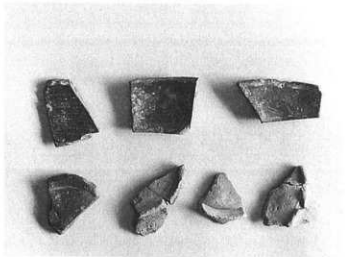
馬歯

大中遺物散布地第2地点

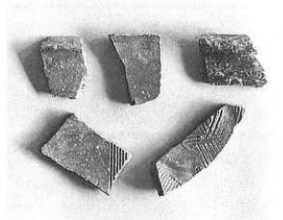


中国・国産陶磁器片

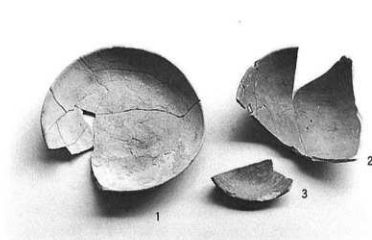
(* 国焼天目碗)



黒色土器 A, B破片



陶質鉢片 東播系ほか



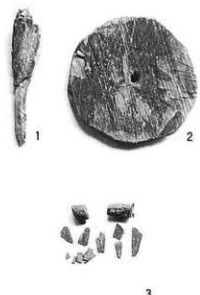
1. 土師質皿 2. 瓦器碗 3. 瓦器小皿



左2の瓦器碗底面



陶質土器片 1. 常滑甕 2. 丹波鉢 5・7・8. 東播系鉢



木製品 1. 匙? 2. 有孔円板 3. 櫛

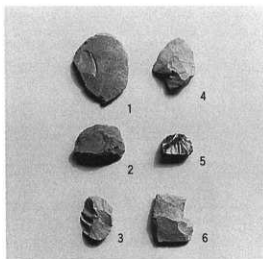


鉄滓

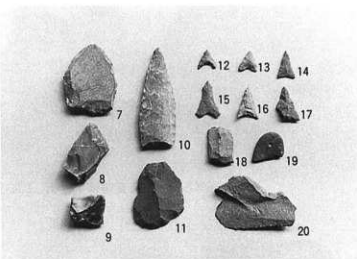


果実種子等 桃, 梅, 栗, 胡桃, 榎

堂ノ前遺跡 (第1~3地点)



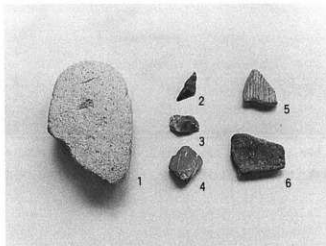
1~5. 片面加工 6. 楔形石器 (5はチャート, 他はサヌカイト)



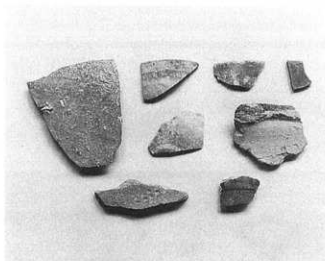
10. 尖頭器, サヌカイト, これのみ第2地点, 他は第1地点 7・11. 片面加工操器
8・9. 刃器(チャート) 12~17. 石鏃 18. 楔形石器 19. 未成品(粘板石) 20. 石匙



縄文土器片 (* 第2地点, 他は第1地点)



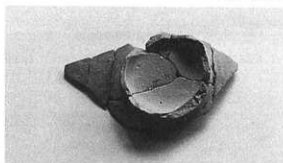
1. 叩き石(磨石兼用)(砂岩) 2~4. 剥片 5・6. 土器片



陶土器片 (常滑, 東播系, 瓦器)



陶質土器片 (須恵, 常滑, 丹波, 備前)



土師高盤



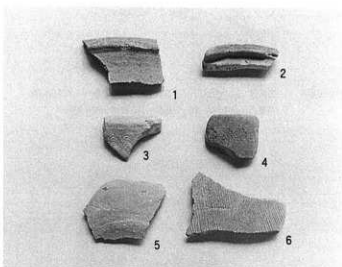
瓦器碗片



第1地点鉄器



ふいご羽口片

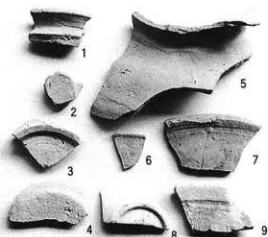


中世土陶器片 1. 東播系鉢 2. 瓦質鍋
3・4. 瓦質香炉 5・6. 須恵系鉢, 甕

久保田ワランド遺物散布地



叩き石 (花崗岩)



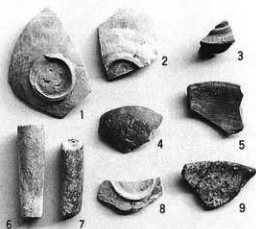
中世須恵系土器 4. 常滑底部 7. 東播磨系鉢 8. 白色軟質陶(当輪?) 9. 摺鉢



中国磁器片 1. 白磁碗 2. 天目碗(虎皮天目) 3. 白磁碗 4~8. 玉緑白磁碗
9. 青磁皿(何安?) 10. 白磁碗 11. 青磁(用途不明)

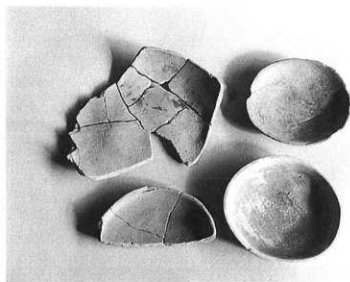


*のみ青磁(他は白磁碗片)



瓦器 1・2. 和泉系碗 3. ミニ羽釜(吹寄花弁暗文)
4. 小皿 5. 楠葉系碗 6・7. 瓦質足釜脚部
8・9. 瓦器碗

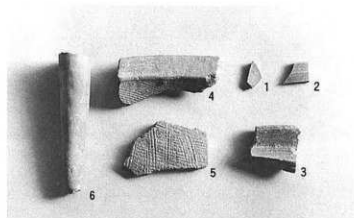
泉原今井遺跡



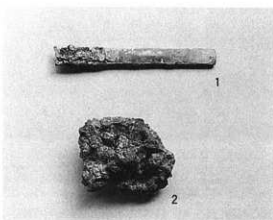
土師質皿，瓦器小皿



瓦器碗，小皿

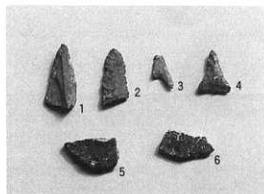


1・2. 中国陶磁器片 3. 須惠片 4・5. 土師質鍋 6. 瓦質羽釜脚部

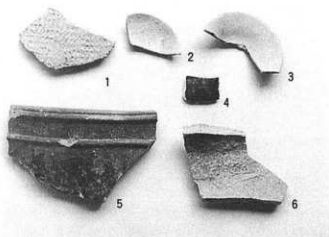


1. 小柄 2. 銚鉄塊

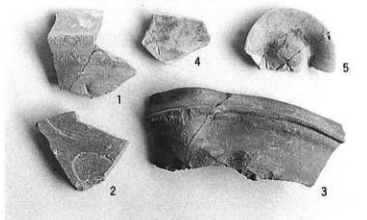
庄ノ本遺跡



1・2. 尖頭器 3・4. 鎌(サスカイト)
5・6. 土器片(薄手・無文)

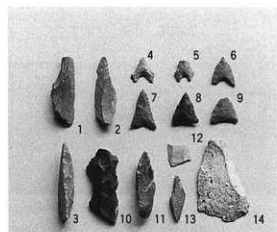


陶土器片 1-6. 須恵質土器 2-3. 土師小皿 4. 天目釉金高碗 5. 瓦質火鉢



陶土器片 1～6 備前鉢ほか 4. 瓦器碗 5. 土師質小皿

田中代遺跡



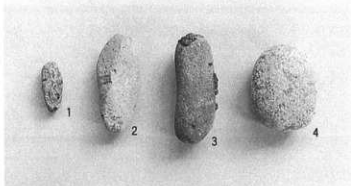
1～3. ナイフ型石器 4～9. 石鎌(8・チャート)
10. 削器(チャート) 11・13. 石鎌 12. 石刃(頁岩)
14. 不明剝片



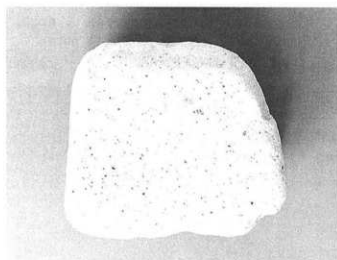
サヌカイト石核・剝片



チャート石核・剥片



1～3. 上下に使用痕ある礫器 4. 磨石 (花崗岩)



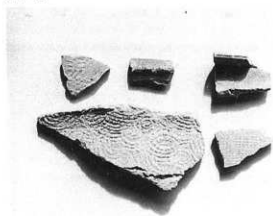
石皿 (細粒花崗岩)



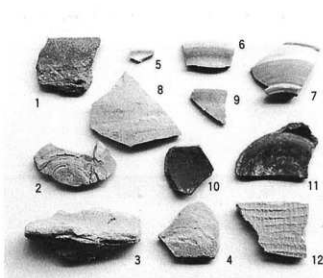
縄文土器片 (*印・押型文)



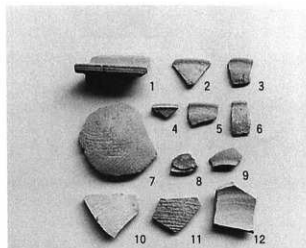
縄文土器片



須惠器片



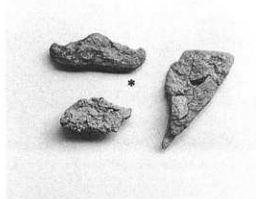
土坑一括品 1~4. 土師系甕, 貼付高台碗 5. 青白磁碗
陶磁器, 土器片 6. 青磁碗 7. 篠窠小杯 9. 須惠系杯
10・11. 黑色土器B(11は平底) 12. 須惠甕片



土坑一括陶土器片 (上と別地) 1・7. 土師甕 2~6・8・9. 黑色土器A
10~12. 須惠系

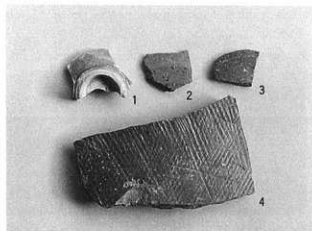


中国産陶磁器片



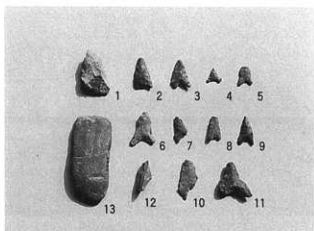
鉄製品 *火打金 (他は不明)

伏原遺物散布地



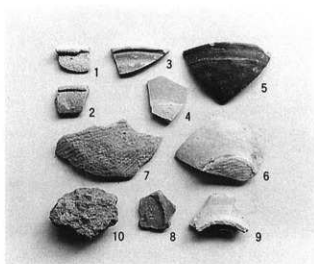
1. 青磁碗 2・4. 須恵系土器 3. 須恵器

神田平遺物散布地

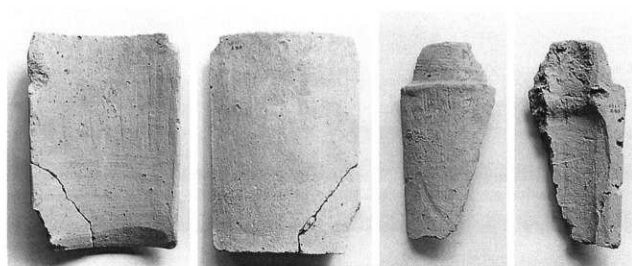
1. トロトロ石器(チャート) 2~11. 石鏃
12. 石核? 13. 石斧横片刃礫石器

神合前遺物散布地

- 中国、国産土陶器・磁器片
 1・2. 土師系 3・須恵系
 4. 白磁碗 5. 瓦器碗(楠葉系)
 6. 須恵系杯 7. 土師甕
 8. 黒色土器碗B 9. 鉄滓



忍頂寺



平瓦(表)

平瓦(裏)

丸瓦(表)

丸瓦(裏)

泉原城跡



佐保城跡(城山)



クルス城跡



佐保城跡(原石丸)



土居山



高山城跡



第9章 「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」と 崇拝の方式および信仰組織の復原

久米雅雄

第1節 はじめに

平成10年(1998)2月9日、この日、小雪の舞散る「千提寺」を訪れ、東藤嗣家・茨木市立キリシタン遺物資料館を経て、彼の「クルス山」に登った。大阪府文化財調査研究センターによる「国際文化公園都市 歴史・文化総合調査」の「現地踏査」のためであった。矢印のついた「クルス山」という道標に導かれて小高い山を登りながら、いつしか大正8年(1919)2月の雪の日の、当地における「上野マリヤ」吉利支丹墓碑発見の当時の感動が追体験され込み上げてきた。その帰途には「下音羽」の大神敏治家をお訪ねした。大阪府指定の有形文化財である「厨子入象牙彫キリスト磔刑像」とともに「銅版天使讃仰図」五葉を直接拝見させていただいた。可能なかぎりの至近的な観察と調査が許されることによって、さまざまな問題意識と解明したい欲求とが自分の中で複雑に交錯しはじめていた。

天文18年(1549)7月にイスパニアのイエズス会士フランシスコ・ザビエル(1506-1552)が日本の鹿児島に到着し、日本に初めてカトリックの「基督教」を伝来してから、まもなく450年を迎えようとしている。その時から今日に至るまでの「日本基督教史」は概ね「伝来時代」・「布教時代」・「禁教時代」・「復興時代」・「発展時代」などに分類されるのが通常であるが、そのような歴史的な経緯の中で、大正8年(1919)2月以来発見の「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」は学史的にきわめて重要な意味を有している。

大正8年の当地における吉利支丹遺物の発見以来、幾つかの論考が試みられてきた。「学史」については後程整理することができるが、中でも大正12年(1923)に刊行された『京都帝国大学文学部考古学研究报告』第七冊所載の新村出博士による「摂津高槻在東氏所蔵の吉利支丹遺物」、昭和3年(1928)の大阪毎日新聞社による『珍書大観 吉利支丹叢書』、昭和6年(1931)の大阪府学務部による『大阪府史蹟名勝天然記念物』第2冊中の「吉利支丹遺物」、昭和27年(1952)の藤波大超氏による『千提寺・下音羽の吉利支丹遺跡』などは何れも当該遺物の有するその重要性を直感的に看破した労作であった。

ところで平成8年(1996)9月末に、わたくしは「大坂城跡出土の円形印章について—或る吉利支丹大名の遺産—」を書き上げた。これは平成元年(1989)に「大坂城内」から出土した「豊臣期」の円形印章(Stamp Seal)が、仮説的にはあるが、「ローマ字」印として、しかも大友宗麟の「FRCO」印と同じくモノグラムの手法で、「高山右近ジュスト」の父、高山飛騨守「ダリオ(Dario)」と釈読できるのではないかとの可能性を論じ、ひとりの吉利支丹大名の残したその足跡と遺産とを追う内容であった。また平成6年(1994)に「天満本願寺跡」から出土した円形印章についても、同じ論考の中でこの印が「糸印」の中での図像印に属し、そのモチーフは「聖母子像」であり、「Dario」印とは性格を異にするものの、吉利支丹関連遺物の一であることを論じておいた。

確かにこれらは「日本印章研究」の立場からのひとつの新しい切り口にはちがいがなかったけれども、

ただし素材の限界もあって、これらの論考の中では彼ら「吉利支丹」と呼ばれた人々の奉じた「教義」や「信仰形態」あるいはその「宗団組織」のことがらについてまでは触れることができなかった。

「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」は、これらの問題点を明らかにしていく上での、最適の歴史資料であろうとわたくしは考えている。これらの貴重な遺物が、「布教時代から禁教時代へ」という当時の「歴史」のうねりの中で、どのように人間の「魂」と「霊」にかかわって機能していたのか、その「原初の姿」を「かつてその時代の中において機能していたそのとおりの歴史的な文脈の中で」、言い換えれば「基督教の本質」に関わらせてとらえ直してみたいというのがわたくしの願いである。非力ながら、本稿を呈する所以はそこにある。

第2節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の発見

千提寺・下音羽の吉利支丹遺物の発見については、当初の「発見劇」は元茨木中学校の教師であった天坊幸彦氏、その教え子であった教督寺の藤波大超氏、その教督寺の寺子屋に通っていた東藤次郎氏という三人の人間模様が大いに関係している。

この発見の経緯については、まず藤波大超氏自身の証言がある。昭和44年(1969)に刊行された『千提寺・下音羽のキリシタン遺跡』の中には、藤波氏の回想談が載せられているが、それは次のようなものである。

「さて、その伝説化しかけた歴史的事実を突き止めようと、早くから調査研究をしております筆者のわたしが、千提寺の知人東藤次郎翁に協力を求めますと、たちまち、いなくなりました。しまいには断りきれず、とうとう重い腰をあげてくれました。それは大正八年(1919)二月の、ある雪の日でした。東老人と朝から降りしきる雪をしのぎつつ、千提寺部落の個人、共同の両墓碑をくまなく踏査しましたが、目指すキリシタン墓碑はとんと見当たりません。この時、東老人はうちの山(千提寺小字寺山)に村の若衆(青年団)がむかし力持ちに使っていた石があるからそれをこのことで雪の寺山にわけいりますと、すぐ雪をかきわけてこの石とさされた途端、小躍りして見入りますとまぎれもない二支十字章のきざみつけられた見事なキリシタン墓碑をついに発見することができました。おそらくこのことは東翁はよく知っておられたことなのでしょうが、父祖の伝承による口止めをこの時までよく厳守されていました。さて、これをきっかけに東家のあけずのひつが開かれましたのは、あくまで大正九年の九月でありました…」と続いている(図1)。

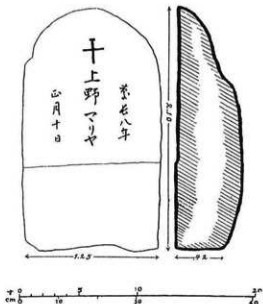


図1 「上野マリヤ」墓碑(クス山)実測図
(『京都帝國大学文学部考古学研究报告』第七冊より)

東藤次郎氏の孫にあたる東藤嗣氏(1919-1998)は、平成4年(1992)に再刊された藤波大超氏による『同書』の巻頭序文において、次のように述べておられる。

「私が生まれたのは大正八年八月。藤波大超先生(1894-1993)が祖父藤次郎に何度も頼み込んで、寺山(俗称クルス山)でキリシタン墓碑を初めて発見されたのが、大正八年二月の大雪の日ということである」、「何の変哲もない自分の持ち山、寺山に藤波先生を案内しその石を指し示したことから、祖父はその碑文には以前から気が付いていたと思われる」、「祖父が藤波先生に指し示した石〔地元では若衆が力較べに用いた石として知られていた〕は、墓碑銘が下向きに置かれていたので、慶長年間の銘が大正八年の二十世紀に入ってからも読めたのであろう。仮に上向きに置かれていたならば、墓碑銘は完全に風化してしまい、二支十字章も上野マリヤの名前も慶長八年(1603)の年曆もわからず、一塊の石として捨て置かれたであろう」と証言しておられる。

では、当時二十歳代半ばで新進気鋭の若い教師であった藤波大超氏が、かくも熱心に未だ知られざる「千提寺の吉利支丹遺物」に執拗にこだわったのは何故であったのか。それは中学校時代に歴史の時間に語られた教師の話が忘れ難い話として少年の心に落ち、やがて根付き、芽吹いていったからである。「その藤波先生が茨木中学に通っておられるころ、富田にお住まいだった天坊(幸彦)先生から歴史の時間に『隠れキリシタンの里が千提寺にあるのではないか。君の住まいに近いので一度調べてみては?』と奨められ……後日(藤波氏は)忍頂寺小学校の訓導として地元で活躍され、祖父藤次郎に何度も頼み込み、クルス山での墓碑の発見となったのである」と記している。天坊幸彦氏の「学究として、また教師として」の暖かい生徒への語りかけと関心と励ましとが功を奏したものである。

藤波大超氏自身の晩年に収録されたビデオの中においても、藤波氏は何度も何度も「天坊先生、天坊先生」と繰り返しておられるので、師の蒔いた「一粒の種」が、確かに一生徒の柔らかい「心の土壌」に落ちて、やがて芽吹き、実を結んでいった「教育」の好例を見ることができるのである。

さて、今述べた千提寺における「上野マリヤ」吉利支丹墓碑の発見は、その後続く吉利支丹遺物の発見の序章にすぎなかった。とは言い、この一基の「吉利支丹墓碑」の発見が、そのままストレートに「千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の発見」に結びついたというわけではない。何故ならば、そこには単なる「吉利支丹遺物」の伝世者・保管者であることに留まらない「生ける信仰者」としての、また世々にわたる「聖具秘匿者」としての重い責任と、急速に変容しつつある時代を目の前にして一信者としてその立場性をどのように開示していくかという点においての内面的・霊的葛藤が深く関わっていたにちがいないからである。このきわめて微妙な内面世界の問題を、真摯に、かつ誠実にうけとめ、斟酌し、その霊的境界について十二分に顧慮しえる人、また人間的に十二分に信頼され尽くした人に対してでなければ、「あけずの櫃」はいつまでも「あけずの櫃」のままであったであろう。

天保8年(1837)に千提寺の中谷家に生まれ、助工門の妻として東家に入り、その後も信仰生活を保持していた東藤次郎氏の母親であったイマさん(1837-1925)への説得工作は、なかなか骨の折れる困難な、熱情と忍耐を要する仕事であったらしい。イマさんの兄である中谷藤太郎氏を曾祖父とする同じく千提寺の中谷茂氏は、昭和63年(1988)刊行の『潜伏キリシタンの遺宝』の巻頭の中で、開示の困難さを次のように述べている。

「一基のキリシタン墓碑が動機となって、発見者の藤波氏は、東宅に固く保存してあった遺物を、当時信者であった八十二才の東イマさんに再三頼んだが、承諾されなかった。生まれて以来、こういった厳しい時代背景を生きぬいてきただけに、簡単には納得するわけがな(かった)」と。

しかし藤波大超氏の熱心と長男東藤次郎氏による母イマさんへの粘り強い説得とが功を奏したのであろうか、遺物は明治38年(1905)の火災によって東家の原初の位置からは移されてはいたものの、大正9年(1920)9月26日以降、「あけずの櫃」からの貴重な発見へとつながっていったのであった。「ザビエル聖人画像」や「マリヤ十五玄義図」、「耶蘇磔刑木像」や「聖母象牙彫像」、「金蒔絵天目茶碗形碗」や「銅製メダル類」、「銅版天使讃仰図」や「吉利支丹抄物」(「銅版耶蘇昇天図」を伴う)などが発見され、世間を驚かせた。このおりの調査結果報告は『京都帝国大学文学部考古学研究报告』第七冊として大正12年に公開されており、今なお「日本基督教史研究」の代表的基本文献である。

この東家における「吉利支丹遺物の発見」に続いて、大正11年(1922)にも、同じく千提寺の中谷仙之助・源之助の両氏宅から、貴重な「吉利支丹遺物」が発見される。この発見もちょうど東家の場合と同じように、地元教師の熱心によって300年の沈黙が打ち破られる。中谷仙之助氏のご子息にあたる茂氏によれば、前掲書の中で「当家の遺物に関しては、私の幼年時代、泉原の小学校教諭、郷土史家である奥野慶治氏が、夜再三来訪され、夜明迄かき父に懇願されていたことを覚えている。やがて、納得させられ、日の目を見たのである」と、幼きころの当時の事情を回顧されている。

このようにして、千提寺の中谷仙之助氏のお宅からは「耶蘇画像」や「ロレータ精舎図」、「どちりいなきりしたん」や「ぎやどべかどる」、「真鍮製十字架」などが発見され、また中谷源之助氏宅からは「聖母子画像」や「ほろひしあ断簡」、「アニュス・デイの布袋」や「真鍮製十字架」および「デシピリナ(鞭縄)」などが発見されることとなった。

その後、大正12年(1923)5月以降には、今度は下音羽の大神金十郎氏宅から「象牙製耶蘇磔刑像」や「銅版天使讃仰図」(五葉)、さらには「木製十字架」や「十字架付念珠」などが発見され、昭和5年(1930)には、同じく下音羽の原田辰次郎氏宅から「マリヤ十五玄義図」が発見された。

そのほか「墓碑」に関して言えば、「千提寺」では冒頭に紹介した東家クルス山の「上野マリヤ」墓碑に加え、中谷栄太郎氏宅の「佐保カララ」墓碑ほか一基、「下音羽」では井上与平氏宅から「くほまりや」墓碑、高雲寺(曹洞宗)から「せにはらまるた」墓碑ほか一基などが発見されることとなった。

以上に見てきたところが「千提寺・下音羽における吉利支丹遺物」の発見の経緯のあらましである。

第3節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の研究史

それでは、これら「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」は発見後どのように調査され、資料公開され、研究され、その内在する価値をひきだされてきたのか、現時点における「学史的到達点」を知るために「研究史」の整理からはじめることにしよう。

1. 大正8年「吉利支丹遺物の発見」から

『京都帝国大学文学部考古学研究报告』第七冊公刊前後まで

東藤次郎氏所有の「クルス山」から慶長8年(1603)正月10日銘のある「上野マリヤ」吉利支丹墓碑が発見されたのは大正8年2月のこと、そして藤波大超氏らの尽力で東家所蔵の吉利支丹遺物があらわれるのは翌大正9年(1920)9月26日のことであったが、その大要はまず同年10月1日付の大阪毎日新聞紙上にて紹介されることとなった。

これを学会に対して最初に報告し発表したのは、後に大谷大学教授となった橋川正氏であり、その報

文は大正10年(1921)1月1日に、「北摂より発見したる切支丹遺物」と題して、『史林』第六巻第一号に掲載されている。これは僅かに五頁ほどの小論にすぎないが、藤波大超氏による「上野マリヤ墓碑」の発見が大正9年2月18日以前であることが藤波氏の書信から明らかであること、この墓碑所在地はもと東家のものではなく買得したものであり、東藤次郎老人の少年時代にはこの墓碑はまともに立っていたこと、この家は臨済宗の門徒で佛壇には釈迦佛の木像が安置されていること、昔から物置の隅に秘密のものが傳えられており、東老人父子が出て来られた秘密の品々は「小さい青銅の容器」と「古いメダル」が大小六個、「象牙彫の小さい婦人像」や「木彫彩色の基督十字架像」、「油絵風の絵画二軸」、「エルサレムをあらはした銅版画」、「一冊の革表紙の書物」などであり、「叢林中の基督教徒墓碑」および「木彫基督十字架像」については写真入りで紹介されている。そして「予はこの意外なる遺物の発見を端緒として續々その発見調査と研究との進められんことを期待したい。而してわが基督教史研究のために、秘藏者諸氏が、その遺物を公開されんことを大いに慫慂したい」と結んでおられる。

大正10年(1921)4月24日には京都帝國大学の新村出・濱田耕作両博士が「東氏」宅を訪れ、「現品調査」を実施している。その当時の両氏による楽しい調査の有り様は、昭和13年8月刊行の『考古学論叢』の中において「大正九年の夏か秋のころであったか、摂津の東北の山間に位し、高槻から少し北西に當る山村界限に、吉利支丹の遺物が発見された報告を得たので、私たちは一通りの下吟味を経た後、多分大正十年の春、たしかに四月下旬あたりに私は博士と共に右の山村の一老農東藤次郎の家を訪ひ、発見の経路や実跡を聞きし、諸人から傳手を聴取などして、夕方二人で帰路に就いた。往路は高槻驛から、

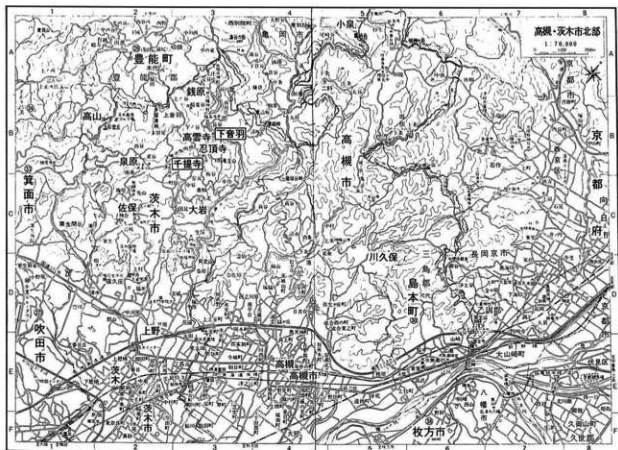


図2 清溪村千提寺・見山村下音羽とその周辺



写真1 「京都帝國大學文學部考古學研究報告」第七冊(1923年)

帰路は宵間の裡を茨木驛までたどり、吾々は驛前の小店の二階で粗末な晩食をとった。歓談してビールの一二本を二人で傾けた位で、それから汽車に乗って家路に着いた」（「濱田青陵博士の追憶」と記されている。刊行は、その後の新村博士の外遊のためあって若干遅延したものの、この成果は大正12年(1923)に新村出・濱田耕作・梅原末治共著の『京都帝國大學文學部考古學研究報告』第七冊として刊行された(写真1；図2)。

本報告書の「序言」の中で濱田耕作氏は「本学教授文学博士新村出君等意を用ひて、西教徒の遺物を聚集せんとして年あり。因らず近年彼等西教徒の墓碑の京都市中及びその附近の地に於いて発見せらるるものあり、其の大多数は本学考古学教室の有に帰し、或は其の保管に託せらる。是れ實に此種遺物の世に現はるるの初めとなす。又た摂津高槻在なる東藤次郎君傳ふる所の西教徒の遺物は、全く近時の発見に係り、其の画像教義書をはじめ各種のものに亘り、その数量の豊富なる、史料として価値ある、特に注意を要すべきものあり。固より此等遺物に関する精到なる研究は、多くの他の資料と参考して、之を将来に期す可きものありと雖も、之を学会に発表して世人の注意を喚起するは、又た以て他に隠れたる資料を誘発出現せしむるの一端なるを思ひ、吾人が今日に至る研究の一般を公にし、併せて此等と関係ある切支丹教名合字入帳及び南蛮人絵鞍に就きて記する所を集録して、遂に本冊を成すに至れり。吾人は新村教授の熱心と協力とによりて、考古学研究報告の一冊として、我国に於ける基督教考古学に関する研究を出版するを得たるを深く感謝す」と述べて、本報告書が「基督教考古学」の嚆矢として有するその深い意義と将来果たすであろう斯学の重要な役割について、先見を表明しておられる。本報告書には新村出氏の「摂津高槻在東氏所蔵の吉利支丹遺物」、新村・濱田両氏による「京都及其附近発見の切支丹墓碑」等が収められているが、これらは「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」を研究していく上での、内容の充実した、密度高い、示唆に富む基本文献である。「絵画及版画」・「彫刻及其他」・「吉利支丹抄物」、

「墓碑の形式と記録」など、「東家」発見の遺物に限定された内容ではあるものの、その研究水準の高さと奥行きの高さにはただただ驚嘆するばかりである。

翌大正13年(1924)に新村出氏は『南蛮更紗』を改造社から出版し、そこに収められた「日本最古の銅版画」の中で「慶長以降元和、寛永年代の一枚摺りの版画」として「高槻、茨木近在旧家の東氏から一昨年発見された吉利支丹遺品」に言及してい



写真2 ローマ教皇使節一行の千提寺訪問 (1926年)

る。「日本文化史」の視点から、氏の（総合を目指しての）個別的問題意識に基づいて、司馬江漢以前を問い直すひとつの作業のようにわたくしには思える。

大正14年(1925)になると、同じく新村氏は『南蛮廣記』を岩波書店から出版する。本書は「一 西教篇 西教の弘布と禁制」・「二 典籍篇 典籍の印刷と翻訳」・「三 芸術篇 絵画其他染織物」の三篇から構成されているが、巻頭には東家発見の「フランシスコ・シャキエル上人画像」が掲載されている。「典籍篇」に「摂津高槻在東氏所蔵の吉利支丹抄物」、「芸術篇」に「摂津高槻在東氏所蔵の吉利支丹遺物」(緒言・絵画及版画)が収められており、「京大報告」のきわめてアカデミックなその成果が広く世に紹介されることになった。なお同年5月17日に「遺品は京都帝国大学において(裕仁)摂政殿下台覧の光栄に浴し、此日清溪村長免山英雄、中谷源之助、東藤次郎、中谷仙之助、大神金十郎、藤波大超の諸氏は同大学内にて殿下を奉迎送申上げ、後大学本館内の御座所並に台覧品の拝観を指許された」と、奥野慶治氏は後述する『綜合清溪村史』(1935)の中でのべている。

翌大正15年(1926)4月22日にはローマ教皇庁より大司教マリオ・ジアルジニ氏以下の使節一行が千提寺を訪問し(写真2)、「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」はますます内外に知られるところとなる。しかしこのおりまでの報告はと言えば、事実上「東家」遺品に限定されていたとの感が強い。それ以外の中谷仙之助・中谷源之助、大神金十郎氏らの所蔵する貴重な資料が公表されるようになるのは、昭和に入ってからのことであった。

2. 昭和3年『珍書大観 吉利支丹叢書』の刊行から「終戦」前後までの研究史

その代表的な業績のひとつは昭和3年(1928)に大阪毎日新聞社が刊行した『珍書大観 吉利支丹叢書』である。まず同年4月以降、第一回配本として中谷仙之助氏蔵本の「ぎやどへかとり」、第三回配本として東藤次郎氏の「吉利支丹抄物」および大神金十郎氏の「銅版画」・「磔刑像」・「念珠」が発刊され、九月以降は第六回配本として中谷仙之助氏の「聖人画像」・「押出ロレート聖母像」・「遺物十一點」、第八回配本として東藤次郎氏の「銅版画」・「十五玄義図」・「遺物」・「腕」、そして翌昭和4年(1929)1月には第十回配本として中谷仙之助氏の「どちりいなきりしたん」、中谷源之助氏の「聖母像油絵」、東藤次郎氏の「ザビエル聖人像」(原色版)などが相繼いで公刊された。美しいコロタイプ印刷の写真版のほかに、東氏の「吉利支丹抄物」、中谷氏の「ぎやどへかとり」および「どちりいなきりしたん」などは実物の複製品のかたちで出版された。特別な解説は付されていないけれども、遺物の原初の状態・発見時の一括関係・所蔵者等を明証する資料として、「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物の全貌」を視覚的に初めて紹介した基本資料集として、きわめて貴重である。

その2年後の昭和5年(1930)に至り、姉崎正治氏は『切支丹伝道の興廃』を同文館より出版する。当地における資料については「第十九章 伝道と文化要素、キリシタン文学」の中において「教理書及オラショ類 信心修行書」の一として、「信者の覚書写本」としての「摂津音羽村の吉利支丹抄物」にふれている。ただし内容は「新村教授の研究」を紹介するにとどまっており、また錯誤された「音羽村」は「千提寺村」に訂正されるべきである。

翌昭和6年(1931)には大阪府学務部より『大阪府史蹟名勝天然記念物』第二冊が発行された。本書は三島郡・豊能郡の両部を輯録しているが、「凡例」によれば「三島郡の調査は凡て調査委員天坊彦彦氏」によるとのことである。「吉利支丹遺物」の一項があり、茨木市清溪村大字千提寺の東藤次郎・中谷仙之助・中谷源之助・中谷栄次郎氏の遺物、また見山村大字下音羽の曹洞宗高雲寺・大神金十郎・井上與

平氏等所蔵の遺物が（三頁ほどの短い内容ではあるが）紹介されている。大阪府刊行の本書の意義は、写真や図を欠いてはいるものの、先の『吉利支丹叢書』の流れに沿って、東家以外の中谷家・大神家・井上家・高雲寺等を含めた「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」の全般を、簡潔な説明を付して、トータルに論じ始めたという点にあろうか。

同じ昭和6年、濱田青陵氏は『天正遣欧使節記』を岩波書店から刊行し、「第四 中伊太利の旅」の中で「ロレートの御寺へ」なる一節を設け、そこで「ロレート聖母寺内聖母像」とともに、中谷氏所蔵の「ロレート聖母銅浮彫畫」を紹介されている。

またこの年、新村出氏も「岩波講座日本文学」において『南蛮文学—日本文学と外来思潮との交渉—』を上梓する。ここにおいては「摂津高槻近郷の山間の旧家で発見された（東家）抄書類」に加えて「北摂中谷氏蔵のギャ（ぎやどべかどる）の写本」の内容が初めてとりあげられ、特に下巻第一編第五にみえる「世界の栄花のみじかき事」が具体的に紹介された。また他の刊本・写本等との比較研究なども盛り込まれて、この方面での研究がいっそう深化しはじめている（昭和7年〔1932〕年から昭和8年〔1933〕にかけては「天正使節渡歐三百五十年記念」ということで、丸善書店主催の『珍籍展覧会』が東京本社と大阪支店で開催され、ここにおいて新しく発見されたばかりの「表紙たる五七の桐の花模様を銀色に糸がきだしたる意匠の頗る美術的」な「ぎやどべかどる」上巻が披露されている）。

昭和10年（1935）になると、新村氏は今度は「岩波講座日本歴史」の中に『南蛮文学』を掲載し、「教義書」・「教外文学」・「語学書」のおおのの系流について論じるとともに、「中谷仙之助氏旧蔵の『どちなきりしたん』」の位置付け等をも試みておられる（「旧蔵」とあるのは、早くもこの頃までには、本資料が「ぎやどべかどる」などと共に、既に東京帝国大学に移譲されたことを意味している）。

そのほか、この間の昭和8年（1933）には、国宝には指定されていないものの重要な価値のある美術品が海外に多数流出しているという当時の状況に鑑みて、そのことを防止すべく「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定され、これにより同年10月31日付けで、東藤次郎氏所蔵の「紙本着色聖母十五玄義図一幅」並びに「紙本着色ザヴィエル聖人像一幅」および大神金十郎氏所蔵の「象牙彫耶蘇磔刑像厨子一軀」が、おのおの絵画及び工芸品の部門で「重要美術品」に認定されることとなったことも付け加えておかねばならない。

地域の動きとしては、昭和10年（1935）に、先程すこしふれた地元の奥野慶治氏により（天坊幸彦氏序文の『綜合清溪村史』が清溪尋常高等小学校から公刊されている。千提寺・下音羽の両地域の吉利支丹遺物を、貴重な写真資料等をまじえながら、「近世史」第六章および「現代史」第四章の中で「歴史的に」論じている。なお昭和15年（1940）にも同氏による「切支丹と三島郡」（『上方』所収）が出版されているが、ここにおいても同様の論旨が展開されている）。

昭和16年（1941）にいたり、新村氏は『日本吉利支丹文化史』を国立書院より出版する。この書は氏が「序文」において記されているように「本邦における吉利支丹文化興廃の迹を歴史的に探究してみた業績の概括」である。資料としては北摂高槻在発見の「シャヴィエル聖人画像」（この頃「京都帝国大学文学部保管」とある）、「マリヤ十五玄義図」・「天使合掌讃仰図」・「基督磔刑彫像」・「木製十字架意匠匠金蒔繪盒子」・「どちなきりしたん」の手写・「ぎやどべかどる」下巻未完本の古写本などが紹介されて、「吉利支丹芸術」としての洋画・銅版画・彫刻・吉利支丹遺物、「吉利支丹宗教学」としての「新編吉利支丹宗教学」（「どちなきりしたん」ほか）及び「邦訳吉利支丹宗教学」（「ぎやどべかどる」ほか）に言及されている。その系統だった論の立て方と実証の方法は手堅く

啓発性に富んでおり、一般概説として有用である。なお昭和23年(1948)にも同氏の『吉利支丹研究餘録』が地人書館より出版されているが、これは大正12年の「京大報告」のうち大正14年の『南蛮廣記』に収録できなかった部分を、すなわち「彫刻及其他」部分の「耶穌磔刑木像」・「聖母象牙彫像」・「其他の遺品」・「メダル類」についての記述部分を「摂津高槻在东氏所藏吉利支丹遺物補遺」と題して補足・転載するとともに、その後の研究、たとえば昭和17年(1942)に「京都帝国大学新聞」に掲載された講話筆記原稿「南蛮文学の性格」などを取めた一本である。先程の『ぎや・ど・べかどる』下巻第一編第五「世界の栄花のみじかき事」などへの言及がある。

また昭和17年(1942)の岡田章雄氏による『南蛮宗俗考』(地人書館発行)の中においては「第一章 教会堂と信徒の生活」〔南蛮寺の内外〕の項において、「初期西洋画作例」のひとつとして京都帝国大学所蔵「マリア十五義図の一部」(原田家本)が紹介されている。ただし作品解説は付されていない。

3. 戦後の研究史 一藤波大超『千提寺・下音羽の吉利支丹遺跡』以後一

大正12年(1923)刊行の『京都帝国大学文学部考古学研究报告』第七冊、昭和3年(1928)公刊の『珍書大観 吉利支丹叢書』などに加え、「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」を考察していく上で、重要な基本文献をもうひとつ挙げておかねばならない。戦後の昭和24年(1949)に刊行された比屋根安定氏による『日本基督教史』(教文館)なども、「第三篇 禁教時代」の「第十九章 教義書、排耶書、調書」の中で、東家所蔵の「御みいさのおかみやう并に観念ノ事」(「吉利支丹抄物」のこ)に触れていて貴重であるけれども、何よりも「千提寺・下音羽の吉利支丹抄物」に密着して個別解説が充実しているのは、昭和27年(1952)に発見者である藤波大超氏によって、発見以来三十年以上の時の経過をへて著わされた『千提寺・下音羽のキリシタン遺跡』であろう。

この書は、その章立として「ヨーロッパに知られた最初の日本」・「日本最初の吉利支丹宗」・「三島地方の吉利支丹宗」・「吉利支丹遺物」・「結語」から構成されているが、特に「吉利支丹遺物」は「絵画」・「彫刻」・「典籍」・「墓碑」・「その他の遺物と口碑」等に、有形・無形の「文化財」的視点で分類され、かつ適確な個別解説が付されているという点で傑出している。またこの書自体が当初「課程教育学級の資料本」であったことも、藤波氏の教育者らしい企図をのぞかせていて考えさせるものがある。なおこの書は、茨木市教育委員会・茨木市文化財研究調査会の「茨木市文化財資料集」として、また平成4年(1992)には忍頂寺小学校長の山崎豊氏・藤波大超氏ご息女尚子氏らのご尽力で復刻されているので参照することができる。

昭和44年(1969)には、茨木市役所から『茨木市史』が発行されている。その第七章「近世文化と庶民生活」第一節「キリスト教文化」の中において、これら東家・大神家・中谷茂家・中谷清家・中谷与一郎家などの遺物を紹介しつつ、歴史叙述を行っている。遺物所蔵者の世代交替や「どぢりな・きりしたん」や「ぎやど・べかどる」などの東京大学への移譲のことも明示されている。

いずれにせよ、これら藤波氏の著作は「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」を「資料総合的」に、かつ「歴史的」に考察していくこうとする場合の、不可欠にして主要な「基本文献」もしくは「確かな道標」のひとつといえることができる。

では、戦前・戦中の新村氏による「日本吉利支丹文化史」もしくは「日本吉利支丹文学史」のその後の系流はどうか。昭和32年(1957)に新村出・柊源一氏校註の『吉利支丹文学集』が朝日新聞社より出版されている。その「解説」の中で柊氏が述べているように「大阪府高槻年の山間で発見」され

た「どちりいなきりしたん」・「ぎやどべかどる」・「吉利支丹抄物」・「十五玄義図」等が「吉利支丹宗教学」全体の中でどのような意味を有しているのかを問いつける作業が進められている。この書は平成5年(1993)に平凡社から復刊されており、「吉利支丹文学の思想的背景」や「吉利支丹文学成立の地盤」をとらえていくためにも有用である。

昭和51年(1976)になると、H.チースリク(Cieslik)氏が『キリシタン研究第十六輯』の中に「高山右近領の山間部におけるキリシタン—布教・司牧上の一考察—」を発表する。これは従来の研究趣向とは傾向の異なる、いわば「歴史学的研究」に属する論考である。「一 山間部の高山領の成立」・「二 山間部におけるキリシタン伝道」・「三 伝道方針についての考察」・「四 弾圧下の司牧」・「五 キリシタン遺物」・「六 潜伏時代」・「結び」なる構成を有しているが、特に「キリシタン遺物」の項で「ドチリイナ・キリシタンの写本」、「教皇グレゴリオ十四世」や「教皇クレメンス八世」及び「福者フランシスコ・サヴィエル」の「メダイ類」、「ロザリヨ十五玄義図」、「聖フランシスコ・サヴィエルの肖像画」、「キリシタン墓碑」をとりあげながら、初めて「布教・司牧」的観点からの考察を試みたことは、学史的にきわめて大きな意義を有している。

そのほか「千提寺・下羽羽の吉利支丹遺物」そのものを考察した論考ではないが、「イエズス会関連文書」の翻訳の中で、これら資料を紹介した例がいくつかある。昭和38年(1963)の柳谷武夫氏の訳になるルイス・フロイス著『日本史—キリシタン伝来のころ—』(平凡社)の中では「東藤次郎氏旧蔵市立神戸美術館保管『聖フランシスコ・ザビエル肖像』」が紹介されたし、昭和44年(1969)の村上直次郎氏訳『イエズス会士日本通信下』(雄松堂書店)においては高槻所在「信心用具」(デシビリナやロザリヨや木製十字架)、また昭和53年(1978)の松田毅一・川崎桃太氏共訳の『フロイス日本史3』(中央公論社発行)の中においては「マリア十五玄義図」(東家本)が掲載されている。

「戦後の研究史」の中でもうひとつ高く評価しなければならない分野がある。それは「美術史」の方面からの研究である。この中の代表的な業績として、昭和20年(1945)の西村貞氏による『日本初期洋画の研究』(全国書房)、昭和28年(1953)の岡本良知氏による『吉利支丹洋風画序説』(昭森社)、昭和48年(1973)の坂本満氏による『初期洋風画』(至文堂)、昭和49年(1974)の坂本満・吉村元雄氏等による『南蛮美術』(小学館)、昭和53年(1978)の江口正一氏による『踏絵とロザリオ』(至文堂)、昭和57年(1982)の菅瀬正・北村芳郎氏らによる『天正ローマ使節派遣四百年南蛮美術展図録』などを挙げることができる。これらの著作の中で「救世主像」(東京大学総合図書館)、「天使讃仰図」(大神家)や「聖フランシスコ・ザビエル像」(神戸市立南蛮美術館)・「マリア十五玄義図」(京都大学文学部)、「聖母子画像」や「真鍮製十字架」、「アグヌス・デイ」や「ロレトの聖母マリア画像」(中谷孝家)等が取り上げられ、簡単な解説が付された。また近年の研究としては平成9年(1997)の坂本満氏らによる『南蛮美術総目録』、平成10年(1998)の神庭信幸氏らによる「京都大学所蔵『マリア十五玄義図』の調査」など(いずれも国立歴史民俗博物館より公開)を挙げることができる。

このように「美術史」の分野からも、作品の個別解説にとどまらず、「初期洋風画」の作風や主題や背景、聖画と世俗画、描画技法の比較研究、赤外線・X線等種々の写真撮影法による画像観察、非破壊分析による絵画材料及び描画技術の分析と推定、作画と表装時期差の意味の解明、保存と修復処置の問題など、多岐にわたる研究がすすめられてきた。

そして平成10年(1998)には大阪の吹田市立博物館において『高山右近とその時代—北摂のキリシタン文化—』特別展が開催され、ここにおいても「千提寺・下羽羽の吉利支丹遺物」を中核とした多数の貴

重要な資料が展示され、関心ある人々に多大なる反響と益と刺激とをもたらしている。

以上みてきたように「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」については、大正8年(1919)の発見以来、おおよそ80年の研究史がある。中学校の一教師の語ったことが一人の生徒の心に落ち、その生徒が大きくなって郷土で若い教師として地道な探索をつづけていた時、時満ちて、その熱意が実り、地元での重大な発見のきっかけをつくることとなった。その発見が端緒となり、さらなる発見が相次ぎ、何人かの学者・研究者が当地に足を運ぶことによって、この土地のもつ歴史的重要性とその宗教的・文化史的意義の深さが次第に認識されるようになってきた。考古学・歴史学・吉利支丹文学・美学・芸術学など様々な分野からのアプロウチがあり、これまでの成果にもきわめて大きなものがある。

問題は、これらの「研究史」を踏まえた上で、今後さらに何をどのように発展させていくことができるかという点である。「研究史」をふりかえてみて、わたくし自身の問題意識や歴史意識に照らして今後さらに充実させていくべき分野があるとすれば、それはこれら「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」から、当時「吉利支丹」と呼ばれていたイエズス会の人々の奉じていた「崇拜の方式」、すなわち「宗教教理」や「宗教思想」、あるいはその「信仰形態」や「信者組織の構造」などを、「吉利支丹遺物」を通じて復原することではないだろうかと考えている。わたくし自身の問題意識と解明の意欲とはそこにあり、この種の研究は従来ほとんど試みられて来なかったので、その意味で「新研究」ということができるかも知れない。実質的な意味での「新研究」を目指したく思う。

今のべた視点に立って、もう一度「千提寺・下音羽における吉利支丹遺物」を見つめ直すことにしたい。

第4節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の新研究

「千提寺・下音羽における吉利支丹遺物」の再検討を始めるにあたって、最初にその方法論について少しふれておく必要がある。従来研究史の中では、これら発見資料は、どちらかと言えば、絵画なら絵画、彫刻なら彫刻、典籍なら典籍というように、それぞれ「部門分野別に」個別解的に扱われてきたわけであるが、本稿においては、こういった絵画・彫刻・工芸品・古文書・典籍・考古資料などの「文化財の分類概念」に基づいて、最初から個別に解体して論じていく手法は採用しない。そうではなく、ちょうど「考古学」がその出土した遺物の「形式」や「型式」、「図像」や「文字」、「層序」や「出土状況」、「遺構の性格」や「他の発見遺物との共伴関係もしくは一括関係」などを重視しつつ、「その時代の思想性と歴史性および社会性」に肉薄していくのと同じ手法で、発見遺物を見直してみたいのである。というのは、恐らくそのような方法論で研究をすすめていかない限り、この「千提寺・下音羽地区」の本来「歴史的」に有していた、そのきわめて重い意味と役割とは一向に見えて来ないであろうからである。その理由で、本項においては「千提寺・下音羽における吉利支丹遺物」を「地区別」・「戸別」に分類整理し、その上で「戸別」における個々の一括関係がいったい何を示唆しているのかを探っていきたいと思う。

1. 発見遺物各論

A. 千提寺地区発見の吉利支丹遺物

最初に挙げるのは、千提寺地区発見の東家・中谷家の吉利支丹遺物のうち、東藤次郎氏宅発見の遺物である。

イ) 東家発見遺物

〔東藤次郎氏宅発見遺物〕

○紙本着色「聖フランシスコ・ザビエル像」〔神戸市立博物館蔵〕(写真3)



写真3 紙本着色「聖フランシスコ・ザビエル像」

本画は東藤次郎家の「開けずの櫃」より発見された絵画であり、今や大変有名な絵画のひとつになっている。画面の大きさは縦61.0cm、横48.7cmを測り、日本紙に泥絵具に膠と鶏卵の黄身をまぜあわせて彩色した絵画である。掛幅装になっている。写真を見るとあきらかなように、中央に黒いイエズス会の服をまとったフランシスコ・ザビエルが描かれており、その手は十字架の刺さった赤い心臓を抱き、その目は刑柱上のキリストを見つめ、光を放つ刑柱頂部には「INRI」(Iesus Nazarenus Rex Iudaeorum) すなわち「ユダヤ人の王・ナザレ人イエス」と書かれた札が付けられている。『聖書』の『ヨハネによる福音書』(19:19,20)によれば「それはヘブライ語、ラテン語、ギリシャ語で書かれていた」とのことであるが、ここではラテン語表記のみになっている。従来あまり論じられてこなかった点であるが、この「十字架」と「罪標」の組み合

わせをデフォルメして作り上げられたものが「二支十字章」の起源であろうと、わたくしは考えている。

ところで、この「十字架」の形状といい、罪を贖うための「キリストの貴重な血」が足下にまで長く滴りおちているその様子は、後述する大神家発見の「厨子入象牙彫キリスト磔刑像」とも酷似しているが、その「十字架」の中央あたりに、イエズス会の記号「IHS」の略号が描れている。この「IHS」については『THE CONCISE OXFORD DICTIONARY』(Oxford University Press 1964)によれば、「Iesus」(Gk cap. ē being like H)〔ギリシア語アルファベット第7番目の文字エータの大文字はH

に似ているので「イエス」, 「Jesus Hominum Salvator」(Saviour of men) [人々の救い主イエス], 「In Hoc Signo (vinces) in this sign (thou shalt conquer)」[「汝はこの標(十字架)において打ち勝たん; この旗を樹てて勝を得よ」コンスタンチヌス皇帝] などとなり、幾つかの可能性が考えられるけれども、ここでは『ギリシヤ・ラテン引用語辞典』等が示すように、「Jesus Hominum Salvator」すなわち「イエス・人類の・救い主」の略号としてとらえておきたいと思う。

ザビエルの頭上には光輪が描かれており、またザビエルの口元からは「SATIS EST DNE SATIS EST」(十分なり 主よ 十分なり)との言葉が発せられている。天空には三人の天使たちが描かれており、雲の上からキリストを讃仰している場面が描かれている。

ザビエル像の下部には「S.P. FRACISCUS XAVERIVS SOCIETATISV」と綴られており、「TA」部分はモノグラム(合字)で記されている。「S.P.」とは「Sanctus Pater」(聖なる父)の略であり、「SOCIETATISV」は後述する東家所蔵の『マリア十五義図』との比較からも明らかとなり、「SOCIETATISV」の誤記である。「聖父イエズス会士フランシスコ・ザビエル」の意である。

さてこのアルファベットの下部には、「讃語」と「ふたつの印影」すなわち「関防印」(書画の肩に押す印)と「落款印」(落成の款識の印)とを認めることができる。『京大報告』の釈文によれば、これは「嵯夫羅怒青周呼山別論慶 嵯可羅綿都 漁父環人」と解説され、基本的には「聖フランシスコ・ザビエル サカラメント 漁父環人」の意であり、「唯『慶』の一字は葡語の語尾としては相応せず、日本の豆爾波のモと読みても通じ難」いところがあると解説されている。漢字の読みについては「夫」を「布」、「羅」を「落」とする読み方等もあるようであるが、「慶」字についてはやはりこれは「慶」と読み、助詞としてではなく、ザビエルの名前の一部として解する方が妥当ではあるまいか。その方が対音としても、意味の上からも整合的であろうと考える。

では「漁父環人」についてはどのように解するべきか。『京大報告』は「『漁父』とは路加傳第五章ゲネサレ湖の漁父を連想せしむ。『環』の名號は未考とす」としているが、近年の『国立歴史民俗博物館研究報告75』『南蛮美術総目録』においては「作者は洗礼名をベテロと名付けられた画家であることがわかる」との断定的見解もある。

ただしわたくし自身は、「讃語」右肩上の「関防印」が「IHS」を十字に結び付けたイエズス会の符號であることと、その意匠が中国古銅器に由来する左下隅に押捺されたいわゆる「壺印」形式の「落款印」の印文が「耶省可」(この意味は後述)と判読できることから、この押捺された印章の性格は私印ではなく、公印であると考え、この「聖フランシスコ・ザビエル像」を描いた画家自身と、この「讃語」を実際に記した人物と、それを書かしめ、公印的性格を有する「関防印」および「落款印」とを押捺せしめた人物もしくは権威とは、おのおの別個の存在ではなかったかと推定している。

このことを考えるのに、例えば文禄元年(1592)に天草の地で公刊された『ヒデスの導師』や慶長12年(1607)に長崎で出版された『スピリチュアル修行』の前書部分に記された出版にいたる経緯を知ることはいかにヒントになる。「スピリチュアル修行のために選り集むる諸鏡(珠冠)のマヌアル。これゼズスのコンパニヤ(イエズス会)において編み立つるものなり。スベリヨウレス(修院長)とオリヂナリヨ(大修院長)の許しを蒙り、長崎ゼズスのコンパニヤのコレヂヨにおいて板を開くものなり」……、「リセンサ(認可): この日本とチナの国々のゼズスのコンパニヤのピセ ポロピンシヤ(準管区)のピセポロピンシヤル(準管区長)なる予フランシスコ パジヨは、我らの総会長 いとも尊きバアデラクラウドヨ アクワビバによりわが有する特別なる委任事項として、我らがコンパニヤの諸バアデラ

スによりて編み立てられ、且つはこの日本のピセロポピンシヤの同じき我らがコンパニヤの諸バアデレス及びイルマンズによって日本の言葉に翻訳されたる諸々のメチタサンのマヌアルと称する書の出版を許可するものなり。本書は我らがコンパニヤの博学且つ重立てる人々、さらには日本の言葉に勝れたる多くの人々により校閲せられ協賛せられたり。依って以上の証明として、ここに予は署名し、かつ予の公印を捺印するものなり。長崎に於て、時に一六〇七年へベレイロの十五日。フランシスコ パジヨ。

このことから「イエズス会」の出版はその「認可もしくは許可権限」が「特別なる委任事項」として「総会長」から「準管区長」に委ねられており、その許可に際しては「署名」および「公印」の押捺があったことを示している。

また「漁父環人」については『ヒデスの導師』（『信心録』）中の「パッパゲレゴリヨ十三よりバアデレヘレイリスへの御書」に「新しき書を編まるるの由、傳へ聞きぬ。急ぎこの所作を成就して……世に弘めらるべし。依ってロマの本寺サンマルコスのエケレジャに於て、漁人の指金の下より、之を書す」と見られるとおり、「環人」とは指環〔ゆびがね〕を継承する人物であるので、使徒ペテロをその初代とする「ローマ教皇」の権威を引き継ぐもの、すなわち当代の「ローマ教皇」をあらわしていると考えられる。

このことは濱田青陵氏の『天正遣欧使節記』所載の「史料文書」のうち、「羅馬教皇シスト五世有馬晴信宛書書」の中に見える「余は卿を以て聖教會の正教君主たる余の最も親愛なる諸子中に加ふるの適當なるを推ふ。余は卿が篤信と宗教の證左を、大なる喜悅と満足を以て見、更に之を卿の心中に増進せんことを欲し、前に記せる卿の使節に託して、贈るに諸國の王にして永遠の教主耶穌基督が架り給ひし十字架の一片を納めたる黄金十字架を以てせり。…余はなほ卿に送るに祝福せる一口の剣と一個の帽子とを以てす。…上帝の恩恵に由りて常に卿（陛下）の上に幸福あらんことを。羅馬聖ピエトロに於いて、漁父の銀環を鈐して、余の即位第一年千五百八十五年五月二十六日之を與ふ」なる記載とも関連しており、これにより「環」は単なる指輪ではなく、「銀環」という言葉からもあきらかなように、権威の象徴である「認印指輪」(Signet Ring)であることも明瞭となる（創世記41：41,42；エステル記8：2,8-12；ダニエル書6：16,17参照）。したがって「漁父環人」とは「漁父の銀環を有する者」、すなわち「初代ローマ教皇ペテロの権威を継承し保有する者」、すなわち「当代のローマ教皇」の意味となる。

では「関防印」・「落款印」は「ローマ教皇庁」から直々に舶載されたヨーロッパ産の印章であろうか。否、それは印の様式や印文の書体からみてありえないであろう。なぜならば「関防印」・「落款印」ともに、狩野派「壺印」などとも共通して、明白に足利期以降の「日本の特色」を有しているからである。

このように見てくるならば、この「聖フランシスコ・ザビエル像」は「ザビエルの列聖」(1622年3月12日、教皇グレゴリオ15世による)に際して描かれた絵画であり、この絵画に「ローマ・カトリック教会」の「教皇」(漁父環人)による「談話」が「イエズス会総会長」を経て、日本の「準管区長」に伝えられ、その「特別委任権限」の中で「列聖のメッセージ」が右筆によって書かれ、その証明として「耶省可」の公印が押捺されたのではないかと想定している。「耶省可」とは、たとえば「耶蘇会布教聖省認可」の意味ではないかと、わたくしは考えている。

○紙本着色「マリア十五玄義園」(写真4)

この紙本絵画の大きさは縦81.6cm、横64.8cmを測る。中央部は上下二段に区切られ、上部には幼いイエスを右手に抱き、左手には白い「ばら」ではなく「椿」の花をつまんでいるマリアの像、下段にはイエズス会の開祖、イグナチウス・ロヨラ(左)とフランシスコ・ザビエル(右)の像が描かれている。

両者の間には「聖餅」（オスチャ）と「聖杯」（カリス）、そしてその下には丸いイエズス会の徽章（IHSの文字と十字架と三本釘）が描かれている。また上段と下段の区切り目になっているところにはポルトガル語で「LOVVADO SEIA O SANCTVS SC(Imm)O SACRAMENTO」（いとも尊き秘蹟、讃仰せられよ）と綴られている。ロヨラ（IGNATIVVS）とザビエル（FRANCISCVS XA-VE RIVS）の名前のいずれにも「S.P.」（SANCTVS PATER）の略語が冠されているので「聖父」として列聖されて以後（1622年以降）の絵画であると考えられる。

さて「マリア十五玄義図」の内容であるが、これは写真をご覧いただくとわかるように、キリストの生母マリアの生涯を「喜びの玄義」・「悲しみの玄義」・「栄福の玄義」の三部門に分けて、それを「イエス・キリストの生涯」と融合させて示した「キリスト一代の絵物語」である。

「喜びの玄義」は、左下端から上方に向かって「聖母御告」（天使ガブリエルが処女マリアに現れて神の子が人の子として生まれることを告知をしている場面）・「聖母訪問」（マリアとヨセフがバプテスタのヨハネの母となる親類のエリサベツとゼカリヤを見舞い喜びを分かち合う場面）・「耶蘇誕生」（イエスの誕生の場面）・「耶蘇奉獻」（モーセの律法に従い誕生より40日目にヨセフとマリアがイエスを天の父へ奉獻している場面）・「耶蘇発見」（12歳のイエスがエルサレムの神殿で教師たちと法談しあっている場面）の五図、「悲しみの玄義」は左から右へ一段で「耶蘇苦悶」（悲嘆の末に微睡む弟子たちとキリストの天父への苦悶の祈りの場面）・「耶蘇折檻」（総督ピレトが罪なきイエスを打ち懲らしている場面）・「耶蘇荆冠」（総督の兵士たちがキリストの頭に荆冠を押し入れ込んでいる場面）・「十字架担負」（キリストが十字架を背負ってゴルゴタ〔どくろの場所〕へ向かわれる場面）・「十字架磔刑」（ニサン14日に使徒ヨハネに母マリアの世話を託してキリストが亡くられる場面）の五図、「栄福の玄義」は右上2コマ目から「耶蘇復活」（ニサン16日にキリストが復活された場面）・「耶蘇昇天」（オリブ山からのキリスト昇天の場面）・「耶蘇降臨」（ペンテコステの日にエルサレムにおいて火のような舌、すなわち聖霊が降臨しマリアを含む120名ほどの弟子たちが異言を語った場面）・「聖母昇天」（マリアの昇天の場面）・「聖母受冠」（父と子と聖霊の前においてマリアが栄福の冠を受ける場面）の五図である。



写真4 紙本着色「マリア十五玄義図」

絵画の下部に「SOCIETATIVS IESVS」（イエズス会）とあり、当時の人々が「イエズス会」の基本教理を見て学び、黙想し、反復理解するための教材のような役割を果たしたにちがいないと考えている。

なお『京大報告』の中には「プチジャン師が安政三年(1856)の頃、慶長時代の和解を発見して、その後明治七年(1874)『聖教日課』に編入刊行したるもの」として「歎びのみすてりよ」「第二 童身聖瑪利亞は御親類なる聖依撒伯(さんたいさべろ)の御宿所へ御見舞として赴き給ふ事」とあるが(『スピリツアル修行』も「御母サンタマリアのロザイロのミステリヨは十五なり」の中に「Sancta Isabel」〔「サントイザベル」〕と訳しているところがある)、これは聖書そのものに照らして、誤訳の可能性もしくは聖女「[ポルトガルの] エリザベスまたはイサベル(1271-1336)」名との混同の可能性が高い。『旧新約全書』(漢訳)はマリアが訪問したエリサベツのことを「以利沙伯」、『新世界訳聖書』(中国語版)でも「伊利莎白」と表記している(『ラテン語ウルガタ訳聖書』では「Elisabeth」と表記)が、「利」音を欠いてしまったために、「依撒伯」になってしまったということであろう。『聖人事典』が示すように、パプテストのヨハネの母親であった「聖エリサベト」がポルトガル王妃ニスの王妃であった「聖エリザベスまたはイサベル」の場合のように「イサベル」と綴られることは『聖書』の中には見いだせない。ちなみに「列王紀」に登場するイスラエルの王アハブの妻のイゼベルについては、漢訳聖書は「耶洗別」と表記し、区別している。

○紙本着色「聖女立像」

この絵画は縦26.5cm、横20.5cmを測る日本紙に描かれた立像である。大切な頭部の部分が割落して定かではないが、右手に鷲ペン、左手に書物を持っており、「殉教聖女像」と考えるむきもある。

「教皇」には「三重冠」、「王室の人間」には「王冠」、「司教」や「修道院長」は「司教冠」や「羊飼いの杖」、「教会や修道院の創設者」には「教会の建物」、「殉教者」には「棕櫚」もしくは「剣」といった「聖人の表象」という観点からこの絵画を見るならば、「学者」には「ペン」あるいは「書物」が当てられるのが一般であるので、その意味でこの像は女流の「学者」の姿を描いているのかも知れない。

○木造「キリスト磔刑像」

この「キリスト磔刑像」は木製で、総長21.2cm、広げた両手の間隔は19.7cmを測る。発見時は周約6.6cm、高さ13.5cmを測る青銅製円筒の中に、両腕を縦ぎ目より外した状態で押し込まれていたとのことである。元来、十字架が付属していた筈であるが、それは失われている。像は糊粉地に彩色を施したものである。像全体の骨格・肉付・体軀と手足の均整など、きわめてよく造作されており、その写実的趣向など、当時の我が国には見られない優秀な作品である。

○象牙彫「マリア像」(写真5)

総長7.8cmを測る小形のマリア像である。左に少し小首をかしげて悲しげである。「悲しみのマリア像」と呼ぶ人もある。材質は象牙製で、背面にひとつの小孔が穿たれているため、何かに付着させての装飾品ではなかろうかと考えられている。

○木製「金蒔絵天目茶碗形碗」(写真6)

発見当初は木製の蓋のみであったが、あとからその器物の残



写真5 象牙彫「マリア像」

りの部分が発見されて完形となった。高さ7cmを測る木製の碗全体が、黒漆塗りの天目茶碗型で、優美な姿をしている。表面には水に沢瀉をあしらった金蒔絵が施されており、さらにそのところどころに花クルス文様が添加されている。紋章学的観点から「豊臣氏」（秀次）勢力などとの関連が検討されてよい。

○銅製「印籠形容器及びメダイ入容器」
（写真7）

総高6.6cm、厚さ2.3cmを測る銅製の小器である。写真にあるとおり、上部と左右に環があり、黄色の紐が通されており、中に五個のメダイが収められていた。別にメダイ一個をいれた金属製小器も発見されている。

○ローマ教皇「グレゴリオ十四世」のメダイ（写真8；図3-1）

直径3.9cmを測る円形真鍮製（銅製）のメダイである。片面には右にキリスト、左に聖母マリア、その中間上方に聖霊をあらわす鳩の像が鋳造されている。またマリア像の後方付近から時計廻りに「IN·GRAM·PHILIPPINARVM」、下方には反時計廻りに「ROMAE·AN·1591」のラテン語の銘文を認めることができる。「GRAM」は「GRATIAM」（恩顧あるいは厚意）の省略形であり、スペインの植民地であった「フィリピン諸島への恩顧」といった意味であろう。もう一方の面には「ローマ教皇グレゴリオ十四世」の肖像とその周縁に「GREGORIVS·XIV·PONT·MAX」および下方に「AN·I」の銘文が鋳出されている。「PONT·MAX」とは「PONTIFEX·MAXIMVS」の省略形であって「最高の司教；教皇」の意である。「AN·I」はこの場合「教皇在位の第一年」の表記である。「グレゴリオ十四世」の在位期間は1590年12月5日から1591年10月15日までであり、またこのメダイ自体のローマでの鋳造の年代は1591年に特定されるので、フィリピンを経由して我が国に流入した時期はそれより相対的に後の時代のこととなる。千提寺の吉利支丹の活動した時代を推定するひとつの有力な手掛かりとなる遺物である。

○福着「フランシスコ・ザビエル」のメダイ（図3-5）

このメダイは今のべた「グレゴリオ十四世」のメダイ（1591）、後程述べる「クレメンス八世」のメダイ（1600）



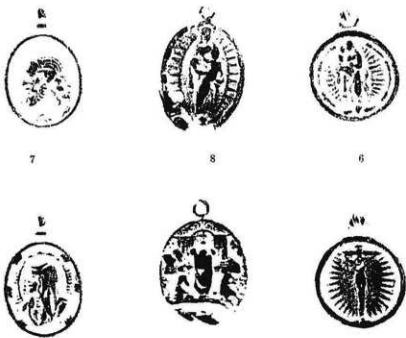
写真6 木製「金蒔絵天目茶碗形碗」



写真7 銅製「印籠形容器」



(表 面)



銅製メダル類拓本

(裏 面)

図3 銅製メダイ類拓影（『京都帝國大学文学部考古学研究报告』第七冊より）

よりさらに後出のメダイで、1619年のフランシスコ・ザビエルの列福を記念しての長径2cm、短径1.6cmを測る楕円形の実鍍銀メダイである。表面には「神と二教父？」の像及び「MDCXIX」の紀年があり、裏面には「ザビエルの肖像」と「B. FRANC. XAVERIVS」なる銘文とがある。「B」は「BEATUS」(祝福された)の意であり、「福者ザビエル」のメダイということになる。これも年代を明らかにする資料のひとつとして貴重である。

そのほかの「聖体秘跡」・「十字架捧持者」・「聖母子・キリスト磔刑」メダイなども重要な資料である(図3-2, 4, 6)。

○銅版画「天使讃仰図」〔洗礼〕(写真9)

東家における唯一の銅版画である。中央部に大きく天使の合唱する姿が顕されているので「天使讃仰図」とも呼ばれる。縦33cm、横25cmの木炭紙風の洋紙に製版印刷された銅版画である。天使の頭上には「SANC TIFICETVR NOMEN TV(VM)」とあり、これは有名な「主の祈り」の中の「天にいます我らの父よ、願くは御名の崇められん事を」(「天におられるわたしたちの父よ、あなたのお名前が神聖にされますように」)の下線部分である(マタイ6:9)。画面の下方には「PRIMA PETITIO」(第一の請願)とあり、構図は「バプテスマ」に関わるものであり、天使像の背後にはヨルダン川における「キリストのバプテスマ」の場面や「聖人によるバプテスマの施し」の場面などが描かれている。加えて下段の中央にも「バプテスマの儀式」が示されており、右端には「聖餅(オスチャ)と聖杯(カリス)」、左端には「十字架」が描かれており、前者の下には「AD BAPTISMI SACRAMENTUM」(バプテスマの秘跡)、後者の下には「IN FIDE」(信徳)のラテン文字を見いだすことができる。加えて右側の石碑の上には「マルコによる福音書」(16:16)〔マタイ21章とあるのは出典誤り〕、「ガラテヤ人への手紙」(3:27)、「使徒行傳」(8:37)、「マタイによる福音書」(21:25)などの聖句が『ラテン語ウルトガ訳聖書』から引用されている。その内容は「信じてバプテスマを受ける者は救われます」、「キリストへのバプテスマを受けたあなた方は皆キリストを身につけたからです」、「あなたが心をこめて信じているなら



写真8 ローマ教皇「グレゴリオ十四世」のメダイ(キリスト・マリア・聖霊)



写真9 銅版画「天使讃仰図」(洗礼)
(『珍書大観 吉利支丹叢書』より)

それは許されます」(クレメンス校訂版)、「ヨハネによるバプテスマ、それはどこから出たものでしたか。天からでしたか、それとも人からでしたか」など、「バプテスマ」に関する主要な聖句が紹介されている。恐らくは当時のこれからバプテスマを受けようとする人々、あるいは受けた人々に対する「バプテスマ」に関する基本的教理を教え、論し、基本教理の理解を深めるための「絵解き」教材のような役割を果たしたのではないかと考えている。

ただ「キリストのバプテスマ」の場面については、その描写の仕方に、『聖書』に照らして若干の異論がある。クリスチャンの受ける「水のバプテスマ」とは、一般的に「神のご意志を行うため、イエス・キリストを通して、何の留保もない、無条件の献身をしたことを目に見える仕方では象徴するものである」と定義されているが、元来「バプテスマ」とはギリシア語の「baptisma」からきた言葉であり、その字義的な意味は「水の中に完全に没す、もしくは沈める」の意である。このことは「単に水を注いだり振りかけたりすることではない」との謂でもあるが、その点は『新カトリック百科事典』(1967年、第2巻、56頁)が「初期教会におけるバプテスマが浸礼 (immersion) によるものであったことは明白である」と述べ、また『ラルース20世紀』(1928年、パリ)が「最初のクリスチャンは、水の見いだせる所ならどこでも浸礼 (immersion) という方法でバプテスマを受けた」と記しているとおりでである。そして考察上、もっとも大切な『聖書』そのものの述べるところは「イエス、バプテスマを受けて直ちに水より上り給ひしとき、視よ、天ひらけ、神の御霊の、鴿のごとく降りて己が上にきたるを見給ふ」(マタイ3:16)、「この後イエス、弟子たちとユダヤの地にゆき、其処とともに留りて、バプテスマを施し給ふ。其処に水おほくある故なり」(ヨハネ3:22, 23:『舊新約聖書引附』日本聖書協会 1970) などであって、上述の定義と合致した「バプテスマ」の有り様を明らかにしている(明治初年、ナタン・ブラウンがその聖書翻訳委員社中から身を引いたその主たる理由のひとつは翻訳上の「洗礼・浸礼」論争であった)。

またガリラヤの海より下流の「ヨルダン川」は、深さが平均1ないし3m、幅は大体27ないし30mもある川である(春になると氾濫して幅も深さもさらに増す)ことを認識するなら、この描写は現地に関する知識なく制作された銅版画である可能性が高い。批判が目的ではないので次にすすむことにする。

○「吉利支丹抄物」(写真10)

この「吉利支丹抄物」は日本製雁皮紙を西洋仕立てに綴じた、縦13.6cm、横8.3cm、厚さ42cmを測る小型本である。墨付の部は百三十八枚、その末尾の文章は中断したままで、その後数葉を白紙のまま残



写真10 「吉利支丹抄物」(『珍書大観 吉利支丹叢書』より)

しており、手帳のようなものであったと考えられる。ここには『吉利支丹叢書』複製本の写真を掲げているが、内容は第一章が「御ミイサの拝み様 并に観念の事」(1-18)、第二章は「サンチイシモ・サカラメントのラタニヤス(連禱)」(19-22)、第三章は「一七日(セクンダヘリヤ・テルシヤヘリヤ・クワルタヘリヤ・キンタヘリヤ・セスタヘリヤ・サバト・ドミンゴ)に分くる最初のメダサン(観念)の七ヶ条」(23-102)、第四章は願念の本その他から成り立っている。吉利支丹宗門の教理というよりも、宗門に必要な儀式・祈禱文

等、日常信者たちが是非心得おかなければならない事柄を、漢字・平仮名・原語まじりの和文体で書写したものである。

新村出氏は「耶蘇基利斯督また提字子などの拉丁名のモノグラム（合綴字）を用ひしこと、『ぎや・ド・ベかどうる』、『破提字子』等の慶長元和年間の刊本に見ゆる所の如くなれど、字形に小異あり。文中、方言訛音も交り、清濁の相違も認めらる。中には発音言語上の相違せるにあらで、符号文字の書き違へもあるなるべし。往々脱字あり、文句の不通あり、誤写せる所多きは致し方なし」と評しておられる。

○銅版「キリスト昇天図」断片

この銅版画は「吉利支丹抄物」に挟まれて発見されたイエスの昇天図の断片である。復活後のイエスが弟子たちに現れ「『聖霊があなたの方の上に到来するときあなた方は力を受け、エルサレムでも、ユダヤとサマリアの全土でも、また地の最も遠い所にまで、わたしの証人となるでしょう』。そして、これらのことを言われたあと、彼らが見守る中で、〔イエス〕は挙げられ、雲に取り上げられて彼らから見えなくなった」という『使徒行傳』（1：8，9）のオリブ山での場面が描かれている。

○「上野マリヤ」墓碑 〔大阪府茨木市〔旧三島郡清溪村〕大字千提寺小字寺山〕（図1）

「千提寺・下音羽における吉利支丹遺物」発見の端緒を開いた墓碑であり、『京大報告』に掲載された図は先に掲げたとおりである。石質は「花崗岩製」で、形状は「光背形立石型」の墓碑である。高さ66.5cm、幅38cm、厚さ18.2cmを測る墓碑である。表面上部に「二支十字章」、中央に「上野マリヤ」（「マリア」ではなく「マリヤ」表記である）、右左に「慶長八年(1603)・「正月十日」の銘がある。「文禄検地帳」では「上ノ古ヤ」とあり、俗称では「カミ」と呼ばれているとのことであるので、「上野（カミノ）マリヤ」と読むのが正しいのであろう。現在、茨木インターチェンジの北側にも「上野」の地名を見いだすことができる。

以上に述べてきたところが「東家発見遺物」の概要である。次に「中谷家発見遺物」に目を転じることにしよう。

□) 中谷家発見遺物

「中谷家発見の遺物」としては、大正11年(1922)以降に発見された中谷仙之助・中谷源之助・中谷榮太郎氏宅発見の吉利支丹遺物について説明を加えることとする。最初に中谷仙之助氏宅発見の遺物からみていくことに致したい。

〔中谷仙之助氏宅発見遺物〕

○銅板油彩「キリスト像」 〔中谷仙之助氏旧蔵：東京大学総合図書館蔵〕（写真11）

左手に十字架のついた「地球儀」を持ち、右手で祝福を与えるキリストの像である。この絵画は縦22.8cm、横17cmの銅板油彩の絵画で、右下隅には「IS」もしくは「15」やや離れて「97」の表記がある。左から二番目の文字を数字の「5」とみなし「製作年が1597年であった」とすることも可能であるが、かつて坂本満氏は『南蛮美術』の中で「その5はSとしか読めない。疑点の一つである」とされた。とは言え、京都外国語大学付属図書館所蔵の『日本関係イエズス会原文書』の「第二文書」すなわち「1587年10月1日付、平戸で執筆された、ルイス・フロイス宛、アントニーノ・プレネスティーノの報告書」などを見れば、図4（右上、上・下の表記）からもわかるとおり、素直に筆癖の範疇の中で数字の「5」



写真11 銅板油彩「キリスト像」

と読むことができる。ただし両者が少し間隔をおいて記されている意識を評価する時、これをアルファベットの「S」ともみなして「IS」(IESVS SALVATOR) すなわち「救い主イエス」という画題を兼ねあわせていると読み取ることも可能であるかも知れない。

また、この絵画の作者については、裏面に白鉛具で「Sacam iacobus」という署名があり、「ヤコブ・ニワ」との同定も試みられているが、ただし決定的確証はない。わたくし自身は「Sacam iacobus」の署名の意味を「坂本のヤコブス」のことであろうと（後述する大阪の佐保カララ・久保まりや・銭原まるた、長崎の阪本カララなどを念頭におきつつ）考えている。この人物もセミナリオやイタリア人画家ジョヴァンニ・ニコラオらに師事して洋画を学び、「信仰心の表出として絵画を描く」ことの大切さを涵養された、優秀な日本人画家のひとりであったにちがいない。

この絵画でもうひとつ注目しておきたいのは、「世を征服したキリスト」を描くのに、当時の新しい天文学・地理学的知見が導入されているという点である。古代遺跡や遺物が示しているように「天円地方」の考え方が普遍化している中、「地球球体説」は早くも『聖書』の「イザヤ書」(40:22;「エホバは地球のはるかに上[アル フグ ハアレツ=地の円の上に]すわり地に住むものを蝗のごとく視たまふ」)を初めとして、ギリシアのピタゴラス(570-495B.C.)、アレクサンドリアのエラトステネス(275-194B.C.)、同じくプトレマイオス(85?-165?A.D.)らによって実証的に提唱されていた。ただし中世ヨーロッパの暗黒時代になるとこの認識は後退して、趨勢として「地は平面である」と考えられるようになる。その後ルネサンスの時期に入ってフィレンツェのトスカネリ(1397-1482)やドイツのペハイム(1459-1507)の登場によって「地球球体説」は復興し、ポルトガルのマジェラン(1480-1521)の初の世界周航(1519-1522)により、このことが実証される(マジェランはフィリピンで前年に戦死)ことになる。

いずれにせよ、この絵画「キリスト像」はその新しい天文学的・地理学的知見を反映しているという点、初期洋風画には数少ない紀年を有しているという点、当時のイエズス会画派の技量と何よりも彼らの有したそのキリスト信仰のありようを表出しているという点で重要である。

○亜鉛板打出油彩「ロレータ聖母子像」(写真12)

「ロレータ精舎図」とも呼ばれたこの絵画は、縦12.1cm、横9.1cmの薄い亜鉛板を裏側から型で押し出したもので、それは幼いイエスがマリアの膝の上で教会堂を背景に立ち上がっている場面を描いた絵画である。マリアの下方には三人の天使たちが姿をみせており、イエスの後方に「LORETA」の六文字が浮き出されている。ロレータはイタリア半島のアドリア海沿岸のロレータの町名からきている。

濱田青陵氏はその著『天正遣欧使節記』の中で、伊藤勘所・千々岩瀾解暗・原丸知野・中浦壽理安らの足取りを辿っているが、「第一 日本から葡國まで」、「第二 葡西兩國の旅」、「第三 羅馬への旅」、「第四 中伊太利の旅」、「第五 北伊太利の旅」、「第六 歸路葡國から日本へ」の全体的行程の中で、第四の叙述の中において「ロレータへの御寺へ」と題して、巡礼都市「ロレータ」について言及しておられる。濱田氏によれば「此のロレータこそ『欧州のナザレ』であり、羅馬を他にしては、かの佛蘭西のルールド(Lourdes)とともに、今日まで全世界の善男善女の群集する巡礼の二大中心の一である。併しルールドが極く新しく19世紀に出来た靈蹟であるのに反して、此のロレータは既に十三、十四世紀頃から現はれて居り、使節の行った頃は恰も其の信仰熱の最も昂かった時代であったので、彼等も當時評判の高い此の地に足を向けたのである」とあり、また「ロレータが何故巡礼の中心となったかと言へば、パレスチナに在った聖母マリアの家—ガブリエル天使が耶

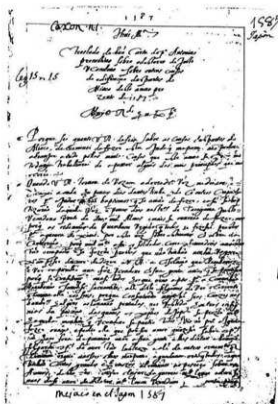


図4 1587年10月1日付「ルイス・フロイス宛報告書」扉(『日本関係イエズス会原文書』より)



写真12 亜鉛板打出油彩「ロレータ聖母子像」

蘇の受胎を告知した其の家が、奇蹟を以て此處へ飛んで来たと傳へられてゐるからである。かの最後の十字軍が失敗して聖地が永く回教徒の手に歸した後、1291年5月10日、アドリヤ海の對岸ダルマチヤのラウニツァ (Raunizza) と云ふ處へ、忽然としてナザレに於た聖母の家が飛來し、次で三年七ヶ月の後再び天使の手によって海を渡り、レカナーチ附近の橄欖の森 (Laurentum) に移されたと云ふのが、即ち今のロレートにある『聖家』である。……併し此の家の石工法はナザレに…あるのとは、其の築石法も違つてゐるので、何うしてもパレスチナの建築物とは思はれぬと言ふのが、此の家に對する残酷なる學術的批判であるが、それは兎に角最早聖地へ巡禮が出来なくなつて後の歐州民衆の熱烈なる聖地憧憬の感情は、遂に此の『聖家』なるものを歐州の土地へ作り上げたのに他ならない」と説明を加えておられる。

またこの亜鉛板打出の「ロレータ聖母子像」の舶載についても、濱田氏は「彼等は餘りの手厚い歓迎に、御堂の前に群集する参拝の記念品を買つてゐる店などに立寄る機会もなかつたらうが、恐らくは今も摂津高槻在の民家に傳へてゐる『ロレータのマリア』の額面の如きものを記念に贈られて、家づつに賣つたことと想像せられる」と述べておられるが、恐らくこの見解も當を得てゐるであらう。

そしてこの「ロレータ聖母子像」を目にするたびに、この地がキリスト教徒の主要な巡礼地のひとつであるばかりでなく、ザビエルが東方伝道を決意した町、また日本からの天正遣欧使節が、その若い心に遙かなる希望と見果てぬ夢を抱いて巡礼した町としても、是非とも心にとどめておきたい場所のひとつである。

〇どちらいなきりしたん [東京大学総合図書館蔵] (写真13, 14)

『Doctrina Christiana』とは「キリスト教の教義」の意味である。柘源一氏はこの書物について「現在ラテン語で『カテキスムス』、日本では『公教要理』(公教とはカトリック教の意)と呼ばれるものが、全世界のカトリック教会において用ひられているが、これは未信者が洗礼を希望する場合、またはカトリック者の子弟が幼時に受洗した者が宗教的教育を受け得る年齢に達した場合、彼等を教育するために、

教会の教義を体系的に組織し多くは問答体の形で述べたものである。『ドチリナ・クリスチアン』は吉利支丹時代の『公教要理』に當るものである。カトリック教会では宗教を神に對する人の道であると定義している。人が一生を通じて何を信じ、何を守り、また如何にして神の恩寵を受け得るか、これらを知ることなくしては、日々の生活に宗教を實踐することはできない。一日一日の営みのうちに神に奉仕し、社会、隣人、更には自分自身に對する義務を果たすことが要求される。従つてあらかじめこれらについてできるだけ完全な教育を受け、神と教会との教を信すること、上述の義務を果たすべきことを誓約した後、はじめて洗礼を受けることを許されるのである。このやうな教育があつてこそ、宗教は人間を形成する骨髄となり、社会生活の基盤ともなり得るのである。一五四九年、聖フランシスコ・サヴィエルの來朝以後、日本においてもこの種の教育が實施されたが、それがや



写真13 「どちらいなきりしたん」目録

うやくにして形をととのへ、書物となったものが『ドチリナ・キリシタン』である」と述べている。

「日本におけるドチリナ・キリシタンの成立」が、1574年の『ローマ公教要理』（主任司祭が子供や民衆に教へることを容易にするために教理を約述したもので〔1〕信経、〔2〕秘蹟、〔3〕十誡、〔4〕祈りと『主禱文』から成る）、あるいは1597年の『小公教要理』や1598年の『大公教



写真14 「どちりいな きりしたん」目録および序

要理」と密接に関連していることは明らかであるが、吉利支丹版『ドチリナ・キリシタン』の現存するものは〔1〕『どちりいなきりしたん』1591年頃（天草）刊 国字 パルペリニ文庫蔵、〔2〕『Doctrina Christan』1592年 天草刊 ローマ字 東洋文庫蔵、〔3〕『Doctrina Christan』1600年（長崎）刊 ローマ字 水戸徳川家蔵、〔4〕『どちりなきりしたん』1600年 長崎刊 国字 カサナテンセ文庫蔵の四種である（このうち東洋文庫所蔵本・水戸徳川家本は我が国の重要文化財の指定をうけている）。

巡察師アレックスandro・ヴァリニャーノがヨーロッパから印刷機を導入して直後、これら『どちりいなきりしたん』が『サントスの御作業の内抜書』（1591年 加津佐刊 ローマ字 オックスフォード大学ボドレイ文庫蔵）や『ヒデスの導師』（1592年刊 天草刊 ローマ字 オランダ・ライデン大学蔵）などと相並んで早々に刊行されていることは、彼らの天正15年（1587）以来置かれていた状況（1587年：秀吉、キリスト教の布教を禁止する／1589年：秀吉、キリスト教を厳禁し、宣教師を捕らえて長崎に送る／1591年：秀吉、ポルトガル印度総督にキリスト教の禁止を伝え、貿易を求めると）を考えると、驚異に値するものがある。

中谷家旧蔵の本書は、美濃半紙を用いて紙数八六枚に毛筆でもって書かれた日本綴じの写本であるが、ではその「こんばにやのすべりよる」の命をうけて編まれた「どちりいなきりしたん」の写本の内容はどのようなものであろうか。その構成は写真からも明らかのように「第一 とちりいな」・「第二 きりしたんのしるしとなる貴きくるすの事」・「第三 はあてるなうすての事」・「第四 あへまりやの事」・「第五 さるへれしなの事」・「第六 けれゑとの事 付 ひいてすのあるちいこの事」・「第七 てうすの御おきての十のまためんとの事」・「第八九 御母さんたゑけれしやの御おきての事」・「第十七のもるたる科の事」・「第十一 さんたゑけれしやの七のさからめんとの事」・「第十二 此外きりしたんにあたる肝要の条々」などから成り立っている。

「写本の系統」について言えば、「標題」が「どちりいな」もしくは「とちりいな」（1592年 パルペリニ文庫）と綴られていて「どちりな」（1600年 カサナテンセ文庫）ではないこと、また「第八九」

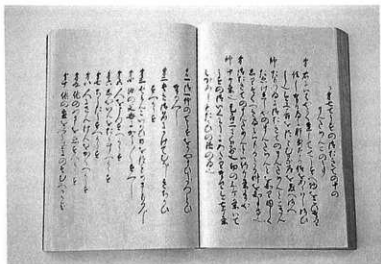


写真15 「どちりいな きりしたん」〔十戒〕部分
 (『珍書大観 吉利支丹叢書』より)

ことである。このことと呼応して「でうす」・「ぜずきりしと」・「ぜずす」・「きりしと」などの「モノグラム」も未だ多用されていない点にも注意を払っておきたい。

なお「第七 てうすの御おきての十のまんためんとの事」の中に「十戒」が取り上げられている。その内容は「第一 御一体のてうすをうやまひたつとひ奉るへし」・「第二 貴き御名にかけてむなしきちかひすへからす」・「第三 とみんこいわひ日をつとめまもるへし」・「第四 汝の父母にかうかうすへし」・「第五 人をころすへからす」・「第六 志やいんをおかすへからす」・「第七 ちうたうすへからす」・「第八 人にさんけんをかくへからす」・「第九 他のつまを恋すへからす」・「第十 他の宝をみたりのそむへからす」の「十の戒め」である。ただしこれはなるほど表向きは全部で「十の戒」にはちがいないけれども、『ピプリア・ヘブライカ』（『BIBLIA HEBRAICA』）の「出エジプト記」第二十章に照らす時、巧みな変化がなされていることが明らかとなる。すなわち『聖書』には「汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず」（出エジプト20：3）・「汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にある者の何の形状をも作るべからず之を拝むべからずこれに事ふべからず」（20：4-6）・「汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからず」（20：7）・「安息日を憶へてこれを聖潔すべし」（20：8-11）・「汝の父母を敬へ」（20：12）・「汝殺すなかれ」（20：13）・「汝姦淫すなかれ」（20：14）・「汝盗むなかれ」（20：15）・「汝その隣人に対して虚妄の證據をたつすなかれ」（20：16）・「汝その隣人の家を食べるなかれ又汝の隣人の妻およびその僕婢牛驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を食べるなかれ」（20：17）と「十戒」(Ten Commandments) が記されている。この「十の言葉」(デカログ)の分け方は西暦一世紀のユダヤ人の歴史家ヨセフス(『ユダヤ古代誌』)や同じく一世紀のユダヤ人哲学者フィロン(『デカログ』)とも同じである。

さてこのような両者の比較から明らかになることは「どちりいなきりしたん」は「偶像崇拜」を禁じた第二戒を削除し、第十戒を二つに分けて「第九 他のつまを恋すへからす」、「第十 他の宝をみだりにのそむへからす」とし、それにより全体的な数字合わせをしているという事実である(写真15)。

吉利支丹時代の宣教師が用いた聖書『ラテン語ウルガタ訳聖書』(『BIBLIA SACRA VULGATAE EDITIONIS』SIXTI V ET CLEMENTIS VIII)は「第二戒」を削除しておらず(教皇SIXTI V世は1590年8月27日に死去、CLEMENTIS VIII世は1591年から在位)、なぜ「どちりいな」がこのように「神の

言葉」に手を加え改変したのか、その歴史的な意味（もしくは功罪）が、「規矩」(CANON)である「神の言葉」すなわち「聖書正典」(CANON)に照らして問われる必要がある。本書は現在、東京大学総合図書館の所蔵となっている。

○ぎやどべかどる [東京大学総合図書館蔵] (写真16,17)

『ぎやどべかどる』はスペインのドミニコ会士であるルイス・デ・グラナーダの手になる『Gvia do Pecador』(1555年刊)を原著とする比較的忠実な抄訳である。慶長4年(1599)に長崎において、国字本『ぎやどべかどる』がイエズス会の学林から出版されているが、その表題下に「罪人を善に導くの儀なり」、また序文に「へれ

いるいすといへる善人、ぎやどべかどると号して罪人を善に導かんと志を勵し、諸の学者常にのべおき給ふ退悪修善の道理を大方拾ひ集め、此書中にこめて後代の亀鏡と備へ給ふ者也」とあるところから、新村出氏などはこの書物を「勸善鈔」と名付けられた。上巻二十二章・下巻二十章から成るが、大英博物館・パリ国立図書館・ローマのイエズス会文庫・天理図書館等に所蔵されている（このうち天理大学本は『ぎや』の上巻のみであるが、我が国に現存する貴重な唯一本として国の重要文化財の指定をうけている）。

その内容は如何なるものか。移源氏はその著『吉利支丹文学集1』の中で「上巻第一篇には神が如何にすぐれて尊いものか、我等に与へ給ふ御恩に対して報じなければならぬ道理、善を勤める



写真16 「ぎや・ど・べかどる」下巻序



写真17「ぎや・ど・べかどる」下巻序および目録

のは我等にとり益あること、第二篇に善を勤める者に対して神より与へられる恵み、下巻第一篇では悪をなす者は如何なる最後を招くか、第二篇では善を勤める道を教へてゐる」とその内容のあらましを紹介している。また新村出氏も『日本吉利支丹文化史』の中で「本書には新舊両約聖書からの聖句の引用が多い。印刷様式には歐風を採り入れた所が少なくなく、歐人の名には星標（アステリック）を附して區別し、洋語には『ばびぶば』の如き半濁音を用ひ、更に『でうす』、『きりしと』、『ぜすす』及び『ぜすすきりしと』の四語の聖名には特に一種の連結略字を作るなど、本邦書史上の異色である。中心思想は現世の榮華の果敢ないこと、世に頼むべきはただ神（デウス）の恩寵が唯一のものであることを説き、更に信仰修養に勤むべき道を示したものであった」と述べて、本書の「新翻訳文学」としての卓越性にも注意を喚起しておられる。

また訳者が誰であるかの問題については、新村氏は「邦人信徒の文筆の才に卓れたものが伴天連に助力したものと考へられるけれども、譯文には佛教用語と新宗教の原語とを巧みに調和せしめて一種の佛典を讀むが如き感を抱かせる所が少なくなく、譯述者には佛僧あがりの文筆の士があつたことが推定できると述べ、また移氏も「聖書の同一句が所により訳を異にしてゐるのは、翻訳が数人の共同になるためであらうか。キリスト教独特の原語と共に仏教語を巧みに取り入れているのは、訳業に佛典に通じた日本人信者の参加を証してゐる」としている。

中谷仙之助氏宅から発見された『ぎやどべかどる』は上記下巻本の写であるが、内容は未完である。日本織仕立の書物であり、発見当初は綴目がばらばらで復元に困難さを伴つたが、内容や虫損痕等をたよりに復元が試みられた。またその紙数一七六枚ばかりの写の中に「御出世以来千五百九十九年 きやとへかるとる さい人をせんにみちひくの儀也 慶長四年閏三月中旬鐘鐸也」とあり、これにより書名と年紀とが明確になった。「どちりいなきりしたん」とは別の筆になる。

この項のおわりに『ぎやどべかどる』下巻第一篇第五の中から「世界の榮花のみじかき事」の一部を紹介しておきたい。読者はあるいはイスラエルの王ソロモンの言葉、『伝道之書』の「空の空 空の空なる哉 都て空なり」等の「神のこば」を想起するかもしれない。

「現在の楽しみを論ずるに、墓なき世界の榮へ衰へ、一命の長短、皆もて目前の事なれば、委く示すに及ばず、命ながき人とても、わづかに百年にみたず、消安き露の命を頼みて、一旦の邪なる楽みに耽る事、墓なき事に非ずや。…世に名を得たる智者、学匠も、今いづくにあるぞ。＊さらもん〔ソロモン〕帝王の榮花、又は弓箭を取て、天下に眼高かりし＊あれしあんでれ〔アレキサンダー〕帝王の威勢を初として、代々名高きらうまの帝王達、或は財寶にあきみち、威勢さかんなりし臣下、大官は、今いづくにあるぞ。虚き烟と上り、雲と消にしぞかし。爰を以て、世界の榮花の墓なき事如何計りぞといふ事を観念せよ…」。

○真鍮製「キリスト磔刑十字架像」（写真18左）

真鍮製のキリスト磔刑像であるが、十字架の頂部に穿孔があり、吊り下げられるための環が嵌められている。変形二支十字形であり、キリストの頭上には「聖霊」をあらわす「鳩」が、そして足下にはキリストが処刑された場所「ゴルゴタ」（どくろの場所）をあらわす「頭蓋骨と肢骨」が描写されている。これは後述する下音羽の大神家所蔵の「厨子入象牙影キリスト磔刑像」とも類似した点があり、興味深い。

○銅製「印籠形容器」（写真19上段中）

先に紹介した東家所蔵の印籠形容器に照らして、本遺物も「メダイ入」として用いられたものと考えられる。

○メダイ及び十字架（写真19上段左右；下段）

上の「印籠形容器」以外に、写真からも明らかのように、六個のメダイ及び十字架の存在が周知されている。「聖母子像」や「キリスト磔刑像」、「キリスト・マリア像」や「天使の聖体聖杯礼拝像」（裏面には東家所蔵「マリヤ十五玄義図」のところで述べた「いとも尊き秘蹟、讃仰せられよ」の言葉がある）、そしてロザリオに付いていたと思われる「十字架」などを認めることができる。とりわけ右上端のメダイはあまり見かけないもので、表には「荆冠」・「三本釘」・「心臓」、そして裏には「ゴルゴタに立つ二支十字架と三本釘の痕」、その右手に「梯子」と「金錠」、左手に「槍」と「ヒソプの茎と酸い葡萄酒をふくませた海綿」とを詳細に描写している。貴重な資料である。

○念珠及びデシビリナ

上に記した遺物8点のほかに、昭和3年(1928)9月に発行された『珍書大観 吉利支丹叢書』の「中谷仙之助氏蔵」品を見ると、そこには「三連の念珠（十字架及びメダイ付き）」と「デシビリナ」の写真が映し出されている。「遺物十一点写真」と題され紹介されているが、これは遺物の個々の個体数の数字ではなくて、単位遺物（一連の念珠に一個の十字架と一個のメダイが付いていても一点）の数字である。「三連の念珠」にはそれぞれ「一個の十字架と二個のメダイ」、「一個の十字架と一個のメダイ」、「二個の十字架」が付いているが、上記に掲載の京都大学の提供による写真は、「念珠」から一個取りはずされたメダイを加えたものようである。その後、これらの遺品は中谷家から離れたようであるが、その後の消息は不明である。

以上が中谷仙之助氏旧

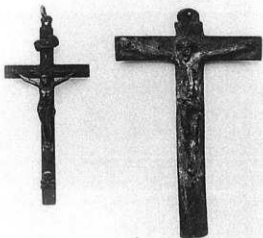


写真18 真鍮製「キリスト磔刑十字架像」

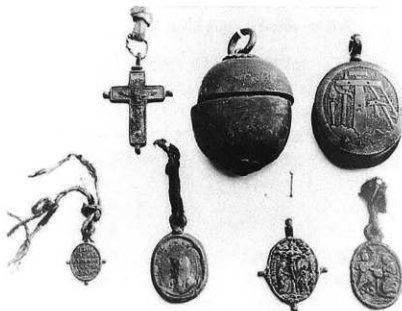


写真19 メダイ及び十字架

蔵の吉利支丹遺物である。続いて中谷源之助氏宅で発見された遺物について解説する。

〔中谷源之助氏宅発見遺物〕

○銅板油彩「聖母子像」(写真20)

幼いイエスを抱いたマリヤの半身像を、縦32.5cm、横23.6cmの銅板に油絵具で描いた銅板油彩の絵画である。マリヤは柔和な表情でイエスを優しく抱いており、イエスもレース様の袖を通して、その小さな手でマリヤの首を抱えている。「マリヤの黒髪様の長い髪といい、長い袖様の着物といい、和様化が見られる」画像とされる。黒塗の厨子に納められて大切に保存・継承されてきたが、当時の信仰形態を示す資料として貴重である。

○「ほろひんしあ」(ほか断簡(写真21))

銅板油彩の「聖母子像」の裏から発見された断簡である。四枚の断簡が発見されているが、左端には「ほろひんしあ」と綴られている。この下の「る」字の存否は明らかではないけれども、いずれにしても、「Prouincia」もしくは「Prouincial」



写真20 銅板油彩「聖母子像」

すなわち「管区」もしくは「管区長」の意味であることは、まちがいのないところであろう。

問題は当該断簡の性格が何であり、また何故にこのような断簡が画像裏から出て来たのかという点である。もしも仮に「ほろひんしあ」が署名であるとするならば、それは「右筆」の手になるものと考えられるが、恐らくは「聖遺物」としての扱いをうけていたもの、また「護身符」のような役割を果たしていたものではないかと考えている。というのは岡田章雄氏がその著『南蠻宗俗考』の第三章「信仰習俗の意義」の中でも述べておられるように「信徒の武士が出陣の際に戦場で危難を免れるために寶物や聖書の類を宣教師に求めたといふことは、それを一種の護身符として身につけて戦場に臨まうといふのである。これはその時代の武士の信仰習俗で、神符や經典、神佛の小像などを身につけたことと通ずるものと解釈されるが、キリスト教徒の場合、銃丸に対して身を守る意味が特に強かったやうに考へられる。何故ならば聖寶や数珠の類を身につけ、信仰を示す武器武装を装った武士が戦場で弾丸の難を免れた奇蹟談が少なくないからである。…大村純忠がコスモ・デ・トルレスから贈られた黄金の十字架を珍重して身につけてみたが、その功力によって戦場で多くの危難を免れたといひ、また有馬鎮貴がローマ法王から贈られた聖匣を主要な武器として首にかけ、十字架とゼスの名とを記した旗を掲げて出陣し

たといふ例など、いづれも聖具が護身符として大きな役割をもってゐたことを物語る」信仰習俗が確認されているからである。「管区長」の署名入りの文書、おそらくこれも絶大な人気を集めて幾枚かに分有され、「聖遺物」あるいは「護身符」として、重宝されたものと考えられる。我が国における高野切や本阿弥切などの「古筆切」と一脈相つながらる要素もあるかに思われる。



写真21 「ほろひんしあ」ほか断簡

○真鍮製「キリスト磔刑十字架像」(写真18右, 22右)

縦12.2cm、横6.0cmを測る比較的大形の真鍮製の十字架であり、刑冠をつけたキリストの磔刑像が鈎出されている。十字架の頂部には吊り下げるための穿孔があり、この場合、二支十字のかたちにはなっていない。

○「アグヌス・デイ」の布袋(写真22中)

アグヌス・デイ(Agnus Dei)とは、ラテン語で「神の小羊」の意味であり、「イエス・キリスト」のことを表している。

ルイス・フロイスの『日本史』のたとえば第五十章をひもとくと「ばあでれがそこに到着したところ、ドン・アントニオは戦争に出ている、その妻ドナ・イサベラは平戸にいた。彼女はさっそくそこから人を遣わしてばあでれを訪問させ、その家臣であるその他のすべての島じまのキリシタン

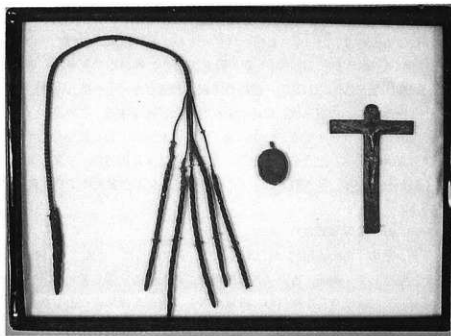


写真22 真鍮製「キリスト磔刑十字架像」、「アグヌス・デイ」の布袋、「ヂシビリナ」

たちもこれに倣った。彼等はいっぱい脂詰めに乗って後から後から来て、たいそう熱心にあでれがインドから持ってきた祝別されたコンタスマメダイやアヌス・デイを請い、彼等の懇望もだし難く、あでれも譲らないわけにはいかにいくらいであった、また「この人たちは知識欲にも彼等の救霊の助けとなり得ることなら何事に対しても熱心に心を傾けるので、彼等が『愛の聖遺物』と名づけているアヌス・デイを求めるために大勢の人びとが群がり集まった」という記録を見いだすことができるのであるが、当時の吉利支丹たちが「アグヌス・デイ」と呼ばれる聖具を、他のそれと同様、熱心に追い求めていた様を窺い知ることができる。



図5 ローマ教皇「ピウス十一世」のアグヌス・デイ

またこの「アグヌス・デイ」が、当時の「信仰習俗」の中でどのように機能していたかについては、岡田章雄氏は「天正十二年フロイスは豊後方面で戦争の最中におこったいろいろの奇蹟を報告して、大友義綱の女婿ゴンサロ・ファヤシ殿の家臣が弾丸に當った、その弾丸は着衣を通過し、また革の袋を透してこれに納めた聖寶器に達したけれども、小さな神羔（アグヌス・デイ）と他の聖寶とを包んだ紙を透さなかったので、その身体には少しの痕も残らなかったと述べて、そのひとつの有り様、すなわち所有することの効能を示している。

では具体的にどのようなものを指すのか。柳谷武夫氏が『日本史2—キリシタン伝来のころ—』の扉裏にその図を示し、また第五十章の注三で説明されているように、アグヌス・デイは「犠牲としての御主を表わす神の羔とそれが作られる時の教皇の名を表面に、裏面には聖人の像を押し印した楕円形の小さな盤（蠟像）であり、中央に「神の言葉」である「神の羔」の像、その周縁に「ECCE AGNVS DEI QVI TOLLIT PECCATA MUNDI」(世の罪を取り除きたまう、神の小羊を見よ)の謂であり、また下段は「PIVS XI PONTIFEX MAXIMUS」(最高の司教=教皇ピウス十一世)の意味である。

中谷家所蔵のこの遺品は、長径4.0cm、短径2.9cmを測る「アグヌス・デイの布袋」であると考えられる。なお「グレゴリオ聖歌」の中にも「人々のために受難し復活したキリストへの信仰告白」としての「アヌス・デイ」が含まれており、「ヨハネによる福音書」一章二九節に基づく三部形式の歌詞が美しく謳われている。「ARCHIV」(アルヒーフ)などの復元による「典礼音楽」としても広く親しまれている。

○チシビリナ (写真22左)

ラテン語の「disciplina」から来ており、字義的には「教授」・「教養」・「しつけ」などの意味があるが、転じて「鞭繩」とか「苦行業の鞭」の意味で定着している。キリストの受難をしのび、吉利支丹自身、この鞭で自らを鞭打ち、改悛を表し、信仰を深めようとした。長さ60.0cmを測る。以前には星形の金具が先についていたものもあったという。

以上が中谷源之助氏宅から発見された遺物の概要である。次に中谷栄太郎氏宅から発見の遺物について説明することにしよう。

〔中谷栄太郎氏宅発見遺物〕

○ローマ教皇「クレメンス八世」のメダイ（写真23、24）

これは長径2.2cmほどの楕円形のメダイである。材質は真鍮製であり、表面には教皇クレメンス八世の肖像とその周囲に「Clemens VIII·PON·MAX·AN·VII·1600」のラテン文字がある。「教皇クレメンス八世・在位の第七年・西暦1600年」の意である。裏面には「義の門」の図像と「IVSTI·INTRABANT·PER·EAM」なる銘文および下方に「1600」の数字を認めることができるが、その字義的な意味は「義人はこれを通して入る、1600年」の意味である。チースリク氏は「クレメンス八世は1599年5月19日の大勅書によって、来る1600年を『聖年』と宣言し、1599年12月31日に聖ペトロ大聖堂の『聖門』を開く儀式によってこの聖年を開始し、1601年1月30日に聖門の扉を閉めることによって終わるように」した事実に着目し、このメダイが記念的な「聖年のメダイ」であることを強調している。「聖門」の図像については「門の上部には聖ペトロ聖パウロ両使徒の間に鳩のシンボルで聖霊があらわされており、門の下にはそれを入ろうとする巡礼者の姿が見られる」としているが、ただし門の上部の二者がなぜペテロ・パウロであるのかについての根拠は必ずしも明確ではない。「鳩」が聖霊を表しているという点は正しいとしても、向かい合う門の上の二者については「天父と御子」・「イエスとペテロ」などの、他の類型も考えられるのではないだろうか。

「聖門の開扉式」に唱えられる上記ラテン文については、チースリク氏はこれを「詩篇一一八」であると示唆しておられるが、それは聖句そのものがそのように綴られているという意味ではない。なぜなら『ラテン語ウルガタ訳聖書』による詩篇一一八篇一九節は「Aperite mihi portas iustitiae, ingressus in eas confitebor Domino」と綴られており、その文語訳は「わがために義の門をひらけ。我そのうちにいりてヤハ（主）に感謝せん」であり、双方の表現は異なっているからである。従って銘文は聖書からの直接的な引用ではなく、その主意をくみとった文言であると言うにとどまる。もし仮に詩篇百十



写真23 ローマ教皇「クレメンス八世」のメダイ（表）



写真24 ローマ教皇「クレメンス八世」のメダイ（裏）

八篇の作者を「ダビデ」であると、引用聖句などの検討（詩篇118：26はマタイ21：9に引かれている）から判断することが可能であるならば、メダイの「図像と銘文」の一体関係から「義の門」の上に臨在する三者を「父と子と聖霊」、「義の門」の中にて跪く敬虔な戦士を「ダビデ」と解釈することも可能かと思われる。

いずれにせよ、本資料も千提寺における吉利支丹活動の一端とその年代を知る上で貴重な資料のひとつである。

続いて中谷栄太郎氏関係の吉利支丹墓碑についてふれておきたい。先の東家発見の「上野マリヤ」墓碑に加え、二基の吉利支丹墓碑が千提寺地区で発見されている。

○「佐保カララ」墓碑（大阪府茨木市〔旧三島郡清溪村〕大字千提寺小字クルス山）

石質は「花崗岩製」の墓碑で、形状は「光背形立石型」、高さ45.5cm、幅25.8cm、厚さ15cmを測る。墓碑銘は表面上部に「二十十字章」があり、中央に「佐保カララ」、右左にそれぞれ「慶長六年(1601)・「四月一日」と彫られている。教名のすぐ下には蓮花弁（蓮台）が陽刻されている。

さて「カララ」なる教名であるが、これは恐らくは「貧しい婦人たちの修道会」あるいは「小さな女性たちの修道会」を創始した「アシジのクララ」(Clare of Assisi: 1194-1253) にちなむ名前であると考えてよいであろう。『聖人事典』によれば彼女自身は「貴族の家の出であった」が、「清貧・謙遜・福音的な自由」を重んじた「アッシジのフランチェスコ」(Francis of Assisi: 1181-1226) の影響を受け、「一二一五年頃、教皇インノケンティウス三世から『貧しく生きる特権』を獲得し、個人のものであれ共同のものであれ、いかなる財産も持たずに、施しだけで生きていく」修道女たちの共同体を、四十年間思慮深く導いた女性として、加えて「品行」において「中世の瞑想者たちの最前列にあった」女性として描いている。またオ・エングルベール著『アシジの聖フランシスコ』の中でも、その「第八章 聖クララと貧しき婦人の会」の中において「クララは小さき貧者フランシスコと同様、謙そんであわれみ深い。また魅力にあふれ親的で、義侠心に富んでいる。彼女は、心を奪われるばかりに美しくこの世界を造られた創造主をたたえ、草花を作り、動物を愛した。クララはまた、偉大な観想の人である。彼女はたえず神と語りあった。クララは絶えず大斎し、料理をした食物はすべて拒み、堅い床の上に寝るなど、自分に対してはきわめてきびしかった。クララは自分が病気で全く動けなくならないかぎり、病める修道女の世話とか衣類の洗濯を決して他人に譲らなかった。冬であれば夜中に起きて、寝具を落としている人たちの床を直し、朝になればたびたびまっさきに起きて鐘をならし、ランプに火をともしては、その務めの修道女たちに少しでも余分の休息をとらせようと心を砕いた」と述べて、その優しく親切な心情を有つ「クララ像」を描いている。1255年に列聖されている。

日本においては、すでに「慶長期」に長崎の浦上川のほとりに「聖女カララ」のための教会があったことが知られているが、池田敏雄氏の『キリシタンの精鋭』によれば「浦上に聖ラザル病院が設立され、慶長二年(1597)、かの二十六聖殉教者が刑場へおもむく途中、そこで休息し、告白をしたといわれている。また浦上村の北部家野郷の字川上には『聖カララ堂』があった。慶長八年(1603)に建設され、司祭一名が常住して浦上の村民を指導していた」と述べている。このおりの「聖カララ堂」は慶長11年(1606)に大村の宣教師たちが追放された時に増築され、一時「大村と浦上の教会」として機能したこともあったが、遂に元和5年(1619)に至って、「禁教令」のなか破壊されてしまったことが知られている。

その後約250年を経過して、安政5年(1858)に日仏通商条約が結ばれ、函館・神奈川・長崎の三港が

開かれ、それに伴い、文久2年(1862)には横浜に、元治2年(1865)には大浦に、それぞれ「天主堂」が献堂された。池田氏によれば「慶応元年(1865)、浦上の信者は四カ所に秘密礼拝堂をこしらえ、ひそかに祈りをしたり教理を学んだりしていた。…これらの秘密礼拝堂は本原郷字辻(辻町)の仙右衛門方裏(公現の聖ヨゼフ堂)、本原郷字平(辻町)の又市方裏(公現の聖マリア堂)、中野郷字長与道の笹山裏(聖フランシスコ・ザベリオ堂)、家野郷字川上(大橋町)の市三郎方裏(聖カララ堂)にあった。いずれも十二坪から十五坪ほどの藁ぶき平屋で、普通の民家の造りになっており、奥に仏壇(祭壇)が設けられていた」、そして「川上はむかし聖カララ堂のあった所なので、ローカニユ神父はその秘密礼拝堂を『聖カララ堂』と名づけ、一週間目には五十六名に秘蹟を授けた」とある。慶長期から元和の時期、また明治初年に「聖カララ」の名が伝存していたことが明らかとなる。

この「聖カララ堂」のことを、カトリック長崎大司教区司牧企画室発行の『長崎の教会』は「キリシタン史跡・殉教地」の中において、「長崎地区」家野郷字川上所在の「サンタ・クララ教会跡」及び「サンタ・クララ堂」として紹介しているの、「カララ=クララ」の等式は成立するとみて差し支えないであろう。

千提寺においても「アジジの聖クララ」のような「清貧・謙遜・福音的な自由」に生きた「慶長のカララ」・「佐保のカララ」が存在しており、この地で神の栄光を讃えていた証左とみることができる。また「佐保のカララ」墓碑が、慶長6年(1601)の時点で、千提寺に営まれていることの意味も問われなければならない。そのほか「カララ」と言えば、江戸末から明治初年にかけて、禁令下のもと迫害に耐えながら信仰を保った「阪本のカララ」や「中野のクララ・イセ」のことなども忘れてはならないであろう。

○「不明氏」墓碑 (大阪府茨木市〔旧三島郡清溪村〕大字千提寺小字クルス山)

同じく「花崗岩製」であるが、「円頭形立石型」の墓碑である。高さ50.5cm、幅25.5cm、厚さ15cmを測る。表面上部に「二支十字章」(近年「ギリシア十字」ではないかとの見解もある)があり、人名もしくは教名は不明であるが、かつては「慶長十七年(1612)・「五月三日」の紀年を読み取れたという。慶長8年(1603)説で解説を試みる人もある。

以上述べたところが、中谷栄太郎氏関連の遺物である。続いて下音羽地区に注目してみよう。

B. 下音羽地区発見の吉利支丹遺物

下音羽地区発見の吉利支丹遺物として最初にとりあげたいのは、大正12年(1923)に大神金十郎氏宅から発見された遺物である。

ハ) 大神金十郎氏宅発見の吉利支丹遺物

○厨子入象牙彫「キリスト磔刑像」〔大神敏治氏蔵〕(写真25)

本像は現在、「大阪府指定有形文化財」の〔工芸品〕第一六号として知られている。その指定時の調書によれば「厨子は何の装飾もほどこされていない黒漆塗のもの(高さ38.6cm、間口18.2cm、奥行外側7cm、内側6cm)で、観音開きにした扉は、銀の金具でとりつけてある逸品である。厨子には『ユダヤ人の王ナザレのゼスス』の略字、I.N.R.Iの4文字を刻んだ板のついた黒たんの十字架に象牙彫キリスト像(総長13.3cm)をはりつけたものがおさめてある。十字架のとりつけてある台は、ゴルゴタ山を思わせる半円形の黒たん製のものである。このキリスト像は、のどもとや、手くび、足くびに血痕があら



写真25 厨子入象牙彫「キリスト磔刑像」

わされており、見るからに凄愴な感に充ちている写実的な優秀な作品であり、おそらく高山右近が高槻城主であった頃、外国の宣教師によってもたらされたものであろうと考えられる。大正11年大神家の納屋から発見され、昭和8年10月31日に『重要美術品等ノ保存ニ関スル法律』により認定をうけており、大阪府下では類品のない貴重なものである」となっている。昭和18年(1943)に文部省教化局総務課発行の『重要美術品等認定物件目録』によれば「象牙彫耶蘇磔刑像 厨子入」なる文化財名称で登録されている。

その像は写真に示したとおりであり、写実的で均整のよくとれた作品である。刑柱の総長は37.3cm、像の総長は13.3cm、広げた両腕の間隔は13cm、縦目で両腕と体軀が結び付けられ、像の頭部や喉元、手首・足首には血痕が認められ、しかもその血はよく観察すると刑柱にまで垂落している。十字架は「二支十字」を形作っている。「ゴルゴタの丘」の部分は幅11.9cm、高さ6.6cm、厚さ5.8cmの半円形であらわされており、台には小さな洞窟

がかたどられて、その中に同じく象牙彫の頭蓋骨と肋骨二本とが納められてある。調書にあるとおり、貴重な逸品のひとつである。

○銅版画「天使讃仰図」〔主禱・堅振・品級・聖体・婚姻〕（写真26～30；図6，8～11）

大神家所蔵の銅版画は全部で五葉発見されている。主禱・堅振・聖体・品級・婚姻の五種類の版画が残されており、本来は東家本の「洗礼」に「告解（悔悛）」と「終油」を加えての八点で完本となる。大神家本は「主禱」の下段の記述からも明らかのようにヴェローネ（Verone）版であるが、パリ国立図書館所蔵の銅版画はマテウス・グロイテル（1638年没）によるリヨン版が「同一構図」での八点揃いである（坂本 満編『初期洋風画』1973）ことから、大神家本もまた本来同数であったと推定される。

さてこれら銅版画の基本主題とそれが何を意味するかについては、『どちりなきりしたん』第十所載の「さんた糸けれじやの七のさからめんとの事」が参考になる。

まず「さからめんと」の全容については「弟：そのさからめんと（秘蹟）はいくつありや。師：七あり。一にはばうちずも（洗礼）。二にはこんひるまさん（堅振）。三にはあうかりすちや（聖体）。四にはべにてんしや（悔悛）。五にはあすてれまうんさん（終油）。六にはおるでん（品級）。七にはまぢりもによ（婚姻）これなり」とあり、全部で七つの秘蹟があることを記している。

第一番目の「洗礼」については「弟：此七のさからめんとのうち第一はいづれぞや。師：先第一にはばうちずものさからめんと也。此さからめんとはきりしたんになるためと、又よのさからめんとをうけ奉るしたち、もんこなり。弟：ばうちずもとはなに事ぞ。師：ばうちずもとはきりしたんになるさからめんと也。是をもてひいですとがらさをうけ奉り、おりじなるとが（原罪）と、その時までをかした

るほどの料をゆるし玉ふさからめんとなり。…弟：此さからめんとをばなにとやうにさづけ玉ふぞ。師：これをさづかる人のかうべか、せめてその人の身のうへに水をかくるとともにべいとろとか、ばうろとなりとも名をつけて此もんととなふべし」とあり、「洗礼」の意味とその授け方、霊名の授与のことなどが記されている。

第二の「堅振」については「弟：第二のさからめんとはいづれぞや。師：こんひるまさんのさからめんとなり、これを又きりずま（堅振）ともいふなり。きりずまとはばうちずもをさづかりたる人にびすばよりさづけ玉ふ大事のさからめんとなり。此さからめんをもてD（でうす；天主、神）よりあたらしきがらさをあたへ玉ひ、ばうちずもの時うけたるひいですをつよめ玉ひ、いるべき時に、ばんみんのまへにそのひいですをあらはすために御ちからをそへ玉ふさからめんとなり。かるがゆへにいづれのきりした人もそのしあはせあるにをひては、さづからずしてかなはざるぎなり」と述べ、「FIDES」（確信）の強化のために不可欠の秘蹟であると説明している。

第三番目の「聖体」については「弟：第三のさからめんととはなに事ぞ。師：こむにあん（聖体拝領）ともいひ、糸うかりすちやとも申すさからめんとなり。弟：そのさからめんとのしさいをしめし玉へ。師：此さからめんとはさいじやうのことはりなれば、ことばにのべられぬぎ也。ばあてれみいさををこなひ玉ふ時、御あるじJx（ぜずきりしと；イエズス・キリスト）のぢきををしへ玉ふ御ことばをかりす（聖杯）と、おすちや（パン）のうへにとなへ玉へば、その時までばんたりしはそくじにJxのまことの御しきしんとなりかはり玉ひ、又かりすにある所のぶだうのさけはJxのまことの御ちとなりかはり玉ふ事をしんずる事かんようなり。しかればそれよりばんと、ぶだうのさけのいろ、か（香）、あぢはひのうちに御あるじJxの御しやうたいんにおはしますごとく、その所にもおはしますなり」と述べ、「最後の晩餐の際に主によって聖別されたパンとぶどう酒が、我々のために十字架の上でささげられようとしていた主の御体と御血に変化したように、司祭によって聖別されるパンとぶどう酒は、天で栄光のうちに即位されたキリストの御体と御血に変化する」という「神秘的な変化」すなわち「全質変化」について述べている。

第四の「告解」（悔悛）については「弟：第四かでうめのさからめんとはなに事ぞ。師：べにてんし



写真26 銅版画「天使讚仰図」（婚姻）



写真27 銅版画「天使讚仰図」（主婚）

という「神秘的な変化」すなわち「全質変化」について述べている。



写真28 銅版画「天使讃仰図」(聖体)



写真29 銅版画「天使讃仰図」(品級)

たがひになさずしてかなはぬ三のきびしきやくそくあり。一には一たびえんをむすびてのちはなんにもよともりべつする事かなはず。二にはよの人とまじはる事かつてかなはざる事。三にはまぢりもうよのさからめんとをもてDよりたがひにはなれざるはうばい(傍輩)とさだめ玉へば、たがひにそのふそくある所にちからをあはせ、又子どものうへに入べきほどの事をあたへ、子をすだつるにすこしもゆる

やのさからめんと也。これすなわちばうちずもをさづかりていごにまのやまひとなるとがなをさるるてんのらうやくなり。第：べにてんしやはいくつにきはまるや。師：三にきはまる也。一にはこんちりさんとて発端の後悔。二にはこんひさんとてことばにてさんげする事。三にはさしちはさん(罪の償ひ)としてしよさをもてとがをくりをする事これなり」と述べて、「洗礼を受けた後に犯した罪の赦しを与える秘蹟」について述べている。

第五の「終油」については「第：第五のさからめんととは何事ぞ。師：系すてれまうさんとてびすぼよりとなへ玉ふ貴きおれよ(聖油)をもてさづかり奉るさからめんとなり。此さからめんとはしするにのぞんでびやうにんのみさづけ玉ふさからめんとなり、此さからめんとをもて御あるじJx御身のがらさをあたへ玉ひ、あにまのこりたるとがのけがれをきよめ、りんじうのなんぎをよきやうにこらへん為に御ちからをそへ玉ふさからめんとなり」とあり、「信者の臨終に際し、身体の苦痛を減じ、また心神に慰安を与えるために、病人の身体に香油を塗る儀式」について述べられている。

第六の「品級」については「第：第六のさからめんととはなに事ぞ。師：おるでんといふさからめんとなり、此さからめんとをもてはびすぼよりさせるだうて(司祭と)とさからめんとをさづくるくらゐに人をあげ玉ふものなり、此さからめんとをさづかり奉る人々はそのやくをよきやうにつとむる為に御あるじJxよりがらさをあたへ玉ふさからめんとなり」と述べて、「司祭への叙階」について言及している。

最後の第七番目の「婚姻」については「第：第七のさからめんととはなに事ぞ。師：まぢりもうよのさからめんと也、此さからめんとはふれれじやの御定のごとくつまをまうくる事也、これをもてふうふともによぶじ大切にながらへ、とがなくしてしそんはんじやうのためにがらさをあたへ玉ふさからめんと也。第：その時ふうふたがひにさだまりたるやくそくのぎありや。師：是もつものふしん也、

かせあるべからずとの御おきて是也」と述べて、神の創始された「婚姻」の意義と目的とその厳肅性について説きすすめている。

以上に述べたところが「七のさからめんと」の概要であるが、次に考慮したいのは、この本来八枚一組（現存六枚）の銅版画の順序についてである。

残存している六枚の銅版画の中央もしくは右下隅には、「PATER NOSTER QUIES IN COELIS」（主禱）・「BAPTISMI」（洗礼）・「CONFIRMA」（堅振）・「ORDINIS」（品級）・「EVCHARIS」（聖体）・「MATRIMONII」（婚姻）の主題が記されているが、この銅版画が本来どのような順序でセッティングされていたかについては、以下の三通りの方法を用いて考えてみるのが可能である。すなわち、まず〔1〕上に述べたキリシタンの基本的要理である『どちりなきりしたん』の「七のさからめんと」の順序にしたがって配列するという方法、〔2〕銅版画に描かれている



写真30 銅版画「天使讃仰図」（堅振）

「聖書物語」に注目し、それらの個々の場面が「聖書の歴史」の中でどのような時間的順序にしたがって展開したのかに着目してその配列を考えるという方法、〔3〕これらの諸要素に加え、銅版画に記されている「ラテン文字」に注目して、その文字情報から、制作者の明確な配列の意図を読み取ろうとする方法の三通りの方法によってである。

まず〔1〕の方法に従う場合を考えてみよう。『どちりなきりしたん』の「七のさからめんと」に従ってその配列を考えるならば、その順序は、先にみたように、「洗礼」→「堅振」→「聖体」→（「告解」）→（「終油」）→「品級」→「婚姻」の順序となるであろう。ただし「主禱」の入るべき位置が不明である点に、この方法による限界がある。

次に〔2〕の方法に従って考えてみよう。残存している東家の「洗礼」と大神家の「主禱」・「堅振」・「品級」・「聖体」・「婚姻」の合計六葉は、この「聖書物語」の編年の変遷順位に従って考慮するならば、「婚姻」（写真26）→「洗礼」→「主禱」（写真27）→「聖体」（写真28）→「品級」（写真29）→「堅振」（写真30）の順序に並ぶことになるであろう。なぜならば①「婚姻」の場面においては中央天使の右側に「神のとりなしによる最初の間人アダムとエヴァ（あだんとゑは）の結婚」の場面（創世記2章）、左側に「エデンの園において、蛇（墮落した天使サタン）による狡猾な誘惑（てんたさん）に屈して禁じられた『善悪の知識の木』の実を食べてしまったエヴァが、夫であるアダムにもそれを薦めて原罪へと向かう」場面（創世記3章）、②「洗礼」においては（先に東家所蔵の銅版画のところで解説したように）「ヨルダン川において、イエス（ぜずす）が三十歳の時にバプテスタの聖ヨハネ（さんじよあんばうちすた）によりバプテスマを受けてキリスト（きりしと）：ヘブライ語でメシア；油そそがれた者の意）になられた」場面（ヨハネ1章）と「会堂における聖人による授洗」の場面、また③「主禱」においては「キリストであるイエスが、使徒たちとともに天上の「父なる神」エホバに模範的な祈りを捧げている」場面（マタイ6章）、また④「聖体」においては「シンの荒野において、エホバ神の奇跡により、指導者モーセ（もいぜず）：杖を挙げている人物）を介して『天からのマナ』すなわちパン

(出エジプト記16:31で「白くて、その味は蜜を入れた平焼き菓子のものであった」と述べられている: ヨハネ6章にあるように、イエス・キリストを予表)が与えられている」場面(出エジプト16章)と「最後の晩餐」の場面(マタイ26章・マルコ14章・ルカ22章参照。またイエスの懐の前に横になっている弟子はヨハネ13章23節から明らかのように使徒ヨハネである)、⑤「品級」においては「オリブ山において、死を前に切に天の神に祈りをささげるイエスを、ひとりのみ使いが現れて強めている」場面(ルカ22章)と「イエス自ら刑柱を背負いゴルゴタ(「どくろの場所」)へ向かう」場面(ヨハネ19章)、⑥「堅振」においてはイエスの復活後の「ペンテコステ(五十日目)の祭りの日に、エルサレムのとある家に集まっていた百二十名ほどの弟子たちの上に『火のような舌』(聖霊)が注がれ、霊が語らせるままに異なった国語(異言)で話し始めた」という「聖霊降臨」の場面(使徒2章)と時を経て後「最後のラッパ」が鳴るときに「朽ちるものは不朽を着け、死すべきものは不滅性を着け」ての「不滅不朽」への「復活」(コリント第1の15章)の場面と「義者と不義者の復活」(使徒24章)および「最後の審判」の場面(黙示録21章)などが、その時間的推移にしたがって描かれているからである。

このように「歴史としての聖書」の時間的推移に注目してその配列を考えた場合には「婚姻」→「洗礼」→「主禱」→「聖体」→「品級」→「堅振」の順序となるであろう。ただしこれも考え得るひとつの仮説であって、決定的な結論ではない。

では[3]の銅版画に記された「ラテン文字」の情報に注目する方法では、どのようなアプロウチが可能となるのか。銅版画全体に要所部分の剝落箇所も多く、また一度剝がれた文字を天地逆張りに張り付けたようなところ(「品級」左側部分)なども見受けられるので、作業は必ずしも容易ではないが、比較的保存状態のよい部分に着目して考察をすすめていきたい。

そこで最初に注目したいのは、この「銅版画」に登載された聖句についてである。

先ず「主禱」には、イエスと使徒たちが囲む七角形の土台の手前に「Fundamentum enim aliud ne mo[po]test ponere praeter id quod posi[tu]m est quod est Christus Jesus」なる「コリント人への第一の手紙」3章11節の聖句(「据えられているもの、それはイエス・キリストですが、それ以外の土台を据えることはだれもできないからです」)、右下には「マタイによる福音書」6章9節の「Sic ergo vos orabitis: Pater noster」なる聖句(「そこで、あなた方はこのように祈らなければなりません」)や「同書」6章7節の「Orantes autem nolite multum loqui sicut Ethnici」なる聖句(「祈る際には、諸国の人々がするように同じことを何度も繰り返してはなりません」)、また左下には「マルコによる福音書」13章33節の聖句である「Vigilate et(or)ate nes(c)itis enim qua(n)do temp[us]isit」(「目を覚まして祈っていなさい。あなた方は、定められた時がいつかを知らないからです」)、そして「ルカによる福音書」22章40節の「Orate ne intretis in tentationem」なる聖句(「誘惑に陥らないよう、祈っていなさい」)などが記されている。また土台の手前にある「香炉」の香は「聖なる者たちの祈り」を想起させる表現であり(「ヨハネの黙示録」8章4節)、その下の蛇は「誘惑者サタン」を表している。「コリント人への第一の手紙」の聖句の下に、小さな文字で「[sup]er[io]rum permissu」(ギリシア・ラテン引用語辞典:長者の許可をもって)なる表現があることから、これも上長の認可の上で公開された銅版画であることが明らかとなる(図6)。

「七のさからめんと」の第一の「洗礼」については先にふれたとおりであるが、銅版画の「天使像」右横には、「マルコによる福音書」16章16節の「Qui crediderit et baptizatus fuerit saluus erit」(「信じて、バプテスマを受ける者は救われます」:「Matt.21」とあるのは誤りであり、正しくは

「Marcii16」である)、「ガラテヤ人への手紙」3章27節「Quicumque enim in Chrito baptizati estis Christum induistis」(「キリストへのバプテスマを受けたあなたは皆キリストを身につけたからです」)、「使徒行伝」8章37節「Si credis ex toto corde licet」(「あなたが心をこめて信じているならそれは許されます」〔ウルガタ・クレメンズ校訂版〕)、そして「マタイによる福音書」21章25節の聖句「Baptismus Joannis unde erat? e Coelo an ex hominibus?」(「ヨハネによるバプテスマ、それはどこから出たものでしたか。天からでしたか。それとも人からでしたか」)などが引用されている(図7)。

第二の「堅振」については「ガラテヤ人への手紙」の5章25節「Si Spiritu vivimus Spiritu et ambulemus」(「もし霊によって生きているのであれば、また霊によって整然と歩んでゆきましょう」)、「マタイによる福音書」25章21節「Intra in gaudium Domini tui」(「あなたの主人の喜びに入りなさい」)、「コリント人への第二の手紙」5章6節「dum sumus in Corpore peregrinamur」(「この体を住まいとしている間は、自分が主から離れていることを知っています」)、「ペテロ第一の手紙」2章11節「Obsecro vos tanquam Advenas et peregrinos」(「外国人また一時的な居留者であるあなた方に勧めます」)などが引かれている(図8)。

第三の「聖体」については「ヨハネによる福音書」6章51節「Ego sum panis vivus qui de coelo descendi」(「わたしは天から下って来た生きたパンです」)、「同書」6章57節「Qui manducat me et ipse vivet propter me」(「わたしを食する者、その者もまたわたしによって生きるのです」)、「同書」6章58節「Qui manducat hunc panem vivet in aeternum」(「このパンを食する者は永久に生きるのです」)なる聖句が用いられている(図10)。

第六の「品級」については「マタイによる福音書」16章24節「Si Quis vult venire post me abneget semetipsum」(「だれでもわたしに付いて来たいと思うなら、その人は自分を捨てなさい」)、「テサロニケ人へ第一の手紙」4章3節の「Haec est enim voluntas Dei sanctificatio vestra」(「というのは、これが神のご意志であるからです。すなわち、あなた方を神聖なものとし」)、そして「エフェソス人への手紙」1章1節の「Paulus Apostolus Iesu Christi per voluntatem Dei」(「神のご意志によってキリスト・イエスの使徒パウロ」)の聖句などが引かれている(図9)。

第七の「婚姻」については「マルコによる福音書」14章38節の「Vigilate et orate ne intretis in tentationem」(「あなた方はずっと見張っていていつも祈り、誘惑に陥らないようにしてなさい」)が引かれている(図11)。

以上にみてきたところが、各銅版画に用いられている『ラテン語ウルガタ訳聖書』からの引用聖句の探索であり、結果的にはそれぞれ各銅版画のテーマに相応した聖句が引用されていることが判明した。聖書の基本的教理の理解を深めるため、あるいはその要点を復習するための教材として、「聖書物語」の絵の部分だけではなく、聖句からも、時と人に応じて、必要な教示がなされたのであろう。

とは言え、これらラテン語で表記された聖句そのものの解説は、スピリツアルな意味においてはきわめて大きな成果をもたらしながらも、銅版画の配列順序を明らかにするという目的意識・問題意識に関しては、残念ながら何ら解決のヒントを与えるものとはなっていないのである。他に方法はないのだろうか。

そこでこの問題を解決するために次に試みたいのは、銅版画に描かれているさまざまな情報のうち、すでに吟味した「聖書物語」の挿絵部分と「ラテン語ウルガタ訳聖書」の聖句部分以外の要素に着

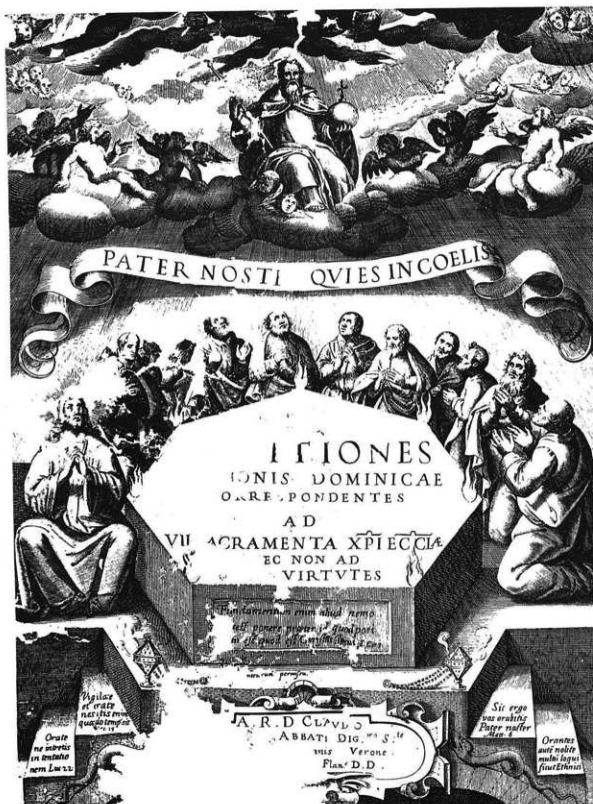


图6 铜版画「天使讚仰图」(主祔)



PRIMA PETITIO

图7 銅版画「天使讚仰圖」(洗礼)



图8 铜版画「天使讚仰图」(竖版)



图9 铜版画「天使讚仰图」(品级)



PETITIO.

図10 銅版画「天使讃仰図」(聖体)



图11 铜版画「天使讚仰图」(婚姻)

目して、就中、「中央天使像」の頭上にみえる「光」の源から発せられる「円弧状に纏られたラテン文字」に注目することによって、何か解決の糸口を得ることはできないのだろうかという点である。

ではそのラテン文字はいったい何を意味しているのか、共に探ってみることにしよう。

第一の「洗礼」については、天使頭上の円弧形に纏られたラテン文字は「[S]ANCTIFICETVR NOMEN TV[V]M」と纏られており、その意味は「願くは、御名の崇められん事を」（「あなたのお名前が神聖なものとされますように」）であり、これは「マタイによる福音書」6章9節後半の聖句である。

第二の「堅振」の天使像の頭上の文字は「ADVENIAT REGNV M TVVM」であり、「御国の来たらんことを」（「あなたの王国が来ますように」）の意味であり、「同福音書」6章10節前半の聖句が掲げられている。

第三の「聖体」の場合は「PANEM NOSTRV M QVOTIDLANV DA NOBIS HODIE」と纏られており、その意味は「我らの日用の糧を今日もあたへ給へ」（「今日この日のためのパンをわたしたちにお与えください」）であり、6章11節の聖句である。

第六の「品級」については、天使像の上に「[F]IAT VOLVNTAS TVA SICVT IN[CO]ELO [E]T IN TERRA」なる文字があり、その意味は「御意の天のごとく、地にも行はれん事を」（「あなたのご意志が天におけると同じように、地上においてもなされますように」）であり、「同書」6章10節後半の聖句が掲げられている。

第七の「婚姻」については、天使像の頭上に「[E]T NE NOS INDV CAS IN TENTATIONE[M]」なる文字があり、その意味は「我らを嘗試に遇せず」（「わたしたちを誘惑に陥らせないで」）であり、6章13節前半の聖句が掲げられている。

このように見てくると、これらの聖句はみな有名な「主の祈り」（マタイ6：9-13）の一部であることが判明する。

ではもう一枚の「主禱」はどこに位置するのか。天上の神にむかって祈るイエス・キリストと使徒たちの上に「PATER NOSTER QVI ES IN COELIS」と記されており、その意味は「天にいます我らの父よ」（「天におられるわたしたちの父よ」）であり、これは「主の祈り」の冒頭、すなわち「マタイによる福音書」6章9節のなかほどに位置する聖句であるので、この六葉全体の冒頭にあって「表題」的役割を果たしていたと判断される。

では、あと残りの二葉である「告解」（悔悛）と「終油」はどの位置に入るのだろうか。一連の聖句のうち、「マタイ」6章12節の「ET DIMITTE NOBIS DEBITA NOSTRA, SICT ET NOS DIMITT IMVS DEBITORIBVS NOSTRIS」（「我らに負債ある者を我らの免したる如く、我らの負債をも免し給へ」；「わたしたちに負目のある人々をわたしたちが許しましたように、わたしたちの負目をもお許しください」）なる聖句と6章13節後半の「SED LIBERA NOS A MALO」（「悪より救ひ出したまへ」；「邪悪な者から救ひ出してください」）なる聖句が欠落していることから、「主の祈り」の流れにそって考慮するならば、前者の聖句（マタイ6：12）は「聖体」（マタイ6：11）のあとに、後者の聖句（マタイ6：13後半）は「婚姻」（マタイ6：13前半）のあとに入らなければ、一連の「主の祈り」とはなりえないことが明らかとなる。さらに「信仰生活の諸段階」や「対神的責務の重要度」および「洗礼から終油まで」といった「信仰者のライフ・サイクル」などの諸要素を視座にいれる時、前者に「悔悛」、後者に「終油」が存在していたであろうことは妥当な考えではないであろうか。そのよう

に考えてくるとき、銅版画そのものの配列順序は『どちりなきりしたん』とは少しく異なり、「主禱」(図6)→[1]「洗礼」(図7)→[2]「堅振」(図8)→[3]「品級」(図9)→[4]「聖体」(図10)→[5]「告解」→[6]「婚姻」(図11)→[7]「終油」の順序であったと想定することが可能となる。

そしてこの推定が恐らくまちがっていないことは、「洗礼」の下部に「PRIMA PETITIO」(第一の請願)とあること、また「婚姻」については「大神家本」と「パリ国立図書館本」との比較により、本来そこには「SEXTA PETITIO」(第六の請願)とあったことが明らかである(図12)ことなどからも確実であろう。そのほか基本的には「同一構図」でありながら、両者の比較により、大神家本の方の「中央天使」は着衣の姿で描かれているのに対し、パリ国立図書館本の方は裸体で描かれていること、またパリ国立図書館本から推測するに構図左下には本来「誘惑者である蛇(サタン)」が描かれていたと考えられること、さらには天使左側のメッセージなども一部差替がなされていることなどにも、注意が払われてよいであろう。いずれにせよ、銅版画の順序は以上にのべたとおりに確定されてよいと思う。

○木製「十字架」(写真31右)

この木製十字架は、二本の細い板状の木を「はめ込み式」に組み合わせて使用する〔スタウロス〕・〔クシロン〕の形式のものである。二本の木は固定されていないので、いつでも二本の〔クルックス〕・〔シンプレクス〕に分解することが可能である。簡易な形式のもので、彫刑像は彫されていない。

○念珠(写真31左)

もともとは「象牙玉の一連」と「黒檀玉の一連」とがそれぞれ存在したことが知られている。その後には散逸してしまったために、現在では両者を合わせて一連の念珠(コンタツ)に作り直している。

二) 原田家発見遺物

○紙本着色「マリア十五玄義図」

〔京都大学総合博物館蔵〕(写真32)

この絵は昭和5年(1930)4月に、原田辰次郎氏の母屋の棟木と組み合わせた桧楚(ひそ)にくくりつけて



図12 銅版画「天使讃仰図」(婚姻)の比較
〔SEXTA PETITIO〕の復原

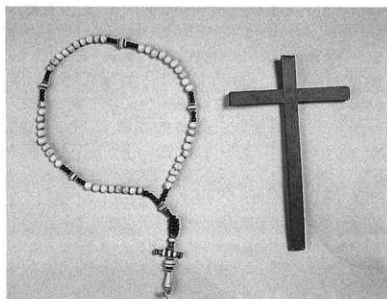


写真31 木製十字架及びロザリオ



写真32 紙本着色「マリア十五玄義図」

「イエズス会」の徽章を置き、その周り三方に「喜びの玄義」・「悲しみの玄義」・「栄光の玄義」の十五コマの絵を巡らせている点では両者は同様であるが、ただ「原田家本」は中央部の二聖父半身像の後ろに、矛と楯をもった「S. MATTHIAS」（聖マテウス）とくりぬかれた目を載せた高杯を手にもつ「S. LUCIA」（聖ルチア）を描いているという点、また「栄光の玄義」の最後から二コマ目の「聖母被昇天」の場面（最後の「聖母戴冠」の場面に先んじて）既に受冠してしまっているという点で、「東家本」とは異なった描写となっている。後者の論点については「原田家本」の方に結構上の匾額があることは言うまでもない。「イグナチウス」と「マテウス」の間には「SOCIETATIS IESVS」（イエズス会）とあり、この絵画が「イエズス会」による公認の絵画であることを明らかにしている。

また「ロヨラとザビエル」の後ろに描かれている二聖人について補足すれば、「聖マテウス」はイスカリオテのユダの背教離脱後に補選された使徒（「使徒行伝」1：23-26）であり、また「聖ルチア」はイタリアのシシリー島出身の聖女である。「ルチア」とはラテン語で「光」の意味があり、『聖人事典』によれば「生来大変な美人で眼の美しい女性であった」とされている。

ところで、なぜ「マテウス」と「ルチア」の肖像が「ロヨラ」と「ザビエル」の背後に描かれているのかについては必ずしも明瞭ではない。この絵の「寄進者の教名」をあらわしているとの考えもあるけ

あった長さ90.0cm、周囲27.7cmを測る筒状孟宗竹の中から発見された絵画である。

この絵画の基本的な構図は、先にのべた「東家本」の「マリア十五玄義図」とほぼ同様であり、その大きさは「東家本」よりやや小さく、縦75.0cm、横63.0cmを測る。残存状態は、写真からも明らかなように「東家本」より「原田家本」の方が良好であり、場合によっては「東家本」の剝落部分はこの「原田家本」によって補われることが可能である。

全体を上下二段に分割し、その仕切りのところに帯状に「LOVVADO SEIA O SANC'TISS[IMMO] O SACRAMĒTO」（いとも尊き秘蹟は讃えられん）なる讃語を配し、中央部分上段に「マリアとイエス」、下段に聖父（S.P.）である「IGNATIVS」（イグナチウス）と「FRANCISCVS XAVERIUS」（フランシスコ・ザビエル）を描き、その間に「聖餅」および「聖杯」、そして

れども、二人が共に殉教者であったことから、殉教への決意を助ますための絵画であったと考えたい。

「マリア十五義図」がどのように用いられたかについては、坂本満氏が『スピリツアル修行』の中にも説かれている[ように]ロザリオの珠をくりながらアヴェ・マリアとバーテル・ノステルを百五十回、あるいは五十回唱えて各場面のキリストと聖母の生涯を観想する。中世ドメニコ会に行われたが、同会が『ロザリオの聖母』をレバント海戦勝利の守護奇跡としてとくに崇拝し、教皇グレゴリウス十三世(1572~1585)が十月の第一日曜日を『ロザリオの聖母』の祭日と定めるにいたって、会派の別なく崇拝が行われた」と述べられているとおりであるが、原田家本が発見された時、細い竹の棒も一緒に残っていたので、この絵は「吉利支丹教理の基礎」を学ぶための「絵解き」の教材として用いられていた可能性も高い。

なおこの原田家本は、時の京都帝国大学の濱田耕作・新村出・西田直次郎博士らの強い要請により、原田辰次郎氏により、京都帝国大学に寄贈されることになり、現在、京都大学総合博物館にて所蔵されている。

原田辰次郎氏宅発見の吉利支丹遺物については以上のとおりである。続いて下音羽の高雲寺から発見された吉利支丹遺物について説明を加えることとする。

木) 高雲寺発見遺物

曹洞宗の高雲寺から二基の吉利支丹墓碑が発見されているので紹介する。

○「せにはらまるた」墓碑〔大阪府茨木市〔旧三島郡見山村〕大字下音羽 高雲寺所蔵〕

この墓碑は石質は「花崗岩製」で、形状は「石椋形」(樽形・蒲葺形)の墓碑である。高さ42.5cm、中央幅41cm、奥行47cmを測り、周縁に幅3cmあまりの外郭が巡る。表面上部に「等辺ギリシヤ十字章」があり、右端に「けい長十五年(1610)」、左端に「十月十一日」の紀年、中央に教名「まるた」、そしてその右と左に「せに」ならびに「はら」の文字を読み取ることができる。発見時には高雲寺境内方丈の間の、手水鉢の台石に転用されていた。「銭原」は「下音羽」の高雲寺の北方1.5kmほどのところに所在している。

○「小泉某氏」墓碑〔大阪府茨木市〔旧三島郡見山村〕大字下音羽 高雲寺所蔵〕(写真33)

同じく「花崗岩製」・「石椋形」(樽形・蒲葺形)の墓碑であり、写真に示したとおりである。高さ32.7cm、中央幅32cm、奥行41cmを測り、周縁に幅約4cmの外郭を巡らせている。表面上部に「等辺ギリシヤ十字章」をおき、右に「慶長十八

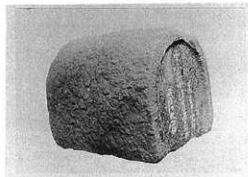


写真33 「小泉某氏」墓碑(高雲寺)

年(1613)、左に「五月二十四日」の紀年を刻す。人名教名は判読困難であるが、現在のところ「小泉某」と読まれている。発見された時、本墓石は高雲寺庫裏の沓脱石として使用されていた。なお「小泉」は高雲寺より北東方向に6kmほど行ったところの、亀岡に抜ける道筋にある「小泉」を指している可能性が高い。

続いて井上與平次氏の宅地内で発見された遺物について述べる。

へ) 井上與平次氏宅地内発見遺物

○「くほまりや」墓碑 (大阪府茨木市〔旧三島郡見山村〕大字下音羽 井上政彦氏宅地内)

井上家から発見された墓碑も同じく「花崗岩製」・「石棺形」(樽形・蒲葺形)の墓碑である。高さ33.5cm、中央幅33.5cm、奥行39.5cmを測り、その周縁の一部に幅3.5cmの外郭を巡らせている。表面上部に「等辺ギリシャ十字章」があり、中央に「くほまりや」の名、右端に「慶長□年」、左端に「八月二十一日」の文字が認められる。「くほ」(久保)については「上野マリヤ」・「佐保カララ」・「銭原まるた」・「小泉某」などの墓碑銘の類例からも判るように、基本的には「地名」であると考えるのが妥当であろう。果たして、高槻市内の山間部にある本山寺や神峰山寺に近い「川久保」との関連などは、今のところ定かではない。なお「教名 MARIA」の表記については、それぞれ「ひらがな・カタカナ」の相異はあるものの、井上家の「くほまりや」も東家の「上野マリヤ」も、「まりあ」ではなく「まりや」表記である点にも注意を払っておきたい。

井上家に伝わる吉利支丹墓碑の概要については今のべたとおりである。

以上で「発見遺物各論」のうちの「下音羽地区発見の吉利支丹遺物」については、ほぼ概要説明を終えることができたと思う。

さて今までは「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」の中でも、主として「有形」の遺品について解説を付してきたわけであるが、もうひとつ見落としてはならない分野がある。それは「無形」の「宗俗・口碑・祈禱」等に関する分野である。

2. 宗俗・口碑・祈禱文

以下に紹介するのは、大正年間に東藤次郎および中谷源之助両氏の御母堂より聞き書きせられた貴重な口述筆記資料である。藤波氏も記録し紹介されたことがあるが、吉利支丹の儀式・風習・祈禱などの実相を知る上で、また後程述べるように、「イエズス会の吉利支丹組織」における「崇拜の形式」の同一性を考えていく上できわめて貴重な資料であるので、文字化してかたちをとどめておきたいと思う。

A. 吉利支丹宗門の儀式・風習について

イ)「人が生まれると仏様(キリストとマリヤ)に水をお供えて、それを頂いて指(中指)に紙を巻いて筒の形にして、それを供えた水にひたして生まれた者(生児)の顔に擦りました。これはよく見る人を見るとよく判るのであります。それから、また顔から胸のあたりを手(左)の指を重ね合わせて、同じくお唱えごとを唱えつつさすりましたものです」。

ロ)「毎年寒があくと仏様(同様)に餅を供えて知っている者(同信者)のみ寄り合って、仏様(同様)のある家一軒一軒おがみにまわりました」。

ハ)「いちいち記憶していませんが、行をしました。それは、春燕の来るよい時季に、あきというて、四八日間食事を二食にして、毎日風呂に入ってお縄(苦行の鞭縄)にかかるというて、右の手にお縄をもって右肩をお唱え(祈禱文)を唱え、びしゃびしゃと何べんもたたきました。そしてこの行がすみすすと鶏卵や猪肉で精進おとしをしました」。

ニ)「またあるときは、七日目七日目に寄り合って、御馳走をしてお祈りしたものです」。

ホ)「それから、人が死ぬるとお唱えごとを五八回唱えたときに、ひとつぼというて、こよりを結んでそれを沢山にこしらえまして、死んだ仏にもたせてやりました」と、このような宗俗のことが報告されている。

これらは「洗礼」(幼児洗礼)儀式の方法や「四句節」の祝い、日常的な「七日目毎」の活動単位などを示す資料として貴重である〔なおプロテスタントのバプテスト派では「バプテスマは洗礼ではなく浸礼で、全身を水につける儀式を重んじ、幼児の洗礼式に反対である」点で、カトリックや他のプロテスタントと異なっていることを、高谷道男氏は編訳『ヘボン書簡集』(岩波書店 1959年)の中で指摘している〕。

B. 祈禱文

祈禱文については、その唱文は以下のとおり聴き取られている。

へ)「がらさみちみち、たんもにまるやさま、おんれいをなしたてまつる。おんなるすさま、おんみとともによにんのなかにおいでまして、ごかほうよみしきなり、またおんたんねんのとうときおんみにてまします。でうすさまのおんははさまたまりをさま、いまもわれらがさいごに、われあくにんのためにでうすさまをたのみたまへ、あんみんじすまりをさま」となっている。

そこで『どちりいな・きりしたん』の「第四 あべまりやの事」という「おらしよ」を参考に、内容の復元を試みると、恐らく原形は以下のとおりではなかったであろうか。

ト)「がらさみちみち給ふマリヤ様、御礼をなし奉る。御あるじ様、御身と共にまして、女人の中において、御果報いみじきなり。又御胎内の尊き御身にてましますデウスの御母サンタマリヤ様、今も我らが最期に、我ら悪人のためにデウス様を頼み給へ。アメン。ゼズス、マリヤ様」。

両者を比較するとわかるように、時間の経過とともに、当初の明確な「折り」の言葉は音を変え、意味を変え、語順も入れ替わり、その内容が大きく劣化していった様子を知ることができる。

フランシスコ・ザビエルによる「キリスト教の伝来」と人々が輝くまでに美しくあり、また人としてのその無限の可能性を開花させようとしたその「布教時代」は短く、その後の寒々とした徳川「禁令時代」は、「鎖国」という閉塞状況の下で、巧みな指導を失ってしまった人々を、確かに「潜伏吉利支丹」へと追い詰め、「傷める蘆」・「ほの暗き燈火」(イザヤ書42:3)のような存在に変えてしまった。「霊的に貧しくも悲しい時代であった」けれども、しかし彼らの信仰心は決して燃え尽きることはなく、中谷茂氏の言葉を引いて述べるならば「かくれキリシタンはローマを介せず、直接天主と語り合うべきである」との高潔な精神と気概のもとに、なおその後おおよそ三百年もの永きにわたって、その貴き信仰心を保持しつづけたのである。

以上に見てきたところが、「千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の新研究」の成果である。

第5節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物の年代特定と史的状況

さて、今まで「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」について、各家ごとに、その概要説明をおこなってきた。まず「千提寺」地区では、東藤次郎家発見の紙本著色「聖フランシスコ・ザビエル像」・「マリア十五玄義図」・「聖女立像」・「木造キリスト磔刑像」・「象牙彫マリア像」・「木製金時絵天目茶碗形碗」・「銅製印籠形容器及びメダイ入容器」・「グレゴリオ十四世のメダイ」・「フランシスコ・ザビエルのメダイ」・「銅版画」(洗礼)・「吉利支丹抄物」・「銅版キリスト昇天図断片」・「上野マリヤ」墓碑などについて論じ、その後、中谷仙之助氏宅発見の「銅板油彩キリスト像」・「亜鉛板打出油彩ロレータ聖母子像」・「どちりいなきりしたん」・「ぎやどべかどる」・「真鍮製キリスト磔刑像」・「銅製印籠形容器」・「メダイ及び十字架」について、中谷源之助氏宅発見の「銅板油彩聖母子像」・「ほろひんしあ断筒」・「真鍮製キリスト磔刑像」・「アグヌス・デイの布袋」・「デシピリナ」について、また中谷栄太郎家関連の遺品として「クレメンス八世のメダイ」・「佐保カララ」及び「不明氏」墓碑などについて説明を加えた。

他方「下音羽」地区に関しては、大神金十郎氏宅発見の「厨子入象牙彫キリスト磔刑像」・「銅版画」(主禱・堅振・品級・聖体・婚姻)・「木製十字架」・「念珠」について、また原田辰次郎氏宅発見の「マリア十五玄義図」について、さらには高雲寺で発見された「せにはらまるた」及び「小泉某氏」墓碑、井上興平次氏宅内発見の「くほまりや」墓碑などについて論じた。そしてこれら「有形」の「吉利支丹遺物」だけではなく、さらには東藤次郎・中谷源之助両家に伝わる「無形」の口頭伝承(儀式や祈禱など)についても貴重な記録を再録しておいた。

これら「吉利支丹遺物」の中で、特に年代特定の可能な遺物としては「ローマ教皇グレゴリオ十四世のメダイ」(1591)、「どちりいなきりしたん」(1591-1600?)、「銅板油彩キリスト像」(1597)、「ローマ教皇クレメンス八世のメダイ」(1600)、「佐保カララ墓碑」(1601)、「上野マリヤ墓碑」(1603)、「せにはらまるた墓碑」(1610)、「千提寺不明氏墓碑」(1612)、「下音羽小泉某氏墓碑」(1613)、「福者フランシスコ・ザビエルのメダイ」(1619)、「聖フランシスコ・ザビエル像」(1622以後)、「マリア十五玄義図」(1622以後)などを挙げるができる。

従ってこれらの「吉利支丹遺物」は、天正15年(1587)の豊臣秀吉による「宣教師追放令」以後、慶長元年(1596)の土佐におけるイスパニア船「サン・フェリペ号事件」、そこでの船員の無思慮な発言に端を発する長崎西坂での「日本二十六聖人の磔殺事件」(フランシスコ会宣教師ペドロ・バプチスタ、イエズス会修道者三木パウロら少年三人を含む二六名が殉教す；比屋根安定氏は『日本基督教史』の中で「パウロ三木は安土の学林を卒えてイエズス會に入り、有馬や大村で傳道した。捕縛されて大阪を発する時、予は三十三歳に達し、基督が死に給うたと同年であると言って喜んだと傳えらる」と記述している)、慶長19年(1614)の「外国人宣教師への本国退去命令および高山右近ら百四十八名のマニラ・マカオへの追放」、元和元年(1615)の「大坂夏の陣による豊臣氏の滅亡」を経ての、元和2年(1616)の「江戸幕府によるキリスト教禁圧強化と中国船以外の外国船の来航地の長崎・平戸への限定」、元和5年(1619)の「京都四条河原でのキリシタン処刑」、元和8年(1622)の長崎における「元和の大殉教」(ズニガ及びフロレス両宣教師と信者55名を火刑に処す)、翌元和9年(1623)の江戸芝における「江戸大殉教」(イエズス会宣教師アンゼリス師ら50名が江戸で殉教す)、寛永7年(1630)の「幕府によるキリシタンのルソンへ

の追放と同宗書籍輸入の禁などの連続して生じた、「吉利支丹」にとってはきわめて苛酷な「冬の時代」の遺品（しかし信仰者である彼らは決してそのようには見なさなかったであろう）といえる。

京都外国語大学所蔵『日本関係イエズス会原文書』の「第二文書」の中には、1587年10月1日付の平戸で執筆された「ルイス・フロイス宛、アントニーノ・ブレネスティノの報告書」なるフロイスによるイエズス会総長宛正式報告書の底本とも言うべき基礎資料が収められており、そこには「高山ジュスト右近殿の追放、および当1587年の都地方の教化的な他の出来事に関するアントニーノ・ブレネスティノ師の書簡の写し」が綴られており（この史料については「中谷家発見遺物」である「銅板油彩キリスト像」のところで既に紹介している）、この中で秀吉による「伴天連追放令」直後の高山右近や右近周辺の「吉利支丹の人々」の高潔にして確固たる信仰のあり様が克明に描写されている。「禁教」の発端とも言うべき重要な出来事なので、「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」の「史的背景」を正しくとらえておくためにも、その報告に耳を傾けておきたいと思う。

まず「高山ジュスト右近殿の追放」については以下のような報告が寄せられている。

○「（高山右近の父である飛騨守）ダリオ〔Dario：ラテン語ウルガタ訳聖書・スペイン語聖書・ポルトガル語聖書などのダニエル書6章1節等に出てくる王Dariusの名にちなむ〕とその息子の太郎右衛

門殿は、私たちが驚嘆の念に打たれたほどの勇氣と喜悅をもってこの報らせを受けました。太郎右衛門殿は教会に来ると（次のように）申しました。『伴天連様方、御休心ください。もし私の兄右近殿が、関白に対して何等か卑劣な行為とか過誤を犯したために領地を失うのであれば、名誉を喪失することでしょうから私は悲しむであります。ですが（このたびの）ことは、右近殿がキリシタンの信仰を棄てないことを望んだために起こったと言われています以上、私たちにとりましても大いに喜ばしいことでございます。私は常にこのような出来事に堪える覚悟ができていました』と。…ダリオもまた多くの喜悅と満足、およびデウス様の御旨への恭順さを示しながら同様のことを語りました」（写真34；この写真の5・17・27行目に「高山右近」の父、「高山飛騨守ダリオ」の名前が見えている）。

○「関白はこれらの通告を一夜のうちに次々と右近殿のもとに送り、なおその後、怒りをこめて右近殿へ数々の非難の言葉を発し、彼ほどの寛大で高名な武将に対しては不相応極まる無数の虚偽に満ちた、彼の追放令状を彼に伝達せよと命じました。しかし右近殿の名は日本中に知られており、



写真34 「高山ジュスト右近殿の追放について」
（『日本関係イエズス会原文書』より）

その稀有の才幹によってあらゆる諸侯から彼は大いに敬愛されていまして、それらの虚言は彼の人物、およびその崇高な名誉をいささかも傷つけ汚すには至りませんでした。』

○「翌朝、右近殿は、自分に仕える家臣、重臣、貴人たち全員を召集して次のように述べました。『御一同は、このたびの件、ならびに某の信仰に関して生じたことの経過を見てこられた。某はこのようになったことを、いささかも遺憾に思っていない。それのみか己が信仰を顕揚する機会が与えられ、御主なるデウス様の名誉と栄光のために、待望久しい労苦を受け得ることをむしろ喜んでいる。ただ御身ら一同に対する愛のために心痛を覚えるのみである。御身らはキリシタンである。さればデウス様は、この迫害によって、今御身らが失った現世の財を（後日、再び）この世において与え、（更に）来世では、永久に尽きることのない栄光の宝を与え給い、御身らは安息を得るであろう。今、御身らに改めて願ひ切に頼みたいことは、信仰に強く留まり、立派なキリシタンとして生き、某が期待する御身ら自身の模範を示してくれることである。この上事態が変わらぬ限り、御身らの妻子と家族の庇護と糊口の道をより安全に見出すために、御身らはすべてここを立ち去られるがよい』と。彼はこのように、優しさと沈着さと喜びを表情に浮かべながら、しかも強い決意をもって語ったので、一同は深い感動に打たれました。右近殿の家臣らはそれを聞いて深く悲しみ、彼に対して大いなる愛情を抱いていましたから声をあげて泣き、『我らはいずこへも参りませぬ。殿と共に死に、最後まで殿の労苦と追放のお供をいたす所存です』と答えました。そして一同は、『主人の死か、または追放に際して日本人が行なう習慣に従って〕短刀を抜いて頭髪を断ち切りました。右近殿はこうした愛情を深く感謝しましたが、幾つかの有効な理由をあげて彼らを説得し、そこにいました三、四人の若者（を伴う）だけで十分であると答えて一同を帰らせました』と記されている。

また〈都地方の教化的な他の出来事〉については以下のとおりである。

○「関白が右近殿を追放したことを私たちが五畿内で知ってから、二、三日経ちますと、こんどは（イエズス）会の司祭や修道士全員を（国外）に追放するとの報らせが届きました。最初の噂は常に不安や恐怖や驚愕を伴って拡がるものですから、人々は、関白が（五畿内に）来ると、キリシタン全員に棄教を命じ、それに従わぬ者は十字架に掛けるか、あるいは直ちに司祭たちといっしょにシナに放逐するに違いないと言っていました。それを知ったキリシタンたちは自分たちがいる（土地の）、それぞれが行きついている教会、すなわち都、高槻、大坂、堺、明石など（の教会）に、とても私たちが表現できぬほどの熱意をもって駆けつけました。そして大人は全員が告白（の秘蹟）を受けることを願ひ出、殉教の準備をしました。教会は昼間と夜半遅くまで常に人々に満ち、このような光景は日本ではかつて見られぬものでした。』

○「私が告白を聴いていました時に、三ヶのキリシタンの一人が私の許に来ました。彼は告白の始めに深い悲しみと涙の裡に（こう）申しました。『伴天連様、私は野良で百姓仕事をしていましたが、このたびの報らせを聞き、伴天連様方にお会いし、殉教の準備として告白するために何もかも放置して急いでやって参りました』と。彼は深い感情をこめてそう語り、私は敬虔な気持を強く感じました。彼は告白を終えますと、これから妻を呼びに行き彼女にも準備させるのだと言って、すぐに出て行きました。』

○「ある婦人は司祭のところに来て、『伴天連様、私には七人の子がいます。私の主人と（私とで）家族は）九人です。私たちは皆殉教する覚悟です』と言いました。他の者は、自分たちが処刑された場合を考慮して、聖道物容れをどのように始末しておくべきか、またある者は、（役人）からキリシタンかと訊ねられた時にはどう答えればよいか、コンタツを隠すことは罪になるかどうか、またそれに類したこ

とについて、司祭たちの教えに一点たりとも悖ることがないようにと助言を求めました。」

○「都では、身分が高く有徳な金持の寡婦でありますミシアという人が、親戚や知人から、(彼女は)富裕であり著名なので(役人たちが)交渉に来るに違いないから、都から離れたどこかへ避難するようにと勧められました。すると彼女は非常な勇気と喜びを表して(こう)答えました。『私がキリシタンであることを皆御存知です。今さら他所に移ったり家財を隠したりすることはよくありません。むしろ私は全財産と私の生命をデウス様への愛ゆえに喜んでお捧げしましょう。私はデウス様の強大な御手によって永遠の生命の報いを受けることを期待しているのです』と。」

○「堺の市の住民で、古くからのキリシタンである貴人の(伊地智)文太夫殿は、このたびの報らせを聞きますと、大坂の神学校(セミナリオ)に入れていました三人の息子たちに、司祭と共に皆追放(先)に赴くように伝えさせました。そしてもし息子たちの誰かが帰宅するようなことがあれば、彼自身関白となって、その者の首を刎ねるであろう、と言いました。ですが後で示されますように、彼の息子たちのためにも、また神学校の他の者のためにも、彼らが立派な勇気を示しましたので、この警告は不必要なことでした。」

○「大坂ではそうした者の一人にガヨ[Gayo: 松田氏は『南蛮研究』の中で『Cayo』と『Gayo』は同一教名に出で、Cayoは第28代のローマ教皇『聖Caius』に出ると思われる』とされている。ただし『聖書』の「使徒たちの活動」19: 29、「ヨハネ第3の手紙」一節等に登場する互いに相異なる二人の人物名にちなんで『Gaio(ガイオ)』と読むことも可能ではないだろうかとわたくしは考えている)がいました。関白の不在中、城の警固を務める者の一人であり、関白夫人の秘書であるマダレイナの夫でした。夫婦は宮殿に置いていました一人娘を連れて司祭たちと共に追放(先)に赴く決心でした。…そこで彼女たちは、関白夫人に、関白殿は私たちに棄教を命ずるか、あるいは城から退去するよう命ぜられるに違いないと伺っている。つきましては、私たちは如何ようのことがあっても棄教する意志はないので、関白が帰還される前に退城する許可を与えていただきたい、と伝えさせました。関白夫人は、マダレイナに、内心キリシタンであっても一向に差支えないから、ただ関白の面前ではそうでないよう振舞うようにと伝えさせました。マダレイナは極めて慎重に、『キリシタンには、虚偽と真実の二つの顔などあり得ません。心の中に信じることは表にも現さなければなりません』と言いました。…遂に関白夫人はマダレイナの執拗な願ひに負けて、彼女が城から出ていく許可を与えました」などの報告が寄せられている。

そのほか、このような緊急事態下で、おそらく今後自分自身にもふりかかってくるであろう身の危険をも「もの」ともせず、敢えて「吉利支丹への道」を選択し「受洗」した若い人々に関する記録も残されている。

○「大坂では、追放の身にある美濃の国の一貴人の家に、一人の高貴な異教徒の娘がいました。この娘は三ヶ殿(三ヶ伯耆守頼照サンチョ)の姪でイザベルと称するキリシタンと非常に仲の良い関係にありました。イザベルは、かねがねこの娘がキリシタンになるよう説得していました。彼女がまだキリシタンにならずにいましたのは、教会へ説教を聞きに行く機会がなかったからでした。このたび私たち(に対する)迫害と追放の報らせが賣されますと、イザベルはその娘に、もし密かに家から抜け出して教会に行けるよう何等かの策を講じなければ、司祭方は、あと二日もすれば下(しも)に行かれることになるので、あなたの望みは叶えられぬことになり、あなたが求めている救いの手段が失われる大きい危険に曝されることになるでしょう、と伝えました。(そこで)娘は夜半前後、すでに家人が皆眠りに就い

た後、(あらかじめ)戸口に駕籠を待たせるよう話をつけておき、それに乗って教会に行きました。教会はまだその時間にも蠟燭を煌々として、各地から駆けつけたキリシタンたちで満たされていました。彼女はそれらのキリシタンの中で新参者であり見馴れぬ顔でしたので、被衣を深くかぶって教会の隅に座り、辺りのキリシタンたちの会話に殊更耳をそば立てていました。キリシタンたちは(靈魂の)教いへの非常な熱意を示しながら、もっぱら殉教のことを互いに語り合っていました。この光景は、かねがね娘が抱いていたキリシタンになりたいとの望みをいっそう強めさせるところとなり、彼女は(先に)仲間のイザベルから聞いていたことですが、デウス様のことや、キリシタンたちが互いに愛し寄り合っていることについての確信をますます深めました。しばらくして彼女は修道士と話をする必要がありましたので、彼を呼んでほしいと願いました。修道士が来ますと、彼女は自分の素性を打ち明け、ここに来たのはただひとえに説教を聞いて洗礼を受けるためであると語りました。そのことが修道院の上長に伝えられた上で、彼女には夜半からほとんど夜明けの陽光が射しこむ頃まで、キリシタンになるために習わねばならないことがすべて説き教えられました。彼女は聴いた説教を非常に良く理解しましたので、彼女に聖なる洗礼の秘蹟が授けられました。彼女は授かったお恵みを深く感謝し、信仰に強く留まることを約束して、再び駕籠に乗って帰宅しました。彼女はまだ若い身で、しかも高貴の出であるにもかかわらず、司祭たちが居なくなつて洗礼を受ける機会を失いたくないばかりに、夜間にこのような健気な行為をあえてしたのです。

○「一人の一六、七歳の若者が、やはり司祭が出発する二、三日前に大坂の教会を訪ねて行きました。その若者は、父母や親戚一同は異教徒であるが自分はキリシタンになることを切望していると告げました。司祭たちが、その若者に、関白がキリシタンに関して命じたことを知っているかと質し、こうした時期にキリシタンになりたいと言うことが、どんなに無謀なことかわかっているかと訊ねたところ、若者は、以前にも増して自分がキリシタンになりたいと希望する理由は、このたびの迫害のことを聞いたからである。私もこのキリシタンたちの仲間入りをして、彼らといっしょに(デウス様のもとにおける)光栄の喜びを得るために同じ旅路を歩みたいと願うからだ、と答えました。こうして彼は説教を聞いて洗礼を受けました」といった事例がそれである。

それではこのような動勢下で「司祭や修道士たち」はいったい何をなしたのであろうか。記録はこう続いている。

○「キリシタンたちを慰めるためには、あらゆる努力がなされました。たとえこの迫害がいかに苛酷で恐るべきものでありましても、司祭や修道士たちは彼らを見放しはしないことを約束し、司祭たちは全員、ヨーロッパから来た時に、キリシタンたちを見棄てるよりは死を選ぶ堅い決意と判断の裡に出発したのである。たとえこの暴君のために幾人かの者がシナに行かねばならなくなり、万一そうすることを断り切れないようなことがあったにしても、他の司祭たちは、たとえ生命の危険が曝されたとしても、暴君の怒りが過ぎ去るか、または、彼が死去するまで(日本に)潜伏して留まるでしょう。…とは言え、とりあえずキリシタンたちには洗礼に用いる言葉を文字で書いたものが残されました。そしてキリシタンの中でも最も適した幾人かの者に、授洗する許可が与えられました。同時に、死に瀕した際に(罪)を痛悔する方法とか、暴君らから、キリシタンのことや私たちの聖なる教えについて質問された時に心得ておかねばならない答え方が伝授され、この迫害が継続する間に起こり得る多くの疑問に対して彼らが答えられるように取り計らわれました」とあるように、キリシタンたちを励ますとともに、緊

急事態下での必要な臨時の取決事項・指示事項（「洗礼儀式」に用いることば、「授洗許可」の権限委任、「死に臨んでの罪の痛悔法」など）が、事後の進展の予測のもとに、明確化されていたことが明らかとなる。

○そのほか「神学校（セミナリオ）の少年たちの間には特別の熱意が見られ、…司祭たちと共に追放されたいと言って署名を提出し」たこと、「他の異教徒たちは、私たちのことを良く言い…、関白夫人を始め、関白の甥の孫七郎（羽柴秀長）殿や堺と都の二人の奉行も私たちに対して非常に尊重で、私たちの労苦を遺憾に思い、関白が帰還した暁には、私たちの件について弁明すると申し…、夫人は事の次第を知りますと、直ちに食物と贈物を持たせ、すこぶる尊重で優しい言葉をもって大坂の司祭たちを見舞わせ」たこと、「（播州の）室（津）を出発するに先立って、ジュスト右近殿の父ダリオが、淡路の国から次男と共に、聖体を拝領するため、そして司祭や修道士たちに別れの挨拶をするために来た」こと、「室を発って二艘の船〔が〕とある人気のない浜に着〔いた時〕、私たちは夕方を待っていっしょに集まり、連禱を唱え、その後日本での習慣に従って三度、『パーテル・ノステル』と『アヴェ・マリア』を唱え」たこと、「途中、戦争から帰って来る関白の兵士を載せた多数の艦隊に出会〔ったけれども〕、この航海を通じて、私たちに無礼を働いたり、無作法な言葉をあびせるような者は一人としてい〔なかつた〕」こと、「それどころか、皆は、司祭たちの無罪と、関白の暴政および非道さを知っていますので、私たちに同情を示し…艦隊に（乗りこんでいて）帰途にあったキリシタンたちは、私たちが近くを通過するのを知（ると）、多くの涙を流して私たちの船まで別れを告げに来〔て〕『私たちのうちキリシタンであることを止めるような者は一人もおりませぬから、私たちのことは御心配に及びません』と言っていた」ことなどを記して、この報告は終えられている。

これらは「日本吉利支丹信仰史」の貴重な一幕であると言えよう。

「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」はまさにこのような「布教時代」から「禁教時代」にかけての、否その殆どは「禁令下」の真っ只中において、彼ら吉利支丹が見えざる「デウスへの信仰」のもと、「命を賭して」保護し、秘匿し、守ろうとした貴重な生きた祭具類であったということが出来る。これらの貴重な遺品類が滅失することもなく、毀損されることもなく、また焼却されることもなく、今世紀に見発され、今日に至るまで伝世されてきたことは、まさに「神慮によるもの」であると言っても過言ではないであろう。

「大坂城跡出土の円形ローマ字印章（Dario）」（写真35）や「天満本願寺跡出土の聖母子像印章」（写真36）なども「豊臣期」の「吉利支丹」を知る上で貴重な資料であるが、「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」の場合も、叙上のような「歴史的背景」を踏まえた上で、その内在的価値が引き出されてこなければならない。彼らが「血の代償」を伴わせてまで信仰し、守ろうとした「キリスト教の本質」とはいったい何であったのか、また上記「報告書」をみてもわかるように、さらにはその後の『日本二十六聖人』の内訳（年齢・出身地・職業）が「摂津の修道士（聖パウロ三木：33歳）・大坂の調理師（聖ホアキン榊原：40歳）・京都の



写真35 「Dario（ダリオ）」ローマ字印章
（大坂城跡出土）

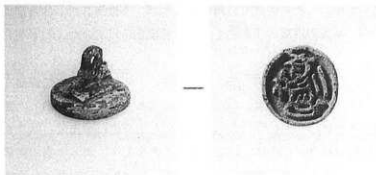


写真36 「聖母子像」印章（大坂天満本願寺跡出土）

武士（聖ガブリエル：19歳）・京都の網屋（聖ファン網屋：28歳）・京都の大工（聖フランシスコ：歳不詳）・尾張の刀研師（聖コスメ竹屋：歳不詳）・伊勢の弓矢師（聖ミゲル小崎：46歳）・長崎の侍者（聖アントニオ：13歳）など」であることが示しているように、その信者層は「日本各地のあらゆる階層」を「男女長幼を問

わず」含んでおり、それではこれ程までに短期間に広範な人々の層を普遍的に包摂していくことのできた「この宗教の魅力」とはいったい何であったのか、その中核とも言うべき「崇拜の方式」（「吉利支丹教理」や「信仰形態」）やその強固な「信仰組織」とはいったいどのようなものであったのか、そういった点にわたくしの関心は向かうのである。次にその点の考察に進んでいきたいと思う。

第6節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物と崇拜の方式の復原

さて、今まで「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」の全般的な概説を試みてきたわけであるが、これらの調査によって判明したことのひとつは、これらの吉利支丹遺物が主として「ローマ・カトリック教会」の傘下にあった「イエズス会」に関連した遺物であったという事実である。このことの背景には、天正13年(1585)の教皇グレゴリオ十三世による「日本伝道をイエズス会に限る」との「教書」の発令やスペイン王によるこの「単独布教認可書」の支持のことなどがその要因として存在しているけれども、しかしその後の規制緩和により、文禄2年(1593)には「フランシスコ会」の宣教師たちが、また慶長7年(1602)には「ドミニコ会」や「アゴスチノ会」の宣教師たちが、一応「通商目的」の名目の流れの中でマニラから来日しているものの、ただしその宗教的な部分での影響は顕著には現れていないように見受けられる。むしろ「フランシスコ・ザビエル像」や「マリア十五玄義図」などに見られる「イエズス会」の象徴（「IHS」の記号や三本釘）や「聖父ロヨラやザビエルの像」の重視といった特徴が示しているように、あくまでも「イエズス会」の色彩が濃厚であるという事実を認めないわけにはいかない。

そこで次に考察を進めたいのは、これらの「吉利支丹遺物」が彼ら「イエズス会」の人々の「崇拜の方式」について何を示唆しているだろうかという点である。彼らがいいたい「何」を「崇拜の対象」とし、その「崇拜の方式」を支えた根拠はいったい何だったのか、その点を知りたく思うのである。

この点を的確に掴むために、まず手順として「イエズス会」の創立者イグナチウス・ロヨラ（1491－1566）自身の「宗教的立場性」や「聖像および聖遺物に関する見方」といったものに通暁しておく必要がある。

有名なロヨラの『心霊修行』（Spiritual Exercises）第二部は、この点について、「つねに、自分の判断をすべて除外し、精神と心とをもって、イエス・キリストの真の配偶者、われわれの聖なる母、不可謬、正統の女王であるカトリック教会に従う備えをせよ。この教会の権威は、聖職階級によってわれわれの上に行使される」、また「聖遺物をたたえ、聖人の崇拜と祈願、また断食、敬虔な巡礼、赦免、大赦の年、教会内でろうそくをとす習慣、その他このような敬虔さと献身の助けとなるものをたたえ

ること」、「さらに、教会と装飾品の建設、また、それが表象するゆえに十分な権利をもって崇められるべき、いろいろな像の建設をすすめること」、「特に教会のすべての戒律を支持し、どのような方法においてもそれを非難しないこと」、「信仰の教父たちまたわれわれの長上の教令、指令、伝承、儀式、ならびに慣習をすすめるのに熱心であること」などが薦められている。

これらの陳述により、イエズス会が「ローマ・カトリック教会」を「聖なる母、不可謬、正統の女王」として認め、服し、「カトリック教会の崇拝の方式」を尊重するとともに、「聖遺物」・「聖人」・「聖像」をたたえ崇め、また「教父たちの教令、指令、伝承」などを重んじていたことを知ることができるのである。

では、このような視点で「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」をもう一度見直すと、その「崇拝の方式」としてはいったい何が明らかになってくるのか、この点を検討していくことにしよう。

○〈天地の創造主・全能の父なる神〉について

『聖書』巻頭の書の「創世記」(1:1)は、「元始に神天和地を創造たまへり」なる荘嚴な言葉で始められている。一方、カトリック教会の信条をまとめて書いたものである「使徒信経」(『公教要理』)にも取められている)はその第一条を「我は天地の創造主、全能の父なる天主を信す」なる言葉で始め、また「天主(デウス)とは、限りなき徳を備え給う霊に在して、天地万物を創造り、また之を主宰り給う御方であること、「始めもなく、終わりもなく、永遠に在すものである」ことを記している。「造られたもの」には必ず「造り手」があり、「宇宙」はけっして偶然の所産ではなく、その「壮麗な体系」および「神権的な秩序」は神なくしては存在しえないとする立場である。ちょうど『聖書』の「詩篇」(19:1)の「もろもろの天は神のえいくわうをあらはし穹蒼はその手のわざをしめす」、「イザヤ書」(40:22)の「エホバは地球のはるか上にすわり地にすむものを蝗のごとく視たまふ」、「詩篇」(100:3)の「知れエホバこそ神にますなれ われらを造りたまへるものはエホバにましませば我儕はその屬なり われらはその民 その草苑のひつじなり」などの聖句と調和した考えである。「ヨブ記」(38:31-33)の中には、天地の創造主であるエホバ神が人間ヨブに対して「なんぢ昴宿の鍵索を結びうるや 参宿の繫繩を解きうるや なんぢ十二宮をその時にしたがひて引きいだし得るや また北斗とその子星を導びき得るや なんぢ天の常經を知るや 天をして其権力を地に施こさしむるや」と率直に問いかける場面が描かれているが、創造主であるエホバ神と被造物である人間との間の意味深いやりとりである。

大神家所蔵の「銅版画」のうち「主禱」の構図の中にあられた、天上にあって、左手に十字架を立てた「天球儀」もしくは「地球儀」を掌中に治めているこの存在は、まさに「天地の創造主」・「全能の父なる神(デウス)」をあらわしているが、それまでの我が国の長い宗教史の中ではきわめて稀薄であったとされる「人格神の創造主」の存在に注意をむけ、その方が「宇宙の最高主権者」であり、「草苑のひつじ」であるわれわれ人間の真実の牧者であることを伝えようとしたその熱心な活動は、当時の「イエズス会」の人々の大きな働きのひとつであったということができよう。

○〈三位一体〉について

さて、この「デウス」の実体についてであるが、カトリックだけではなくプロテスタントの場合においても、「三位一体」の「玄義」が関わっている場合がある。

「天主は数多あるか。天主は唯一つあるばかりであります。天主には幾位あるか。天主には三位があ

ります。第一位を聖父、第二位を聖子、第三位を聖霊と申します」と『公教要理』は述べているが、この玄義について「アタナシウス信條」は「父は何者よりも成らず、造られず、且生まれず。子は唯父より生まるれど、成りしにも造られしにもあらず。聖霊は父および子より発すれども、成りし者にも造られし者にもあらず。またこの三位において前後なく、大小なく、三つのベルツナは皆互いに同じく、永遠に且等し」と難解な注解を施している（「アタナシウス信條」はアタナシウス〔373年没〕の著わしたのではなく、聖アンブロシウス〔397年没〕その他の学者たちによって編まれた著作とされている。また「玄義」とは『要理』によれば「曉り得なくとも信すべきことを玄義と申します」とある）。

この点については、周知のごとく、有名な「アリウスとアタナシウス」の論争がある。岩下肚一氏の『カトリックの信仰』によれば「三一八年の頃アレキサンドリアの司祭アリウスが、言（子）は造られし者にして従って永遠なるものにあらず、その本性において父と異なり変化する者なりとの異説を樹つるに及んで、全キリスト教会を論争の渦中に投げ、教会は権威を以て天啓の真義を明確に宣言するの必要に迫られた。当時未だアレキサンドリアの助祭たりし若きアタナシウスは、不退転の正統信仰擁護者としてアリウス派に反対し、ニケア公会議（325年）の『父も子も同じ神性を有す』との宣言の貫徹のために戦った」とある。

またC.S.クリフトン（Clifton）氏による『異端事典』によれば「『ニカイア信条』の中心は、子は創造されたもので父のみが永遠であるとするアリウス派の主張とは対照的に、イエスは『父と同質である』と主張する文言にあった。これは古の『ローマ信条』のより簡潔な言葉と相違していた。『ローマ信条』ではたんに、イエスは父なる神の子であり、聖霊によって受胎し、処女マリアから生まれたと述べられているだけであった」とあり、「アリウスはこの時採択された『ニカイア信条』の承認を拒み、異端者と宣告され追放されたが、コンスタンティヌス帝は（政治的色合いを考慮して）330年にアリウスの追放を解いた。335年にアリウス派の司教たちが優勢となると、今度はアタナシウスが追放の憂き目にあった」と記して、宗教会議における「正統」というものの（政治的要素との絡みの中での）不安定性に言及している（このニカイアでの公会議は〔バプテスマを受けていなかった〕ローマ皇帝コンスタンティヌス一世の命により、帝国内のおよそ1800人の司教のうち318人ほどが出席して開かれた会議である。信条の大部分に修正が加えられ、多くの者が不本意ながら署名を余儀なくされ、「アタナシウス信条」として採択されたとされる）。

ここで参考までに「古ローマ信条」（紀元340年頃にアンカラの監督マルケルスからローマの監督ユリウスに送達された）と「カイザリヤ信条」（歴史家であったカイザリヤのエウセビウスが、紀元325年にニカイアの会議において、採用するよう提案した教会信条）を掲げておく。この点については、H・ベッテンソン（Bettenson）編『キリスト教文書資料集』（1962年 いのちのことば社）が参考になるが、前者については「1. 我は全能の神を信ず。2. 我はその独り子、我らの主、キリスト・イエスを信ず。3. 主は聖霊と処女マリヤとより生まれ、4. ポンテオ・ピラトのもとに十字架につけられ、葬られ、5. 三日目に死人のうちよりよみがえり、6. 天にのぼり、7. 父なる神の右に座したもう。8. かしこより来りて生ける者と死ねる者とを審きたまわん。9. 我は聖霊を信ず。10. 聖なる教会、11. 罪の赦し、12. 身体よみがえり、13. 永遠の生命を信ず」とあり、また後者については「我らは、すべての見えるものと見えざるものとの創造者にして、すべての主権をもちたまふ父なる、唯一の神を信ず。我らは、唯一の主イエス・キリストを信ず。主は神の言、神よりの神、光よりの光、生命よりの生命、生まれたまひしひとり子、万世の前に父より生まれ、すべての造られし物の先に生まれたまえる者にし

て、万物もまた彼によりて造られたり。主は我らの救いのために肉体を受け人々のうちに住み、苦しみを受け、三日目によみがえり、父の御許にのぼりたまえり。主は生ける者と死ねる者とを審くために栄光のうちに再び来たりたまわん。我らはまた、唯一の聖霊を信ず」とある。前者の内容はきわめて「アリウス」的であり、また後者の内容は「アタナシウス」的とはいえないまでも「アリウス派の立場と明確に対決していなかった」構図とみなすことができる。

こと「真理」に関して言えば、何が「正統」であり、何が「異端」であるのかを決定する権限は、人間ではなく、真理の啓示者である神に属することのように思われる。そのような状況下で「神の言葉」を真に愛する人々はその「み言葉の総体」に習熟して「神のご意志」を正確に尋ねきわめようと努力するにちがいない。

ある人は『舊新約聖書』を開いて、その中の「ヨハネ傳」(14:28)に見える「父は我よりも大なるに因る」という聖句、また「マタイ傳」(24:36)の「その日その時を知る者なし、天の使たちも知らず子も知らず、ただ父のみ知り給ふ」といった聖句、「コリント前書」(11:3)の「凡ての男の頭はキリストなり、女の頭は男なり、キリストの頭は神なり」なる聖句、「ヨハネ黙示録」(3:14)の「アメンたる者、忠實なる眞なる證人、神の造り給ふもの本源たる者(イエス・キリスト)かく言ふ」の聖句などから、「『父』と『子』は区別されるべき互いに異なる二者であって、同質的存在とは見なしがたい」との結論に到達するかも知れない。

しかし別のある人は『欽定訳聖書』(1611年)の「ヨハネ第一書」(5:7, 8)の「天において記録を有するもの三つあり。御父と御言葉と御霊なればなり。この三つは一つなり。また、地において証するものは三つ、霊と水と血となり。この三つ合いて一つとなる」との句を引用して、「これこそ『三位一体』説を裏付ける恰好の神の言葉だ」と主張するかも知れない。しかしさらに別のある人は詳細な研究をしていて、「なるほど確かに下線部分は十四～十五世紀の『小文字写本(No.629)』や十六世紀の『小文字写本(No.61)』、『ラテン語ウルガタ訳聖書』(クレメンズ校訂版)などには見えている。しかし、より古い時期の、例えば4世紀の『シナイ写本』(大英博物館所蔵)や同じく4世紀の『ヴェチカン写本』(ローマ・ヴェチカン市国所蔵)、あるいは5世紀の『アレクサンドリア写本』(大英博物館所蔵)などには認められないので、したがって下線部分は『後世の、作爲的な挿入句』であると判定できる」として、「三位一体」説そのものを斥けるかも知れない。

人間の論議は「無謬」ではなく、果てしがないので、最終的には真理の啓示者である「神」ご自身に御判定いただくしか正当な方法はない。

それは兎も角も、東家および原田家発見の「マリア十五玄義図」は、特にその右列下端の「栄福の玄義」の「聖母受冠」の構図の中において、授冠者としての「父と子と聖霊(鳩)」をマリアの上方に描いており、これにより当時のイエズス会の人々が「三位一体」(ちりんだあで)の「玄義」を受容していた事を知ることができる。

また安政4年(1857)の長崎奉行岡部駿河守による浦上村の「潜伏吉利支丹取調書」の中にも「デウス御三ぼん様」(「御三ぼん様」とは「御親デウス様」、「御子様」、「聖霊様」を指している)への言及があり、この事実も「三位一体」なる信仰形態が幕末まで存続していたことを裏付けている。

○〈イエス・キリスト〉について

次に、「キリスト教」の中心人物とも言える「イエズス・キリスト」については、何を見ることで

きるであろうか。

「天主の御子が人となり給うたとは何であるか。天主の御子が人となり給うたとは、童貞マリアの胎内に、肉身と靈魂とを受けて人に生れ給うたことであります」、「天主の御子が人となり給うたことを何と申すか。天主の御子が人となり給うたことを、御托身の玄義と申します」、「なぜイエズス・キリストを我等の主と申すか。イエズス・キリストを我等の主と申すのは、我等の神また教主に在すからであります」と『要理』は述べている。

聖書の「コロサイ書」(1:15-17)によれば「彼(御子)は見得べからざる神の像にして、萬の造られし物の先に生れ給へる者なり。萬の物は彼によりて造らる、天に在るもの、地に在るもの、見ゆるもの、見えぬもの、或は位、あるひは支配、あるひは政治、あるひは権威、みな彼によりて造られ、彼のために造られたればなり。彼は萬の物より先にあり、萬の物は彼によりて保つことを得るなり」とある。これにより、み子は「萬の造られし物の先に生れ給へる者」(全創造物の初子)であり、宇宙における第二の偉大な人格的存在であることを明らかにしている。「ヨハネ傳」(1:1)にも「太初に言あり、言は神と偕にあり、言は神なりき」(文語訳)とあるが、この部分は『モファット訳聖書』では「the Logos was divine」、『アメリカ訳聖書』では「the Word was divine」と訳されており、「ロゴス(言葉)は神性を備えていた」、すなわち「イエス・キリストが父なる神その方自身ではなく、父なる神に似た神性を備えた(godlike=神のような)存在であった」ことを示している。

それでは、神のみ子「イエス・キリスト」が「完全な人間」として、すなわち「始めの人アダム」に対応する「最後のアダム」(コリント前書15:45)として、この地上に遣わされた最大の理由は何であつたらうか。それは人祖であるアダム以来の「原罪」(おりじなとが)を「贖い」、「救い主」として人類を「罪と死」から解放するためである。その点を「ロマ書」(5:12, 17)は「それ一人の人によりて罪は世に入り、また罪によりて死は世に入り、凡ての人、罪を犯し故に死は凡ての人に及べり。…もし一人の咎のために一人によりて死は王となりたらんには、況て恩恵と義の賜物とを豊かに受くる者は一人のイエス・キリストにより生命に在りて王たらざらんや」、「マタイ傳」(20:28)は「斯のごとく人の子の来れるも事へらるる為にあらず、反つて事ふることをなし、又おほくの人の拯贖として己が生命を與へん為なり」、「ヨハネ傳」(3:16)は「それ神はその獨子を賜ふほどに世を愛し給へり、すべて彼を信する者の亡びずして、永遠の生命を得んためなり」と明瞭に述べている。

ちなみに、先に少し紹介した「ドチリナ・クリシタン」(ヴァチカン本)の表紙には、左手に十字架の立てられた地球儀を保持する「キリスト像」が描かれている(写真37)が、その像のまわりには「ヨハネ傳」(14:6)の「EGO SVM VIA ET VERITAS ET VITA」なるラテン語の聖句(「われは道なり、真理なり、生命なり」の意)が綴られている。「我に由らでは誰にても父の御許にいたる者なし」との聖句がこののち続くはずであるが、いずれにせよ「父なる神」につぐ第二位の「救い主」(「テトスへの書」1章4節:「願くは父なる神、および我らの教主キリスト・イエスにより賜ふ恩恵と平安と、汝にあらんことを」として、イエス・キリストの果たされた役割は、きわめて貴重であるとともに「神の過分のご親切」のあらわれでもある。

中谷茂家の「銅板油彩キリスト像」・東家の「木造キリスト磔刑像」・大神家の「厨子入象牙彫キリスト磔刑像」・中谷孝家の「真鍮製十字架キリスト磔刑像」・「キリスト磔刑メダイ」・「アグヌス・デイの布袋」などは、いずれもこれら「キリスト・イエス」の重要な役割に焦点をあてた遺品である。

○〈聖霊〉について

「聖霊」については「聖霊は人の靈魂において何をなし給うか。聖霊は聖龍を以て人を聖ならしめ、これを照らし強め給うのであります」、
「聖霊は公会堂において何をなし給うか。聖霊は公会堂において世の終りまでこれを可り、また導き給うのであります」など、その主要な役割が『要理』の中に説かれている。「吉利支丹遺物」との関連で言えば、東家・原田家の「マリア十五玄義図」の中での「聖母受冠」の場面、東家の「グレゴリオ十四世のメダイ」・「銅版画天使讃仰図」(洗礼)の「イエス受洗」の場面、中谷孝家の「聖母子メダイ」、大神家の「銅版画天使讃仰図」(堅振)の「ペンテコステの日の聖霊降臨」の場面などで、「聖霊」は「鳩」(「マタイ傳」3章16節:「天ひらけ、神の御霊の、鳩の如く降りて」)もしくは「舌のように現れた火の如きもの」(「使徒傳」2章3・4節:「また火の如きもの舌のやうに現れ、分れて各人のうへに止まる。彼らみな聖霊にて満され、御霊の宣べしむるままに異邦の言にて語りはじむ」として描かれている。



写真37 『ドチリナ・キリシタン』表紙【巻頭句「ヨハネによる福音書」14章6節】(ヴァチカン本)

○〈マリア〉および〈聖母子〉について

さらにもうひとつ考察しておくべき分野がある。それは「(イエスの母)マリア」と「聖母子」についての問題である。

『要理』によれば、「イエズス・キリストの御母は誰であるか。イエズス・キリストの御母は童貞マリアであります」、「聖マリアは終生童貞であったか。聖マリアはイエズス・キリストの御降誕のときも、その前後も、童貞でありました」とある。

岩下氏は前掲書『カトリックの信仰』の中で、「カトリックの信仰において、聖母マリアが重大なる位置を占むるのは当然である。そうして同じく人となり給える神なる主イエズス・キリストを認めながら、その御母マリアを抹殺し去れるプロテスタントイズムは、最も不自然である。ルターの聖母観は最も興味あるものであるが、一五二一年頃『いとも祝せられたる童貞』、『主のやさしき御母』の讃仰に対する讃美の麗しき言葉を列ね、一五二二年に出版した祈禱書中には天使祝詞を保存し、一五二七年頃までは『聖母の汚れなき御やどり』をすら信じていたが、麗しき聖母崇敬は単にローマ教会の特徴なるが故に、『改革せられたる教会』から駆逐せられた。しかしイエズスのある所には母マリアがいなくては納まらぬ。子をまことに愛する以上、その母をも慕わぬ訳にはゆかぬ。キリスト教から旧き教会にはぐくまれて栄えた、この聖にして浄き母性愛を駆逐してしまった新教会は、哀れむべき孤児で、冷たき石のかたまりにすぎなくなってしまった。聖母の信仰はこの冷たき石の間から薔薇の花のごとく咲き出で

て、哀れむべき孤児の心を温めるであろう。しかし聖母の家は昔ながらの教会であって、新しき教会ではない。聖母を連れ戻す事は、結局ローマに連れ戻されることである。母あっての子であり、神子あっての聖母である」と述べ、カトリシズムとプロテスタンティズムの大きな相違点のひとつに言及するとともに、批判を加えている。

しかし、他方において、岩下氏の痛烈な批判の対象となった和辻哲郎氏はその著『原始キリスト教の文化史的意義』の中で「マリアは基督教の大いなる主神」であって、「この慈愛深き女神の信ぜられる通俗宗教においては、父なる神もまたイエス・キリストも全うしろに退いて」おり、「ここではもはやキリストが信仰の中心ではなく、キリストをもその付属物とするところの聖母マリアが信仰の中心なのである」とし、また「カトリックの教会では、父なる神への祈りよりも聖母マリアへの祈りの方が遙かに優勢である。のみならず聖母の神的誕生が数少ないカトリック教会の信条の内にさえ数え込まれている」とのべて、「カトリック世界」を概観しての、和辻氏の率直な所見を披露している。

この点は世界的趨勢からみた場合、どのようであろうか。カトリックの司祭であるA. グリーリー(Greeley)氏はその著『教皇擁立』(『The Making of the Popes 1978』)の中で「マリアは西欧世界の歴史における最も強力な宗教的象徴の一つである。…マリアの象徴はキリスト教を古代の母なる女神の宗教と直接に結び付けている」とのべており、またE. O. ジェームス (James) 氏の著『母神礼拝』(『The Cult of the Mother-Goddess』)の中で「エフェソス公会議は四三一年にテオトコス・パシリカ聖堂で開かれた。アルテミスすなわちローマ人がダイアナと呼んだものに対する宗教行為が大いに悪名をさせた都市、西暦前三三〇年以来その[Magna Mater=大いなる母]のためにさざげられ、しかも、伝承によればマリアの一時的な住まいがあったとされる大神殿の傍ら、まさにそのような場所では、『神を産んだ者』(テオ・トコス)という称号を擁護しないということは殆ど考えられなかった」と述べて、「マリア崇拜」もしくは「聖母子崇拜」(御子イエスより母マリアを高める崇拜の形式)が異教的な「アルテミス崇拜」などの「母神崇拜」の影響下に成立したことを指摘している。

岩下氏は「カトリック信者の間には、マリアが神様だなど思っている者は一人もない」と断定されているが、真相はどうなのであろうか。東家・原田家発見のふたつの「マリア十五玄義図」をはじめとして、東家の「象牙彫マリア像」、「グレゴリオ十四世のメダイ」、中谷茂家の「亜鉛板打出油彩ローレタ聖母子像」、中谷孝家の「銅板油彩聖母子像」、「聖母子メダイ」など、たしかに「千提寺・下音羽の吉利支丹遺物」の中において「マリア像」もしくは「聖母子像」の占める割合がきわめて高いことを認めざるを得ない。このうち特に「聖母子像」などは、和辻氏がのべるように、「キリストを付属物とする『マリア信仰』そのもの」との印象を強く与えたかも知れないし、また実質そうであったのかも知れない。千提寺・下音羽に伝承されてきた「あべまりや」の「オラシヨ」の内容、先の「潜伏吉利支丹取調書」にみえる「ハンタ・マルヤと申す白焼佛立像一鉢」あるいは「世上に子安観音と流布いたし候佛」などの表現は、「マリア崇拜」そのものを裏付ける明証ではないかと、わたくしは判断している。(それにしても「被造物」である「聖母子」に焦点が当てられ、「創造主」である「父なる神」にその最高の主権者にふさわしい「栄光」が帰されていないと感じるのは、一人わたくしだけであろうか)。

そのほか、カトリックの教義という時には「聖マリア」の「終生童貞性」の問題がある。この点については「マタイ傳」(13章54-56節)の「(イエス)己が郷にいたり、會堂にて教へ給へば、人々おどろきて言ふ『この人はこの知恵と此等の能力とを何處より得しぞ。これ木匠の子にあらずや、其の母はマリヤ、其の兄弟はヤコブ、ヨセフ、シモン、ユダにあらずや。又その姉妹も皆われらと共にをるにあ

らずや』なる聖句や、ここで用いられている「兄弟」(a-del-phoi)、「姉妹」(a-del-phai)なる言葉が「福音書が書かれた時代のギリシヤ語世界において、同じ両親から出た兄弟姉妹を意味していて、ギリシヤ語の読者により当然そのような意味に解されたであろう」との『新カトリック百科事典』(『The New Catholic Encyclopedia』[1967])の注解から、その当否はおのずと『聖書』的には明らかであると思われる。

また「マリア十五義図」の最後から二番目の構図である「マリアの被昇天」(肉のからだでの被昇天)についても、同事典は「聖書の中に『マリアの被昇天』について明確に述べている箇所はないが、それでも教皇[Pius XII]は[1950年の]その公布の布告の中で、『聖書』がこの真理の究極の基礎である」と述べているところから、この注解も「イエズス会」の人々の信仰内容の規定の仕方を知る上で参考となる。

○〈ラテン語ウルガタ訳『聖書』の採用〉と〈「外典」の導入〉について

さて今までのところでは、特に「ローマ・カトリック教会」および「イエズス会」の人々の「崇拝の方式」のうち、特に彼らが「崇拝の対象」として崇めたものはいったい何であったのかを問うてきたわけであるが、その主たる「崇拝の形式」は「父と子と聖霊」からなる「三位一体」の神の崇拝であり、「吉利支丹遺物」を見る限り、「キリスト」や「マリア」、あるいは「聖母子」に焦点をあてたものであることが明らかになってきた次第である。

当然、これらの「崇拝の形式」が是とされるためには、「神」(デウス)を頂点する「神権の秩序」の存在とその「組織の正統性」の宣言、およびその「典拠」が必要とされる。この「権威の図式」はどのように構築されたのであるか。この点について『要理』は「イエズス・キリストの定め給うた頭は誰であるか。イエズス・キリストの定め給うた頭は、十二使徒より選ばれたペテロであります」、「ペテロの相続者は誰であるか。ペテロの相続者は、ペテロの後を継ぐローマの司教であって、これを教皇と申します」と述べている。

ただし十六世紀のヨーロッパでは、この「権威の図式」に大きく揺さぶりがかけられることになる。周知のごとく、「宗教改革運動」が起り、『聖書』の権威を主張し、福音主義を唱えて、特に「ローマ教皇の教義上の権威」と「公会議の無謬性」を否定する、新しいキリスト教運動が「燎原の火」のように広がっていったからである。この運動は一般的には、ドイツのルター(1483-1546)による「95カ条の提題」[32. 免罪の文書によって、自分たちの救いが確かであると考える者は、彼らの教師たちと共に、永遠に罪に定められるであろう。62. 教会の真の宝は、神の栄光と恩恵の、神聖で犯すことのできない福音である。93. そこに十字架はないのに「十字架、十字架」と言うすべての預言者たちよ、さらばなど]に始まり(1517年)、ドイツ南部における「アウグスブルクの宗教和議」(1555年)で終わったとされるのが普通であるが、その底流には「領主権力でもある教会の搾取に対する農民の不満、人文主義者らによる教会の権威や伝統に対する批判、魂の救済を求めるカトリックの内部改革の動き」などがあつたとされる。そしてこの改革運動は「教皇や皇帝と対立し、貴族や農民の支持を得て動乱にまで発展」し、最終的には「領邦内におけるルター派の信仰選択の自由を認め」させることによって、一応の決着をみたとされる宗教運動である。スイスのツウィングリ(1484-1531)、ジュネーブのカルヴィン(1509-1564)らによって、宗教改革の精神は全ヨーロッパにまで及んだ。

特に1545年から1563年にかけて北イタリアのトリエントで開催された「トリエント公会議」は、ちよ

うこのような動勢の中で、宗教改革に悩んだ神聖ローマ帝国の皇帝カール五世(1500-1558)がローマ教皇パウルス三世(1468-1549)とはかって実現した宗教会議である。この公会議では「内部の肅正、教皇の至上権と無謬説、宗教裁判の勵行、禁書目録の作成、聖書と伝承の権威の承認について」などが決議されたが、これにより『反宗教改革』運動としての「カトリックの再建方法」が決定され、以後「ローマ・カトリック教会」はイタリア・フランス・スペイン・ポルトガル・南ドイツ・ポーランド・ラテンアメリカなどで大きな勢力圏を持つに至った。「イエズス会」の創立とその活動も、この「反宗教改革運動」の一環として、把握されるべきものである。

では「トリेंट公会議」における「聖書と伝承の権威の承認」とは、いったい何のことであったのか。この「公会議」のうち、1546年4月8日の第四会期の資料「聖書と聖伝について」によれば、「神聖なる、全キリスト教会の、トリेंट一般公会議は、その眼前に次の目標を常に置いている。すなわちそれは、福音の純粋性が教会内に保たれることである。この目標をもち、このことを理解して、本公会議は正統なる教父たちの模範に従い、一つの神がこの両方の著者なのであるから新約・旧約聖書の全書巻を、この聖伝と共に、同じ敬虔な愛着と尊敬をもって、受け入れかつ敬うものである」と表明されている。このおり「公認聖書」として選定されたのは、初期教会の「最も優れたヘブライ語学者」また「キリスト教の教父」として知られたヒエロニムス(340-419)による『ラテン語ウルガタ訳聖書』(405年)であるが、この『聖書』は『ヘブライ語子音本文』や『古ラテン訳聖書』をベースに、『ギリシャ語セプトゥアギンタ訳聖書』(「七十人訳聖書」とも呼ばれ、伝承では西暦前280年頃、エジプトのアレクサンドリアの七二人のユダヤ人学者により、ギリシャ語を話すユダヤ人のために翻訳されたとされる)など、他の聖書本文をも幅広く比較考量して成立した、後に西ヨーロッパで広く受容された『聖書』のひとつである(ラテン語「vulgatus」とは「通常の、一般の、公開された、すべての人々に知られた」の意である)。尾原悟氏もその訳書『スピリツアル修行』補註の中で「キリシタン時代の宣教師が用いた聖書」は「ラテン語訳、おもに聖ヒエロニムスによるもの」であり、「同じ十六世紀に開催されたトリेंट公会議もウルガタ訳聖書を『公の朗読、論議、説教、解説において決定版として使用すべきである』と決定した」と述べている。ヒエロニムスの『ラテン語ウルガタ訳聖書』は出版以来、幾度も改訂されてきたが、「ローマ・カトリック教会」は1592年版を標準版としている(写真38)。

それではこの『ラテン語ウルガタ訳聖書』は、日本においても導入され、使用されたのであろうか。勿論、そのとおりである。先に第4章第1項の「発見遺物各論」の中で論じた中谷家発見の『どちりいなきりしたん』の中の「第三 ばあてるのすてるの事」に出てくる「マタイによる福音書」第六章や「第七 であすの御おきての十のまんだめんとの事」に出てくる「出エジプト記」第二十章の和文翻訳(やわらげ)などは、明らかにこの『ラテン語ウルガタ訳聖書』に依るものであり、また東家や大神家から発見された「銅版画天使讃仰図」の中にも「マタイ」六・十六・二十一・二十五章、「マルコ」十三・十四・十六章、「ルカ」二十二章、「ヨハネ」六章、「使徒」八章、「コリント第一」三章、「コリント第二」五章、「ガラテヤ」三・五章、「エフェソス」一章、「テサロニケ第一」四章、「ペテロ第一」二章などのラテン語聖句が用いられており、これらも「トリेंट公会議」で公認された『ウルガタ訳聖書』からの引用であった。このように我が国へ初めて伝えられた『聖書』からの音信は『ラテン語ウルガタ訳聖書』に基づくものであった。

では、この『ラテン語ウルガタ訳聖書』は、我が国にもたらされた時、どのように「和らげ」られたのであろうか。音訳のままにとどまっている例も多々あるが、興味深いので、そのいくつかを慶長15年

(1610)に京都(原田アントニオ活版所印行)で国字本として刊行された『こんてむつすむん地』(CONTEMPTVS MVNDI: 厭世経)から見ておきたく思う。そこにおいては、先ず「聖書」のことが「びいびりあ」と呼ばれており、その中で「神」(天主)のことを「でうす」、「三位一体」のことを「ちりんだあで」、「イエス・キリスト」のことを「ぜずきりしと」、「聖霊」のことを「すびりつさんと」、「天使」のことを「あんじよ」、「十字架」のことを「くるす」、「御受難」のことを「ばしおん」、「イスラエル」のことを「いずらゑる」、「教会」のことを「ゑけれじや」、「使徒」のことを「あぼうすとろ」、「預言者」のことを「ぼろへいた」、「殉教者」のことを「まるちれす」、「聖者」のことを「さんと」、「福者」のことを「べあと」、「教皇」のことを「ぼつぱ」、「司祭」のことを「させるだうて」、「クリスチャン」のことを「きりしたん」、「隣人」のことを「ぼろしも」、「聖福音書」のことを「ゑはんぜりよ」、「恩寵」のことを「がらさ」、「秘蹟」のことを「さからめんと」(カララク

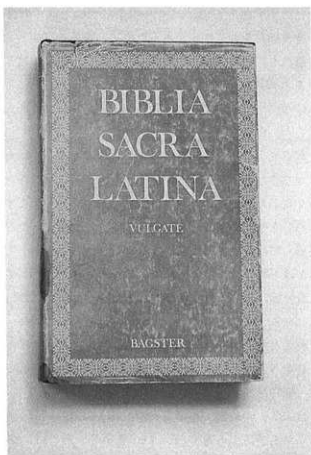


写真38 『ラテン語ウルガタ訳聖書』(シスト5世・クレメンス8世校訂本)【白丁文庫所蔵】

ララ問題とも符合している)、「聖体」のことを「ゑうかりすちや」、「愛徳」のことを「かりだあで」、「信仰」のことを「ひいです」、「祈禱」のことを「おらしよ」、「告解」(告白)のことを「こんひさん」、「良心」のことを「こんしゑんしや」、「魂」のことを「あにま」、「誘惑」のことを「てんたさん」、「ミサ」のことを「みいさ」、「地獄」のことを「いんへるの」、「煉獄」のことを「ぶるがたうりよ」、「審判」のことを「じゆいぞ」、そして「栄光」のことを「ぐらうりや」などと訳すとともに、『聖書』中の登場人物や教訓的な出来事について、聖句そのものを交えながら(ある場合にはラテン語の聖句そのものを引用しながら)和訳を添えて言及している(これらの訳語の中には「十字架」・「聖体」・「ミサ」・「煉獄」・「地獄」など、『聖書』概念との関連でその明確な意味を明らかにすべき問題も内在するけれども、本旨の軌道から大きくはずれていくので、ここでは扱わない)。

『聖書』の中に登場する人物としては「あだん」(アダム:巻第1-21)、「のゑ」(ノア:巻第4-1)、「じよぶ」(ヨブ:巻第1-12)、「もいぜす」(モーセ:巻第4-1)、「だびづ」(ダビデ:同左)、「さらもん」(ソロモン:同左)、「さんじよあんぼうちすた」(聖バプテストのヨハネ:巻第4-2)、「さんるうかす」(聖ルカ:巻第1-17)、「さんべいとろ」(聖ペテロ:巻第2-9)、「さんぼうろ」(聖パウロ:巻第1-12, 巻第2-9, 巻第3-21)などが登場する。たとえば「ノア」について言えば「善人なるのゑさえ、その身をはじめとして、すこしのにんじゆとともにたすからんかために、あるか(箱船)といふたいせん(大船)百ねんのあひだしんらうしんくをもてつくりたてられしに、いかにかわれてんちの御さくしやにてまします御あるじを申うけ奉るために、ただ一時にその其とのへをば

いたすべきぞ、また「モーセ」については「御身のしたしくおぼしめされたるもいぜず、御さづけのせきばんをおさめをかるために、あるか（契約の箱）といへる入物をくつる事なきにてとのへ、百れんのわうごんにてうちくまれたるに、いはんや御おきてのみなもど、一めいのあたへてにたまします御身を、かほどつみふかくちはずべき身に、何と申うけ奉らんか」とあり、さらに「ソロモン」については「いづらえるといふにんじゆをおさめたまひしだいだいでいいうの中に、ち系第一のさらもん、御身をうやまひ奉るために、七年のあひだに大きなみだうをさうひつしたまひ、八日のあひだ其くやうをなされ、かずかずのささげもの、くはんげんぶがくをそうして、みぎにあらはすもいぜずのつくりたまふあるかといふいれものをそなへきたまふに、ばんみんの中に第一あさましくぶびんしごくなるわれ、すこしのあひだしんじんをもてすごす事かなはざる身として、いかでかわがあにまに御あるじをやどし奉るべきぞ。ねがはくはせめて一たびなりともすこしのあひだしんじんをもってくらしたらんには」とある。これは単なる「聖書人物伝」ではなく「たつとき糸うかりすちやをうけ奉るにはいかほどのうやまひ入べきぞといふ事」の例証として用いられているのであり、「さればみぎにさたせし人々は、御ないせうにかなひ奉らんために、いかほどかせいこんをつくされしぞ。かなしきかな、たつとき糸うかりすちやをうけ奉らんとぞんじたつ時、事かりそめにかくごをいたし、さんらんの心をじづめんとする事はまれ也。まことに御みまへにてはみだりなるねんもをこらず、なにたる御さくのものも心をうつすまじき事ほんゐ也」と続いているのはその理由によるのである。

聖句の典拠も「ヨブ記」(7:1:巻第1-1)、「詩篇」(24:17L/25:17H:巻第1-20;36:3・4L/37:3・4H:巻第1-23;79:6L/80:5H:巻第1-19)、「伝道の書」(1:2:巻第1-1)、「マタイによる書」(6:21:巻第3-29;11:28:巻第4-1;16:24:巻第2-9;26:41:巻第3-22)、「ルカによる書」(12:43,44:巻第1-17;17:20・21:巻第2-1)、「ヨハネによる書」(8:12:巻第1-1)、「コリント人への第一の手紙」(10:13:巻第1-12)、「ヨハネの第一の手紙」(2:17:巻第1-18)など、『舊約全書』・『新約全書』の双方から自在に引用されている。括弧内に記した[L]の記号は『ラテン語ウルガタ訳聖書』、また[H]の記号は『ヘブライ語マソラ本文』をそれぞれ表しているが、ラテン語の聖句と章節の区分(現行の区分が聖書全巻に初めて施されたのは1553年発行の『ステファヌスのフランス語聖書』であった)から、我が国に伝来された「神の言葉」が『ラテン語ウルガタ訳聖書』に基づくものであったことは確かなことからである。そして『ラテン語ウルガタ訳聖書』の「聖句」を引用したあと、たとえば「ヨブ記」(7:1)に「せかいにて人のしやうがいはかつせん也」、「詩篇」(80:5)に「いかに御あるじ、なみだのばんをたつするほどあたへたまへ。又なみだのはかりめつよくのませたまへ」、「同書」(37:4・5)に「御あるじにたのみをかけ善事をなし、ちをすみかとせよ。かならず御たからをもてはごくみたまふべし」、「マタイによる書」(6:21)に「なんぢのたからのあるところに、なんぢが心もあり」、「同書」(11:28)に「しんらうをなし、をもをもつともがらは、みなわれにきたれ。われなんぢをくつろぐべし」、「同書」(16:24)に「たれにてもわがあとよりきたらんとおもふ者は、身をすてて、其身のぐるすをとりてわれをしたへ」、「同書」(26:41)に「てんたさんのただかひにまけまじきために、ばんしておらしよ申せとのたまふなり」、「ルカによる書」(17:21)に「D(でうす)の御くにはなんぢのうちにあり」、「ヨハネによる書」(8:12)に「われをしたふものはやみをゆかず、ただ命のひかりをもつべし」などの和訳をあてている。これらの史料は、我が国における「聖書翻訳史」を辿って行くうえで貴重な史料であると言える。

そしてもうひとつ注意をはらっておきたいのは、ヒエロニムス自身が明確に「Protocanonical」(原正典)への仲間入りを否定していた「集会の書」(8:22:巻第1-8)などの「外典」(Apocrypha)の「教理書」への侵入という現象である。アウグスティヌス(354-430)の時代の「カルタゴ公会議」(397年)以来、「トビト書」・「ユディト書」・「エステル記への追加」・「知恵の書」・「バルク書」・「ダニエル書への三つの追加」(「三人の聖なる子たちの歌」・「スザンナと長老たち」・「ベルと龍の滅び」)・「マカベア第一書」・「マカベア第二書」などの書物は、「追加されるべき聖書正典の一部」として、すなわち「Deuterocanonical」(第二正典)として、公式認定されることを求めていたが、「トリエント公会議」の開催された1546年に至って、初めて聖書の「目録」に正式に入ることが確認されることになったのである。慶長12年(1607)に長崎で刊行されたローマ字本『スピリツアル修行』の場合などにおいても『聖書』正典のほか「集会の書」・「トビト書」といった「靈感の書」とは関係のない「外典」の要素が混入している。

ヒエロニムスはその『書簡選集』CVIIの中で次のように述べている。「外典の書はどれも避けさせるように。それを読みたいというのであれば、その教理が真実であるからではなく、その驚くべき物語(wondrous tales)に対する敬意のゆえに読むように。それらは作者とされている人たちが実際に書いたものではないこと、それらには多くの間違った要素があること、また、泥の中に金を探すには多くの熟練が必要となることを認識させなさい」と。

以上見て来たように「イエズス会」の宣教師たちがもたらした、彼らの「崇拜の形式」の根拠となったものは、[1]「神」(デウス)を頂点とする「神権的秩序」の構築と、[2]キリスト→使徒ペテロ→ローマ教(教皇)への権威の相続の宣言、及び[3]『ラテン語ウルガタ訳聖書』の採用と「外典」の導入であったことをみてきた次第である。

最後に『ラテン語ウルガタ訳聖書』の採用と大いに関係する、もうひとつの重要な問題について論じておかなければならない。それは「神の固有の御名」に関する事柄である。

○「神の聖名」について

「トリエントの公会議」において、ヒエロニムスによる『ラテン語ウルガタ訳聖書』の採用が決定されたが、にもかかわらずこの優れた翻訳にも惜しむべき難点が内在した。それはいったい何か。それは「神の御子」イエス・キリストが、その模範的な「主の祈り」の中で、最も重要なこととして、すべての事柄に優先させて「天にいます我らの父よ、願はくは、御名の崇められん事を」と祈られた、その天上の「父の名」を、『ヘブライ語子音本文』や初期の『七十人訳聖書』から、『七十人訳聖書』の「後代の写本」に倣って削除してしまったという点である。

元来「ヘブライ語本文」には、よく知られているように、「テトラグラマトン」(四文字語)と呼ばれる「神のみ名」(YHWH)が、『マソラ本文』(西暦916年の「預言書の」ペテルスブルグ写本や1008年の「ヘブライ語聖書の」レニングラード写本などが有名である)や『ピプリア・ヘブライカ』(1971年)には6828回登場する(写真39)。その「四文字子音」יהוהは右から左へ「(Yehowah)(エホーワー)、もしくは「Yahweh」(ヤハウェ)と読まれており、英語では「Jehovah」、日本語では明治21年(1888)の初版以来「エホバ」と訳されている。

古い時期のヘブライ語写本としては、1947年に死海西北部のナハル・クメランの洞窟から発見され始めた「イザヤ書」の写本(西暦前2世紀)や「詩篇」の写本(西暦1世紀)を伴う『死海写本』(THE

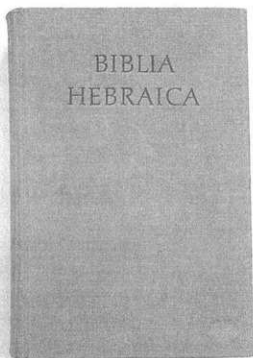


写真39 「ヒブリア・ヘブライカ」(R.キッテル編)〔白丁文庫所蔵〕

文字」が記されるようになる。また『ヘクサブラ』には『II I II I』と記されるようになり、これについて「ヒエロニムスの書簡」(384年；ローマ発)は「一部の無知な者たちは、ギリシャ語の本の中でその語を目にすると、文字が似ているため、習慣的に、それをII I II I〔ローマ字のPIPIに対応するギリシャ語の字母〕と読んでいた」と記されている(F.デュナン〔Dunand〕著『ギリシャ語聖書パピルス』カイロ 1966年)。

このような「神の御名」の改変に加え、西暦2～3世紀頃になると、ユダヤ人の書士たちは『ギリシャ語七十人訳聖書』の写本の中で、神のみ名「エホバ」を取り去って、その代わりに、「キュリオス(主)」や「テオス(神)」を用い始めるようになる。この主たる理由については「神のみ名は発音するにはあまりにも神聖なもの」との、ユダヤ教のラビたちによる「アネクフォーネーション」(口に出せない事柄)の考え方が基底にあった(従って聖書朗読の際には、テトラグラマトンの出てくる場所では「アドナーイ」〔主〕もしくは「エローヒーム」〔神〕と読み替えるのである)ようであるが、このような「ユダヤ教の宗教思想」と『七十人訳聖書』の「後代の写本傾向」に就いた結果、『ラテン語ウルガタ訳聖書』の場合も「神」の固有のお名前「IEHOVAH」が消されてしまうことになったのである。この点についてF・ビグルの『聖書事典』も「セプトゥアギンタ訳とウルガタ訳は、原文にエホバが含まれている箇所ではΚυριος(キュリオス)およびDominus(ドミヌス)、『主』を用いている」(パリ 1926年)と記しているけれども、中谷家発見の『どちりいなきりしたん』や『ぎやどべかどる』の中に神の固有のお名前である「えはほ」が登場せず、「でうす」が多用されているのはこの理由による。

ただし「主」(アドーンやキュリオス)や「神」(エローヒームやテオス)は、称号であって固有の

DEAD SEA SCROLLS)の一群、またヘブライ語からギリシャ語への最初の翻訳聖書である『ギリシャ語七十人訳聖書』(セプトゥアギンタ訳)においても、その最初期の写本であるエジプトで発見された「ファド266号」と呼ばれる「申命記」のパピルス写本(西暦前1世紀)やユダヤのナハル・ヘベルの洞窟で発見された「申命記」・「ヨナ書」・「ゼカリヤ書」の皮紙写本(西暦1世紀)などは、おのおの神の御名「YHWH」を最も古いヘブライ語文字で明記している。

ただイエスの最後の使徒たちが亡くなる西暦1世紀の末葉から2～3世紀にかけて、次第に「神の御名」である「テトラグラマトン」に改変がくわえられたり、削除され始めたりするようになる。「死海写本」のひとつであるクムラン第4洞窟で発見された「レビ記」のパピルス写本(西暦前1世紀)には三文字のギリシャ文字(IAO)が綴られるようになり、また「オクシリンクス・パピリ」登載の「創世記」の上皮紙写本(西暦3世紀)には「二つ並べたヘブライ語のヨード(Y)

名ではない。たとえて言うならば、「神」をあらわすヘブライ語の「エロヒーム」は『聖書』の神エホバにも、フィリスティア人の神ダゴンやアッシリア人の神ニスロクにも用いられる一般的な称号であり、またギリシャ語の「テオス」(神)も、エホバ神にも、ゼウスやヘルメスなどの異教の神々にも適用される称号である。であるからこそ、使徒パウロは『コリント第一の手紙』の8章4-6

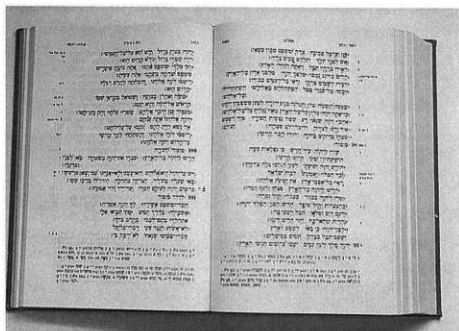


写真40 『ピブリア・ヘブライカ』に示された「神」の固有の聖名「エホバ」
[יהוה] (『詩篇』97~101篇 部分)

節で「多くの『神』や多くの『主』がいるとおり、天にであれ地にであれ『神』と呼ばれる者たちがいるとしても、わたしたちには父なるただひとりの神がおられ、この方からすべてのものが出ており、わたしたちはこの方のためにあるのです」と論じて、神のみ名を全地に遍く知らしめようとしたのである。『聖書』の述べる「唯一の神エホバ」と「他の神々」とを区別することは、きわめて肝要なことであり、神の固有のお名前である「エホバ」という聖名が『聖書』の中に実に7000回近くも出ているということ自体、この名が『聖書』の著者であられる「エホバ」神にとって如何に重要な御名であるかの証しでもある(写真40)。

当時、この「エホバ」なる御名の重要性に気づいていた学者のひとり、ウィリアム・ティンダルであり、彼は1530年に出版した最初の『五書』の英訳の中で、初めて「Jehovah」もしくは「lehouah」を登載し、訳注に「Jehovahは神のみ名である。さらに大文字のLORDという語のあるところでは(誤植でないかぎり)常に、ヘブライ語ではJehovahである」と論じている。そのほか1531年の『ドイツ語チューリヒ訳聖書』では「Jahwe」、1602年の『スペイン語バレーラ訳聖書』では「Jehova」、1611年の『英語ジェームズ王欽定訳聖書』では「Jehovah」が登載され、聖書の神の固有の御名が広く世に知られることになった。また「神の御名」は、一般的に『クリスチャン・ギリシャ語聖書』(『新約聖書』)の中で消去されがちであるが、既に14世紀にシェムトープ・ベン・イサーク・イブ・シャブルトによって、「マタイによる書」のヘブライ語訳が『試みを経た石』に取められたおりに、使徒マタイがテトラグラマトンの出てくる『ヘブライ語聖書』から引用する時はいつでも忠実に「エホバ」のお名前を『クリスチャン・ギリシャ語聖書』に起こしてくるという仕方でも「神のお名前」の復元に成功している。1599年にドイツのニュルンベルクにて刊行されたエリアス・フッター訳の『我らの主イエス・キリストの新約聖書』(『Novum Testamentum Domini Nostri Iesu Christi』)のヘブライ語訳なども、その系流に属する貴重な『聖書』のひとつである(今日でも、日本語の『舊約全書』初版本[1888]を初めてして『アメリカ標準訳聖書』[1901]・『新世界訳聖書』[1961]・『生きた英語による聖書』[1972])

などが、「神」の固有の御名「エホバ」を正しく訳出している。特に『新世界訳聖書』は『クリスチャン・ギリシャ語聖書』（『新約聖書』）部分において「神」の聖名「エホバ」を237箇所において復原することに成功しており、その訳は原語に忠実であるとともに、誰にでも理解しやすい訳となっており、多くの点で卓越している。

当時の日本人がイエズス会の宣教師たちの労苦によって伝えられた福音は、言わば「エホバなき福音」ではあったが、その制約された状況と禁令下の中で、彼らが「純粋に」、しかも「命を賭して」、「天地の創造主」デウスへの信仰を守りとおしたその生き方は、我々に大きな感動を与えずにはおかない。

第7節 千提寺・下音羽における吉利支丹遺物と信仰組織

最後にもうひとつ考えておきたい問題がある。それは千提寺・下音羽における「吉利支丹組織」の問題である。

千提寺・下音羽における「吉利支丹組織」に関する研究は、従来の研究がほとんど遺物中心のそれに傾斜していたために、その蓄積がきわめて稀薄な状況にあるというのが実情である。ただし数少ないこのような現況の中にあつて、この点に関する「歴史的」アプロウチとして、第3節の「研究史」の中でもふれたように、H・チースリク氏による「高山右近領の山間部におけるキリシタン―布教・司牧上の一考察―」（1976年）なる優れた論考がある。このチースリク氏の実証的研究にそつて、「北摂山間部」における「吉利支丹組織」の盛衰史を要約しておくこと、[1]高山飛騨守グリオとその息子右近ジュストがヴェレラ神父やロレンソ修道士らにより大和の沢城で受洗したのは永禄6年(1563)のこと、[2]天正7年(1579)には「中川氏年譜」が示すように高山右近の知行地の中に「忍頂寺五箇荘」（大岩、佐保、泉原、銭原、音羽から成る）を認めることができること、[3]天正9年(1581)に巡察師ヴァリニャーノが京阪地区を視察した時、右近領内にはすでに一万八千人のキリシタンたちが居て、二十箇所に礼拝所や小聖堂を有していたこと、[4]1584年1月2日付けの長崎発の「フロイスの書簡」が示すように、天正11年(1583)から忍頂寺を中心とする五箇荘で本格的な伝道が始まり（『イエズス会年報』は「さる八三年に、一人の神父がヴィセンテ修士と共にユストの支配下にある山間部のキリシタンを訪問し、約一か月間滞在したが、領民はデウスのことについて徹底的に教えられ、修道士の説教によって、充分に悟り、いっそう教えを喜ぶに至った。この訪問の際、更に二百三十余人が新たに洗礼を受けた。当地方にあった偶像を破壊したことはかなり多く、これまで尊崇されていたものがいまや台所の薪となり、また同じような他の用途に供された」と報告している）、それは天正13年(1585)までの三年間、本格的に実施されたこと、[5]天正13年(1585)の右近の明石への転封に伴い、当地は高槻領と同様、豊臣秀吉の直轄領となり、実質的には秀吉の右筆である安威了佐（1584年頃受洗；洗礼名はシメオン）の管理下におかれたこと、[6]伝道は大きな城下町の武士及び兵卒ばかりではなく、農夫や職人、婦女子や子供に対しても行われ、キリシタンになるかならないかは各人の自由選択とされたこと、[7]天正15年(1587)の秀吉による「伴天連追放令」以後の「弾圧下」にあつても1600年10月25日付けの長崎発の「ヴェレンティン・カルヴァリヨの書簡」が示すように、「山間部の信者団」はなおも司牧され、信仰を固く保持していたこと（この書簡には「この大坂の町から我らの会員は、キリシタンのいる種々の場所を訪問するために出かけた。特にむかしユスト右近殿の領地であつた『高槻の山間部』へ行つた。それは異教徒の領主の支配下にあるにもかかわらず、彼らは先年の大きな試練の最中でも、信仰をよく守り通し

てきた。キリシタンでなければ彼らは如何なる人をも自分の仲間に入れられない。彼らのほとんどは純朴な人で農業を営んでいるが、以前彼らの司教のごとき者であった或る坊主たちによって我らの聖なる教えに帰依するように説得された。そしてユスト右近殿の時代に改宗して以来、彼らは我らのことを極めてよく理解しているばかりでなく、その模範と権威によってあの地方のすべてのキリシタンたちを保持している。そして我が会員たちは常に彼らを訪問し、大いなる利益と慰めをもたらしている」と記されている)、そして〔8〕寛永14年(1637)の「鳥原の乱」以後、江戸幕府による「切支丹対策」は一段と強化され、それまでの弾圧は(キリシタンの多かった九州を除いて)そのほとんどが武士階級を対象としたものであったのに対し、今回は職人・農民・無宿人に至るまで厳しく取り締まられることになったこと、〔9〕特に大目付井上筑後守が在職中の二十年間(1639-1658)に集録した「吉利支丹搜索統計」なるものが備後福山藩士太田経方により『契利斯督記』としてまとめられたが、その中の明暦4年(1658)6月16日現在の「吉利支丹出で申す国所の覚」によれば「摂津国。板倉周防守領分。下音羽より宗門多く出で申候」とあり、以後、この地域においても「京都所司代」による居住民の「特別監視」や「キリシタン邪宗門の禁制と密告者の賞金が書かれた高札」を「橋詰、辻、庄屋屋敷などの要所に」立てるなどして(背景に江戸幕府による全国寺院への「宗門取締規則」の発令、仏僧による墓参・法事・仏式葬儀の確認と「寺請証文」の交付、「訴人」の制〔ばてれん：銀二百枚、いるまん：銀百枚、きりしたん門徒：銀五十枚または三十枚〕、「五人組」、「踏絵」、中国からの「漢文基督教書類の輸入の禁」などがあった)弾圧をいっそう強めたこと、〔10〕にもかかわらず「千提寺・下音羽の吉利支丹たち」は「人」の前には「潜伏吉利支丹」として、しかし「神」(デウス)の目の前においては「公然たる吉利支丹」として、その後もおおよそ260年以上の永き期間にわたって、「北摂の山間部」で、その熱い信仰を保持し続けていたことなどをみてきた次第である。

それでは、このような厳しく苛酷な「歴史的状況」の中で、彼らがこのように信仰を固く保つことができたその理由はいったい何だったのであろうか。

この問題を考えていくためには、直接踏み込んでいくことをしないで、慶応元年(1865)3月17日に同じく250年以上の潜伏期間を経て姿をあらわした「浦上吉利支丹」との比較によって考察していくのが、有効な方法であるように思われる。

先にとりあげた安政4年(1857)の長崎奉行岡部駿河守による「肥前国彼杵郡浦上村山里中野郷字長興道」在住の「潜伏吉利支丹百姓吉蔵に関する取調調書」の中には、彼ら吉利支丹の信仰を支え続けた「信仰組織」への言及がある。「口書」であるので、聞き取りをした役人による「誤解」や吉蔵自身の「誤伝」、あるいは「用語の転化」なども含まれるが、他に類例をみない貴重な史料であることに間違いないので、「吉利支丹の信仰組織」に焦点をあてつつ、この史料を読みこんでいきたいと思う。

注目すべき点としてこの「調書」には「惣頭」・「觸頭」・「聞役」の三者のことが記されている。「口書」自体は「右宗體に付き、祭日、日繰、種々の善悪等を申教へ候ものを惣頭、觸事等を取計ひ候を觸頭と唱へ、其場所々々に組合いたし、信仰の内より聞役と唱へ候もの右觸頭の手に付き、世話いたし候」、「毎年十一月冬至前後キンタに當り候日をナタリアと唱へ、ナタリアは出産と申す事の由、同日はリウス(デウス)誕生の日にて…格別の祝日と相立て、いづれもその前夜より伽と唱へ、佛前へ生魚酒等を相供へ、家中一同通夜、ガラスサ等三十三篇を一座と定め、二度又は三度程も唱候儀にて、飼牛有之候ものは米麦等相與へ、當日は猶又同様の備物をいたして相祝ひ、其外月に兩三度づつ茶講と唱へ、連中のもの共又は觸頭の宅へ會合いたし候へ共、大勢故其組々にて順を立て置き交る交る寄合ひ、

前同様ガラスサを唱へ候、「キンタに當候日より六十六日目をクハツタと唱へ、夫より日數四十六日の間を悲の内と申し、鳥獸の類は食用致さず相愼み、右日數相立候翌日を悦の日と唱へ、右は即ちハンタマルヤの祭りに付き、備物いたし觸頭共此もの宅へ打寄り讀經の上、酒食相催し、日繰の仕方は…七日づつ繰り、其日には鳥獸等食せざる日、悦び事、田畑蒔付等の用不用、種々の善悪有之候に付、右の次第七日目毎に觸頭ども此もの方へ承りに相越候、「右信仰連中の子は其親共より觸頭へ申聞え、ドメゴスと申す祝日を選び、此もの方へ連越させ、宗入と唱へ、佛前へ水を備へ、經文三篇相唱へ、右水に指先を濯ぎ、額に十文字を認め、右をホウチイスモの水と申して吞ませ、異名を付遣はし、其節玉子又は酒少々づつ差贈候ものも有之候へば申受け、毎年四季の土用中に一度づつ五穀豊饒、國土安全、報恩の祭事、雨乞並に流行の悪病除け、又は連中より頼まれ候願望祈念致し候」などと記されており、劣化は免れないものの、当時まで伝えられてきた「吉利支丹信仰」の「伝統的な儀礼や行事」およびその「吉利支丹組織」の中核となった「惣頭」・「觸頭」・「聞役」などの役割について具体的な言及をしている。

日屋根安定氏はこの点について解説を加え、『日本基督教史』(1949)の中で「浦上の潜伏信徒は、その信仰を確實に傳承するため、全村に御帳方一人が選出され、祝日表の曆を預かり、各年の主日と祝日とを調べて、これを信徒に傳えた。曆の繰り方は、春の彼岸の中日を『サンタ・マリヤの御告の祝日』と定め、その日から九箇月目に當つて、冬至前後の木曜日を『御身のナタラ』と稱し、基督降誕節である。ナタラから六十六日目の水曜日は『入り』と稱し、『悲しみの節』とも、『春の中』とも云う四旬節が始まった。各郷には御水方があり、生兒に洗禮を授ける外、土曜日毎に帳方へ行き、来週の祝日を聞取つて、これを聞役に告げ、字毎の聞役は祝日を家毎に傳へ歩いた。『入り』には断食するから、その前日は肉か鶏卵を食し、『悲しみの節』は肉食を断ち、『上り』の前三日後三日は、種蒔き、肥料を使うこと、裁縫を禁じた。『上り』には、肉食を為し、聖像を拝した」と説明されている。

また片岡千鶴子氏もその著「教会の再興」(1989)の中で「大浦天主堂から北に六kmほど離れたところに浦上があった。実はそこの農民たちが十六世紀のキリシタン時代から七世代二五〇年、信仰を伝えてきたキリシタンの子孫たちであった。厳しい弾圧の時代を通して信仰傳承をなし得た理由の一つは、『地下組織』を持ったことである。組織をつくったのは中野郷に住む孫右衛門で、十七世紀の半ばであった。浦上山里村には馬込、里、中野、本原、家野の五郷があったが、馬込を除く四つの郷が皆キリシタンであったので、組織はこの四つの郷を一つに結んで出来ていた。

先ず浦上山全体の最高指揮者を置いて『帳方』(惣領ともいう)と呼び、四つの郷に各々一人ずつ『水方』(触役)を置き、郷は七〜九余りの字に分かれていたので、字ごとに『聞役』を置いたのである。『帳方』は教会の曆(日繰りと呼んだ)を所持し、教理とオラシヨ(祈り)を傳承する。毎年、毎週の祝日を教会の曆によって決め、その意義と祈るべきオラシヨを『水方』に伝えると、『水方』はそれを『聞役』に伝え、『聞役』が一軒一軒の信徒に知らせるというしくみであった。『水方』は洗禮を授ける役目も合わせ持っていたところから生まれた名称である。250年という長い禁教と迫害の時代に、一人の司祭もいなく信仰を守り続けたことは、世界教会史の驚異とされるが、その秘密はこのような指導系統を持つ組織をつくり、洗禮が行われてキリシタンが現実に存在し、教理とオラシヨと教会曆が傳承されて、信仰生活が実践され続けてきたことによる」と述べている。

そして池田敏雄氏も、『キリシタンの精鋭—津和野乙女峠の受難者たち—』(1962)の中で、この片岡氏の論に先立ち、同様の「組織論」を展開し「帳方は村にひとりいて、日繰(パスチャン曆ともい

れる1634年の教会暦)や宗教書を所持し、毎年の主日と祝日とを繰り出し、教理や祈りを伝承して、これを水方に伝える。水方は各郷にひとりずついて、洗礼を授ける役目のほか、土曜日ごとに帳方の宅へ行き、来週の祝日や帳方の伝達事項を聞役伝える。聞役は各字にひとりずついて水方から伝達されたことを各戸に流し、字のなかの全戸を掌握していた」と述べている。

ではこれら「浦上」における「吉利支丹組織論」は、「千提寺・下音羽」における「吉利支丹組織論」を考察していく場合にも有効であろうか。わたくし自身は、きわめて大きな示唆を与える要素であろうと、高く評価している。なぜならば、これら「吉利支丹組織」は決して「地域自生的な、独自の発展方式を採る、無秩序な集合体」ではなく、ヴァリニャーノがその著『日本巡察記』の中でも描いているように、「ローマ教皇」を頂点とする、秩序だった「イエズス会」組織の、一定の「崇拜の方式」に則った、互いに共通性や類似性をもった「末端組織」のひとつであったからである。1534年にイグナチウス・ロヨラやフランシスコ・ザビエルらが発起人となり、パリの「モンマルトルでの誓願」により成立した「イエズス会」は、1540年に「ローマ教皇」パウロ三世により認可を受け、ローマの「イエズス会」を総本部として、まず「イエズス会総長」、そして「インド管区長」(日本および中国を含む)、「日本布教長」(日本イエズス会の長であり、後程昇格して副管区長とも呼ばれた;トルレスやカブラルが有名である)、「巡察師」等があり、その「日本布教長」の統轄下に「三教区」があり、その「教区長」として「地方長」である「下(肥前)教区長」・「豊後教区長」・「都教区長」らがおかれていた。鹿児島・平戸・山口・堺・京都、長崎・白杵・安土・高槻・大坂などに拠点があり、「教会」には司祭・修道士・修練士・回宿・従僕、聖祭・助祭・副助祭・侍者などが存在し、特に天正七年(1579)における「巡察使」ヴァリニャーノの到来以後は「コレジオ」(学林)・「セミナリオ」(修行所)・「ノビシャド」(修練所)などの教育機関が充実し、そして地域的諸問題を扱うために「白杵協議会」(1580)・「長崎協議会」(1581)・「安土協議会」(1581)などが開催され、機能したこともあった。そしてこれらの「拠点の教会」と結ばれて、地域地域にも大小さまざまな「吉利支丹共同体」が存在しており、ある場合には「城下町」を遠く離れた「山間部」にも司牧を受ける「信者団」があって、「村」・「郷」・「字」に至るまで、「帳方」・「水方」・「聞役」といったよく整備された組織を有して、「イエズス会的秩序」のもとに「信仰」を保持していた様子を確認することができるのである。さきほど見た「浦上吉利支丹」の「ナタル祭」や「四旬節」、「洗礼」儀式の手法や「七日目毎」のものごとの進め方と、「千提寺吉利支丹」に伝えられた「宗俗・口碑・祈禱文」の中で紹介した儀式内容との酷似なども、このことを示していると言えよう。

では、このように「日本イエズス会」の組織が、「汎日本的に」ほぼ秩序だった「等質構造」を有していたと仮定できるならば、「千提寺・下音羽における吉利支丹遺物」の「必ずしも等質とは言えないその分有もしくは保管の形態」は、何か「吉利支丹組織の構造」についての示唆を与えているのではないだろうかとの仮想に発展するのである。

「発見遺物各論」でも論じたように、本稿の叙述の「基本的姿勢」およびその「方法論」は「絵画なら絵画、彫刻なら彫刻、典籍なら典籍」というように『吉利支丹遺物』を『部門別』に扱うのではなく、『地区別』・『戸別』に分類整理し、その上で『戸別』における個々の一括関係がいったい何を示唆しているのかを「歴史学的」に探ることであった。

「千提寺」における a) 東藤次郎・中谷仙之助・中谷源之助・中谷栄太郎氏の各家、また「下音羽」における b) 大神金十郎・原田辰次郎・井上興平次氏の各家及び高雲寺、これらは皆「吉利支丹遺物」

の原初に発見された各家であり、発見後に遺物が相互間で移動したという事実は生じていない。その意味でこれらの「吉利支丹遺物」は「発見時の原初の分有形態」をそのまま残しており、「信仰組織」の考察に有益に素材を提供していると言える。

[1] まず「帳方」(惣頭)は「村にひとり」ということであり、「千提寺」は「清溪村」に、また「下音羽」は「見山村」に所属するので、a) グループにひとり、b) グループにひとりの「帳方」がいたことを想定する。

[2] 「帳方」は「日繰や宗教書を所持し、教理や祈りを伝承する」役割を有するので、「宗教書」である『どちりいなきりしたん』や『ぎやどべかどる』を唯一所持していた中谷仙之助家を、上述のa) グループの「帳方」と推定する。

[3] 「水方」(觸頭)は「各郷にひとりずついて」、「洗礼を授ける役目」のほか、「宗門に必要な儀式や祈禱」(ナタル祭・四旬節など)を行い、「七日目毎」に帳方の宅へ行き、来週の祝日や帳方の伝達事項を開役に伝える任務を負っていたことから、「銅版画天使讃仰図」全八枚(発見されているのは六枚)のうち、ただ「洗礼」の場面一枚だけを有し、且つ「吉利支丹抄物」と呼ばれる「御ミイサの拜み様并に観念の事」・「サンチシモ・サカラメントのラタニヤス(連禱)」・「一七日(セクンダヘリヤ:月曜、テルシヤヘリヤ:火曜、クワルタヘリヤ:水曜、キンタヘリヤ:木曜、セスタヘリヤ:金曜、サバト:土曜、ドミンゴ:日曜)に分くる最初のメチタサン(観念)の七ヶ条」などから成る「小型の手帳」の内容と保有に照らして、東藤次郎家がa) グループの「水方」ではなかったかと推定する。

[4] 「開役」は「各字にひとりずついて」、「水方から伝達されたことを各戸に流す」という役割を担っていたが、その主たる務めが「口頭伝達の経路」として奉仕するという役割であったために、特にこの役目の特徴づける物品を見いだすことは、あまり期待できない。もし仮に、現在までに見つかっている「千提寺の吉利支丹遺物」が、当時の「吉利支丹組織」の信仰祭具の全てであると断定できるならば、「イエズス会管区長」関連の聖遺物の一つである「ほろひんしあ断簡」を有していた中谷源之助家を、あるいはa) グループの「開役」の位置に据えて良いのかも知れない。後考を待ちたく思う。

以上に見てきたとおり、千提寺地区のa) グループにおいては、中谷仙之助家が「帳方」に、東藤次郎家が「水方」に、そして中谷源之助家が「開役」に繋がる可能性が高いことをみてきたのである。とは言え、この制度は必ずしも固定制ではなく、輪番制の可能性のあったことも付け加えておかなければならない。

では下音羽地区のb) グループについてはどうであろうか。

[5] 「日繰や宗教書」を所持しているところがないので「帳方」の同定は困難である。また「洗礼」に関する特徴的な祭具を有する家もないので「水方」の同定も困難である。あるいは一つの仮説として、秀れた「厨子入象牙彫キリスト磔刑像」を有する大神金十郎家の五枚の「銅版画天使讃仰図」(主禱・堅振・聖体・品級・婚姻)を「教義書」に読み替えてb) グループの「帳方」とみなし、また原田辰次郎家の「マリア十五玄義図」を千提寺の水方である東家の「マリア十五玄義図」と共通要素とみなして、原田家をb) グループの「水方」に、また井上家もしくは高雲寺を「開役」に当てはめることも可能ではあるかもしれないが、現在の資料が資料の全貌であるとは必ずしも言い難く、今後新しい資料が発見される可能性もあり、ここでは速断は避け、今後の調査に期待したいと思う。